

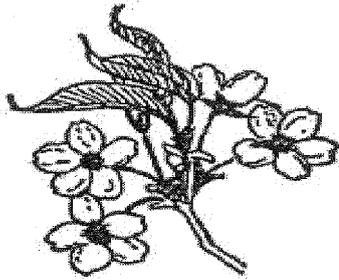
ねやがわ

# 市 政 概 要

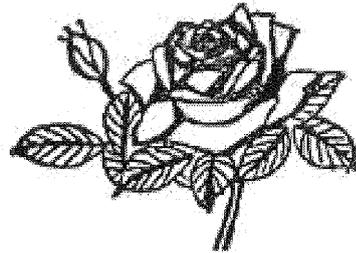
平成 28 年度版

寝屋川市議会事務局

市の木及び市の花 昭和43年4月選定



市の木 (さくら)



市の花 (ばら)

寝屋川市歌

作詞 市教育委員会  
作曲 高木 和夫

一. 生駒嶺は 紫匂い  
寝屋川の 流れ静かに  
遠き代の 夢呼ぶところ  
新らしき いらかは並び  
千町田の 稲もみのりて  
澁らつと 生命のびゆく  
寝屋川市 おお  
寝屋川 さかえあれ

二. 河内野に 地の利を占めて  
街空は 年にひろがり  
商工の 脈うつところ  
エンジンは 高らかに唸り  
店の灯は 明るくゆれて  
澁らつと 生命のびゆく  
寝屋川市 おお  
寝屋川 光あれ

三. 家々の 窓にさし来る  
朝あけの 光さやかに  
人の和の 花さくところ  
文教の 息吹豊かに  
すこやけき 自治の歩みに  
澁らつと 生命のびゆく  
寝屋川市 おお  
寝屋川 ほまれあれ

新寝屋川音頭

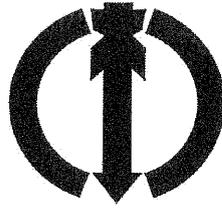
作詞 南口 繁信  
作曲 斎藤 正雄  
歌 金田 たつえ

一. ハアー  
生駒山から ほのぼの明けて  
みどりゆたかな 寝屋川市  
まつりばやしで 昔も今も  
町は絵になる 歌になる  
寝屋川音頭で 笑顔がふえて  
人の心も丸くなる ホントネ

二. ハアー  
人にきかれりや 日本一と  
胸を張ります 寝屋川市  
淀の流れに お化粧はいらぬ  
あの娘かわいや 豆しぼり  
寝屋川音頭で 笑顔がふえて  
人の心も丸くなる ホントネ

三. ハアー  
ここがいいねと お隣さんと  
住めば都の 寝屋川市  
街のネオンと 人情の花が  
咲いて明日へ 伸びる町  
寝屋川音頭で 笑顔がふえて  
人の心も丸くなる ホントネ

四. ハアー  
街を横切る 一号線に  
今日もにぎわう 寝屋川市  
いくら積んでもお金じゃ 買えぬ  
まつり広場の あで姿  
寝屋川音頭で 笑顔がふえて  
人の心も丸くなる ホントネ



## 市 章

↑ はネと矢、すなわち寝屋を示し、⓪は川を表しており、市名文字を図案化して収めたもので、寝屋川市が矢のように早く円滑に発展する意味を象徴したものです。

昭和26年5月3日制定

## 寝屋川市民憲章

昭和48年5月3日制定

### (前文)

わたくしたちは、河内平野にひろがり歴史と伝統をもつ寝屋川市の市民です。

わたくしたちは、明るく豊かに生きがいのあるまちをつくるために、日本国憲法の花神にしたい、その崇高な理想のもとにこの憲章を定めます。

これによつて、わたくしたち市民の自治精神が強化され、お互いの連帯意識が高められ、寝屋川市が急激な市街化による弊害から守られて、さらに繁栄することを、わたくしたちは期待します。

### (本文)

- 1 わたくしたちは、誇りと責任をもつて恒久の平和を愛し、寝屋川市を愛します。
- 1 わたくしたちは、教養をふかめ、教育と文化との香り高いまちづくりにつとめます。
- 1 わたくしたちは、お互いの人権を尊重し、よく話しあい、理解しあい、譲りあつてうるおいのあるまちづくりにつとめます。
- 1 わたくしたちは、老人を敬愛し、子どもを大切に、青少年がすこやかに夢と希望をのばしうる暖かいまちづくりにつとめます。
- 1 わたくしたちは、お互いに公共心をやしない、美しい緑と水をとりもどし、公害のない清潔なまちづくりにつとめます。

# 都 市 宣 言

## Neyagawa city's Declaration

### 交 通 安 全 都 市 宣 言

#### Declaration as "Traffic Safety City"

近年我が国産業経済界の急速な発展と国民生活の目覚しい向上は、誠によろこばしいことであるが、その一面これに伴う災害の発生は年とともに激増の段階をたどり、なかでも交通事故の発生は極度に甚だしく民心を恐怖と不安のどん底に陥れている現状である。当寝屋川市においても国道一号線、国道大阪四日市線、府道八尾枚方線等を帯し、近時脅威的な死傷事故発生を醸し、尊い人命の数々が路上の露と消え去つて、恰も交通地獄を思わせるものがあり、まことに憂慮に堪えないところである。

よつて、我々は交通事故の大半が人の作為に基因するものであることに鑑み、人命尊重と交通平和の精神に則り交通災害の絶滅と安全意識の高揚をはかるため、寝屋川市各界各層そろつて一丸とする市民運動の強力な推進が必要と確信する。

ここにおいて、道路施設並びに環境良化を推進するほか、市民また取締機関のみに委ねることなく個々の自覚と努力によつて交通道徳を涵養し市における各種組織体との連携いをはかり交通事故絶滅を期して市民及び通行者の安全を確保し、もつて都市建設に邁進すべく寝屋川市を交通安全都市と銘を打ち市民の総意を結集して強力な運動を展開するものである。

以上宣言する。

(昭和37年3月10日)

### 緑 化 推 進 都 市 宣 言

#### Declaration as "Tree-Loving City"

本市は、急激な人口増加にともなう土地開発により、緑地は破壊され、生活環境は、いちじるしく悪化している。

自然の保護、緑地の確保など緑のまちづくりは、市民の強い願望であり、市民生活にとり欠くことのできない重要な課題である。

ここにおいて、本市を自然の潤いのあるまちにするため、自然環境の保全と公園、緑地の整備、植樹、花壇など市民と市が一体となり、緑と花の美しい環境づくりに、あらゆる施策、方途を講じ、その実現を期し、ここに全市民とともに、寝屋川を「緑化推進都市」とすることを宣言する。

(昭和48年3月29日)

## 暴力排除都市宣言 Declaration as “City That Excludes Violence”

法秩序を無視した最近の一連の暴力事件は平穏な市民生活を脅かしており、これを断じて容認することはできません。

私達市民は、このような事態に直面し、今こそ警察の暴力団取締り活動に呼応し、正に民警一体の体制により暴力団追放に強力に取組み、もつて本市を明るく平和な街にするため、恒久的に次のことを実践し、暴力排除都市宣言をする。

- 1 小さな暴力を見逃さず、勇気をもつて積極的に警察に申告する。
- 2 暴力団の資金源となる行為に加わったり協力をしない。
- 3 暴力団追放に地域ぐるみで立ちあがる。
- 4 青少年を暴力団から守る。

(昭和52年9月30日)

## 非核平和都市宣言 Declaration as “Peaceful, Non-Nuclear City”

全世界の恒久平和は、人類共通の願望であり、市民の誇りと願いをこめた「寝屋川市民憲章」では日本国憲法の精神にしたがい、その崇高な理想のもとに恒久の平和を念願している。

我が国は、世界唯一の核被爆国として、核兵器廃絶と全面軍縮に積極的な役割を果たすべきであり、平和なくしては、自治の精神の下、明るく豊かに生きがいのあるまちづくりは保障されない。

よつて、寝屋川市は市民憲章の誇りと責任をもつて恒久の平和を愛する人びとの住むまちとして、あらゆる国の戦争と核兵器廃絶を求め、ここに「非核平和都市」を宣言する。

(昭和58年3月25日)

## 人権擁護都市宣言 Declaration as “City That Protects Human Rights”

我々は、基本的人権の尊重を柱とし、恒久の平和と民主的な社会の建設を目指して制定された日本国憲法において、基本的人権の享有を侵すことのできない永久の権利として保障されている。

そこで、本市は、基本的人権尊重を実現するため、寝屋川市民憲章を制定し、お互いの人権を尊重する精神を強調してきたところである。

しかし、近代文明の急激な進展は、一方においても、人権疎外と社会意識や道徳心の欠如をもたらし、基本的人権を侵害するという事象を生みだしている。

よつて、本市は、世界人権宣言35周年を契機に改めて基本的人権の大切さを認識し、それを擁護していく活動を進めることを確認し、人権尊重と自由・平和を守り、明るく住みよい寝屋川市を実現するため、ここに「人権擁護都市」とすることを宣言する。

(昭和58年10月5日)

## 長寿社会づくり都市宣言 Declaration as “Longevity City”

人類の夢である長寿がわが国では現実のものとなり、寝屋川市においても明るい長寿社会づくりが重要な課題となっています。

寝屋川市は、日本国憲法の本質にのっとり、国民の権利がすべての市民に等しく行きわたり、高齢者の社会参加と自立した生活が可能となるために、高齢者を敬愛し、世代間の連帯によって、よりよい市民社会をつくっていきます。

また、高齢者の高齢にともなう身体的、精神的、社会的な諸課題に対しては、健康で文化的な生活を営むことができるよう配慮を行っていくことが、市民の幸せと寝屋川市の発展に必要なことを確認します。

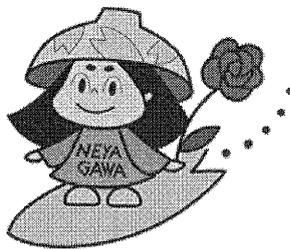
よって、高齢者が生きがいをもって暮らし、活躍できるまちづくりと、すべての市民が健やかな高齢期にそなえるための取り組みを、市政の重要な目標に掲げ、市民と共同して推進することを決意して、寝屋川市は、ここに「長寿社会づくり都市」を宣言します。

(平成5年9月15日)

### は ち か づ き ち ゃ ん

「鉢かづき」は、室町時代の「御伽草子」に収められた一編で、市域の寝屋付近を舞台とした話である。平成2年の「国際花と緑の博覧会」を契機に一般公募により、本市のマスコット・キャラクターとして決定されました。

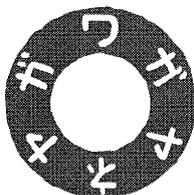
以来「はちかづきちゃん」として親しまれています。



### ワ ガ ヤ ネ ヤ ガ ワ

寝屋川市では、まちのイメージアップのためのキャンペーンロゴをつくりました。

『ワガヤネヤガワ』のネーミングは“みんなのまち”から“HOME”そして“わが家”へと連想するイメージであり、どちらから読んでも同じ語呂合わせとしています。



# 目 次

市 勢	
市の沿革	1
市の位置・地勢	2
人 口	
1. 人口・世帯数の推移	3
2. 年齢別人口	3
3. 人口動態	4
4. 産業別就業人口（国勢調査）	5
市議会の構成	
1. 議員数	6
2. 組織	6
3. 会議の開催状況	7
4. 議員名簿（議席順）	8
5. 議会構成一覧表	9
議会運営	
1. 定例会の招集回数及び時期	10
2. 一般・代表質問	10
3. 傍 聴	10
4. 本会議ロビー中継	10
5. 請願・陳情	10
議員報酬・費用弁償等	
1. 議員報酬	11
2. 政務活動費	11
3. 議会図書室	11
寝屋川市行政機構図	12
歴代三役	
1. 市長	14
2. 助役・副市長	14
3. 収入役	14
第五次総合計画の概要	
1. 計画の役割	15
2. 計画の構成と期間	15
3. 目指すべきまちの姿	15
4. まちづくりの大綱	15
行政評価	
1. 概要	18
2. 平成27年度実行シートⅢ（評価）	18
行財政改革	
1. 経 過	20
2. 行財政改革大綱（改訂版）	20
3. 改革・改善アクションプランの概要	20

広報・広聴	
1. 広報活動	23
2. 広聴活動	24
地域情報化	
1. オーパス・スポーツ施設情報システム	26
2. 寝屋川市情報化ビジョン	27
3. 寝屋川市情報化推進計画	27
4. 寝屋川市情報化推進方針	27
5. 庁内LANシステム	27
6. 地域公共ネットワーク基盤整備事業	28
7. 地域ポータルサイト「ねやがわ元気ねっと」	28
8. メールねやがわ	28
9. 内線IP電話網構築事業	29
10. 電子申請システム	29
11. 市民公開型地理情報システム	29
財 政	
1. 当初予算推移	30
2. 一般会計予算対前年度比較	30
3. 一般会計歳出予算性質別比較	31
4. 平成28年度一般会計当初予算款別構成図	32
5. 一般会計決算の推移	33
6. 市債の目的別償還状況及び現在高（一般会計）	34
7. 健全化判断比率及び資金不足比率の状況	34
8. 普通会計財政指数等の推移	34
9. 地方交付税の状況	34
市 庁 舎	
1. 概 要	35
2. 市庁舎管理経費	36
公 有 財 産	
1. 土地及び建物	36
2. 保有車両一覧	37
3. 公共施設等整備・再編計画（改訂版）	37
市 税	
1. 市税収入状況	39
2. 市税収納状況	40
3. 市民1人当たり市税負担額等年度別比較	40
4. 納税義務者の推移	41
5. 個人市民税の納税義務者及び調定額の構成	41
非 核 平 和	
1. 非核平和の推進	42
人 権 文 化	
1. 人権啓発の推進	42
2. 人権擁護の推進	42

男女共同参画	
1. 概要	43
2. 第4期ねやがわ男女共同参画プラン	43
3. 事業等	43
都市提携	45
地域協働の推進	
1. 概要	46
2. 地域協働の取組	46
3. 地域協働協議会の設立状況	46
住民自治	
1. 住民組織	48
2. 集会所施設整備及び維持促進補助	48
3. 地区集会所建設資金等融資あつせん事業	49
4. 市民公益活動災害補償制度	49
コミュニティ施設等	
1. 西北コミュニティセンター	50
2. 南コミュニティセンター	50
3. 東北コミュニティセンター	51
4. 西コミュニティセンター	51
5. 西南コミュニティセンター	52
6. 東コミュニティセンター	52
7. 南コミュニティセンター分館	53
8. ふれあいプラザ香里	53
9. 市民活動センター	54
10. 市民会館	55
社会を明るくする運動	
1. 概要	56
2. 事業内容	56
3. 社会を明るくする運動推進委員会	56
4. 具体的活動	57
消 防	
1. 管内の概況	58
2. 市予算と消防予算との比較	58
3. 市民1人当たり等の消防予算	58
4. 組 織	58
5. 消防職員	60
6. 現有車両	61
7. 消防水利状況	61
8. 消 防 団	62
防 災	
1. 地域防災計画	63
2. 防災体制の確立	64
3. 寝屋川市防災行政無線局	67
4. 自主防災組織の育成	68
5. 災害用物資の備蓄	68
6. 耐震性貯水槽の設置	68

情報提供	
1. 市民情報コーナー	71
2. 情報公開制度	71
3. 個人情報保護制度	72
契 約	
1. 登録業者	73
2. 契約状況	73
3. 契約事務の審査	73
人 事・研 修	
1. 職員数	74
2. 組織別職員数	74
3. 職員採用実績（新規採用）	75
4. 職員退職実績	75
5. 研修体系	76
6. 研修実績	77
福 利・厚 生	
1. 職員の福利厚生	79
給 与	
1. 給料・報酬	80
2. 旅費・費用弁償	82
選挙管理委員会	
1. 選挙人名簿定時登録者数	83
2. 有権者の推移	85
3. 各種選挙の記録（寝屋川市分）	85
4. 選挙党派別得票数（寝屋川市分）	86
戸 籍・住 民	
1. 各種登録数	87
2. 各種届出受理件数	87
3. 住民情報システム	88
4. 手数料	88
5. 各種証明書の取扱枚数	89
旅 券（パスポート）	
1. 概 要	90
2. 旅券申請・交付件数	90
住 居 表 示	
1. 住居表示整備事業	91
葬 儀・墓 地	
1. 市民葬儀	92
2. 火 葬 場	93
3. 公園墓地	94
国 民 年 金	
1. 被保険者数	96
2. 支給年金額	96
3. 国民年金給付状況	96
4. 基礎年金給付状況	97
5. 福祉年金給付状況	97

シティ・ステーション	
1. 概 要	98
2. 業務内容	99
3. 業務統計	100
農 業 振 興	
1. 現 況	102
2. 農業施策	102
農 業 委 員 会	
1. 農業委員の構成	105
2. 部会の構成	105
3. 農地調整委員会活動	105
4. 農政企画委員会活動	106
商 工 業 振 興	
1. 現 況	107
2. 寝屋川市産業別事業所数及び従業者数	107
3. 商工業振興対策	108
4. 大規模小売店舗数	110
5. 産業振興センター	110
消 費 生 活	
1. 概 要	112
2. 消費生活センター	112
ごみ 減 量 推 進	
1. 概 要	114
2. 基本方針	114
3. 主な事業	114
4. ごみ処理事業の沿革	117
環 境 政 策	
1. 公害苦情・陳情処理状況	118
2. 用途地域別公害発生状況	118
3. 対 策	119
4. 環境保全事業	120
5. 環境衛生事業	121
清 掃	
1. ごみ処理	122
2. 北河内4市リサイクルプラザ	125
3. し尿処理	125
健 康 増 進	
1. 予防接種実施事業	127
2. 母子保健事業	128
3. 成人保健事業	132
4. 門真スポーツセンタープール利用補助事業	135
5. 保健福祉センター診療所	135
6. 北河内夜間救急センター	136
国 民 健 康 保 険	
1. 国民健康保険特別会計予算の状況	137
2. 国民健康保険特別会計決算の状況	137

3.	保険料賦課方法	137
4.	保険料の軽減措置	138
5.	徴収方法	140
6.	収納状況	140
7.	国民健康保険運営協議会	140
8.	被保険者の推移（年間平均）	141
9.	給付内容	141
10.	療養給付費の給付状況	141
11.	その他の保険給付費	141
12.	人間ドック・脳ドック助成事業	142
13.	出産育児一時金	142
14.	特定健診・特定保健指導事業	143
医療費の助成制度		
1.	ひとり親家庭医療費助成制度	144
2.	老人医療費助成制度（一部負担金相当額等一部助成）	144
3.	障害者医療費助成制度	145
4.	子ども医療費助成制度	145
後期高齢者医療		
1.	後期高齢者医療特別会計予算の状況	147
2.	後期高齢者医療特別会計決算の状況	147
3.	保険料賦課方法	147
4.	保険料の軽減措置	148
5.	収納状況	148
6.	徴収方法別収納割合	149
7.	被保険者の推移	149
8.	給付内容	149
生活保護		
1.	概要	150
2.	生活保護状況	150
3.	扶助別保護状況	151
4.	保護世帯類型別構成比	151
5.	民生委員・児童委員	152
貸付制度		
1.	生活つなぎ資金貸付制度	154
生活困窮者自立支援		
1.	概要	155
高齢者福祉		
1.	概要	156
2.	高齢者人口の推移	156
3.	老人クラブ	156
4.	在宅福祉サービス	156
5.	生きがい対策	162
6.	施設福祉対策	164
介護保険		
1.	概要	165
2.	居宅サービス	165

3. 施設サービス	167
障害者(児)福祉	
1. 障害者自立支援制度	169
2. 障害者に対する長期的な計画	169
3. 障害者手帳交付状況	170
4. 特別障害者手当等支給状況	171
5. 自立支援給付事業	171
6. 地域生活支援事業	175
7. 在宅障害者施策事業	176
8. 療育・自立センター	177
9. 東障害福祉センター	180
10. 身体障害者福祉センター(総合センター内)	180
11. 知的障害者福祉センター(総合センター内)	181
12. 児童デイサービスセンター(どんぐり教室)	181
シルバー人材センター	
1. 概要	182
2. 事業実績	182
社会福祉協議会	183
公益財団法人寝屋川市保健福祉公社	
1. 概要	193
2. 事業内容	193
児童・母子福祉	
1. 保育所などの利用基準	201
2. 保育所・認定こども園	201
3. 階層別保育所児童数	203
4. 保育料	204
5. 各種手当制度	206
6. こども相談(総合センター内)	207
7. こどもセンター	207
8. その他の地域子育て支援拠点	208
都市計画	
1. 用途地域等の指定状況	209
2. 地区計画の指定状況	210
3. 都市計画道路の計画決定状況	210
4. 都市計画公園等の計画決定状況	210
5. 市街地開発事業	211
開発指導	
1. 開発に関する指導要綱	212
2. 開発許可等の申請件数	212
3. 開発審査会	212
4. 寝屋川市景観条例	213
建築指導	
1. 建築確認	214
2. 建築審査会	214
3. 違反建築	215
4. 耐震診断・耐震改修	215

5. 長期優良住宅	216
6. 建設リサイクル法	216
密集住宅地区整備	
1. 密集住宅地区整備事業	217
公的賃貸住宅	
1. 市営住宅	220
2. 府営住宅	220
3. 大阪府住宅供給公社	221
4. 独立行政法人 都市再生機構	221
道 路	
1. 市 道	222
2. 道路掘削占用件数	222
3. 寝屋川市道路線認定基準（内規）	223
4. 寝屋川市私道舗装規則（抜粋）	223
5. 私道舗装実績	224
6. 道路明示	224
7. 都市計画道路事業	224
公 園 緑 地	
1. 都市計画公園・開設	226
2. その他の都市公園	227
3. 暫定使用公園	227
4. 公園整備計画	228
5. 緑道整備計画	228
6. 緑化推進事業	228
7. ちびっこ老人憩いの広場	228
8. テニスコート	228
9. 市民グラウンド	229
交通安全対策	
1. 交通事故の推移	230
2. 交通安全対策主要施策	230
3. 放置自転車対策	230
4. 自転車駐車場整備状況（公営）	231
5. 自転車の駅	233
6. 交通安全施設	233
公 共 下 水 道	
1. 公共下水道事業の経過	234
2. 計 画	234
3. 水洗便所改造資金融資あっせん制度及び助成金制度	234
4. 受益者負担金	235
5. 下水道使用料	236
6. 下水道事業会計決算	236
7. 河川の一覧	237
寝屋川北部流域下水道	238
水 道	
1. 沿 革	239
2. 水道事業会計決算	239

3. 施設位置図	240
4. 給配水の状況	241
5. 配水量の内訳	241
6. 給配水量	242
7. 用途別給水量及び料金収入	243
8. 加入金	243
9. 水道料金	244
学校教育	
1. 学校数	245
2. 児童・生徒数等の推移	245
3. 教育費児童生徒1人当たりの市負担経費	245
4. 中学校卒業者の進路	246
5. 高等学校進学状況(全日制)	246
6. 学校施設一覧	247
7. 学校給食	249
8. 学校保健	249
9. 就学奨励	250
人権教育	254
教育研修センター	
1. 施設概要	255
2. 事業概要	255
社会教育	
社会教育の重点目標	
青少年の健全育成を推進する	
《地域教育コミュニティの基盤整備》	
1. 地域教育	257
《青少年リーダーの組織化》	
1. 子どもの居場所づくり(放課後子ども教室)への支援	258
2. 放課後校庭開放事業	258
3. CAP(子どもへの暴力防止)プログラム	258
4. 青少年の健全育成を推進する事業	258
5. 青少年リーダー育成事業	258
《留守家庭児童会の運営》	
1. 留守家庭児童会	259
《青少年健全育成団体との協働》	
1. 青少年指導員会	260
生涯学習を充実する	
《学習活動の充実》	
1. 社会教育委員会議	261
2. 各種事業	261
3. 中央公民館	262
4. 教育センター	263
5. 学び館	263
6. エスポアール	264
《図書館の充実》	
1. 図書館	265

《家庭教育の支援》	
1. 家庭教育推進事業	268
《関係機関・団体との協働》	
1. 社会教育関係団体	268
文化の振興を図る	
《文化・芸術活動の促進》	
1. 文化振興条例と文化振興会議	269
2. 文化事業	269
《文化の鑑賞などの機会の充実》	
1. 地域交流センター（アルカスホール）	270
2. 池の里市民交流センター	271
《文化財の収集・保存及び公開・活用》	
1. 文化財	272
2. 寝屋川市立埋蔵文化財資料館	274
3. 太秦高塚古墳公園	274
《地域文化資源の活用》	
1. ネットワークサイン・ルート環境整備	274
2. 新寝屋川八景の周知・活用	274
スポーツ活動を推進する	
《スポーツ指導者の養成・活用》	
1. スポーツ指導者の育成と活用	275
2. 社会体育団体	275
《施設の整備・充実》	
1. 市民体育館	276
2. 野外活動センター	277
3. 淀川河川グラウンド	277
《スポーツ・レクリエーション活動の充実》	
1. 大会及び行事	278
2. スポーツ教室	278
《学校体育施設などの開放》	
1. 一般開放スポーツ施設	278
官公署と施設一覧表	279

## 市の沿革

寝屋川市は、昭和26年5月3日、大阪府内で16番目の市として誕生しました。昭和36年には水本村と合併し、昭和41年に一部が大東市に編入されて、現在の寝屋川市域となりました。

戦後の経済復興が始まると、市域では昭和30年代後半から人口の増加が始まり、高度経済成長期には、大阪へ勤務する人たちの手頃な住居地として、また、整備されてきた道路交通網を利用した企業の工業用地として利用され、昭和50年には人口25万人を突破するなど住宅都市として大きく変貌を遂げました。その後、人口は、少子高齢化の進展、人口減少の到来などにより、平成7年の26万人をピークに減少に転じ、平成27年からは23万人台で推移しています。また、老年人口が増加するなど高齢化は急速に進んでいます。

このように本市を取り巻く社会環境が大きく変化する中、平成12年度には、地方分権一括法が施行され、平成13年4月から特例市（平成27年4月からは施行時特例市）に移行するなどにより、まちづくりや生活環境等に関する権限が移譲されたことで、地域の特性をいかした個性あふれるまちづくりを自らの責任で行えるようになりました。

平成20年4月には、自治の基本的な理念や原則を定めた「寝屋川市みんなのまち基本条例」を施行し、市民の方がまちづくりの主役であることを基本に、市民、議会及び行政がそれぞれの役割と責務を果たしながら、市政の様々な分野で協働のまちづくりを推進しています。

平成23年度から第五次寝屋川市総合計画がスタートし、まちに住み、働き、学ぶ市民の力をまちづくりに結集し、みんなが誇れる住みよいまちの実現に向け、取組を進めています。

さらに、平成25年8月には、市民の本市への愛着や誇りを高め、本市の知名度の更なる向上を図ることを目的に「寝屋川市ふるさと大使」制度を創設し、同年10月には、本市出身で大相撲力士の豪栄道豪太郎氏が就任しました。

平成27年度には、人口減少に積極的に対応するため、寝屋川市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、住みたい、住み続けたいと思っただけのまちをつくるため、まち・ひと・しごと創生に関する施策・事業を推進しています。

## 市の位置・地勢

寝屋川市は、大阪府の東北部、淀川左岸に位置し、大阪市域の中心から約 15 km、京都市域の中心から約 35 kmの距離にある。

寝屋川市の東部は交野市、西部は淀川を境として高槻市・摂津市に接し、南部は守口市・門真市・大東市及び四條畷市に、北部は枚方市に隣接し、北河内地域の中心部に位置している。

寝屋川市の地勢は、東部丘陵地帯と西部平坦地帯の二つに大別される。

東部丘陵地帯は、生駒山系の一部を成し、海拔 50m前後で、最高点は石宝殿古墳周辺で約 109.6mである。一方、西部平坦部は、主として沖積層から成る海拔 2～3mの平地となっている。

### 寝屋川市の中心位置

(市役所庁舎位置)

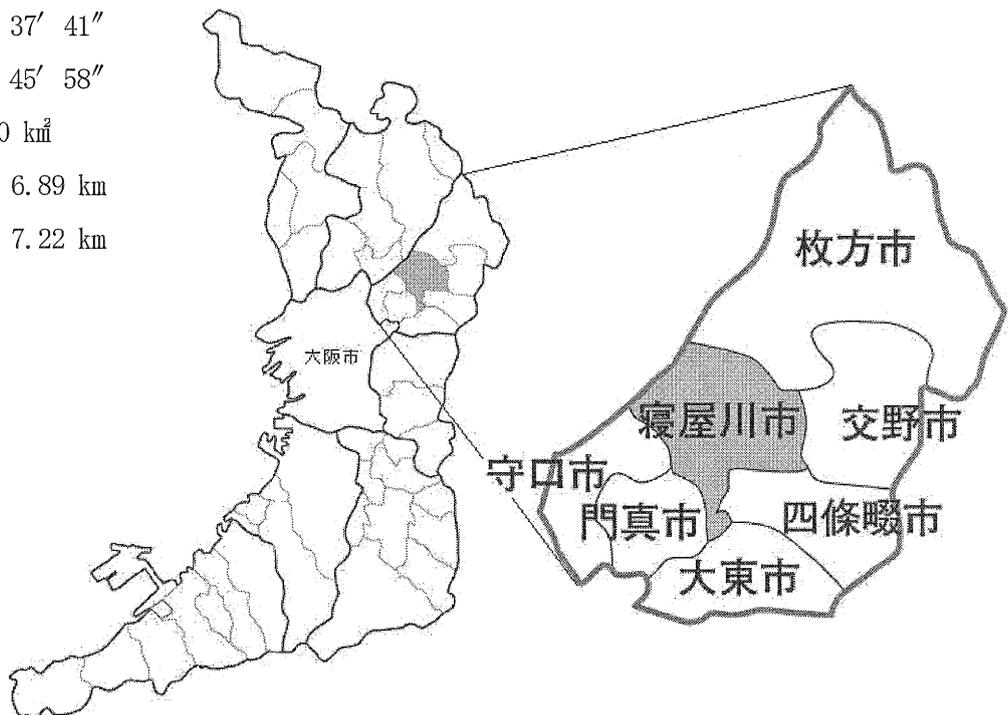
東 経 135 ° 37' 41"

北 緯 34 ° 45' 58"

面 積 24.70 km<sup>2</sup>

広 ぼう 東西 6.89 km

南北 7.22 km



# 人 口

## 1. 人口・世帯数の推移

(各年10月1日現在)

年次	面積 (km <sup>2</sup> )	世帯数	人 口 (人)			人口密度 (1km <sup>2</sup> 当たり)	摘 要
			総 数	男	女		
昭和30年	20.72	7,297	34,211	16,855	17,356	1,651	第8回国勢調査
35	20.72	10,980	45,633	22,714	22,919	2,202	第9回国勢調査
40	24.01	31,810	113,576	59,068	54,508	4,730	第10回国勢調査
45	24.00	62,336	206,961	106,430	100,531	8,623	第11回国勢調査
50	24.00	79,835	254,311	129,285	125,026	10,596	第12回国勢調査
55	24.00	83,701	255,859	129,369	126,490	10,661	第13回国勢調査
60	24.00	85,369	258,228	130,254	127,974	10,760	第14回国勢調査
平成2年	24.73	88,396	256,524	128,553	127,971	10,373	第15回国勢調査
7	24.73	94,345	258,443	129,136	129,307	10,451	第16回国勢調査
12	24.73	95,313	250,806	123,918	126,888	10,142	第17回国勢調査
17	24.73	95,896	241,816	118,593	123,223	9,778	第18回国勢調査
22	24.73	99,178	238,204	116,132	122,072	9,632	第19回国勢調査
23	24.73	107,456	242,921	118,602	124,319	9,823	
24	24.73	107,575	242,766	118,349	124,417	9,817	
25	24.73	107,926	241,571	117,723	123,848	9,768	
26	24.73	108,474	240,829	117,197	123,632	9,738	
27	24.70	108,853	239,594	116,426	123,168	9,700	
28	24.70	109,155	237,762	115,423	122,339	9,626	

## 2. 年齢別人口

(平成28年10月1日現在)

区分 年齢	男	女	計	構 成	区分 年齢	男	女	計	構 成
0～4	4,668	4,497	9,165	3.85%	60～64	6,686	7,054	13,740	5.78%
5～9	4,998	4,716	9,714	4.09%	65～69	9,475	11,292	20,767	8.73%
10～14	5,294	5,012	10,306	4.33%	70～74	7,532	9,234	16,766	7.05%
15～19	6,043	5,731	11,774	4.95%	75～79	6,326	7,613	13,939	5.86%
20～24	5,869	5,722	11,591	4.88%	80～84	3,733	5,103	8,836	3.72%
25～29	5,590	5,531	11,121	4.68%	85～89	1,500	2,710	4,210	1.77%
30～34	6,288	6,137	12,425	5.23%	90～94	433	1,308	1,741	0.73%
35～39	7,250	7,274	14,524	6.11%	95～99	72	402	474	0.20%
40～44	10,112	9,713	19,825	8.34%	100～	8	85	93	0.04%
45～49	9,774	9,616	19,390	8.15%	年齢不詳	1	0	1	0.00%
50～54	7,519	7,412	14,931	6.28%					
55～59	6,252	6,177	12,429	5.23%	計	115,423	122,339	237,762	100%

平均年齢 46.60歳

### 3. 人口動態

(人)

年次	自然動態			社会動態			合計
	出生数	死亡数	増減	転入数	転出数	増減	
平成元年	2,553	1,212	1,341	13,880	16,071	△ 2,191	△ 850
2	2,606	1,266	1,340	13,842	15,258	△ 1,416	△ 76
3	2,531	1,297	1,234	14,374	14,906	△ 532	702
4	2,688	1,358	1,330	13,658	14,538	△ 880	450
5	2,564	1,375	1,189	13,256	15,101	△ 1,845	△ 656
6	2,739	1,303	1,436	14,639	15,832	△ 1,193	243
7	2,662	1,444	1,218	15,706	15,902	△ 196	1,022
8	2,763	1,374	1,389	13,703	15,737	△ 2,034	△ 645
9	2,763	1,411	1,352	12,884	15,129	△ 2,245	△ 893
10	2,725	1,588	1,137	11,474	14,846	△ 3,372	△ 2,235
11	2,702	1,597	1,105	11,756	14,465	△ 2,709	△ 1,604
12	2,642	1,577	1,065	12,017	14,019	△ 2,002	△ 937
13	2,516	1,559	957	11,106	13,695	△ 2,589	△ 1,632
14	2,402	1,638	764	11,233	12,976	△ 1,743	△ 979
15	2,310	1,667	643	10,167	12,652	△ 2,485	△ 1,842
16	2,145	1,731	414	9,636	11,550	△ 1,914	△ 1,500
17	1,974	1,785	189	8,803	11,178	△ 2,375	△ 2,186
18	2,046	1,825	221	7,906	9,413	△ 1,507	△ 1,286
19	1,930	1,845	85	9,114	9,761	△ 647	△ 562
20	2,027	1,918	109	9,235	9,642	△ 407	△ 298
21	1,982	1,969	13	9,183	9,411	△ 228	△ 215
22	1,964	2,069	△ 105	8,847	9,084	△ 237	△ 342
23	2,049	2,093	△ 44	9,063	8,552	511	467
24	2,059	2,120	△ 61	8,358	8,211	147	86
25	1,908	2,061	△ 153	7,488	8,640	△ 1,152	△ 1,305
26	1,871	2,162	△ 291	7,949	8,320	△ 371	△ 662
27	1,889	2,184	△ 295	7,520	8,732	△ 1,212	△ 1,507

4. 産業別就業人口（国勢調査）

（注）数字の単位未満は四捨五入

区分		年別	平成 22 年度		平成 17 年度※	
			就業人口 (人)	構成比 (%)	就業人口 (人)	構成比 (%)
第一次産業	農業・林業		276	0.3	481	0.4
	漁業		2	0.0	0	0.0
	小計		278	0.3	481	0.4
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業		2	0.0	0	0.0
	建設業		9,476	9.0	12,558	11.2
	製造業		16,639	15.9	19,852	17.7
	小計		26,117	24.9	32,410	28.9
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業		439	0.4	455	0.4
	情報通信業		2,616	2.5	2,327	2.1
	運輸、郵便業		7,216	6.9	7,904	7.1
	卸売、小売業		17,756	16.9	20,125	18.0
	金融、保険業		2,540	2.4	2,847	2.5
	不動産業、物品賃貸業		2,384	2.3	2,886	2.6
	学術研究、専門・技術サービス業		2,791	2.7	3,081	2.8
	宿泊、飲食サービス業		6,079	5.8	6,635	5.9
	生活関連サービス業、娯楽業		3,906	3.7	4,576	4.1
	教育、学習支援業		3,855	3.7	3,796	3.4
	医療、福祉		10,608	10.1	9,087	8.1
	複合サービス事業		342	0.3	806	0.7
	サービス業(ほかに分類されないもの)		7,001	6.7	8,581	7.7
	公務(他に分類されるものを除く)		3,322	3.2	3,354	3.0
	小計		70,855	67.6	76,460	68.3
分類不能の産業			7,570	7.2	2,665	2.4
総計			104,820	100.0	112,016	100.0

※産業分類【平成 19 年 11 月改定】により算出

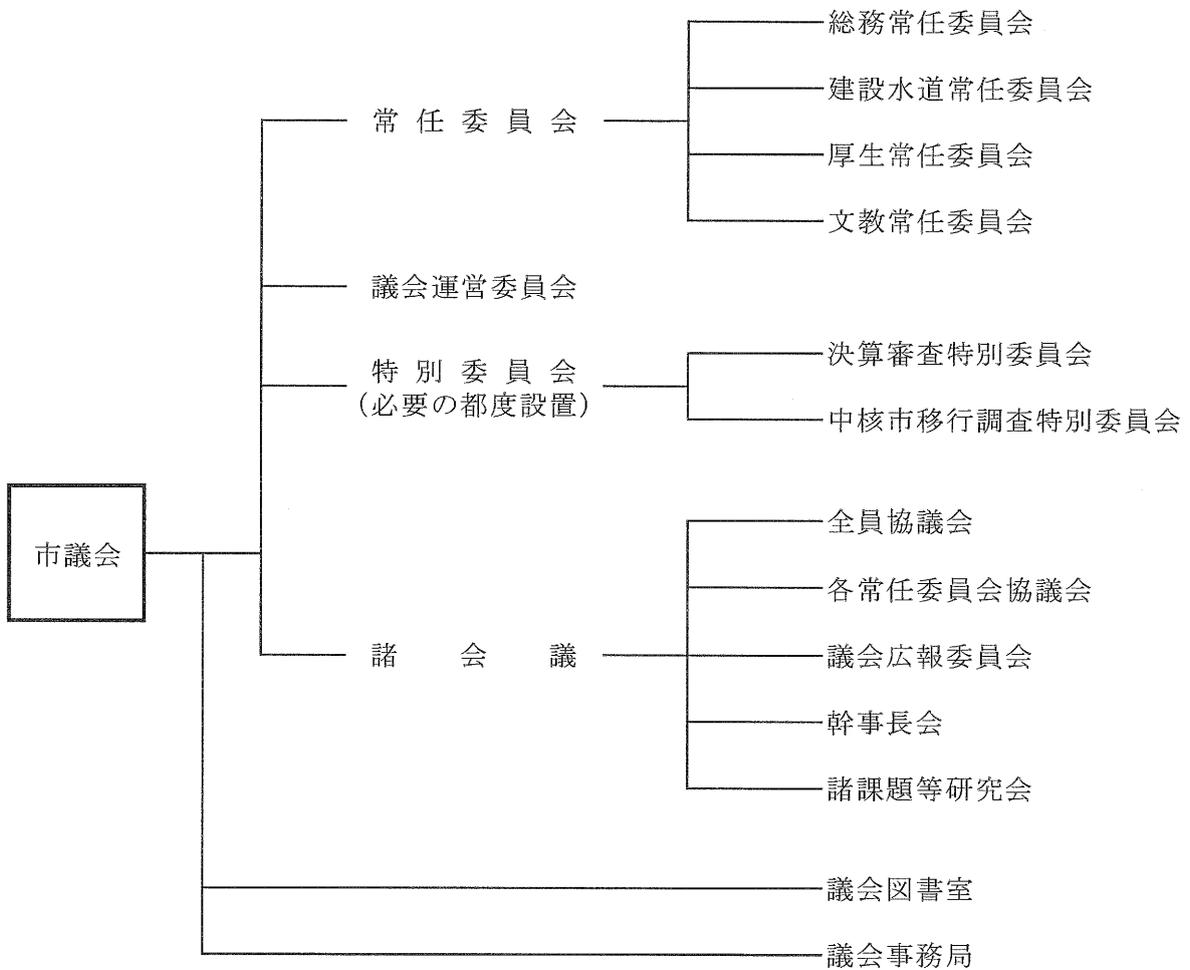
# 市 議 会

## 1. 議 員 数

定数 27人      現員数 27人 (平成28年11月1日現在)

## 2. 組 織

(平成28年11月1日現在)



### 3. 会議の開催状況

会議名		年度	平成27年度			平成26年度		
			回数	実時間	延時間	回数	実時間	延時間
本 会 議			22	52:53	84:14	21	55:16	88:30
常 任 委 員 会	総 務		6	20:11	24:54	6	8:30	9:53
	建 設 水 道		6	14:32	17:06	6	19:58	23:24
	厚 生		6	19:36	22:23	6	18:39	22:44
	文 教		6	9:04	10:25	5	10:38	13:15
委 員 会 協 議 会	総 務		1	2:05	2:05	2	2:40	2:40
	建 設 水 道		1	1:03	1:03	2	2:31	2:31
	厚 生		1	1:35	1:35	2	2:02	2:07
	文 教		1	0:41	0:41	2	2:00	2:00
議 会 運 営 委 員 会			18	5:29	5:29	17	6:01	6:01
決 算 審 査 特 別 委 員 会			4	19:50	24:29	5	25:29	31:52
全 員 協 議 会			1	0:44	0:44	—	—	—
幹 事 長 会			15	—	—	15	—	—
議 会 広 報 委 員 会			10	—	—	9	—	—
諸 課 題 等 研 究 会			9	—	—	—	—	—

### 3. 議員名簿（議席順）

（平成 28 年 12 月 1 日現在）

議席 番号	氏 名	住 所	電 話	生年月日	党派等	当 選
1	石本絵梨菜	太秦元町9番2号	090-8937-1934	S58. 8. 20	日本共産党	1
2	前川 奈緒	萱島東二丁目16番11号	090-1025-7503	S52. 2. 8	日本共産党	1
3	馬場 才	美井元町15番11号	(837)7222	S46. 1. 18	無所属	1
4	坂光 勇哉	池田旭町24番7-205号	080-3111-0635	S58. 11. 9	大阪維新の会	1
5	中川 健	三井が丘一丁目4番8-206号	080-5305-3479	S63. 6. 15	大阪維新の会	1
6	元橋 理浩	中神田町9番11号	090-3350-7015	S44. 8. 2	大阪維新の会	1
7	金子 英生	太秦桜が丘1番18号	(821)5774	S46. 1. 22	自由民主党	1
8	森本雄一郎	清水町32番18-204号	(888)3085	S48. 11. 3	無所属	1
9	高見 雄介	上神田一丁目44番27号	(828)0814	S46. 10. 3	公明党	1
10	西田 昌美	石津中町30番3号	090-9713-3588	S33. 10. 26	日本共産党	1
11	太田 徹	高柳二丁目49番2号	(826)1664	S43. 6. 20	日本共産党	3
12	井川 晃一	成田東町6番7号	(842)3500	S57. 8. 30	無所属	2
13	杉本 健太	香里新町12番3号	080-1468-7842	S55. 3. 19	大阪維新の会	2
14	池 真一	木田町13番11号	(828)2669	S54. 11. 20	自由民主党	3
15	廣岡 芳樹	高宮一丁目12番16号	(821)4657	S29. 5. 10	無所属	3
16	岡 由美	田井町33番33号	(831)8700	S42. 5. 5	公明党	2
17	村上 順一	南水苑町5番12号	(811)0205	S42. 2. 2	公明党	2
18	池添 義春	高柳五丁目3番1号	(839)4171	S33. 7. 11	公明党	3
19	中林 和江	宝町4番33号	090-3944-8385	S31. 5. 28	日本共産党	6
20	松本 順一	黒原橘町7番12号	(828)2792	S30. 11. 18	民進党	4
21	板東 敬治	大利元町16番7号	(826)6822	S40. 10. 22	民進党	4
22	北川 光昭	対馬江東町6番1号	(838)5811	S31. 12. 15	自由民主党	4
23	山崎 菊雄	若葉町34番10号	(829)1900	S24. 5. 12	無所属	4
24	北川 健治	仁和寺本町二丁目4番8号	(827)6820	S23. 9. 26	自由民主党	4
25	住田 利博	仁和寺本町四丁目10番22号	(828)5422	S29. 9. 10	公明党	4
26	梶本 孝志	打上高塚町1番3-128号	(825)2190	S30. 2. 9	公明党	5
27	野々下重夫	豊野町15番33号	(823)5988	S28. 12. 9	公明党	6

### 4. 会派別議員数

（平成 28 年 12 月 1 日現在）

会派名	公 明 党 市 会 議 員 団	新風ねやがわ 議 員 団	日 本 共 産 党 市 会 議 員 団	大 阪 維 新 の 会 議 員 団	新 生 ね や が わ ク ラ ブ 議 員 団
議員数	7	7	5	4	4

## 5. 議会構成一覧表

(平成28年12月1日現在)

議長	北川 光昭
副議長	住田 利博
監査委員	廣岡 芳樹

委員会名	委員長	副委員長	委員
総務常任委員会	井川 晃一	太田 徹	住田 利博・野々下重夫・北川 光昭・山崎 菊雄 杉本 健太
建設水道常任委員会	村上 順一	坂光 勇哉	梶本 孝志・金子 英生・廣岡 芳樹・中林 和江 松本 順一
厚生常任委員会	池添 義春	石本絵梨菜	高見 雄介・森本雄一郎・前川 奈緒・元橋 理浩 板東 敬治
文教常任委員会	北川 健治	岡 由美	池 真一・西田 昌美・中川 健・馬場 才
議会運営委員会	梶本 孝志	北川 健治	池添 義春・野々下重夫・廣岡 芳樹・山崎 菊雄 太田 徹・中林 和江・杉本 健太・板東 敬治
決算審査特別委員会	梶本 孝志	池 真一	池添 義春・高見 雄介・森本雄一郎・太田 徹 西田 昌美・坂光 勇哉・板東 敬治
中核市移行調査特別委員会	池添 義春	廣岡 芳樹	岡 由美・村上 順一・池 真一・北川 健治 太田 徹・中林 和江・中川 健・元橋 理浩 井川 晃一・板東 敬治
議会広報委員会	北川 光昭	住田 利博	高見 雄介・森本雄一郎・前川 奈緒・坂光 勇哉 板東 敬治

研究会名	会長	副会長	会員
諸課題等研究会	山崎 菊雄	高見 雄介	野々下重夫・森本雄一郎・中林 和江・西田 昌美 坂光 勇哉・元橋 理浩・馬場 才・松本 順一

## 6. 議会運営

### (1) 定例会の招集回数及び時期

定例会は毎年4回とし、3月、6月、9月及び12月に招集するのを常例とする。

### (2) 一般質問・代表質問

項目	一般質問	代表質問
実施時期	6月、9月、12月定例会	3月定例会
所要日数	3日間	2日間
質問時間	1人40分以内（質問のみ） 再質問は、40分の持ち時間のうち 10分間の範囲内	1人15分×会派人数（質問のみ） 再質問は、持ち時間のうち「3分× 会派人数」の範囲内
質問者数	制限なし	1会派1人
質問順位	抽選	多数会派順
質問回数	制限なし	制限なし
通告期限	一般質問日のおおむね7日前の 午後1時まで	代表質問日のおおむね7日前の 午後1時まで

### (3) 傍聴

区分	内容	一般傍聴人	報道関係者
本会議	会議当日、所定の場所で、自己の住所・氏名を傍聴人受付簿に記入し、傍聴券の交付を受けて傍聴する。 (定員58人・内車椅子2人分)		会議当日、所定の場所で、傍聴章の交付を受けて傍聴する。
委員会		委員長の許可制	

### (4) 本会議ロビー中継

平成25年3月定例会から、開かれた議会運営の推進に資することを目的として、寝屋川市役所本庁舎ロビーにおいて、本会議のテレビ中継放送を実施している。

### (5) 本会議録画配信

平成28年3月定例会から、動画共有サービス「YouTube（ユーチューブ）」を利用して、本会議の録画映像を配信している。

### (6) 請願・陳情

#### ○請願の処理

請願文書の配布とともに、所管の常任委員会に付託する。

#### ○陳情の処理

会議前に処理した陳情は本会議初日に、会期中に受理した陳情は本会議最終日に、諸般の報告として、他の報告事件と併せて要約を文書配布する。

## 7. 議員報酬

適用年月日	平成 26 年 8 月 1 日	平成 24 年 10 月 1 日	平成 24 年 4 月 1 日	平成 10 年 4 月 1 日
議 長	745,000 円	700,000 円	730,000 円	750,000 円
副 議 長	705,000 円	660,000 円	690,000 円	710,000 円
常任委員長	670,000 円	625,000 円	655,000 円	675,000 円
常任副委員長	665,000 円	620,000 円	650,000 円	670,000 円
議 員	660,000 円	615,000 円	645,000 円	665,000 円

※平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 7 月 31 日までの間、寝屋川市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例により、議員報酬の暫定的な減額を行った。

## 8. 政務活動費

(平成 27 年 4 月 1 日から適用)

会 派 (所属議員が 2 人以上の場合)	所属議員数×45,000 円 (月額) 交付
会派に属するものの議員個人 として政務活動費の交付を受ける議員	45,000 円 (月額) 交付
会派に属さない議員	

※平成 27 年 3 月 31 日以前、70,000 円 (月額)。

## 9. 議会図書室

### (1) 面積

41.09 m<sup>2</sup>

### (2) 蔵書数

1,542 冊 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

# 寝屋川市行政機構図

15部16室50課

平成28年7月1日現在

部	室	課・園等	主な事務		
市長  久本副市長 経営企画部、財務部、人・ふれあい部、総務部、市民生活部、環境部、健康部、福祉部、子ども部及び会計室に属する事務(会計事務を除く。)並びに監査委員、公平委員会、農業委員会及び選挙管理委員会の事務局の職員に補助執行させている事務並びに固定資産評価審査委員会及び議会事務局に係る予算執行に関する事務  戸上副市長 まち政策部、まち建設部及び上下水道局に属する事務並びに教育委員会の事務局の職員に補助執行させている事務	経営企画部	市長室	秘書、渉外、市長の資産公開及び有功者表彰等		
		企画政策課	特命事項及び重要事項の企画及び総合調整、行政評価制度、総合計画並びに行財政改革		
			中核市調査課	中核市への移行に係る調査及び総合調整	
			情報化推進課	情報化の推進及び電子計算処理組織	
	広報広聴課		広報発行、広聴及び市民相談		
	財務部	税務室	財政課	予算の編成及び執行の管理	
			資産活用課	公有財産、庁舎管理及び市有自動車の管理	
			市民税課	市民税及び府民税の賦課、市税及び府民税に関する証明書の交付	
			固定資産税課	固定資産税の賦課、固定資産の調査評価、固定資産税に関する証明書の交付	
			納税課	市税等の徴収及び収納、納税証明書の交付	
	人・ふれあい部	滞納債権整理回収室		滞納債権の整理回収、助言、指導、調査、研究及び総合調整に関すること	
		人権文化課	男女共同参画推進センター	人権施策、人権啓発、男女共同参画施策及び人権擁護委員 男女共同参画社会の形成を総合的に推進するための拠点施設	
			市民活動振興室		市民活動等の支援育成、住民自治活動の育成、市民活動センター、市民会館、コミュニティセンター、都市交流及び社会を明るくする運動の推進
		ふれあいプラザ香里		市民に交流の場を提供する施設	
	総務部	危機管理室		危機管理、防災、消防及び防犯	
		総務課	議事、文書管理、法規、事務改善、組織、個人情報保護、情報公開、情報提供及び統計		
			契約課	契約事務の指導、入札、契約の締結、物品の調達及び工事検査	
	人事室		人事管理、職員研修その他人材育成、労務管理、職員の給与、公務災害等		
	市民生活部	市民課	市民課	住民基本台帳、印鑑登録、戸籍、住居表示、市民葬儀、公園墓地、国民年金及び一般旅券の発給	
			シティ・ステーション(ねやがわ、香里園、萱島、西、東)	地域相談、住民異動等に伴う諸手続、各種証明書の交付等	
		産業振興室		農業及び商工業の振興、貸農園、森林、事業者育成、労働福祉、産業振興センター	
		消費生活センター		市民の消費生活の安定及び向上に寄与するための施設、計量	
	環境部	環境総務課		ごみの減量・資源化施策の策定、推進	
		環境推進課		環境政策、公害防止その他環境の保全、大登録・狂犬病予防接種、薬剤散布及び害虫駆除	
		グリーン業務課		ごみの収集運搬業務(臨時ごみ、犬猫死体の処理を含む)	
		グリーン施設課		焼却施設及びごみ処理施設管理	
		緑風園		し尿の収集運搬業務及び緑風園施設の管理	
	ごみ処理施設建設室		ごみ処理施設の建設		
	健康部	健康推進室		健康管理施策、成人の予防接種、成人保健、特定健診、特定保健指導、感染症、保健福祉センター診療所、食育推進、保健所の設置に係る連絡調整	
		保険事業室		国民健康保険、後期高齢者医療、医療費の助成	
	福祉部	福祉総務課	地域福祉計画の推進、民生委員、戦没者追悼行事、社会福祉法人の設立認可等、指定居宅サービス事業者等・指定障害福祉サービス事業者等の指定・指導監督、社会福祉施設の指導監督、総合福祉センター、保健福祉センター		
			生活保護、生活困窮者の自立支援、生活つなぎ資金及び行旅病人等		
		高齢介護室	高齢者福祉施策、介護保険及び高齢者福祉センター(中央、西)		
			高齢者福祉センター(東、太秦)	高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための施設	
	子ども部	障害福祉課	障害者福祉施策、障害者に対する介護給付費、訓練等給付費、自立支援医療費の支給等、すばる・北斗福祉作業所、大谷の里		
			障害者からの相談に応じるなど障害者の福祉の向上に資するための施設		
			子どもを守る課		児童福祉施策の企画・調整、子ども・子育て支援事業計画の推進、子どもに関する相談、いじめ防止対策、児童虐待の防止、児童手当・児童扶養手当
			子育て支援課		子育て支援、母子保健、子どもの予防接種、あかつき園・ひばり園
	まち政策部	子どもセンター	子育て支援を総合的に推進する拠点施設		
			保育課		保育の実施、施設型給付費等の支給、私立保育所等の運営助成、認可外保育施設からの届出
			市立保育所		さくら、たんぼぼ、さつき、さざんか、コスモス、あざみ
			都市計画室		まちづくりの重要政策の総合調整、都市計画、立地適正化計画、住宅政策、駅周辺整備計画、密集住宅地区の住環境整備
	まち建設部	まちづくり事業推進室		まちづくりに関する事業、土地区画整理事業等、市営住宅	
		まちづくり指導課		建築確認、開発指導、都市景観等	
		高架事業課		連続立体交差事業	
		建築営繕課		市有建築物及び付帯設備の設計等	
	水・みどり室	道路交通課		市道の管理、私道の舗装及び市域境界、交通安全対策、めいわく駐車不法駐車自転車対策及び自転車駐車場等	
		自転車の駅		自転車の安全利用に関する意識の向上及び地域交流の推進に資するための施設	
		道路建設課		都市計画街路事業、道路等の新設等の施工等及び道路政策	
	水・みどり室		公園の管理、公園等の設計施工及び緑化事業、河川等の管理、総合治水対策及び浸水対策		

# 寝屋川市行政機構図

15部16室50課

平成28年7月1日現在

		部	室	課・園等	主な事務
	上下水道事業管理者	上下水道局		会計室	会計管理者の権限に属する事務及び資金計画
				経営総務課	上下水道局の人事管理、予算の編成、庁舎管理等
				業務課	水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金の徴収等
				工務課	導水・送配水管の整備、漏水防止、下水道施設の整備
				浄水課	浄水処理、受水、水質検査等
市議会		議会事務局		議会の会議、市政の調査及び資料の収集、人事管理	
監査委員			監査事務局	監査委員が行う監査、検査及び審査	
公平委員会			公平委員会事務局	措置要求、不利益処分に対する不服申立ての審査手続及び職員団体登録	
農業委員会			農業委員会事務局	農地法に基づく届出、農地の利用関係の調整、所有権の移転及び転用	
選挙管理委員会			選挙管理委員会事務局	選挙及び投票の管理、委員会の会議	
固定資産評価審査委員会				固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定	
教育委員会	教育長	学校教育部		教育政策総務課	教育行政の重要施策の企画・総合調整、教育委員会の会議、教育委員会事務局の人事管理、就学援助
				施設給食課	学校園施設の修繕及び学校給食の企画
				学務課	児童・生徒の転出入、教職員の人事、学校保健の企画、通学安全、幼稚園運営
				教育指導課	学校園教育・人権教育の計画及び指導助言、教職員の研修
				教育研修センター	教職員研修、教育に関する研究成果の普及、教育相談
				市立小学校	東、西、南、北、第五、成美、明和、池田、中央、啓明、三井、木屋、木田、神田、堀溝、田井、桜、点野、和光、国松緑丘、楠根、梅が丘、宇谷、石津
				市立中学校	第一、第二、第三、第四、第五、第六、第七、第八、第九、第十、友呂岐、中木田
			市立幼稚園	北、中央、南、神田、啓明	
		社会教育部		社会教育課	生涯学習の推進、社会教育施策の進行管理、成人教育施策、エスポアール、中央公民館、学び館
				文化スポーツ室	文化芸術振興、文化財の収集等、池の里市民交流センター、体育館等の体育・スポーツ施設、野外活動センター、地域交流センター、体育・スポーツ事業の推進
				埋蔵文化財資料館	寝屋川市に關係する埋蔵文化財等の資料を収集、保管、展示をする施設
				中央図書館	図書館に係る企画及び運営、読書会等の開催、移動図書館、市史、市民ギャラリー
				東図書館(分館)	図書館の分館に係る企画及び運営
				駅前図書館(分館)	図書館の分館に係る企画及び運営
				青少年課	地域教育、家庭教育、留守家庭児童会、青少年リーダー、青少年相談、青少年健全育成団体、成人式

# 歴 代 三 役

## 1. 市 長

氏 名	就任年月日	退任年月日
白 井 幾 太 郎	昭和 26 年 5 月 3 日	昭和 30 年 4 月 30 日
平 井 義 雄	昭和 30 年 5 月 1 日	昭和 34 年 4 月 30 日
柏 原 眞 次	昭和 34 年 5 月 1 日	昭和 45 年 11 月 1 日
北 川 義 男	昭和 45 年 12 月 13 日	昭和 58 年 4 月 16 日
西 川 忠 博	昭和 58 年 5 月 29 日	平成 7 年 5 月 28 日
高 橋 茂	平成 7 年 5 月 29 日	平成 11 年 5 月 28 日
馬 場 好 弘	平成 11 年 5 月 29 日	平成 27 年 5 月 28 日
北 川 法 夫	平成 27 年 5 月 29 日	

## 2. 助 役・副 市 長

氏 名	就任年月日	退任年月日
角 樋 吉 次	S 26. 5. 3	S 26. 5. 23
小 中 義 一	26. 5. 3	30. 3. 31
柏 原 眞 次	26. 6. 1	30. 5. 12
木 下 良 一	30. 6. 1	34. 3. 10
金 藤 伝	34. 6. 20	42. 6. 19
北 川 義 男	41. 7. 28	45. 11. 16
中 東 三 男 造	45. 1. 27	49. 1. 26
中 西 健 藏	46. 2. 20	49. 3. 29
吉 川 正 造	49. 2. 15	57. 2. 14
江 田 直 介	49. 4. 1	51. 3. 31
中 島 三 博	51. 4. 20	54. 4. 19
西 川 忠 博	54. 5. 17	58. 5. 16
田 村 庄 一	57. 2. 15	61. 2. 14
乾 勤	58. 6. 17	62. 6. 16
高 橋 茂	62. 6. 19	H 6. 12. 6
近 石 登 規 雄	62. 11. 3	2. 1. 31
入 江 力 生	H 3. 10. 1	7. 9. 30
土 井 培 男	7. 7. 7	11. 7. 6
西 村 信 之	7. 10. 1	11. 9. 30
林 尚 彦	11. 7. 7	15. 7. 6
田 川 良 廣	11. 10. 1	15. 9. 30
中 西 勝 行	15. 7. 7	27. 7. 6
太 田 潤	15. 10. 1	27. 6. 18
久 本 歩	27. 6. 20	
戸 上 拓 也	27. 10. 1	

## 3. 収 入 役

氏 名	就任年月日	退任年月日
松 本 堅 治	S 26. 5. 3	S 26. 6. 16
角 樋 吉 次	26. 6. 20	29. 3. 25
三 島 惣 太 郎	29. 3. 26	49. 3. 25
中 西 健 藏	49. 3. 30	54. 3. 31
宮 川 三 夫	54. 5. 17	58. 5. 16
竹 井 修	58. 6. 17	62. 6. 16
入 江 力 生	62. 6. 19	H 3. 9. 30
田 中 幸 雄	H 3. 10. 1	7. 9. 30
藪 田 勉	7. 10. 1	11. 9. 30
西 村 伊 一 郎	11. 10. 1	15. 9. 30
吉 岡 國 夫	15. 10. 1	19. 9. 30

※ 地方自治法改正に伴い、平成 19 年 10 月 1 日より「収入役」を廃止している。

※ 地方自治法改正に伴い、平成 19 年 4 月 1 日付けで「助役」は廃止され、「副市長」が設置されている。

# 第五次総合計画の概要

## 1. 計画の役割

### (1) まちづくりの指針

まちづくりを進めていく際に、市民と行政が共有すべき指針となるものである。

### (2) 行政運営の指針

今後を展望した総合的かつ計画的な行政運営の指針であり、自治経営における最上位計画となるものである。

## 2. 計画の構成と期間

### (1) 構成

計画は、基本構想、基本計画、実行シートで構成されている。

#### ① 基本構想

寝屋川市の将来の目標やそれを実現するためのまちづくりの大綱を示すもので、計画期間を10年とする。

#### ② 基本計画

基本構想に基づいて実施していく具体的な施策の内容を明らかにしたもので、基本構想の10年を見据えつつ、前期5年、後期5年の計画とする。

#### ③ 実行シート

基本計画に基づいて実施していく具体的な取組を示すもので、毎年作成する。

### (2) 計画期間

平成23年度（2011年度）～平成32年度（2020年度）

## 3. 目指すべきまちの姿

本市が将来にわたって活力ある社会を維持するため、「命を守る」ことを市政の基本として、「子どもを守る」「街を守る」「生活（くらし）を守る」という視点から市政改革に取り組むとともに、市民ニーズに即した行政サービスの充実を図り、「笑顔が広がるまち 寝屋川」を目指していく。

## 4. まちづくりの大綱

どのようなまちづくりを進めるかを分野別に示す「まちづくりの方向」と、どのようにしてまちづくりを進めるかを示す「市政運営の方向」に基づき、目指すべきまちの姿を実現していく。

### (1) まちづくりの方向

#### ア 安全で安心できるまちづくり

- ・災害に強いまちの実現
- ・治水対策の促進

- ・危機管理体制の充実
- ・犯罪のないまちづくりの推進
- イ 健康でいきいき暮らせるまちづくり
  - ・平和を希求し人権が尊重されるまちの実現
  - ・男女がともにいきいきと暮らせるまちの実現
  - ・健康づくりの推進
  - ・地域でともに支えあうしくみの充実
  - ・高齢者の社会参加と自立支援の推進
  - ・障害のある人が自立した生活を営む環境の整備
  - ・子育てしやすい環境の整備
  - ・安心できる環境衛生の確保
- ウ 夢を育む学びのまちづくり
  - ・就学前教育の充実
  - ・学ぶ力の育成
  - ・教育環境の整備・充実
  - ・青少年の健全育成の推進
  - ・生涯学習の充実
  - ・文化の振興
  - ・スポーツ活動の推進
  - ・国内外の交流の推進
- エ 快適でうるおいのあるまちづくり
  - ・計画的なまちづくりの推進
  - ・良好な住宅・住環境の創出
  - ・四駅周辺のまちづくりの推進
  - ・安全で安定した上下水道サービスの提供
  - ・利便性の高い快適なまちの実現
  - ・水とみどり豊かなまちの実現
- オ 環境を守り育てるまちづくり
  - ・環境に配慮したまちづくりの推進
  - ・ごみの減量・資源化の推進
  - ・廃棄物の適正な処理
- カ 活力あふれるにぎわいのまちづくり
  - ・地域産業の活性化の推進
  - ・商業の振興
  - ・工業の振興
  - ・農業の振興
  - ・消費者保護の推進
  - ・市域の労働力の活用の推進

(2) 市政運営の方向

ア 市民が主役のまちづくり

- ・コミュニティの活性化と協働の推進
- ・情報発信の充実
- ・市民ニーズの把握

イ 将来を見据えた自治経営

- ・健全な財政運営
- ・効率的な行政運営
- ・市民サービスの充実

# 行政評価

## 1. 概要

市が実施する全部門の事務事業を対象に、一定の基準や分かりやすい指標を用いて評価し、その必要性や効率性、成果などについて検証し、行政活動の継続的な改善・改革につなげ、市民サービスの向上を図っていくため、行政評価に取り組んでいる。

平成13年度から平成22年度までの第四次寝屋川市総合計画の計画期間には、「施策のチャレンジ」「仕事のチャレンジ」という名称で、行政評価を実施してきた。

第五次寝屋川市総合計画がスタートした平成23年度からは、取組の成果がより明確になるよう、「実行シート」を活用し、効率的かつ効果的な行政運営に取り組んでいる。

## 2. 取組の概要

### 【平成27年度実行シートⅢ（評価）】

第五次総合計画前期基本計画の施策に位置付ける372取組を対象に、「実行シートⅢ（評価）」による総合評価等を行った。

### ① 総合評価

「市関与の妥当性」

対象（顧客）へのサービス提供の観点からみて、その公共性について評価を行った。

評価基準	取組数	割合
A) 税金を使う必要がある	370	99%
B) 税金以外の方法も考えられる、又は税金を使う可能性は低い	2	1%

「効率性」

成果を維持しつつ、実施手順の簡素化や時間短縮などの効率化が図れているかについて評価を行った。

評価基準	取組数	割合
A) 成果を維持し、手段、手法の見直しを行っている	370	99%
B) 手段、手法が適切でない	2	1%

「有効性」

取組の実施により得られた成果が、取組目標の達成につながるものであるかについて評価を行った。

評価基準	取組数	割合
A) 取組項目の成果により、取組目標の達成に向かっている	367	99%
B) 取組目標の達成に向かっていない	5	1%

「優先度」

必要性や緊急性が高く、優先的に実施すべき取組であるかについて評価を行った。

評価基準	取組数	割合
A) 優先的に実施すべき事業である	370	99%
B) 事業を実施する優先度が低い	2	1%

「市民参画度」

取組の立案、手法において市民の意見が反映されているか、また、取組の実施において市民参加の機会が確保され、分かりやすい情報提供に努めているか等について、取組の企画段階、実施段階に分けて評価を行った。

企画段階（取組の立案に市民の意見を反映しているか。）

評価基準	取組数	割合
A) 可能な限り市民参加に努めている	94	25%
B) 市民参加に努めているが、更に市民参加を進める余地がある	44	12%
C) ごく一部に限り市民参加で行っている	19	5%
D) 市民参加の制度を設けていない	3	1%
E) 市民参加はなじまない	212	57%

実施段階（取組の実施を市民と一緒にやっているか。）

評価基準	取組数	割合
A) 可能な限り市民参加に努めている	83	22%
B) 市民参加に努めているが、更に市民参加を進める余地がある	52	14%
C) ごく一部に限り市民参加で行っている	18	5%
D) 市民参加の制度を設けていない	2	1%
E) 市民参加はなじまない	217	58%

② 今後の方向性

評価基準	取組数	割合
・拡大	59	15.9%
・現状のまま継続	275	73.9%
・見直しのうえで継続	23	6.2%
・取組を統廃合のうえ継続	6	1.6%
・縮小	1	0.3%
・廃止	6	1.6%
・完了	2	0.5%

# 行 財 政 改 革

## 1. 経 過

平成 12 年 5 月	行財政改革大綱（平成 12 年度～21 年度）策定
平成 12 年 7 月	行財政改革第 1 期実施計画（平成 12 年度～16 年度）策定 （※第 1 期実施計画は 15 年度で終了）
平成 16 年 2 月	行財政改革第 2 期実施計画（平成 16 年度～18 年度）策定
平成 18 年 7 月	行財政改革市民懇談会意見具申
平成 19 年 2 月	行財政改革第 3 期実施計画（平成 19 年度～21 年度）策定
平成 20 年 1 月	行財政改革第 3 期実施計画【改訂版】（平成 19 年度～21 年度）策定
平成 21 年 7 月	行財政改革大綱（改訂版）策定
平成 22 年 3 月	事務事業改善計画（平成 22 年度～26 年度）策定 新アウトソーシング計画（平成 22 年度～26 年度）策定
平成 27 年 2 月	改革・改善アクションプラン（平成 27 年度～）策定

## 2. 行財政改革大綱（改訂版）

- 基本目標 ① 簡素で効率的な行財政システムの構築  
② 市民参画の推進と行政の公正・透明性の向上

## 3. 改革・改善アクションプランの概要

- (1) 計画期間 平成 27 年度から当面 5 年間  
(2) 取組項目数 31 項目

	平成 27 年度
取組項目数	31
財政効果額	156,882 千円

### <取組項目名>

- 組織力の強化
  - ・ 事務権限の拡大
  - ・ 市民の声の情報共有
  - ・ あらゆる財源の活用の推進（国・府補助金等情報の共有）
  - ・ 危機管理体制の強化
  - ・ 組織機構等の見直し
  - ・ 職員数の適正化
  - ・ 職員の意識改革と人材育成制度の充実
  - ・ 男女が活躍できる組織づくり
- 事務事業の見直し
  - ・ 社会保障・税番号制度の活用
  - ・ 受益者負担の適正化
  - ・ 庁内会議での ICT 機器の活用
  - ・ 事務改善運動の推進

- ・ 家庭ごみ収集運搬業務の委託の拡大
- ・ 公立保育所の民営化の推進
- ・ 小学校給食調理業務の委託の拡大
- ・ 図書館運営での民間活力の活用
- ・ ICTを活用した蔵書管理システムの導入
- 歳入の確保
  - ・ 寝屋川市みんなのまちづくり支援自動販売機の推進
  - ・ 広告掲載事業の推進
  - ・ 不用物品（事務備品等）の売却
  - ・ 市税の徴収率の向上
  - ・ 国民健康保険料の収納率の向上
  - ・ 保育所保育料の徴収率の向上
  - ・ 介護保険料の徴収率の向上
- 歳出の抑制
  - ・ 物件費の抑制
  - ・ 経常収支比率の改善
  - ・ 市債の適正管理
  - ・ 公共施設等の総合管理
- 市民との協働、市民相互の協働、地域協働
  - ・ 地域協働の推進
  - ・ （仮称）公園花壇の植栽サポーター制度の導入
  - ・ （仮称）道路維持管理サポーター制度の導入

(参考)

○ 行財政改革第1期実施計画から第3期実施計画までの取組実績等

実施計画	第1期 (平成12～15年度)	第2期 (平成16～18年度)	第3期 (平成19～21年度)	合計
実施完了数	134	123	74	331
財政効果額	7,826,332千円	7,996,558千円	4,434,585千円	20,257,475千円

○ 事務事業改善計画・新アウトソーシング計画取組実績等

	事務事業改善計画 (平成22～26年度)	新アウトソーシング計画 (平成22～26年度)
実施完了数	34	11
財政効果額	874,800千円	2,834,422千円

## ○ 職員数の推移

(単位：人)

年 度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
職員数	2,229	2,159	2,087	2,007	1,910	1,841	1,752	1,669
削減数	—	△70	△72	△80	△97	△69	△89	△83

H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
1,598	1,492	1,413	1,330	1,274	1,215	1,168	1,136	1,096
△71	△106	△79	△83	△56	△59	△47	△32	△40

各年度4月1日現在の職員数

※再任用職員等を含まない。

# 広 報 ・ 広 聴

市政への市民参加を図るため、広報活動や市民の声を聴く広聴活動を積極的に行っている。

市民と市政のパイプ役として「広報ねやがわ」「ホームページ」「動画配信」などにより一層の各種情報発信を推進するとともに、満足度の高い市政の推進を目指して市民ニーズの把握に取り組んでいる。

また、市民の日常生活における不安や悩みの解消を図るため、各種相談事業などを実施している。

## 1. 広報活動

### (1) 定期刊行物

平成 28 年 5 月号から「広報ねやがわ」を全面リニューアル（A 4 判カラー刷り・冊子型、月 1 回発行）し、掲載内容の充実を図っている。

（平成 27 年度実績）

刊 行 物	内 容	
広報ねやがわ	毎月 2 回発行（年 24 回）、タブロイド判 4 ページ（カラー） 1 回 8 ページ（2 色刷り） 1 回 12 ページ（2 色刷り） 15 回 16 ページ（2 色刷り） 7 回	① 発行部数 1 回平均 107,950 部 ② 経費 23,468,442 円 ③ 配布先 市民及び関係機関
点字広報	広報ねやがわ（25 回） B 5 判 15,000 字	① 発行部数 1 回 30 部 ② 経費 507,200 円 ③ 配布先 視覚障害者（希望者）
声の広報	広報ねやがわ（25 回）のデジタイ化 CD	① 発行部数 1 回 55 部 ② 経費 687,882 円 ③ 配布先 視覚障害者（希望者）

※ 平成 27 年 11 月 15 日号から、スマートフォンなどで使えるアプリ「i 広報紙」を導入。  
現在は「マチイロ」に名称変更。

### (2) 市ホームページ（平成 11 年 1 月開設）

平成 25 年 11 月に市ホームページを全面リニューアルし、高齢者や障害者を始め誰もが閲覧しやすく、検索しやすい媒体となるよう、デザインの一変、検索機能の充実を行うとともに、スマートフォンサイトや市公式 Facebook（フェイスブック）を開設し、利用者層の拡大も図っている。

また、基本的な日本語を理解できる外国人住民などを対象に、市ホームページで発信している緊急性の高い情報について、平易な日本語表現である「やさしい日本語」での情報発信を平成 27 年 1 月から開始した。

（トップページアクセス数）

平成 27 年度	1,015,182 件	月平均	84,599 件
平成 26 年度	990,268 件	月平均	82,522 件
平成 25 年度	828,343 件	月平均	69,029 件

### (3) 動画配信

市政情報や市の魅力を映像と音声でより分かりやすく提供するため、市職員が撮影・編集を行った動画コンテンツを動画投稿サイトYouTube（ユーチューブ）を活用し、配信している。

(配信本数・再生回数)

平成27年度	32本・11,741回
平成26年度	39本・18,767回
平成25年度	34本・15,570回

### (4) ねやがわ発「出前講座」

市民が知りたい・聞きたい・学びたい内容について、市の職員が伺って話をし、生涯学習に生かすことを目的として、平成13年度から実施している。

平成27年度実績	延べ開催数	129回	延べ受講者数	4,294人
平成26年度実績	延べ開催数	126回	延べ受講者数	4,154人
平成25年度実績	延べ開催数	152回	延べ受講者数	4,770人

## 2. 広聴活動

### (1) 陳情・要望

市民や各種団体等から出された、市政についての陳情・要望を受理し、関係部課と連絡調整を行っている。

平成27年度実績	受付	431通（うち 電子メール 406通）
平成26年度実績	受付	313通（うち 電子メール 298通）
平成25年度実績	受付	258通（うち 電子メール 233通）

### (2) 広聴ボックス

市役所玄関ホール、総合センター、4シティ・ステーションの6か所に広聴ボックスを設置し、市民から出された意見を市政運営の参考にしている。

平成27年度実績	受付	182通
平成26年度実績	受付	176通
平成25年度実績	受付	160通

### (3) 施設見学会

市の施設などの見学を通じて、市民に市政についての理解と認識を深めてもらうことを目的として実施している。

平成27年度実績	3団体、参加者	51人
平成26年度実績	1団体、参加者	18人
平成25年度実績	1団体、参加者	17人

## (4) 各種相談

寝屋川市に在住、在職、在学の方を対象に無料で実施している。

相談種別	日 時 (祝日・年末年始を除く)	相 談 内 容	相 談 員	相談件数	
				27 年度	26 年度
法律相談	月～金曜日、 第4日曜日 午後1時～4時30分	相続、借地、借家、不動産、離婚などの法的問題の相談	弁 護 士	件 1,412	件 1,492
人権相談	毎週 火曜日 午後1時～4時	人権に関わる相談	人権擁護委員	15	14
行政相談	毎週 火曜日 午前10時～正午	国の行政機関などへの相談や要望	行政相談委員	13	24
登記・ 測量相談	毎月 第2木曜日 午後1時～4時	登記手続や土地・家屋の測量、境界明示などの相談	司 法 書 士 土地家屋調査士	33	33
国税相談	毎月 第2木曜日 午前9時30分 ～正午 (2・3月は除く)	所得税、相続税、贈与税などの相談	税 理 士	41	37
不動産・ 建築相談	毎月 第2金曜日 午後2時～4時	不動産の売買、家屋の新築・増築の手続などの相談	宅地建物取引士 建 築 士	11	16
相続・遺言 等相談	毎月 第3金曜日 午後1時～4時	遺産分割協議書、遺言書、離婚協議書などの相談	行 政 書 士	31	30
市政相談	月～金曜日 午前9時 ～午後5時30分	市政についての相談や要望	市 職 員	1,041	1,142
合 計				2,597	2,788

# 地域情報化

## 1. オーパス・スポーツ施設情報システム（平成8年4月稼動）

### (1) 概要

大阪府と府内市町村は、公共スポーツ施設の予約などを受け付ける「オーパス・スポーツ施設情報システム」を共同で開発（大阪電子自治体推進協議会事業）。このシステムは、利用者登録をすることで、インターネット・携帯ウェブや電話、公共施設に設置した街頭端末機を利用して、施設の利用申請や抽選申込など24時間稼動のサービスを行っている。

### (2) 府内自治体での運用状況

大阪府	豊中市	茨木市	寝屋川市
堺市	高石市	大阪狭山市	熊取町
岸和田市	池田市	東大阪市	吹田市
和泉市	高槻市	河内長野市	大阪市
富田林市	河南町	太子町	千早赤阪村

### (3) オーパス街頭端末機の設置状況

平成8年度（10台設置）	市役所本館 市民体育館 南寝屋川公園 東コミュニティセンター 西コミュニティセンター 南コミュニティセンター 東北コミュニティセンター 西北コミュニティセンター 西南コミュニティセンター 産業会館
平成12年度	行政情報提供システム稼動
平成12年5月（3台増設）	中央図書館 東図書館 エスポアール
平成12年12月（1台増設）	ふれあいプラザ香里
平成13年10月	市役所サービス処ねやがわ屋へ移設（産業会館設置分）
平成20年6月（1台増設）	教育委員会（スポーツ振興課）
平成24年12月（4台廃止）	利用状況等を踏まえて市役所本館 東図書館 エスポアール 教育委員会（文化スポーツ振興課）での設置を廃止
平成25年7月（1台入替）	街頭端末機をタッチパネル対応型パソコンに入替（市役所サービス処ねやがわ屋分）
平成26年8月（10台入替）	街頭端末機をタッチパネル対応型パソコンに入替 （市民体育館 中央図書館 ふれあいプラザ香里 東コミュニティセンター 西コミュニティセンター 南コミュニティセンター 東北コミュニティセンター 西北コミュニティセンター 西南コミュニティセンター 南寝屋川公園分）
平成28年4月	駅前図書館へ移設（ねやがわシティ・ステーション設置分）

### (4) 平成27年度利用件数

オーパス全体 5,749,102件（内寝屋川市 69,144件）

## 2. 寝屋川市情報化ビジョン（平成9年3月策定）

### 地域情報化の基本方向

#### ① 市民主体型ネットワークの形成

市民主体による地域情報ネットワークの形成を進め、コミュニケーション機会を拡大し、地域の活性化を推進する。

#### ② 広域連携の推進

市民の生活圏を意識して、北河内地域をはじめ大阪府や府内市町村等との連携を進め、情報サービスの高度化・広域化を目指す。

#### ③ 多様な行政情報サービスの提供

市も地域情報ネットワークの一員として、規模に関わらず多様で専門性の高い行政情報サービスを積極的に提供していく。そのための基礎となる行政の情報化も進める。

## 3. 寝屋川市情報化推進計画（平成17年12月）

### 人とひと、人とまちを結ぶネットワークでつくる「元気都市」

情報通信技術を活用してコミュニケーションを活発化させることで地域を活性化していくことが「情報化」であると考え、平成9年に策定した「寝屋川市情報化ビジョン」に沿って、市ホームページの開設、行政情報提供システムの稼働、地域公共ネットワーク基盤整備事業などの情報化施策を積極的に展開する。今後は、これから基盤を活用しつつ、総合的・計画的に情報化施策に取り組んでいく必要があることから、まちづくりの指針である第四次総合計画における将来都市像「ふれあいいいき元気都市 寝屋川」をめざして、新たな局面を迎えている情報化を市民生活の利便性向上や地域の活性化、業務の効率化により一層いかしていくために本計画を策定した。

## 4. 寝屋川市情報化推進方針（平成24年3月）

パソコンや携帯電話が一般的に定着し、ブロードバンド化に伴うインターネットの利用拡大、スマートフォンやタブレットパソコン等の新しい情報通信機器が次々に登場するなど、技術革新が進展を続けている一方で、高齢化や少子化、ライフスタイルの変化に伴う市民ニーズの多様化など、自治体を取り巻く環境も変化している。こうした中で、第五次寝屋川市総合計画における「めざすべきまちの姿」である「魅力と活力にあふれる元気都市 寝屋川」の実現に向けて、今後の情報化の方向性を示すものとして、平成9年策定の「寝屋川市情報化ビジョン」を見直し、本方針を策定した。

## 5. 庁内LANシステム（平成11年10月開設）

インターネットの急速な普及に伴い、情報収集や情報サービスの提供におけるネットワークの基盤整備が急務となっている。本市においても市政情報を電子化及び共有化し、行政サービスの向上や事務の効率化につなげるため、庁内グループウェア等を導入し行政の情報化を進めている。

### (1) パソコン導入運用状況

平成20年度	153台（15年度導入分入替）
平成21年度	275台（16年度導入分入替）
平成24年度	70台（内25台は16年度導入分入替）
平成25年度	567台（18年度～20年度導入分入替）

### (2) 庁内LANの拡充

平成14年1月	インターネットと接続
平成15年8月	LGWANと接続
平成17年3月	地域公共ネットワーク整備により保育所・幼稚園を接続

## 6. 地域公共ネットワーク基盤整備事業（平成16年度）

平成16年、国の補助金を得て公共施設99か所を光ファイバーで結ぶ高速・大容量の公共情報通信ネットワークを整備し、併せて全市立小・中学校に校内LAN及びパソコン42台を新たに整備した。また、同時に①教育情報システム ②野外活動センター予約システム ③図書館ネットワークシステム ④地域ポータルサイトの構築の4つのアプリケーションを整備し、市民サービスの向上と業務の効率化を図っており、平成24年度に機器等の経年劣化に伴う更新を実施した。

## 7. 地域ポータルサイト「ねやがわ元気ねっと」（平成17年4月開設）

### (1) 概要

コミュニケーションの拡大をもとにした寝屋川市の地域活性化を目的に、本市の地域情報を発信・提供する地域ポータルサイト「ねやがわ元気ねっと」の円滑な管理・運営を行うため、公募市民、摂南大学（市・大学連携の一環）、北大阪商工会議所（産業団体の代表）からなる市民主体による運営組織「ねやがわ元気ねっと」を平成17年10月設立し、市民主体の地域ポータルサイトを開設・運営することで、寝屋川市で暮らすために必要な情報が気軽に入手でき、サイトを通じた交流やネットワークづくりが可能な地域情報ネットワークシステムを構築し、運用支援している。

### (2) アクセス状況（トップページ）

平成26年度	93,035件	月平均	7,753件
平成25年度	302,036件	月平均	25,170件
平成24年度	312,058件	月平均	26,005件

## 8. メールねやがわ（平成18年1月稼働）

### (1) 概要

安全で安心なまちづくりを推進するため、携帯電話やパソコンなど身近なメディアを利用し、希望された方に不審者情報を始めとする防犯情報を配信する電子メールの一斉配信サービス「メールねやがわ」を開始した。（運用：危機管理室、市立各小・中学校）

運用開始以降、必要に応じて配信カテゴリを追加し、情報内容の充実等を図っている。

（運用：運用担当課 技術支援：情報化推進課）

### (2) カテゴリ追加状況

平成18年4月 各小・中学校の行事案内等のお知らせ情報を配信する「校区情報」を追加。  
（運用：市立各小・中学校）

平成20年4月 本市主催のイベント情報等の配信を行う「お知らせ情報」を追加。  
（運用：広報広聴課）

平成20年7月 認知症等の高齢者が徘徊されたときに、徘徊情報の受信と当該高齢者の早期発見・保護に役立つ情報の提供を行う、「徘徊高齢者」を追加。  
（運用：高齢介護室）

平成23年10月 びわこ号復活プロジェクトに関するイベント情報やプロジェクトの進捗状況等の配信を行う「びわこ号復活プロジェクト」を追加（平成26年9月30日に終了）。  
（運用：ブランド戦略室）

平成24年12月 小学校区の自主防災訓練や国・大阪府の防災訓練等の活動情報、防災に関するお知らせ等の配信を行う「防災活動情報」を追加。  
（運用：危機管理室）

平成 27 年 4 月 保育所（園）ひろば情報や子育て支援センター情報等の子育てに関するお知らせ等の配信を行う「子育て情報」を追加。  
(運用：こども室)

(3) 登録件数

平成 28 年 4 月 1 日現在 14,419 件（全体）

9. 内線 I P 電話網構築事業（平成 18 年 6 月稼働）

平成 16 年度に整備した、市の公共施設を高速大容量の光ファイバーで結ぶ「地域公共ネットワーク」を活用し、平成 18 年 4 月に内線 I P 電話網の構築を開始する。同年 6 月 1 日から本庁・教育委員会及び総合センターの 3 拠点及び市立各小・中学校 36 校、幼稚園、保育所を含む市内接続施設 62 拠点間で利用し始めた。

10. 電子申請システム（平成 25 年 7 月稼働）

(1) 概要

市民の利便性の向上等を図るため、インターネット環境を利用して、市に対する申請や届出等（公的個人認証や窓口受付を必須とする申請や届出等を除く）をいつでもどこからでも行うことができる「電子申請システム」を導入し、平成 25 年 7 月から稼働した。

(2) 利用可能手続

各種集団健（検）診、マスコット・キャラクター使用申請書など。  
(募集受付期間等により、利用可能な申請の種類は増減する)

11. 市民公開型地理情報システム（平成 26 年 10 月稼働）

市が保有する施設情報や防災情報等の各種行政情報を電子地図上に掲載し、市民等利用者が情報通信機器を通じて当該情報を簡易かつ視覚的に閲覧できるシステムを導入し、市民等の利便性の向上と事務の効率化を図るため、平成 26 年 10 月から稼働した。

# 財 政

## 1. 当初予算推移

(単位：千円)

区 分	年 度	平成 28 年度			平成 27 年度		
		当初予算額	構成比 (%)	対前年度比 (%)	当初予算額	構成比 (%)	対前年度比 (%)
一 般 会 計		89,800,000	61.3	109.6	81,900,000	59.2	106.4
国民健康保険特別会計		34,425,000	23.5	98.7	34,896,000	25.2	117.8
介護保険特別会計		19,171,000	13.1	103.5	18,514,000	13.4	107.6
後期高齢者医療特別会計		2,910,000	2.0	102.4	2,841,000	2.1	104.7
公共用地先行取得事業特別会計		223,000	0.1	113.2	197,000	0.1	195.0
計		146,529,000	100.0	105.9	138,348,000	100.0	109.3
水 道 事 業 会 計		5,474,000		99.4	5,506,000		87.2
下 水 道 事 業 会 計		11,383,000		101.0	11,265,000		108.0
合 計		163,386,000		105.3	155,119,000		108.2

## 2. 一般会計予算対前年度比較

<歳 入>

(単位：千円)

年 度		平成 28 年度	構成比 (%)	対前年度比 (%)	平成 27 年度
款 別		当初予算額			当初予算額
自 主 財 源	市 税	28,569,859	31.8	100.0	28,577,803
	分担金及び負担金	1,030,859	1.2	99.7	1,034,224
	使用料及び手数料	903,131	1.0	104.2	867,109
	財 産 収 入	187,803	0.2	214.5	87,567
	寄 附 金	6,140	0.0	6.6	92,673
	繰 入 金	504,466	0.6	239.8	210,331
	諸 収 入	2,639,180	2.9	90.9	2,903,522
小 計		33,841,438	37.7	100.2	33,773,229
依 存 財 源	地 方 譲 与 税	326,010	0.4	105.5	309,010
	利子割交付金	85,000	0.1	80.2	106,000
	配当割交付金	591,000	0.7	198.3	298,000
	株式等譲渡所得割交付金	308,000	0.3	270.2	114,000
	地方消費税交付金	4,249,000	4.7	118.4	3,588,000
	自動車取得税交付金	104,000	0.1	94.5	110,000
	地方特例交付金	167,178	0.2	97.5	171,468
	地 方 交 付 税	10,960,000	12.2	99.6	11,000,000
	交通安全対策特別交付金	33,000	0.0	110.0	30,000
	国 庫 支 出 金	23,459,636	26.1	116.4	20,145,964
	府 支 出 金	6,185,438	6.9	106.7	5,797,229
市 債	9,490,300	10.6	147.0	6,457,100	
小 計		55,958,562	62.3	116.3	48,126,771
合 計		89,800,000	100.0	109.6	81,900,000

<歳出>

(単位：千円)

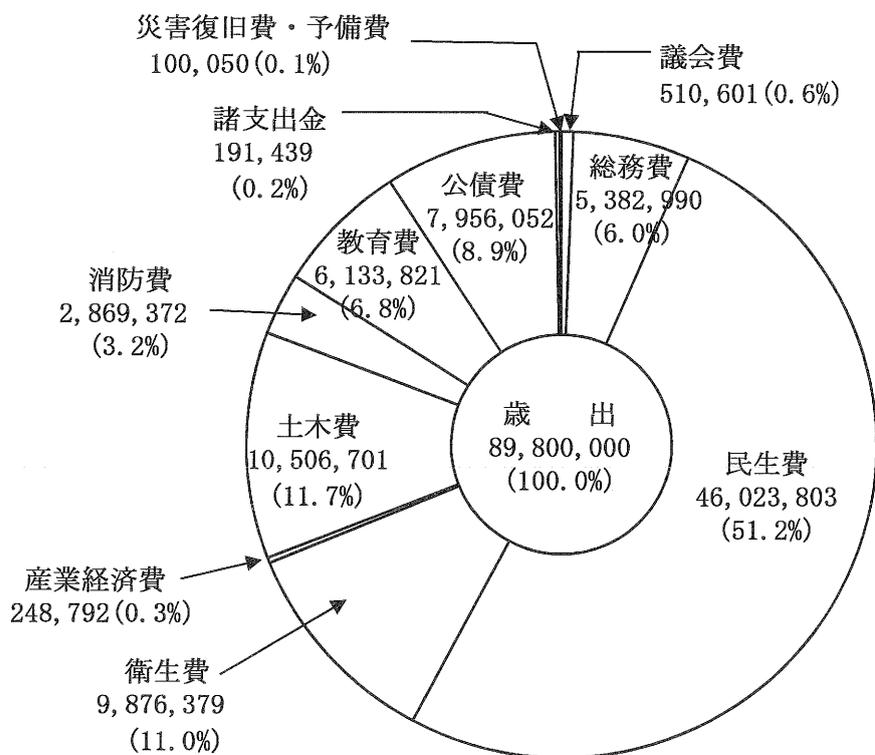
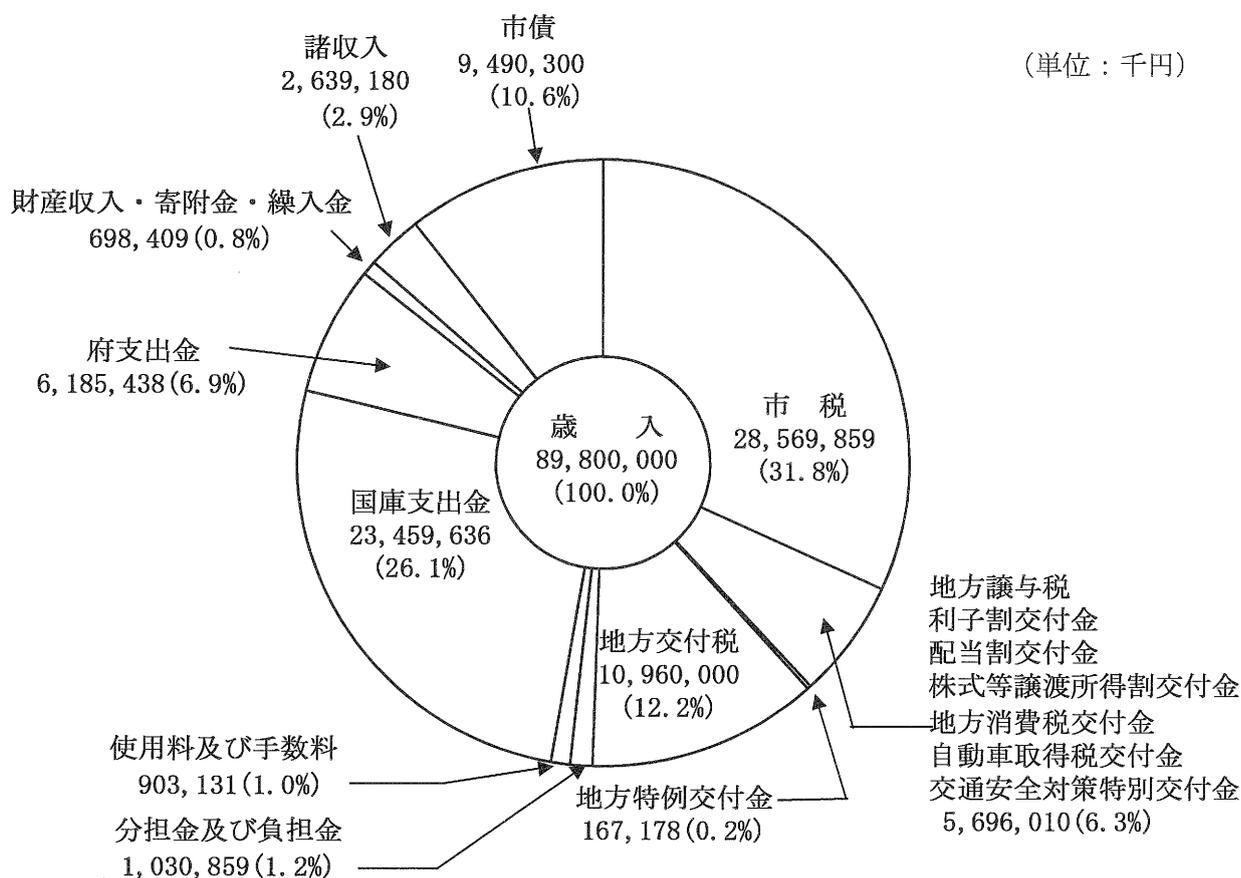
款別	年度	平成28年度		平成27年度	
		当初予算額	構成比 (%)	当初予算額	対前年度比 (%)
議会費		510,601	0.6	553,110	92.3
総務費		5,382,990	6.0	6,504,073	82.8
民生費		46,023,803	51.2	43,946,479	104.7
衛生費		9,876,379	11.0	5,418,930	182.3
産業経費		248,792	0.3	235,260	105.8
土木費		10,506,701	11.7	8,666,734	121.2
消防費		2,869,372	3.2	2,999,923	95.6
教育費		6,133,821	6.8	6,403,714	95.8
災害復旧費		50	0.0	50	100.0
公債費		7,956,052	8.9	6,855,704	116.1
諸支出金		191,439	0.2	216,023	88.6
予備費		100,000	0.1	100,000	100.0
合計		89,800,000	100.0	81,900,000	109.6

3. 一般会計歳出予算性質別比較

(単位：千円)

区分	年度	平成28年度当初予算額		平成27年度当初予算額	
		総額	構成比 (%)	総額	構成比 (%)
人件費		10,682,052	11.9	11,344,141	13.8
物件費		8,516,843	9.5	8,415,365	10.3
扶助費		31,060,290	34.6	30,279,831	37.0
投資的経費		12,945,295	14.4	7,432,602	9.1
貸付金		29,835	0.0	30,372	0.0
公債費		7,956,052	8.9	6,855,704	8.4
補助費等		8,535,881	9.5	7,811,429	9.5
繰出金		8,884,683	9.9	8,608,016	10.5
積立金		218,262	0.2	226,571	0.3
維持補修費		288,814	0.3	298,362	0.4
投資及び出資金		581,993	0.7	497,607	0.6
予備費		100,000	0.1	100,000	0.1
合計		89,800,000	100.0	81,900,000	100.0

4. 平成28年度一般会計当初予算款別構成図



## 5. 一般会計決算の推移

<歳 入> (単位：千円)

年度		平成 27 年度	構成比 (%)	対前年 度比 (%)	平成 26 年度	平成 25 年度
款 別						
自主 財 源	市 税	28,480,242	34.8	100.0	28,484,430	28,279,333
	分担金及び負担金	971,347	1.2	88.2	1,100,752	1,080,704
	使用料及び手数料	844,798	1.0	116.0	728,123	683,127
	財産収入	103,250	0.1	69.8	147,864	147,515
	寄附金	96,858	0.1	801.5	12,084	16,596
	繰入金	768,811	1.0	40.2	1,914,424	1,524,828
	繰越金	1,415,159	1.7	138.5	1,021,951	773,525
	諸収入	1,543,508	1.9	170.9	903,264	976,601
	小 計	34,223,973	41.8	99.7	34,312,892	33,482,229
	依 存 財 源	地方譲与税	332,020	0.4	105.3	315,351
利子割交付金		96,500	0.1	83.6	115,466	118,717
配当割交付金		226,444	0.3	72.6	311,702	172,295
株式等譲渡所得割交付金		248,375	0.3	151.2	164,226	264,255
地方消費税交付金		4,350,190	5.3	175.6	2,477,699	1,958,032
自動車取得税交付金		120,672	0.2	156.0	77,341	166,512
地方特例交付金		161,213	0.2	93.7	171,984	192,469
地方交付税		11,909,854	14.6	96.4	12,356,343	11,973,701
交通安全対策特別交付金		32,014	0.0	105.9	30,242	34,652
国庫支出金		19,647,274	24.0	103.9	18,916,346	18,252,680
府支出金		5,893,178	7.2	99.1	5,945,722	5,690,995
市 債	4,569,500	5.6	93.4	4,892,700	6,101,300	
小 計	47,587,234	58.2	104.0	45,775,122	45,264,155	
合 計	81,811,207	100.0	102.2	80,088,014	78,746,384	

<歳 出> (単位：千円)

年度		平成 27 年度	構成比 (%)	対前年 度比 (%)	平成 26 年度	平成 25 年度
款 別						
議 会 費		534,360	0.7	102.6	520,771	502,469
総 務 費		6,011,096	7.5	112.8	5,326,625	5,498,079
民 生 費		43,295,330	54.0	103.0	42,052,820	40,640,229
衛 生 費		4,889,163	6.1	113.1	4,324,150	3,861,647
産 業 経 済 費		372,937	0.5	164.5	226,687	299,455
土 木 費		6,248,668	7.8	113.2	5,517,928	5,832,976
消 防 費		2,904,032	3.6	105.2	2,761,447	2,861,054
教 育 費		5,986,118	7.5	90.3	6,628,820	7,214,932
公 債 費		7,406,020	9.2	81.5	9,090,511	8,543,610
諸 支 出 金		2,528,060	3.1	113.7	2,223,096	2,469,982
合 計		80,175,784	100.0	101.9	78,672,855	77,724,433

6. 市債の目的別償還状況及び現在高（一般会計）

（単位：千円）

区分 目的別	平成26年度末 市債現在高	平成27年度 借入額	平成27年度元利償還額			平成27年度末 市債現在高
			元金	利子	計	
総務債	42,550,014	3,278,400	3,808,877	446,538	4,255,415	42,019,537
民生債	1,111,145	112,400	286,398	19,299	305,697	937,147
衛生債	1,653,166	370,400	126,925	17,854	144,779	1,896,641
産業経済債	87,300	0	0	658	658	87,300
土木債	9,500,339	419,300	1,622,319	148,692	1,771,011	8,297,320
消防債	50,354	22,800	8,739	814	9,553	64,415
教育債	8,309,286	366,200	834,856	83,413	918,269	7,840,630
合計	63,261,604	4,569,500	6,688,114	717,268	7,405,382	61,142,990

7. 健全化判断比率及び資金不足比率の状況

（単位：%）

区分	年度	平成27年度	早期健全化基準 〔資金不足比率は 経営健全化基準〕	財政再生基準
実質赤字比率（普通会計）		—	11.34	20.00
連結実質赤字比率		—	16.34	30.00
実質公債費比率		1.9	25.0	35.0
将来負担比率		—	350.0	
資金不足比率（水道事業会計）		—	20.0	
資金不足比率（下水道事業会計）		—	20.0	

8. 普通会計財政指数等の推移

区分	年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
基準財政需要額（千円）		35,002,748	34,154,624	33,400,952	33,337,431
基準財政収入額（千円）		23,617,488	22,504,241	21,985,831	21,535,291
標準財政規模（千円）		45,162,644	44,807,687	44,129,032	43,626,414
財政力指数（3か年平均）		0.664	0.654	0.655	0.657
実質収支比率（%）		3.1	2.9	1.9	1.6
経常収支比率（%）		91.4	93.1	92.7	90.9
積立金現在高（千円）		12,360,369	10,556,125	10,257,881	9,288,733
地方債現在高（千円）		61,142,990	63,321,804	66,640,474	68,152,567

9. 地方交付税の状況

（単位：千円）

区分	年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
普通交付税		11,385,260	11,817,847	11,415,121	11,837,686
基準財政需要額（ア）		35,002,748	34,308,286	33,400,952	33,351,689
基準財政収入額（イ）		23,617,488	22,490,439	21,985,831	21,514,003
交付基準額（ア）－（イ）		11,385,260	11,817,847	11,415,121	11,837,686
特別交付税		524,594	538,496	558,580	596,744
合計		11,909,854	12,356,343	11,973,701	12,434,430

※（ア）、（イ）は錯誤措置額を含む。

# 市 庁 舎

## 1. 概 要

### (1) 本庁舎

所在地 寝屋川市本町1番1号  
 着 工 昭和38年7月26日  
 完 成 昭和39年5月31日  
 設計監理 ベニススタジオ建築設計事務所  
 施 工 株式会社 松村組  
 総敷地面積 14,214.69 m<sup>2</sup>  
 総延床面積 11,611.82 m<sup>2</sup>

(平成28年4月1日現在)

	延床面積 m <sup>2</sup>	構 造	規 模
本 館	6,038.81	鉄筋コンクリート造	地上3階、地下1階、塔屋
E V 棟	438.79	鉄骨造	地上3階、塔屋
議 会 棟	2,840.68	鉄筋コンクリート造 鉄骨造	地上5階、地下1階、塔屋
東 館	1,426.93	鉄筋コンクリート造 鉄骨造	地上3階、地下1階
別 館	596.24	鉄骨造	地上2階
車庫倉庫等	270.37	—	—
合 計	11,611.82		

### (2) 公用車立体駐車場

所在地 寝屋川市豊野町15番10号  
 着 工 平成14年9月30日  
 完 成 平成15年2月28日  
 立体駐車場床面積 1,302.30 m<sup>2</sup>  
 構 造 鉄骨造  
 規 模 一層二段駐車場

## 2. 市庁舎管理経費（平成27年度）

### (1) 光熱水費及び電話使用料

区 分	金 額 (円)
電 気	29,835,570
ガ ス	1,382,844
電 話	8,860,160
計	40,078,574

### (2) 庁舎管理委託料

委 託 名	金 額 (円)
シャトルバス運行管理業務委託	4,337,352
清掃等委託	15,577,920
電気設備保守点検委託	376,920
議場放送設備保守点検委託	293,220
自動ドア保守点検委託	345,600
エレベーター保守点検委託	1,639,440
庁内案内業務委託	3,136,320
警備委託	7,452,000
設備保安管理業務委託	3,888,000
産業廃棄物雑排水収集運搬処分委託	199,908
来庁者専用駐車場等管理委託	4,540,000
計	41,786,680

## 公 有 財 産

### 1. 土地及び建物

区 分		年 度		平 成 2 7 年 度		平 成 2 6 年 度	
		土 地 (㎡)	建 物 (㎡)	土 地 (㎡)	建 物 (㎡)		
行 政 財 産	本 庁 舎	14,214.69	12914.12	14,214.69	13,052.67		
	行政 機関 その他	市民センター	436.38	462.23	680.17	634.58	
		総合センター	7,851.97	12,909.49	7,851.97	12,570.77	
		そ の 他	42,947.29	29,756.02	84,424.20	31,759.70	
	公 共 用 財 産	学 校	661,488.41	247,989	664,146.30	244,919.57	
		保 育 所	19,605.89	6,877.94	24,581.49	9,648.06	
		住 宅	59,035.20	26,119.39	58,564.61	28,845.54	
		公 園	307,437.29	1,299.29	232,873.26	398.36	
		墓 地	102,927.36	1,942.90	96,096.45	2,173.43	
		そ の 他	112,965.77	60,310.69	112,613.63	61,330.87	
普 通 財 産		67,239.07	17,199.23	65,126.57	10,375.40		
合 計		1,396,149.32	417,780.30	1,361,173.34	415,708.95		

## 2. 保有車両一覧

(単位：台)

車種	車種の内訳	平成26年度末	平成27年度末
乗用車	小型・普通乗用車	8	8
	軽乗用車	24	24
バス	マイクロバス	8	8
ライトバン	小型・普通ライトバン	3	3
	軽ライトバン	72	71
貨物車	小型トラック	4	4
	軽トラック	6	6
ダンプ	小型・普通ダンプ	7	7
	軽ダンプ	9	9
塵芥車	2tパッカー	33	33
	4tパッカー	5	5
特殊車	ショベル等	7	7
消防関係車	消防関係車	35	35
単車	原動機付自転車	49	49
計		270	269

## 3. 公共施設等整備・再編計画（改訂版）

### (1) 計画期間

平成22年度～（おおむね10年間）

### (2) 対象施設数

41施設

### (3) 対象施設の方向性

#### ○ 廃止・売却又は機能を移転・変更する施設

教育センター、いきいき文化センター、東障害福祉センター、老人いこいの家、すみれ保育所、共同作業場（駐車場を含む）、旧教育委員会庁舎、協和ストア跡地、道路事業（市道）の代替地、成田テニスコート跡地、赤井堤防敷

#### ○ 検討を行う施設

旧明德小学校、旧明德幼稚園、いきいき文化センター旧館、東高齢者福祉センター、教育研修センター、上下水道局庁舎、旧水本村役場跡地、隔離病舎敷残地、萱島堀溝線事業用地

#### ○ 存続する施設

男女共同参画推進センター、市民会館、市民活動センター、東図書館、ふれあいプラザ香里、香里市民センター、消費生活センター、東市民センター、埋蔵文化財資料館、産業振興センター、総合センター、旧郡八幡台線事業用地、自治会集会所等用地

※旧郡八幡台線事業用地は自治会集会所用地に転用

○ 取組が完了した施設

- ・旧市民プール（市民プールを廃止し、多目的広場として供用開始）
- ・旧木屋幼稚園（民間保育園の移転・開設）
- ・旧堀溝幼稚園（南コミュニティセンター分館を開設）
- ・市民ギャラリー（寝屋川市駅前図書館内に市民ギャラリーを開設）
- ・市役所本館庁舎（耐震補強工事の実施及び西館庁舎の事務所を移転）
- ・市役所東館庁舎（耐震補強工事の実施及び教育委員会事務局を移転）
- ・市役所西館庁舎（解体撤去を行い、跡地を市民駐車場として整備）
- ・梅が丘黒原線事業用地（大阪府へ売却）

(4) 対象施設の進捗状況（平成28年3月時点）

現状のまま存続する施設	10	施設
取組を行う施設	23	施設
完了した施設	8	施設

# 市 税

## 1. 市税収入状況

(単位：千円)

年度 区分 税目	平成 27 年度		平成 26 年度		平成 25 年度	
	決算額	構成比 (%)	決算額	構成比 (%)	決算額	構成比 (%)
市 民 税	12,810,025	45.0	12,676,347	44.5	12,621,278	44.6
個 人	10,870,039	38.2	10,629,005	37.3	10,714,187	37.9
法 人	1,939,986	6.8	2,047,342	7.2	1,907,091	6.7
固 定 資 産 税	10,775,427	37.8	10,855,490	38.1	10,731,681	37.9
土地・家屋	9,465,485	33.2	9,540,644	33.5	9,422,266	33.3
償却資産	1,022,944	3.6	1,028,194	3.6	1,022,990	3.6
交付金	286,998	1.0	286,652	1.0	286,425	1.0
軽自動車税	207,069	0.7	202,426	0.7	194,040	0.7
市たばこ税	1,676,711	5.9	1,693,880	6.0	1,745,355	6.2
特別土地保有税	0	0.0	0	0.0	0	0.0
入 湯 税	4,745	0.0	4,770	0.0	5,365	0.0
都市計画税	2,391,005	8.4	2,411,704	8.5	2,392,705	8.5
小 計	27,864,982	97.8	27,844,617	97.8	27,690,424	97.9
滞納繰越分	615,260	2.2	639,813	2.2	588,909	2.1
合 計	28,480,242	100.0	28,484,430	100.0	28,279,333	100.0

## 2. 市税収納状況

(単位：千円)

年度 区分 税目	平成 27 年度			平成 26 年度		
	調定額	収入済額	徴収率 (%)	調定額	収入済額	徴収率 (%)
市民税	13,755,992	13,080,454	95.1	13,776,328	12,956,465	94.0
個人	11,761,912	11,127,598	94.6	11,664,001	10,897,137	93.4
法人	1,994,080	1,952,856	97.9	2,112,327	2,059,328	97.5
固定資産税	11,989,688	11,045,126	92.1	12,216,430	11,138,919	91.2
軽自動車税	254,677	215,651	84.7	257,211	208,823	81.2
市たばこ税	1,676,711	1,676,711	100.0	1,693,880	1,693,880	100.0
特別土地保有税	294,140	0	0.0	294,140	0	0.0
入湯税	4,745	4,745	100.0	4,770	4,770	100.0
都市計画税	2,691,265	2,457,555	91.3	2,747,754	2,481,573	90.3
合計	30,667,218	28,480,242	92.9	30,990,513	28,484,430	91.9

※滞納繰越分を含む。

## 3. 市民 1 人当たり市税負担額等年度別比較

(単位：円)

年度 区分 税目	平成 28 年度 (予算額)		平成 27 年度 (決算額)		平成 26 年度 (決算額)	
	1 人当たり 負担額	1 世帯当 り負担額	1 人当たり 負担額	1 世帯当 り負担額	1 人当たり 負担額	1 世帯当 り負担額
人口	238,546		238,546		240,060	
世帯数	108,952		108,952		108,578	
市民税	54,589	119,519	54,834	120,057	53,972	119,329
個人	47,258	103,469	46,648	102,133	45,394	100,362
法人	7,331	16,050	8,186	17,924	8,578	18,967
固定資産税	46,941	102,776	46,302	101,376	46,401	102,589
軽自動車税	1,112	2,434	904	1,979	870	1,923
市たばこ税	6,717	14,707	7,029	15,390	7,056	15,601
特別土地保有税	0	0	0	0	0	0
入湯税	20	44	20	44	20	44
都市計画税	10,388	22,744	10,302	22,556	10,337	22,855
合計	119,767	262,224	119,391	261,402	118,656	262,341

※人口及び世帯数は、毎年度末日現在。なお、平成 28 年度については、平成 28 年 3 月 31 日現在。

#### 4. 納税義務者の推移

(単位：人)

区 分		年 度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
市 民 税	個 人		116,095	116,318	116,626	116,242	112,052
	法 人		4,458	4,383	4,316	4,350	4,285
固 定 資 産 税	土 地		65,380	65,100	64,837	64,710	69,306
	家 屋		71,577	71,116	70,701	70,226	69,485
	償却資産		1,159	1,121	1,151	1,171	1,153
軽自動車税			59,627	59,331	58,702	58,501	58,358
特別土地保有税			2	2	2	2	2
都市計画税			78,468	78,002	77,685	77,827	76,086

※固定資産税・都市計画税は、概要調書による。

※軽自動車税は、課税台数による。

#### 5. 個人市民税の納税義務者及び調定額の構成

(平成 27 年度)

区 分	市 民 税 額 (千 円)				納 税 義 務 者 数 (人)				
	所得割	均等割	計		所得割 のみ	均等割 のみ	所得割 均等割	計	
			金額	割合 (%)				人数	割合 (%)
特別徴収	7,966,212	249,554	8,215,766	73.9	1,832	3,921	71,349	77,102	66.4
普通徴収	2,792,470	108,190	2,900,660	26.1	4,742	3,178	31,073	38,993	33.6

※滞納繰越分を除く。

# 非 核 平 和

## 1. 非核平和の推進

平和意識の高揚を図るイベント、戦争資料及び平和のバラの写真の展示等を通じて、平和を希求する意識の高揚を図っている。

- (1) 「恒久平和を願う市民のつどい」の開催
- (2) 「親と子の平和バスツアー」の開催
- (3) 「戦争体験記録集」の作成
- (4) 「平和のバラ」の配布及び写真展示
- (5) 平和祈念戦争資料展示
- (6) 核兵器廃絶、恒久平和の実現に向けた都市間連携
- (7) 広報紙による啓発

# 人 権 文 化

## 1. 人権啓発の推進

人権意識の高揚を図るイベント、学習講座、啓発冊子等を通じて、人権意識の高揚を図り、人権尊重のまちづくりを推進している。

- (1) 「人権を考える市民のつどい」の開催
- (2) 「ヒューマンライツシアター」の開催
- (3) 「人権学習市民連続講座」の開催
- (4) 小・中学生人権作品集「にじの橋」の発行
- (5) 人権啓発作品展の開催
- (6) 憲法週間における街頭啓発の実施
- (7) 就職差別撤廃月間及び人権週間における街頭啓発の実施
- (8) 啓発DVDの貸出
- (9) 「人権の花」運動の実施
- (10) 広報紙による啓発

## 2. 人権擁護の推進

互いの人権を尊重する意識の高揚を図るとともに、人権の擁護・確立に向けた取組を推進している。

- (1) 人権擁護委員による人権相談（広報・広聴各種相談／25ページを参照）の実施
- (2) 人権教室の開催

# 男女共同参画

## 1. 概要

平成 11 年 6 月男女共同参画社会基本法が公布・施行され、男女共同参画社会の実現は 21 世紀の我が国を決定する最重要課題と位置付けられた。平成 22 年には第 3 次男女共同参画基本計画が閣議決定され、男女共同参画社会の実現に向けた施策が展開されている。

本市においても、男女共同参画審議会からの答申や市民の意識・ニーズを把握することを目的に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」、パブリック・コメントの結果等を踏まえて、平成 23 年 3 月、第 4 期ねやがわ男女共同参画プランを策定した。本プランに基づき、市民等と市との協働で男女共同参画施策を推進している。

## 2. 第 4 期ねやがわ男女共同参画プラン

### (1) 計画期間

平成 23 年度～32 年度

### (2) プランの目指す姿

男女共同参画社会基本法における基本理念と第五次寝屋川市総合計画で掲げる将来像を踏まえ、だれもが人権を尊重され、個性と能力を十分に発揮できる活力にあふれた豊かな男女共同参画社会をつくることで、いきいきと暮らせるまちを目指していく。

### (3) 基本目標

目標Ⅰ 男女が共に参画する社会づくり

目標Ⅱ 男女共同参画社会実現に向けた文化の創造

目標Ⅲ 働く場での男女共同参画の推進

目標Ⅳ 仕事と生活の調和の実現

目標Ⅴ あらゆる人が生きがいを持って安心して暮らせる環境整備

目標Ⅵ 生涯を通じた心と身体健康づくり

目標Ⅶ 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

## 3. 事業等

### (1) 男女共同参画推進本部

男女共同参画社会の実現に向けて、プランの策定及びプランに基づく施策の企画・推進等を行い、総合的かつ効果的な施策の実施を図る。

### (2) 男女共同参画審議会

男女共同参画社会の形成の促進に関する総合施策その他の重要事項の調査、審議を行う。

- (3) 男女共同参画推進センター（ふらっとねやがわ）の運営・管理  
男女共同参画社会を実現するための諸事業の推進拠点施設として位置付け、市民との協働でプランの目標を達成するよう、事業の充実を目指す。

ア 事業内容

- (7) 講座 (i) 相談 (ii) 情報・資料の収集・提供  
(a) 活動支援 (b) 交流支援 (c) 一時保育

イ 開所時間

月～土曜日 午前9時～午後9時  
日曜日・祝日 午前9時～午後5時30分

ウ 休所日

毎月第2日曜日、12月29日～翌年1月3日

- (4) ふらっと市民セミナーの開催（27年度実績）  
33回実施

- (5) 啓発事業（27年度実績）  
街頭啓発  
男女共同参画週間（6月）  
女性に対する暴力をなくす運動（11月）

- (6) 相談事業（27年度実績）

ア 女性の心の悩み相談（カウンセリング）

〔面接相談〕 相談件数 延べ662件

〔電話相談〕 相談件数 延べ244件

イ 女性のための法律相談

〔面接相談〕 相談件数 延べ41件

ウ 男性のための悩み相談（カウンセリング）

〔電話相談〕 相談件数 延べ11件

# 都 市 提 携

## 国内友好都市提携

### 和歌山県 すさみ町

**提携の経過** 両市町は、大阪府と和歌山県との間の「ふるさと村」構想の下、過密都市として問題を抱える本市と、豊かな自然に恵まれながらも過疎地域としての問題を抱えるすさみ町とが手を結んで、相互の住民福祉の増進を目的に市制施行 25 周年を迎えたのを機に、昭和 51 年 5 月 3 日に友好都市提携を締結した。

**主な交流内容** 平成 16 年度からすさみ町内の多くの宿泊施設を対象に寝屋川市民宿泊補助制度を設け、また、平成 23 年 9 月には、西日本最大級のグラウンド・ゴルフ場などをオープンし、多数の市民がすさみ町を訪れ、交流が活発になっている。

本市との友好交流事業としては、文化・芸術面での交流を始め、ソフトボール交流、スポーツ少年団交流やことぶき野球大会などが開催され、青少年から高齢者まで幅広い交流を実施している。

なお、平成 27 年 8 月に紀勢自動車道がすさみ南 I C まで開通され、本市からすさみ町へは車で高速道路を利用して約 2 時間 30 分、列車では J R 天王寺駅から特急で約 2 時間 20 分で結ばれている。

## 海外姉妹都市提携

### アメリカ合衆国 バージニア州 ニューポートニューズ市

**提携の経過** 本市とニューポートニューズ市は昭和 56 年の市制施行 30 周年記念事業の一環として、外国都市との交流を通じて国際親善を深め、相互に優れた点を学びながら、よりよい行政推進を図ることを目的として、昭和 57 年 7 月 1 日に姉妹都市提携を締結した。

**主な交流内容** 特定非営利活動法人寝屋川市国際交流協会が中心となって市民訪問団の相互派遣・受入、周年記念式典での交流等を行っている。青少年の交流に関しては、両市の小中学校が姉妹都市提携をして交流を進めているほか、訪問団の派遣・受入事業を実施し、交流を深めている。

### カナダ オンタリオ州 オークビル市

**提携の経過** ニューポートニューズ市と同様、昭和 56 年の市制施行 30 周年記念事業の一環として、昭和 56 年 8 月に寝屋川市長がオークビル市を訪問し、姉妹都市提携についての協議が始められ、昭和 59 年 4 月 6 日、寝屋川市長を団長とする訪問団を派遣した際、正式に姉妹都市提携を締結した。

**主な交流内容** 市内の府立 3 高校とオークビル市の姉妹校との間で、高校生が隔年で相互訪問しホームステイをしながら授業や学園祭に参加する留学生の派遣・受入事業も実施している。

# 地域協働の推進

## 1. 概要

近年、人口減少、少子高齢化の進行や市民ニーズの複雑化・多様化などにより地域を取り巻く環境が変化している中、地域でのつながりを深め、ともに支えあい、地域の力を結集し地域の課題を地域で解決していく「地域協働」の取組が必要となっている。

本市においても、平成 20 年 4 月、「寝屋川市みんなのまち基本条例」の基本理念として、市民、議会及び行政がそれぞれの役割と責務を果たしながら協働してまちづくりに取り組むこととし、平成 23 年 4 月、「寝屋川市第五次総合計画」の基本構想に「市民が主役のまちづくり」を掲げ、後期基本計画（平成 28 年度から平成 32 年度）の施策として「コミュニティの活性化と協働を推進する」ことを定めている。

また、平成 23 年 10 月に地域協働検討会議を設置、平成 24 年 7 月に「地域協働の推進に関する提言書」を受理し、パブリック・コメントの結果等を踏まえ、平成 25 年 3 月、「地域協働推進プラン」を策定し、地域協働の取組を推進している。

## 2. 地域協働の取組

地域協働協議会の活動を活性化するため、地域協働基礎交付金による活動支援や地域担当職員を育成・配置するとともに、地域協働協議会関係者会議を開催し、各校区の取組や成果等について共有を図るなど、地域協働の取組を推進している。

## 3. 地域協働協議会の設立状況

平成 27 年 4 月をもって、市内 24 小学校区で地域協働協議会が設立され、地域住民が参加できる行事や防災、福祉、緑化など、地域の特色をいかした活動が行われている。

地域協働協議会（24小学校区）

小学校区	名 称	設 立 年 月
東	東校区地域協働協議会	平成 26 年 6 月
西	西校区地域協働協議会	平成 26 年 12 月
南	南校区地域協働協議会	平成 26 年 11 月
北	北校区地域協働協議会	平成 26 年 10 月
第五	第五校区地域協働協議会	平成 26 年 9 月
成美	成美小校区地域協働協議会	平成 26 年 3 月
明和	明和校区地域協働協議会	平成 27 年 3 月
池田	池田校区地域協働協議会	平成 26 年 11 月
中央	中央校区地域協働協議会	平成 26 年 7 月
啓明	啓明校区地域協働協議会	平成 27 年 3 月
三井	三井校区地域協働協議会	平成 27 年 4 月
木屋	木屋校区地域協働協議会	平成 26 年 11 月
木田	木田校区地域協働協議会	平成 27 年 3 月
神田	神田校区地域協働協議会	平成 26 年 10 月
堀溝	堀溝校区地域協働協議会	平成 26 年 2 月
田井	田井校区地域協働協議会	平成 26 年 4 月
桜	桜校区地域協働協議会	平成 27 年 3 月
点野	点野校区地域協働協議会	平成 27 年 2 月
和光	和光校区地域協働協議会	平成 25 年 4 月
国松緑丘	国松緑丘校区地域協働協議会	平成 26 年 11 月
楠根	楠根校区地域協働協議会	平成 26 年 9 月
梅が丘	梅が丘校区地域協働協議会	平成 27 年 2 月
宇谷	宇谷校区地域協働協議会	平成 27 年 2 月
石津	石津校区協働協議会	平成 26 年 3 月

# 住 民 自 治

## 1. 住民組織

地域住民の自主的な組織である自治会は、お互いの連帯を深める親睦活動及び地域発展のため、自主的な活動並びに市政への協力を行っている。

市では、住民自治意識の高揚を図るとともに住民組織との相互協力関係の確立をめざしている。

なお、昭和52年度から自治会長に対し、市政協力委員の委嘱を行っている。

### (1) 自治会

自治会数 199 自治会 (平成28年8月1日現在)

### (2) 連合組織

名 称 寝屋川市市政協力委員自治推進協議会

### (3) 自治会のコミュニティ事業に対する補助

1 自治会 年額 30,000 円 + 世帯割 80 円 × 自治会加入世帯 (限度額 120,000 円)

## 2. 集会所施設整備及び維持促進補助

### (1) 概 要

集会所施設整備及び維持促進 (新築、増改築等、耐震診断、地代等)、消火器具新設・改造 (消火用ホース・消火器の新設・改造及びその格納箱の設置) を行った自治会に対し補助を行う。

### (2) 補助金交付状況

(単位:千円)

補助対象事業		補助率	補助限度額	平成27年度		平成26年度		平成25年度	
				件数 (自治会)	補助額	件数 (自治会)	補助額	件数 (自治会)	補助額
集会所 の新築	用地購入有り	1/2	10,000	0	0	0	0	0	0
	用地購入無し	1/3	7,500	1	3,636	4	29,034	5	33,251
集会所増改築等		1/3	3,000	43	9,247	34	6,945	32	15,198
集会所耐震診断		2/3	100	2	180	0	0	0	0
集会所地代等		1/3	100	15	875	15	869	13	724
消火器具新設・改造		1/3	500	10	428	6	113	17	433

### 3. 集会所建設資金融資あっせん事業

#### (1) 概要

集会所の建設資金（土地購入資金、新築資金等）の融資をあっせんし、元金は自治会が償還し、利息については、市が自治会に対し全額補助を行う。

(単位：千円)

種別	融資限度額	利息（年）	期間	償還方法
土地購入	15,000	融資機関と協議のうえ毎年度当初に定める率	20年以内	貸付日の属する月の翌月から元利均等月割償還
新築	5,000		10年以内	
増改築	2,000		5年以内	

#### (2) 新規融資状況

(単位：千円)

区分	平成27年度	平成26年度	平成25年度
件数	0	1自治会	1自治会
融資額	0	5,000	5,000

### 4. 市民公益活動災害補償制度

(1) 原則として、市民5人以上で組織する団体が、無報酬で市民活動の促進と社会活動の向上のために行う事業または活動で、その公益活動中の事故により災害を被った場合に保障する保険制度であり、傷害事故と賠償責任事故を対象としている。ただし、日帰りの事業に限る。

#### ① 傷害事故のとき

- ・死亡保険金 500万円（事故日から180日以内にその事故が原因で死亡したとき）
- ・後遺障害保険金 15～500万円の範囲内（ ” ” 障害が生じたとき）
- ・入院保険金 1日につき2,000円（事故日から180日を限度）
- ・通院保険金 1日につき1,300円（事故日から180日の間で90日を限度）

#### ② 賠償責任事故のとき

てん補限度額 1人につき2,000万円で、1事故1億円（免責額1万円）

#### (2) 事故受付件数

期間	件数
27.5.1～28.4.30	10
26.5.1～27.4.30	5
25.5.1～26.4.30	13

## コミュニティ施設等

市内7か所にコミュニティ施設を設置している。各コミュニティ施設では、地域住民の人たちによって運営が行われ、各種の文化、スポーツ活動等を通じて地域住民の連帯感、共同意識の醸成を図っている。

### 1. 西北コミュニティセンター

(1) 概要	所在地	寝屋川市松屋町20番30号
	構造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 2階建
	延床面積	1,283.51 m <sup>2</sup> 敷地面積 1,918.00 m <sup>2</sup>
	開設	昭和56年10月1日

#### (2) 主な施設の利用状況 (単位：人)

年度		平成27年度	平成26年度	平成25年度
室名				
集会室		1,973	1,853	1,825
体育館		22,921	23,252	23,892
図書室		12,780	12,163	12,985
料理室		759	1,018	1,026
和室		4,712	4,918	5,299
美術工芸室		2,724	2,470	2,307
講義室		6,423	6,616	6,111
児童室		2,618	2,446	2,189
幼児室		531	482	491
合計		55,441	55,218	56,125

### 2. 南コミュニティセンター

(1) 概要	所在地	寝屋川市下木田町16番50号
	構造	鉄筋コンクリート造 3階建
	延床面積	1,295.27 m <sup>2</sup> 敷地面積 1,865.29 m <sup>2</sup>
	開設	昭和58年4月1日

#### (2) 主な施設の利用状況 (単位：人)

年度		平成27年度	平成26年度	平成25年度
室名				
集会室		1,787	2,042	1,827
体育室		7,886	8,282	8,187
図書室		6,401	6,900	7,340
多目的室		2,879	2,865	2,219
和室		4,163	4,077	4,476
実習室		944	1,046	1,039
講義室		680	872	652
会議室		254	41	45
ゲートボール場		5,633	5,467	5,644
合計		30,627	31,592	31,429

### 3. 東北コミュニティセンター

(1) 概要	所在地	寝屋川市成田町3番3号		
	構造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 2階建		
	延床面積	1,271.91 m <sup>2</sup>	敷地面積	2,142.21 m <sup>2</sup>
	開設	昭和59年4月1日		

#### (2) 主な施設の利用状況 (単位：人)

室名 \ 年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
集会室	3,602	3,685	3,443
体育館	13,240	10,867	13,430
図書室	13,096	11,257	11,024
料理室	3,324	2,670	2,638
多目的室	8,069	7,664	7,495
多目的小ホール	12,913	11,463	10,482
会議室	3,904	3,317	3,338
合計	58,148	50,923	51,850

### 4. 西コミュニティセンター

(1) 概要	所在地	寝屋川市葛原二丁目7番1号		
	構造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 2階建		
	延床面積	1,289.83 m <sup>2</sup>	敷地面積	1,983.49 m <sup>2</sup>
	開設	昭和60年11月1日		

#### (2) 主な施設の利用状況 (単位：人)

室名 \ 年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
集会室	2,016	2,387	2,644
体育館	16,462	17,177	16,947
料理室	1,394	1,143	1,028
多目的室	4,626	4,657	4,967
和室	1,498	1,821	2,214
美術工芸室	537	533	456
会議室	1,814	1,905	1,945
合計	28,347	29,623	30,201

## 5. 西南コミュニティセンター

(1) 概要	所在地	寝屋川市上神田一丁目 30 番 1 号		
	構造	鉄筋コンクリート造 2階建		
	延床面積	1,281.57 m <sup>2</sup>	敷地面積	1,983.47 m <sup>2</sup>
	開設	昭和 63 年 4 月 1 日		

### (2) 主な施設の利用状況 (単位：人)

室名	年度		
	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
集会室	3,393	3,905	3,731
体育室	17,156	16,841	18,193
図書室	4,466	5,009	5,231
料理室	1,204	1,062	1,233
多目的室	4,420	5,570	6,347
和室	2,166	1,838	1,851
美術工芸室	1,316	1,232	1,203
講義室	1,911	2,637	2,750
合計	36,032	38,094	40,539

## 6. 東コミュニティセンター

(1) 概要	所在地	寝屋川市高宮新町 32 番 2 号		
	構造	鉄筋コンクリート造 2階建		
	延床面積	1,260.96 m <sup>2</sup>	敷地面積	1,999.90 m <sup>2</sup>
	開設	平成 4 年 4 月 6 日		

### (2) 主な施設の利用状況 (単位：人)

室名	年度		
	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
集会室	29	72	110
体育館	16,526	16,862	17,290
幼児読書室	883	297	593
料理室	239	236	392
多目的室	6,049	4,391	5,091
和室	4,689	4,173	3,752
美術工芸室	1,049	1,064	1,078
会議室	3,352	2,982	3,017
合計	32,816	30,077	31,323

## 7. 南コミュニティセンター分館

(1) 概要	所在地	寝屋川市堀溝三丁目 16 番 6 号
	構造	鉄骨造 2階建
	延床面積	661 m <sup>2</sup> 敷地面積 2,286 m <sup>2</sup>
	開設	平成 23 年 4 月 1 日

### (2) 主な施設の利用状況

(単位：人)

室名	年度		
	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
多目的室	2,568	2,619	2,297
会議室	87	87	215
館庭	2,184	2,507	2,012
合計	4,839	5,213	4,524

## 8. ふれあいプラザ香里

ふれあいプラザ香里は、駅前という身近で便利な空間にあり、「いつでも、どなたでも、気軽に」立ち寄ることができ、ボランティア活動や文化活動などの市民活動の発展を促進するための施設である。

(1) 概要	所在地	寝屋川市香里南之町 19 番 17 号
	延床面積	109.22 m <sup>2</sup>
	開設年月日	平成 12 年 11 月 21 日
	開所時間	午前 10 時～午後 8 時
	休所日	毎月第 3 木曜日及び年末年始 (12 月 29 日～翌年 1 月 3 日)
	運営	市民ボランティア団体へ委託

### (2) 事業運営

- ・ふれあいコーナー  
寝屋川市を中心に活動している市民活動団体へ活動の場を提供 (ミニギャラリー、会議、講演会等、各種イベントに使用可。ただし、政治・宗教・営利を目的としたものを除く。)
- ・自由図書コーナー  
市民から寄せられたリサイクル図書の貸出し
- ・淡水魚コーナー  
淀川水系淡水魚等の水槽展示
- ・情報コーナー  
街頭端末機 (オーパスシステム) 設置  
ボランティア情報・行政情報の掲示

### (3) 利用状況

平成 27 年度 48,427 人

## 9. 市民活動センター

市民活動センターは、いろいろな分野のNPO・市民活動団体など、非営利で公益的な活動をしている人たちや、これから活動しようと考えている人たちのための拠点施設である。NPO・市民活動がさらに活発になるよう支援を行うとともに、市民と行政との協働によるまちづくりを進めている。

(1) 概要	所在地	寝屋川市秦町41番1号（市民会館4階）
	延床面積	545.60㎡
	開設年月日	平成14年10月1日
	開所時間	月曜～土曜 … 午前9時～午後9時 日曜・祝日 … 午前9時～午後5時30分
	休所日	毎月第2月曜日及び年末年始（12月29日～翌年1月3日）
	運営	指定管理者（特定非営利活動法人寝屋川市民活動ネット・なかま）へ委託

※市民会館耐震補強工事に伴い、平成27年6月16日から平成28年3月31日までの間、産業振興センター5階に一時移転。移転に伴い、休所日は毎月第2日曜日及び年末年始に変更。

### (2) 事業運営

- ・情報収集・発信、場所等の提供
- ・相談・コンサルティング
- ・交流・ネットワーク支援
- ・ボランティアコーディネート
- ・教育・研修機能

### (3) 利用状況

平成27年度 9,345人

## 10. 市民会館

### (1) 施設の概要

所在地 寝屋川市秦町41番1号  
 建築面積 3,671 m<sup>2</sup> (延面積 11,126 m<sup>2</sup>)  
 構造・規模 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階、地上4階建  
 竣工年月日 昭和45年5月3日  
 総事業費 1,095,343,000 円  
 運営 指定管理者(特定非営利活動法人トイボックス)へ委託  
 ※市民会館耐震補強工事に伴い、平成27年7月1日から平成28年3月31日まで休館

### (2) 主な施設の内容と利用状況

区 分	面 積 (m <sup>2</sup> )	収容人員 (人)	平成27年度実績			平成26年度実績		
			件数	回数	延人員	件数	回数	延人員
大ホール	1,365	1,203	44	88	21,667	168	355	55,819
小ホール	240	200	66	114	7,856	258	456	35,150
第1会議室	180	120	51	94	5,454	196	347	20,895
第2会議室	84	50	63	92	2,900	230	363	11,228
第3会議室	18	10	117	130	1,089	465	569	4,470
第4会議室	18	10	74	106	710	332	484	3,230
第5会議室	24	12	73	93	800	310	445	3,588
第6会議室	54	38	51	80	1,683	272	390	9,177
第7会議室	54	38	41	62	1,249	238	354	8,537
第9会議室	36	21	93	108	1,823	426	543	8,398
第10会議室	36	21	57	83	1,125	303	432	6,045
第11会議室	36	21	75	126	1,522	347	547	7,217
第12会議室	63	30畳	61	78	1,486	241	320	5,848
第13会議室	63	26	58	92	1,967	252	407	9,194
第14会議室	63	26	26	29	515	154	212	3,674
特別会議室	54	20	12	17	225	62	99	1,197
講義室	84	72	42	76	2,900	193	340	12,489
研修室	105	54	32	50	1,559	104	154	5,142
第1多目的室	187	130	87	105	5,051	441	551	32,386
第2多目的室	126	70	189	194	5,461	778	849	26,014
第3多目的室	126	70	156	165	5,218	714	748	27,045
作法室	60	17畳	6	12	110	21	42	406
第1音楽室 (H28.6～)	126	30	-	-	-	-	-	-
第2音楽室 (H28.6～)	130	30	-	-	-	-	-	-
合 計			1,474	1,994	72,370	6,505	9,007	297,149

# 社会を明るくする運動

## 1. 概要

市民が主体となって、自らの努力とコミュニティを通じて明るく住みよいまちづくりを進めるため、昭和 46 年に行政及び各種関係団体の代表者で構成する「寝屋川市社会を明るくする運動推進委員会」が組織された。(平成 28 年 4 月現在 40 団体)

運動推進の基本理念として、次の 3 項目の重点目標を定め、各種活動に取り組んでいる。

(重点目標)

- (1) まちを明るく清潔にする運動
- (2) 人権意識を高める運動
- (3) 青少年の健全育成を進める運動

また、昭和 54 年には、市内を中学校区毎 (12 校区) に分けた「地区推進委員会」が発足し、まちを明るく清潔にする運動・人権意識を高める運動・青少年の健全育成を進める運動を社明運動の基本として、多くの市民の参加を得て、地域のコミュニティづくり、まちづくりの運動を進めている。

## 2. 事業内容

寝屋川市社会を明るくする運動推進委員会においては、重点 3 項目に沿った活動をとおして、社明運動への理解と啓発につとめている。

また、地区推進委員会においても、地域環境問題や人権問題、青少年問題に対応するため、地域清掃活動・違法屋外広告物除去活動の実施、各種講演会・小集会等の開催、非行防止夜間街頭パトロール等、各種啓発事業に取り組んでいる。

## 3. 社会を明るくする運動推進委員会

(構成団体)

大阪府寝屋川保健所	寝屋川市市政協力委員自治推進協議会
大阪府寝屋川保健所地区公衆衛生協力会	寝屋川地区人権擁護委員会
大阪府枚方土木事務所	寝屋川市青少年指導員会
関西電力株式会社枚方ネットワーク技術センター	寝屋川市スポーツ推進委員会
京阪電気鉄道株式会社工務部管理課	NPO 法人寝屋川市スポーツ振興連盟
京阪バス株式会社交野営業所	寝屋川市農業委員会
西日本旅客鉄道株式会社	寝屋川市立校園 P T A 協議会
寝屋川消防署	寝屋川市防犯協会
寝屋川警察署	寝屋川市民生委員児童委員協議会

日本郵便株式会社寝屋川郵便局	寝屋川市立小学校校長会
寝屋川市工業会	寝屋川市立中学校校長会
寝屋川交通安全協会	寝屋川市立幼稚園園長会
寝屋川市	寝屋川市立保育所所長会
寝屋川市教育委員会	寝屋川市老人クラブ連合会
寝屋川市議会	一般社団法人寝屋川青年会議所
社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会	寝屋川地区保護司会
寝屋川市商業団体連合会	寝屋川更生保護女性会
寝屋川市消費者協会	寝屋川地区BBS会
寝屋川市消防団	寝屋川ライオンズクラブ
寝屋川事業所人権推進連絡会	寝屋川中央ライオンズクラブ

#### 4. 具体的活動

- (1) まちを明るく清潔にする運動
  - ① 市内4駅前一斉清掃活動
  - ② 違法屋外広告物除去活動
  - ③ 空き缶等ポイ捨て防止啓発看板設置活動
  - ④ 「くらしと資源リサイクル」を考えるつどい
  
- (2) 人権意識を高める運動
  - ① 憲法週間・人権週間等に係る街頭啓発活動
  - ② 「くらしと人権」講演会及び映画会
  - ③ 各種啓発事業への参加
  
- (3) 青少年の健全育成を進める運動
  - ① 法務省主唱社明運動
  - ② 「青少年を守る店」プレート掲示活動
  - ③ 夜間街頭パトロール

# 消 防

## 1. 管内の概況

### (1) 位置及び面積

枚方寝屋川消防組合の管轄する枚方市、寝屋川市は大阪府北東部の淀川左岸に位置し、京都府と境界を接している。

面積は89.82 km<sup>2</sup>（枚方市65.12 km<sup>2</sup>、寝屋川市24.70 km<sup>2</sup>）であり、東西約10.7 km、南北約17.7 kmである。このうち市街化区域面積は63.18 km<sup>2</sup>で、約70%を占めている。

### (2) 人口及び世帯数等（平成28年4月1日現在）

市 名	人 口	世 帯 数	人口密度
枚 方 市	405,010 人	176,698 世帯	6,219 人/km <sup>2</sup>
寝屋川市	238,546 人	108,952 世帯	9,658 人/km <sup>2</sup>
合 計	643,556 人	285,650 世帯	7,165 人/km <sup>2</sup>

## 2. 市予算と消防予算との比較

年 度	予 算			消防予算 (当初)	比 率 (当初)
	一般会計当初予算				
平成 28 年度	枚 方	139,400,000	千円	7,695,481 千円	3.4 %
	寝屋川	89,800,000	千円		
平成 27 年度	枚 方	126,600,000	千円	8,065,736 千円	3.9 %
	寝屋川	81,900,000	千円		
平成 26 年度	枚 方	122,500,000	千円	9,767,488 千円	4.9 %
	寝屋川	76,940,000	千円		

## 3. 市民1人当たり等の消防予算

区 分	年 度		
	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度
一世帯当たりの消防予算	26,940 円	28,369 円	34,539 円
市民1人当たりの消防予算	11,958 円	15,112 円	15,060 円

※人口、世帯は、各年4月1日現在。

## 4. 組 織

消防本部を枚方市新町一丁目に置き、3消防署、15消防出張所を設置している。

## (1) 消防庁舎の状況

(1本部 3署 15出張所)

区分 署所別	所在地 電 話	敷地面積 (㎡)	構 造 階 数	建築面積 (㎡)	建 築 年 月 日
消防本部	枚方市新町一丁目7番11号 Tel. 072-852-9903 (以下市外局番同じ)	1343.1	耐火造 地上5F	735.2 3038.6 (延)	H27. 1. 22
枚方寝屋川消防組合 ・交野市消防指令セ ンター					
伊加賀分室	枚方市桜町3番40号	365.8	耐火造 地上2F	216.1 351.7 (延)	56. 12. 14
枚方消防署	枚方市大垣内町二丁目10番22号 Tel. 072-852-9933(代) (以下市外局番同じ)	2,099.5	耐火造 地上5F	587.0 2,468.9 (延)	46. 1. 18
中宮 "	池之宮三丁目4番28号 Tel. 852-9832	325.0	別棟 ガレージ 耐火造 地上2F	235.6 365.9 (延)	58. 4. 15
中振 "	南中振一丁目16番30号 Tel. 852-9826	727.2	耐火造 地上4F 地下1F	209.6 420.1 1250.5 (延)	40. 10. 1 H2. 6. 26
渚 "	枚方市上野三丁目8番2号 Tel. 852-9829	700.0	耐火造 地上2F	418.7 791.3 (延)	H6. 3. 1
川越 "	茄子作北町7番22号 Tel. 852-9820	477.2	耐火造 地上2F	197.3 388.3 (延)	53. 4. 1
枚方東消防署	枚方市津田北町二丁目23番3号 Tel. 852-9999	3,255.6	耐火造 地上4F	636.9 1,991.9 (延)	61. 4. 1
阪 出張所	牧野本町一丁目10番34号 Tel. 852-9846	410.0	耐火造 地上2F	207.1 405.1 (延)	54. 6. 1
楠葉 "	楠葉並木二丁目29番1号 Tel. 852-9849	支所の一部 使用 501.8	耐火造 地上2F	290.3 497.9 (延)	50. 5. 6
長尾 "	長尾元町二丁目13番6号 Tel. 852-9843	531.3	耐火造 地上2F	202.2 421.9 (延)	56. 10. 24
氷室 "	宗谷一丁目14番1号 Tel. 852-9840	474.0	耐火造 地上2F	253.5 457.2 (延)	58. 1. 28
北山 "	北山一丁目67番15号 Tel. 852-9824	1,001.6	耐火造 地上2F	540.1 826.6 (延)	H13. 4. 1
寝屋川消防署	寝屋川市池田二丁目11番73号 Tel. 852-9966	3,260.9	耐火造 地上4F	835.9 2,352.6 (延)	46. 1. 18
西 出張所	春日町20番22号 Tel. 852-9860	306.6	耐火造 地上2F	170.6 346.9 (延)	56. 5. 1
南 "	下木田町16番17号 Tel. 852-9866	421.2	耐火造 地上2F	235.1 426.6 (延)	54. 7. 2
明和 "	打上宮前町2番3号 Tel. 852-9869	519.0	耐火造 地上4F	295.5 789.1 (延)	H9. 3. 22
秦 "	秦町2番5号 Tel. 852-9875	716.3	準耐火造 地上1F	239.2 237.5 (延)	H25. 4. 1
救急ステーション 三井 "	三井南町25番2号 Tel. 852-9872	683.5	耐火造 地上2F	294.0 444.0 (延)	50. 5. 23
神田 "	東神田町22番6号 Tel. 852-9863	555.0	耐火造 地上2F	238.1 425.7 (延)	52. 6. 1

※敷地面積及び延面積については、実測面積とする。

(2) 枚方寝屋川消防組合・交野市消防指令センター

寝屋川市・枚方市及び交野市全域からの119番通報の受付から、消防車両や救急車両の出動指令、管制業務を「消防情報システム」により行っている。

システムは、指令センターの機能をさらに強化充実させるため、平成27年度高機能消防指令システムに更新を行い、指令課員の要求操作により発信地表示システムから通報者情報を指令台のディスプレイに表示、素早い災害地点の確定、災害種別の決定、GPS管理による直近出動隊が編成される。さらに、的確でより効率的に災害活動を行うために、通常業務から得た防火対象物・危険物施設の情報や災害活動報告、地水利情報の管理など全てのデータをオンラインで結び情報の一元化と共有化を実現している。

5. 消防職員

(平成28年4月1日現在) (単位：人)

区分	(消防正監) 消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	その他	計
本部	7	18	22	29	29	-	17	0	122
枚方消防署	1	7	8	11	13	2	20	0	62
中宮 //	-	-	3	3	3	-	6	-	15
中振 //	-	-	3	6	7	-	8	-	24
渚 //	-	-	3	6	9	2	7	-	27
川越 //	-	-	3	6	6	1	8	-	24
小計	1	7	20	32	38	5	49	0	152
枚方東消防署	1	7	6	13	18	1	17	1	64
阪出張所	-	-	3	6	8	1	6	-	24
楠葉 //	-	-	3	6	9	-	10	-	28
長尾 //	-	-	3	3	3	-	6	-	15
氷室 //	-	-	3	3	3	1	5	-	15
北山 //	-	-	3	6	7	1	7	-	24
小計	1	7	21	37	48	4	51	1	170
寝屋川消防署	1	7	8	12	20	3	17	1	69
西出張所	-	-	3	6	6	1	8	-	24
南 //	-	-	3	7	6	-	8	-	24
明和 //	-	-	3	6	7	1	7	-	24
秦 救急ステーション //	-	-	-	3	3	-	3	-	9
三井 //	-	-	3	6	9	2	10	-	30
神田 //	-	-	3	3	3	-	6	-	15
小計	1	7	23	43	54	7	59	1	195
計	10	39	86	141	169	16	176	2	639

## 6. 現有車両

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

区 分	ポンプ車	タンク車	救助車	救急車	指揮車	はしご車	化学車	水槽車	査察車	その他	計
本 部										25	25
伊加賀分室											0
枚方消防署	3(2)		1	2(1)						6	12(3)
中宮出張所	1										1
中振 //	1			1							2
渚 //	2(1)			1		1	1			1	6(1)
川越 //	1			2(1)						1	4(1)
小 計	8(3)		1	6(2)		1	1			8	25(5)
枚方東消防署	3(2)		1	2(1)				1		6	13(3)
阪出張所	1			2(1)							3(1)
楠葉 //	1			1		1				1	4
長尾 //	2(1)			1						1	4(1)
氷室 //	1			1						1	3
北山 //	1			1			1				3
小 計	9(3)		1	8(2)		1	1	1		9	30(5)
寝屋川消防署	3(2)		1	2(1)		1	1			7	15(3)
西出張所	1			1						1	3
南 //	1			1						1	3
明和 //	1			1				1		1	4
秦 //	(1)			1							2(1)
救急ステーション											
三井 //	1			1		1					3
神田 //	1			2(1)							3(1)
小 計	8(3)		1	9(2)		2	1	1		10	33(5)
合 計	25(9)		3	23(6)		4	3	2		52	113(15)

※ ( ) 内は非常用車両及び可搬ポンプ積載車を表し、( ) 横の数値は非常用車両を含めた数値を表す。

※タンク車は、タンク水 1,500 リットル以上が該当 (ミニタンク車はポンプ車欄に掲載)

## 7. 消防水利状況

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

区分	公設消火栓	私設消火栓	貯水槽	河川・池	プール	その他	計
件 数	2,733	195	164	27	46	24	3,189

## 8. 消防団

### (1) 消防団員

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

区 分	団 長	副団長	分団長	副分団長	班 長	団 員	計
定 数	1	4	6	6	33	385	435
実 数	1	4	6	6	33	347	397

### (2) 消防団員報酬 (年額)

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

団 長	副団長	分団長	副分団長	班 長	団 員
153,000 円	95,000 円	72,000 円	45,000 円	41,000 円	24,000 円

### (3) 分団別人員・消防機械力

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

区 分 分団名	定 数	実 数	機 械		
			ポンプ車	可搬式小型 動力ポンプ	積 載 車
団 本 部	33	29		0	0
第 1 南分団	63	58		6	6
第 1 北分団	61	54		6	6
第 2 分団	92	88		7	7
第 3 分団	62	59		5	5
第 4 分団	62	58		4	4
第 5 分団	62	51	1	3	3
計	435	397	1	31	31

# 防 災

## 1. 地域防災計画

この計画は、災害対策基本法第42条の規定等に基づき、寝屋川市防災会議が定める計画であって、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、本市の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関し、市及び関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、もって防災活動の総合的かつ効果的な実施を図ることを目的としている。

また、この計画は、市の地域に係る防災に関する総合的防災対策の指針とし、次の5編からなっている。

### (1) 総則・災害予防対策編

計画の目的を明らかにし、市及び防災関係機関の責務と災害に対して処理すべき事務を定める。また、災害の防止対策に加え、災害が発生した後の応急対策を迅速かつ的確に実施するための事前の備えについて整理し、地震災害、風水害をはじめ各種災害に対応するために平常時にとるべき防災活動全般について定めている。

### (2) 地震災害応急対策・復旧対策編

地震発生直後からの人命救助等の活動、その後の被災者の生活支援に重点を置き、各防災関係機関に求められる活動内容や、被災者の生活再建のための各種の取組及び復興の基本方針について定めている。

### (3) 風水害等応急対策・復旧対策編

風水害が発生するおそれがある場合において、被害を最小限に抑えるための警戒活動に重点を置き、災害発生直後の応急対策について、各防災関係機関に求められる活動を定めている。

### (4) 東南海・南海地震防災対策推進計画編

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法附則第1条第1項に基づき、東南海・南海地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定めている。

### (5) 資料編

災害予防対策、応急対策に関する基礎的情報で、関係機関が共有すべき資料・法令・様式等について整理している。

## 2. 防災体制の確立

本市域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を迅速かつ強力に実施するため、寝屋川市地域防災計画の定めるところにより、市及び各防災関係機関は組織、体制及び職員の動員の方法等について、あらかじめ整備し、防災活動の推進を図るものとする。

また、平成26年度より災害に関する情報収集、部局間の連携の強化を図り、風水害対策の総合的な実施体制を確保することなどを目的に緊急即応体制を設置している。

### (1) 災害警戒本部

災害警戒本部は、災害に関する情報収集、連絡調整を緊密にして、災害状況の把握、調査、市民の避難及び応急処理の迅速化を図るなど、災害対策本部を設置する前の活動及び被害の規模などにより、災害対策本部を設置しない場合の応急的対策と職員の動員、配備体制等に対処することを目的に設置する。

### (2) 災害対策本部

災害対策本部は、情報の収集伝達体制を確立し、各種災害応急対策及び災害復旧を円滑、迅速に実施することを目的に設置する。

震度5強以上の地震を観測したときは、全職員が自宅等から本部等へ自主的に参集し、災害初期活動を実施する。

### (3) 職員の動員基準

災害警戒本部及び災害対策本部の配備の時期及び内容については、災害の態様に応じて、次の基準によるものとする。

◎ 地震災害時の配備の時期及び内容

種 別		配 備 時 期	配 備 内 容
災害警戒本部	警戒配備	1 市域で震度4を観測したとき（自動設置）。	1 市各部局がそれぞれ所掌する事務分担に応じて、突発的災害等に対し必要な災害応急対策をとり、救助活動及び情報収集、広報活動等が円滑に実施できる体制とする。 2 事態の推移に伴い速やかに高次の体制に移行しうる体制とする。
		2 東海地震警戒宣言発令の報を受けたとき。	
	3 その他の状況により市長が必要と認めたとき。		
災害対策本部	A号配備	1 災害が拡大するおそれがあり、災害警戒本部体制で対処できないとき。 2 その他の状況により市長が必要と認めたとき。	1 数地域についての救助・救護活動を行い、またその他の地域に災害が拡大するのを防止するための災害応急対策活動に対処できる体制とする。 2 事態の推移に伴い速やかにC号配備に移行しうる体制とする。
	B号配備	1 市域で震度5弱を観測したとき（自動設置）。 2 災害が拡大するおそれがあり、A号配備で対処できないとき。 3 その他の状況により市長が必要と認めたとき。	
	C号配備	1 市域で震度5強を観測したとき（自動設置）。 2 全市域に激甚な災害が発生したとき、若しくは災害が拡大するおそれがあり、B号配備で対処できないとき。 3 その他の状況により市長が必要と認めたとき。	

※ 震度については、大阪管区气象台（市町村名：「寝屋川市」）の発表による。

◎風水害時の配備の時期及び内容

種 別	配 備 時 期	配 備 内 容	
気象情報等収集体制	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象注意報が発表され、災害発生のおそれがあるとき</li> <li>2 指定河川の洪水注意報が発表されたとき</li> <li>3 気象警報が発表されたとき</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水防・土砂災害関係課及び防災主管課の職員をもって気象情報等の収集を行う。</li> <li>2 事態の推移に伴い、速やかに高次の体制への移行ができる体制とする。</li> </ol>	
緊急即応体制	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象警報（大雨、洪水、暴風）が発表され、危機管理監が緊急即応体制を必要と判断したとき</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害警戒（対策）本部が設置される前段階における総合的な体制とする。</li> <li>2 構成部局（経営企画部、財務部、人・ふれあい部、市民生活部、まち政策部、まち建設部、上下水道局）</li> </ol>	
災害警戒本部	事前配備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市域に次の警報が1つ以上発表され、災害の発生が予測される時。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 大雨警報</li> <li>(2) 洪水警報</li> <li>(3) 暴風警報</li> <li>(4) 指定河川の洪水警報</li> </ol> </li> <li>2 市域で10分間に20mm以上又は1時間に50mm以上の雨量の観測を確認したとき</li> <li>3 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策関係部局の職員をもって、災害応急活動及び情報収集連絡活動が円滑に実施できる体制とする。</li> <li>2 事態の推移に伴い、速やかに高次の体制に移行しうる体制とする。</li> </ol>
	警戒配備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市域に局地的な災害が発生したとき。</li> <li>2 市域に局地的な災害が予測される時。</li> <li>3 その他の状況により市長が必要と認めたとき。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市各部局がそれぞれ所掌する事務分担に応じて、突発的災害等に対し必要な災害応急対策をとり、救助活動及び情報収集、広報活動等が円滑に実施できる体制とする。</li> <li>2 事態の推移に伴い速やかに高次の体制に移行しうる体制とする。</li> </ol>
災害対策本部	A号配備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 数地域に災害が発生したとき。</li> <li>2 災害が拡大するおそれがあり、A号配備体制で対処できないとき。</li> <li>3 その他の状況により市長が必要と認めたとき。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 数地域についての救助・救護活動を行い、またその他の地域に災害が拡大するのを防止するための災害応急対策活動に対処できる体制とする。</li> <li>2 事態の推移に伴い速やかにC号配備に移行しうる体制とする。</li> </ol>
	B号配備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 全市域に激甚な災害が発生したとき、若しくは災害が拡大するおそれがあり、B号配備体制で対処できないとき。</li> <li>2 その他の状況により市長が必要と認めたとき。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市各部局が有する組織機能のすべてをもって対処する体制とする。</li> </ol>
	C号配備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 全市域に激甚な災害が発生したとき、若しくは災害が拡大するおそれがあり、B号配備体制で対処できないとき。</li> <li>2 その他の状況により市長が必要と認めたとき。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市各部局が有する組織機能のすべてをもって対処する体制とする。</li> </ol>

### 3. 寝屋川市防災行政無線局

防災行政無線は、地震、台風等による災害が発生した場合、特に有線通信が途絶するような最悪の事態での被害情報の収集、防災活動の指示伝達や市民への災害情報の伝達を迅速的確に行うための通信情報手段とするとともに、平常時には広報活動や行政事務連絡などに幅広く利用している。

寝屋川市防災行政無線局は、本庁3階無線室に基地局（親局）をおき、移動系、固定系、相互系から構成している。

また、多様な情報伝達手段の確保の観点から、防災行政無線の放送内容を確認できる、防災行政無線電話応答サービス（Tel.072-824-2037）を実施している。

#### (1) 移動系 (271.4875 MHz)

基地局及び携帯型無線機で複信方式の通信ができる。

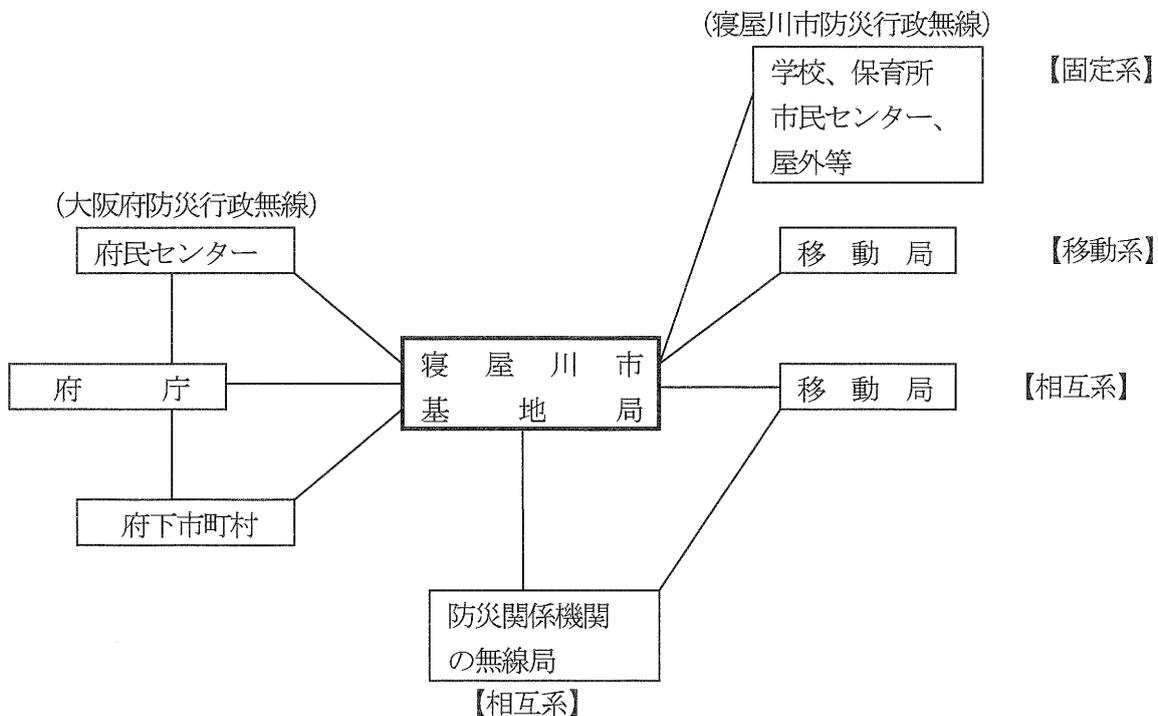
災害時の情報収集をはじめ、パトロールや行政事務の連絡等に活用するが、災害警戒本部及び災害対策本部設置後は統制局の管理のもとにおかれる。

#### (2) 固定系 (64.325 MHz)

学校や保育所、市民センターなど公共施設に戸別受信機及び文字表示器を、市役所、小・中学校の屋上、公園等に屋外受信機を設置し、市役所親局から放送方式の通信を行う。通信は一斉、グループ別選択、戸別選択の各種放送が行え、気象警報や光化学スモッグ情報、行政事務の連絡等に利用する。

#### (3) 相互系 (158.35 MHz)

無線室基地局及び移動局が他の防災機関（府、消防署等）所属の無線局と相互に単信方式の通信ができる。主に災害時連絡用として使用する。



#### 4. 自主防災組織の育成

自主防災組織は、地域住民が自分たちの町は自分たちで守ろうという連帯感に基づき、火災その他の災害を未然に防止するため、日常から防災知識の普及、防災訓練を行うとともに、災害時には被害を防止し、又は軽減するために応急活動を行っていく組織である。市は地域住民が自主的、積極的にこの組織を結成し、効果的な活動を行うため、組織に対し、活動に必要な防災資機材の貸与等を行うとともに消防機関と連携して必要な指導、助言を行っている。

※自主防災組織の設立状況（平成28年4月1日現在）

自治会自主防災会           146 組織  
小学校区自主防災協議会   24 組織

#### 5. 災害用物資の備蓄

大規模災害に備え、市立小中学校余裕教室等を利用し、計画的に生活必需品等の物資の分散備蓄を進めている。（備蓄物資一覧表／次ページを参照）

#### 6. 耐震性貯水槽の設置

大規模な地震が発生した場合の飲料水及び消火用水等の確保を図るため、耐震性貯水槽（飲料水兼用 100 m<sup>3</sup>型）を設置している。

（平成28年4月1日現在）

設置場所	設置方法	設置年月日
市立西小学校グラウンド	地下埋設（よこ組）	平成8年3月29日
市立南小学校グラウンド	〃	平成9年3月17日
市立第八中学校グラウンド	〃	平成9年9月22日
市立第五中学校グラウンド	〃	平成10年3月18日
市立第五小学校グラウンド	〃	平成11年3月16日
市立石津小学校グラウンド	〃	平成26年3月17日
市立中央小学校グラウンド	〃	平成27年3月27日

# 災害用備蓄物資一覽表

【平成28年4月1日現在】

			重要物資												
			アルファ化米 (食)	アレルギー対応 アルファ化米 (食)	高齢者食(おかゆ) (食)	粉ミルク (個)	アレルギー対応 粉ミルク (個)	哺乳瓶 (本)	毛布 (枚)	紙おむつ 幼児用 (個)	紙おむつ 大人用 (個)	生理用品 (個)	組立式簡易トイレ (個)	サージカルマスク (個)	トイレレットペーパー (個)
東 コ ミ セ ン	1 梅が丘小	南館4階	1,050	250	0	0	0	0	1,220	0	162	3,392	0	50,000	200
	2 明和小	食堂横倉庫	1,200	200	2,000	0	0	0	2,500	180	162	3,392	0	0	200
	3 中央小	東館2階	2,600	1,000	1,000	0	0	360	1,200	1,132	162	3,440	0	48,000	200
	4 東小	体育館2階	300	50	1,200	0	0	0	2,500	180	162	3,392	0	0	200
西 コ ミ セ ン	5 第二中	体育館3階	2,500	200	200	0	0	0	790	0	0	2,432	0	90,000	200
	6 桜小	階段上	600	100	1,200	0	0	0	1,500	180	162	2,432	0	0	200
	7 池田小	南館4階	2,400	150	2,400	0	0	0	2,000	180	162	2,432	0	0	200
	8 点野小	南館4階	3,400	500	50	0	0	0	2,300	1,200	162	2,464	100	0	200
	9 西小	体育館舞台下	800	200	50	0	0	0	1,000	180	162	2,432	0	0	200
南 コ ミ セ ン	10 南小	西館3階	2,500	200	200	0	0	0	790	0	162	1,472	0	50,000	200
	11 第七中	北館2階	2,350	250	200	0	0	0	1,000	0	0	1,472	0	50,000	200
	12 堀溝小	体育館1階	300	100	700	0	0	0	500	180	162	1,472	0	0	200
	13 木田小	東館4階	300	100	700	0	0	0	1,000	180	162	1,472	0	0	200
	14 楠根小	東館3階	300	100	700	0	0	0	1,000	180	162	1,472	0	0	200
東 北 コ ミ セ ン	15 三井小	西館4階	4,100	650	50	0	0	0	2,120	0	162	0	0	40,000	200
	16 宇谷小	南館3階	400	100	1,200	0	0	0	1,500	180	162	2,208	0	0	200
	17 第六中	南館3階	1,300	0	0	0	0	0	0	4,095	0	2,240	0	50,000	200
	18 第五小	電気室	400	100	1,000	0	0	0	1,500	180	162	2,208	0	0	200
	19 国松緑丘小	本館4階	400	100	1,200	0	0	0	1,500	180	162	2,160	12	10,000	200
西 北 コ ミ セ ン	20 田井小	西館4階	4,100	650	50	0	0	0	2,770	0	162	3,104	0	50,000	200
	21 北小	体育館2階	100	100	1,000	0	0	0	400	180	162	3,104	0	0	200
	22 木屋小	北館3階	2,500	200	200	0	0	0	1,000	1,200	162	3,136	100	50,000	200
	23 石津小	体育館2階	800	100	2,600	0	0	0	2,100	180	162	3,104	0	0	200
西 南 コ ミ セ ン	24 第九中	中央4階	2,500	200	200	0	0	0	790	0	0	0	0	50,000	200
	25 啓明小	北館3階	2,600	0	0	0	0	0	1,296	0	162	2,656	196	50,000	200
	26 成美小	南館2階	1,200	100	1,200	0	0	0	1,500	180	162	2,656	0	0	200
	27 和光小	体育館2階	800	100	1,200	0	0	0	1,500	180	162	2,624	0	0	200
	28 神田小	体育館2階	100	100	900	0	0	0	500	180	162	2,624	0	0	200
庁舎別館(納体袋のみ旧明德小学校)			2,150	350	150	60	10	80	1,000	696	0	5,024	30	0	0
合計			44,050	6,250	21,550	60	10	440	38,776	11,203	3,888	70,016	438	588,000	5,600

その他物資

乾パン	インスタント麺	保存ビスケット	簡易炊飯袋	断熱シート	日用品セット	両手鍋	ブルーシート	懐中電灯(ランタン)	簡易トイレ凝固セット	歯ブラシ	エアーマット	避難所間仕切り	ドライシヤンプー	ワイヤレスアンプ・マイク	納体袋	固形燃料	発電機	給油タンク
(食)	(食)	(缶)	(枚)	(枚)	(個)	(個)	(枚)	(個)	(個)	(本)	(枚)	(個)	(本)	(セット)	(個)	(個)	(個)	(個)
1,024	0	100	4,000	1,100	460	512	385	20	200	2,000	50	10	250	1	0	300	1	4
360	600	100	4,000	64	0	0	0	20	4,000	2,000	50	10	250	1	0	0	1	4
2,048	0	100	4,000	1,068	1,000	300	670	20	400	2,000	50	10	250	1	0	298	1	4
180	380	100	4,000	64	0	0	0	20	3,400	1,800	50	10	250	1	0	0	1	4
1,200	0	0	0	685	284	250	280	20	0	550	0	0	0	0	0	300	0	0
180	270	100	4,000	64	0	0	0	20	2,000	1,600	50	10	250	1	0	0	1	4
180	330	100	4,000	64	0	0	0	20	5,500	1,800	50	10	250	1	0	0	1	4
960	0	100	4,000	1,095	1,000	0	600	20	0	1,800	50	10	250	1	0	300	1	4
120	0	100	4,000	64	0	0	0	20	0	1,400	50	10	250	1	0	0	1	4
1,200	0	100	4,000	466	252	280	300	20	200	1,000	50	10	250	1	0	300	1	4
1,024	0	0	0	1,000	1,000	0	600	20	0	0	0	0	0	0	0	300	0	0
180	330	100	4,000	64	0	0	0	20	1,300	1,200	50	10	250	1	0	0	1	4
180	330	100	4,000	64	0	0	0	20	1,500	1,200	50	10	250	1	0	0	1	4
180	330	100	4,000	64	0	0	0	20	1,500	1,000	50	10	250	1	0	0	1	4
1,200	0	100	4,000	1,100	400	344	330	20	600	1,600	50	10	250	1	0	144	1	4
180	490	100	4,000	64	0	0	0	20	2,000	1,800	50	10	250	1	0	0	1	4
1,152	0	0	0	550	1,000	0	650	20	0	0	0	0	0	0	0	300	0	0
180	490	100	4,000	64	0	0	0	20	2,000	1,600	50	10	250	1	0	0	1	4
180	490	100	4,000	64	100	100	40	20	2,000	1,600	50	10	250	1	0	108	1	4
1,000	0	100	4,000	1,130	412	440	380	20	200	2,240	50	10	250	1	0	300	1	4
180	220	100	4,000	64	0	0	0	20	1,000	1,600	50	10	250	1	0	0	1	4
1,200	0	100	4,000	1,100	1,000	0	600	20	0	1,800	50	10	250	1	0	300	1	4
180	270	100	4,000	64	0	0	0	20	6,100	1,600	50	10	250	1	0	0	1	4
1,200	0	0	0	300	272	296	240	20	0	0	0	0	0	0	0	300	0	0
1,024	0	100	4,000	1,330	499	500	500	20	200	780	50	10	250	1	0	300	1	4
180	380	100	4,000	64	0	0	0	20	3,900	1,800	50	10	250	1	0	0	1	4
180	380	100	4,000	64	0	0	0	20	2,000	1,800	50	10	250	1	0	0	1	4
180	220	100	4,000	64	0	0	0	20	200	1,800	50	10	250	1	0	0	1	4
960	0	0	0	1,000	0	0	10	0	200	200	0	0	0	0	528	0	0	0
18,192	5,510	2,400	96,000	12,948	7,679	3,022	5,585	560	40,400	39,570	1,200	240	6,000	24	528	3,550	24	96

# 情報提供

市政に対する市民の理解と信頼を深め、より開かれた市政と市民参加のまちづくりを進めるため、様々な行政資料などの情報を総合的に提供する「市民情報コーナー」を平成9年10月1日から、市役所本館1階に開設している。

なお、平成10年1月からは、条例制定した情報公開制度及び個人情報保護制度に基づいて、市の公文書の公開窓口にもなっている。

## 1. 市民情報コーナー

(1) 設置場所 寝屋川市庁舎本館1階

(2) 面積 18㎡

(3) 活動内容

ア 情報公開制度及び個人情報保護制度の総合窓口

イ 行政資料の収集、提供

ウ 有償刊行物等の販売

## 2. 情報公開制度

情報公開制度は、市長、教育委員会等の行政機関及び議会が保有する情報を公開することにより、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市政の公正で効率的な執行を確保し、開かれた市政を推進するものである。

(公文書開示請求・申出の状況)

区 分		年 度			平成27年度			平成26年度			平成25年度		
		請求	申出	計	請求	申出	計	請求	申出	計			
受 付 件 数		54	42	96	67	42	109	91	45	136			
処 理 状 況	開 示	18	22	40	35	26	61	40	32	72			
	部分開示	30	13	43	24	12	36	42	12	54			
	開 示 拒 否	不 開 示	0	0	0	1	0	1	0	0	0		
		存否不応答	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		不 存 在	13	1	14	10	3	13	11	5	16		
	取 下 げ		2	6	8	5	2	7	4	1	5		
	計		63	42	105	75	43	118	97	50	147		

※1件の受付で複数の処理を含む。

### 3. 個人情報保護制度

個人情報保護制度は、市が保有する個人情報の取扱い等を明らかにすること及び個人情報の開示等を請求する権利を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、市民の基本的人権の擁護に資することを目的としている。

なお、個人情報とは、個人に関する情報（氏名、住所、生年月日、職業、学歴、収入、財産等）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。

(個人情報開示等請求の状況)

区 分		年 度			
		平成27年度	平成26年度	平成25年度	
開示請求受付件数		34	49	47	
処 理 状 況	開 示	15	24	26	
	部分開示	7	16	6	
	開 示 拒 否	不 開 示	1	0	1
		存否不応答	0	0	1
		不 存 在	14	11	15
	取 下 げ	0	0	1	
	計	37	51	50	
訂正請求受付件数		0	0	0	
削除請求受付件数		0	0	0	
目的外利用等中止請求受付件数		0	0	0	

※1件の受付で複数の処理を含む。

# 契 約

## 1. 登録業者

年 度 区 分	平成27年度		平成 26 年度		平成 25 年度	
	市 内	市 外	市 内	市 外	市 内	市 外
工 事 請 負	128	951	124	906	133	967
設計コンサル	9	591	8	567	9	615
物品・印刷・委託	206	1,543	246	2,005	240	1,962
計	343	3,085	378	3,478	382	3,544

## 2. 契約状況

金額単位（千円）

年 度 区 分	平成27年度		平成 26 年度		平成 25 年度		
	件 数	契 約 金 額	件 数	契 約 金 額	件 数	契 約 金 額	
随 意 契 約	工 事 請 負	19	34,549	6	13,619	17	12,454
	設計コンサル	0	0	0	0	2	514
	物品・印刷	17,026	523,409	17,842	417,246	17,672	457,672
	計	17,045	557,958	17,848	430,865	17,691	470,640
競 争 入 札	工 事 請 負	180	2,106,185	207	16,223,502	208	3,388,936
	設計コンサル	10	101,478	8	122,488	14	62,156
	物品・印刷	109	565,025	109	505,764	101	488,860
	計	299	2,772,688	324	16,851,754	323	3,939,952
合 計	17,344	3,330,646	18,172	17,282,619	18,014	4,410,592	

## 3. 契約事務の審査

名 称	工事業務第一契約事務審査委員会	工事業務第二契約事務審査委員会
構 成 員	副 市 長 上 下 水 道 局 長 財 務 部 長 総 務 部 長 ま ち 政 策 部 長 ま ち 建 設 部 長 上 下 水 道 局 部 長 工 事 担 当 部 長	総 務 部 長 総 務 部 次 長（契 約 課 担 当） 総 務 部 契 約 課 長 ま ち 政 策 部 建 築 営 繕 課 長 ま ち 建 設 部 道 路 建 設 課 長 上 下 水 道 局 経 営 総 務 課 長 上 下 水 道 局 工 務 課 長 工 事 担 当 室 長 又 は 課 長

# 人 事 ・ 研 修

## 1. 職員数

(平成28年7月1日現在)

部 局	定 数	職 員 数
市長事務部局	955	902
上下水道局	70	60
議会事務局	15	9
監査事務局	6	5
公平委員会事務局	2	0
農業委員会事務局	6	0
選挙管理委員会事務局	6	0
教育委員会事務局	190	161
合 計	1,250人	1,137人

※人員は、教育長を除く。フルタイム勤務の再任用職員等を含む。

## 2. 組織別職員数

(平成28年7月1日現在)

部 課 等	職員数	部 課 等	職員数	部 課 等	職員数
経営企画部	1	香里園ステーション	2	子育て支援課	51
市長室	4	萱島ステーション	4	こどもセンター	3
企画政策課	12	西ステーション	2	保育課	14
中核市調査課	3	東ステーション	1	保育所	110
情報化推進課	11	産業振興室	14	まち政策部	1
広報広聴課	8	消費生活センター	3	都市計画室	15
財務部	1	環境部	1	まちづくり事業推進室	13
財政課	9	環境総務課	11	まちづくり指導課	14
資産活用課	11	環境推進課	13	高架事業課	10
市民税課	19	クリーン業務課	76	建築営繕課	11
固定資産税課	18	クリーン施設課	15	まち建設部	1
納税課	15	クリーン施設課緑風園	2	道路交通課	22
滞納債権整理回収室	6	ごみ処理施設建設室	5	道路建設課	10
人・ふれあい部	1	健康部	1	水・みどり室	22
人権文化課	7	健康推進室	19	会計室	8
市民活動振興室	12	保険事業室	34	議会事務局	9
危機管理室	10	福祉部	2	監査事務局	5
総務部	1	福祉総務課	18	公平委員会事務局	併任
総務課	20	保護課	58	農業委員会事務局	併任
契約課	7	高齢介護室	35	選挙管理委員会事務局	併任
人事室	18	障害福祉課	25		
市民生活部	1	東障害福祉センター	2		
市民課	40	こども部	1		
ねやがわステーション	4	こどもを守る課	14		

部 課 等	職員数	部 課 等	職員数	部 課 等	職員数
学校教育部	3	中学校	12	上下水道局	2
教育政策総務課	15	幼稚園	20	上下水道局経営総務課	10
施設給食課	10	社会教育部	1	上下水道局業務課	15
学務課	11	社会教育課	6	上下水道局工務課	25
教育指導課	16	文化スポーツ室	12	上下水道局浄水課	8
教育研修センター	6	中央図書館	8		
小学校	29	青少年課	12		
				合 計	1,137

※人員は、教育長を除く。フルタイム勤務の再任用職員等を含む。

※教育委員会事務局の教育監2人は、学校教育部にて計上。

### 3. 職員採用実績（新規採用）

		平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
内 訳	行政職	21人	19人	20人	21人	30人	35人
	事務系	12人	18人	17人	19人	27人	31人
	建築系	1人	—	1人	1人	1人	—
	土木系	2人	1人	1人	—	2人	—
	福祉系	2人	—	—	—	—	—
	保健師	4人	—	1人	1人	—	1人
	保育士兼教員	—	—	—	—	—	3人

### 4. 職員退職実績

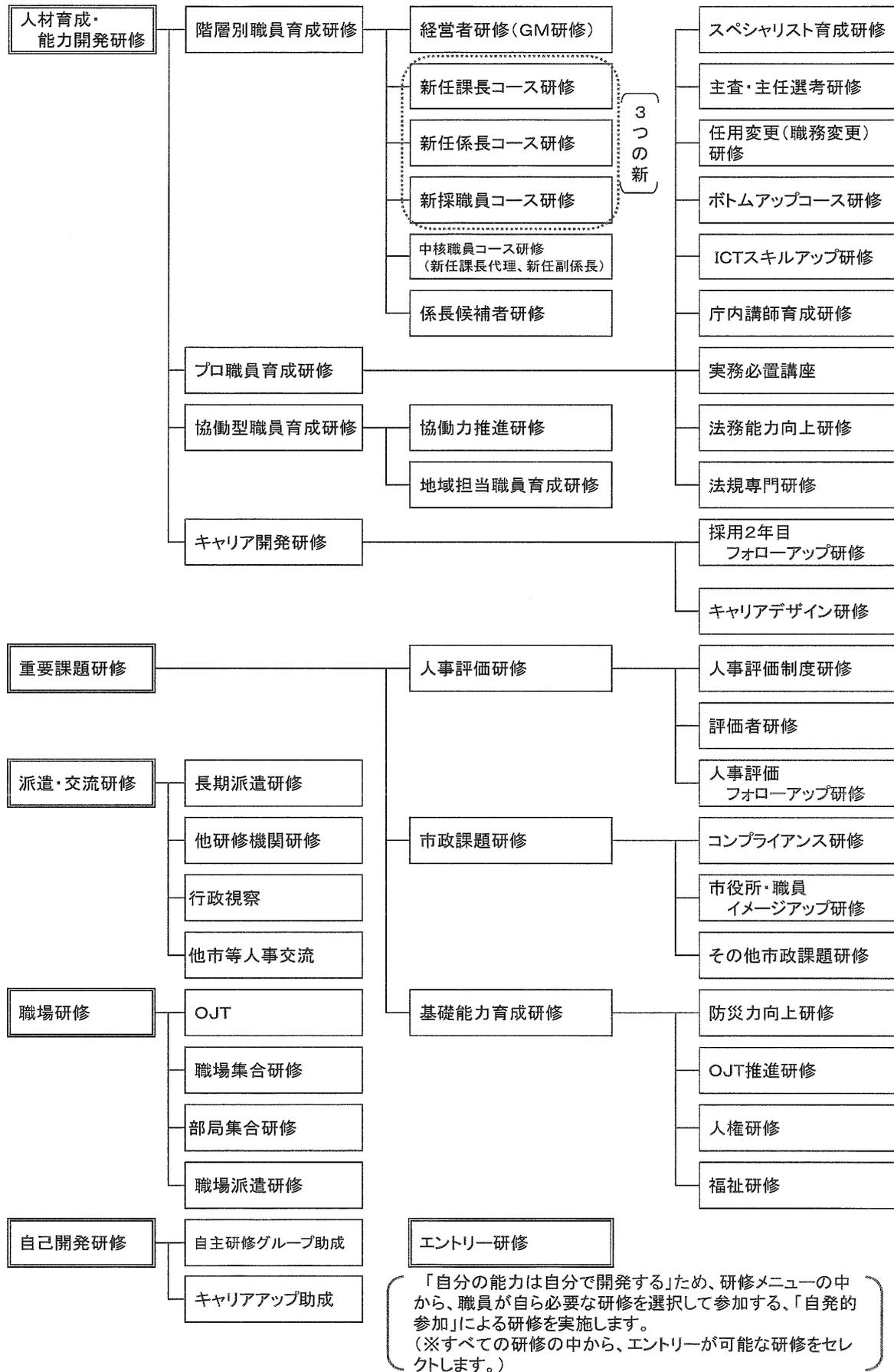
		平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度
内 訳	退職者	56人	59人	76人	87人	93人	125人
	事務系	39人	36人	52人	58人	60人	83人
	専門系	9人	20人	19人	24人	26人	30人
	技能系	8人	3人	5人	5人	7人	12人

#### 【参考】

事務系	以下の職務を命ぜられていない者
専門系	保育士、保育士兼教員、児童指導員、教員、養護教員、司書、体育指導員、保健福祉指導員、保健師、看護師、歯科衛生士、栄養士、理学療法士、作業療法士の職務を命ぜられている者
技能系	学校の用務、給食調理、施設の用務、自動車運転、清掃作業の職務を命ぜられている者

5. 研修体系

(平成 27 年度)



6. 研修実績

(平成27年度)

		136講座	160回	延べ	2,324人参加	
分類	項目	内 容		回数	参加者数 (延べ)	
人材育成・能力開発研修	階層別職員育成研修	経営者研修 (GM研修)	異業種交流研修、政策研修	2講座	2 38人	
		新任課長コース研修	人事評価と人材育成 (OJTの進め方)、マネジメントと危機管理能力 等	10講座	10 33人	
		新任係長コース・エントリー研修	人事評価と人材育成 (OJTの進め方)、問題解決・企画書作成 等	11講座	11 187人	
		新採職員コース・エントリー研修	前期研修：基礎的知識、職場導入 等 後期フォローアップ研修：半年間の振り返り、実務必知 等	44講座 12講座	62 1,066人	
		中核職員コース研修	ダイアログ研修、ロジカルシンキング研修 等	8講座	8 77人	
		係長候補者研修	地方自治関連法の法規研修 (eラーニング)、例規研修、小論文作成	4講座	4 80人	
		プロ職員育成研修	主査・主任選考研修	4講座	10 135人	
			職務変更職員に対する研修	ワード・エクセル基礎操作、応用 (eラーニング)、市役所全般知識、実務必知講座 (財務会計システム) 等	16講座	16 61人
			ボトムアップコース研修	行政法 (文書管理) (基礎・専門・応用) 研修、地方自治法 (基礎・専門・応用) 研修、地方公務員法 (基礎・専門・応用) 研修	9講座	9 92人
			ICTスキルアップ研修	ICT能力の向上	1講座	1 75人
		庁内講師育成研修	庁内講師の育成研修	1講座	1 25人	
		スキルアップ研修 (エントリー研修)	eラーニング研修「よくわかる自治体職員のための市民接遇」、法務能力向上研修、法制研修、法規専門研修 等	9講座	20 307人	
育成研修	協働型職員	協働力推進研修、地域担当職員育成研修	新任地域担当職員研修、地域担当職員育成研修	2講座	3 91人	
開発研修	採用2年目フォローアップ研修	採用2年目に対するフォローアップ研修		1講座	1 15人	
	キャリアデザイン研修	キャリアデザイン研修、ウーマンキャリアアップ研修		2講座	2 42人	
		28講座	65回	延べ	3,239人参加	
分類	項目	内 容		回数	参加者数 (延べ)	
重要課題研修	人事評価研修	人事評価制度研修	人事評価制度に関する研修	1講座	16 1,435人	
		評価者研修	人事評価研修 (評価技法)	1講座		
		人事評価フォローアップ研修	人事評価フォローアップ研修	1講座		
市政課題研修	コンプライアンス研修	コンプライアンスに関する研修		3講座	6 345人	
	市役所・職員イメージアップ研修	イメージアップ研修		1講座	1 15人	
	その他市政課題研修	セクシュアル・ハラスメント研修、統計データ活用研修 等		8講座	28 1,039人	
基礎研修力	防災力向上研修	防災知識の向上・防災力向上研修、普通救命講習、救急蘇生法研修		3講座	3 55人	
	OJT推進研修	新規採用・職務変更職員のためのOJT、OJTフォローアップ研修 等		3講座	4 159人	
	人権研修	認知症への気付きと対応、ピースおおさか、暮らしいきいき館視察 等		7講座	7 191人	

派遣・交流研修	① 長期派遣研修	大阪府		5人
	② 他研修機関研修	自治大学校・国土交通大学校・市町村アカデミー・	9課	11人
		国際文化アカデミー・摂南大学	3講座	22人
		河北研修協議会	37講座	88人
おおさか市町村研修研究センター		1講座	1人	
③ 行政視察研修		4件	8人	
④ 幹部職員行政視察研修		2件	7人	
職場研修	① OJT	各職場において、職場の上司・先輩が、仕事を通して必要な情報や知識・技術等を与える。		
	② 職場集合研修	各職場が職務に対する資質の向上のために、自主的に集合研修を実施する。	6課	34講座
	③ 部局集合研修	各部局において、部局の課題や目標についての研修を企画立案し実施する。	12部局	12講座
	④ 職場派遣研修	各職場において、職務に対する資質の向上のために、自主的に外部の研修に参加する。	30課	97講座
自己開発研修	① 自主研修グループ助成（登録グループ 4グループ）			1グループ
	② キャリアアップ助成（学校就学・講座受講修了・資格取得）			12人

# 福 利 ・ 厚 生

## 1. 職員の福利厚生

### (1) 職員の健康管理

項 目	概 要
定期健康診断	視力、聴力、胸部エックス線、血圧、尿検査、血液検査、腹囲測定等 身体計測、内科診察
特定業務健康診断	粉じん作業職員、薬剤取扱作業職員、VDT作業職員、 上肢作業職員（給食調理員、保育士等）

### (2) 厚生制度

実施主体	実 施 事 業
大阪府市町村職員 共 済 組 合	長期給付事業：老齢年金、障害年金、遺族年金 短期給付事業：保健（療養）、休業（傷病・育児・介護等）、災害給付と 附加給付 福祉事業：貸付事業…普通、住宅、災害、特別（入学、医療等）貸付 宿泊施設…シティプラザ大阪施設運営 保健事業：疾病予防事業…人間ドック、特定健診等 健康・体力づくり事業…法人会員制フィットネス施設の 利用補助等 メンタルヘルスカウンセリング事業

### (3) 職員共済会事業

項 目	概 要
給 付 事 業	人間ドック補助、スポーツ施設利用料補助、介護福祉用具購入補助、 給付金（退職・災害・介護）等
貸 付 事 業	生活資金の貸付
文化・レクリエーション事業	福利厚生委託事業、文化教室補助
そ の 他 の 事 業	生命保険料の給与控除事務の取扱い等

# 給 与

## 1. 給料・報酬

### (1) 特別職等の給料

(平成28年4月1日現在)

適用年月日 区分	平成28年 4月1日	平成27年 10月1日	平成26年 8月1日	平成24年 8月1日	平成21年 1月1日
市 長	980,000円	980,000円	824,000円	618,000円	824,000円
副 市 長	865,000円	865,000円	773,000円	637,000円	773,000円
教 育 長	770,000円	770,000円	729,000円	648,000円	729,000円
水道事業管理者	770,000円	770,000円	729,000円	648,000円	729,000円

### (2) 職員の給料

(平成28年4月1日現在)

職 務	人 員	平均給料月額	平均年齢	平均在職年数
理事・部長の職務	25	454,498円	55歳4月	28年11月
次長の職務	27	428,945円	51歳6月	28年5月
課長の職務	68	383,923円	49歳2月	23年11月
課長代理の職務	14	351,157円	41歳11月	18年11月
係長又はこれに相当する者の職務	391	359,720円	50歳6月	24年7月
副係長又はこれに相当する者の職務	284	328,140円	46歳2月	22年10月
そ の 他	323	238,378円	34歳5月	10年5月
合 計	1132	322,266円	44歳9月	20年2月

※教育長を除き、給与実態調査対象人員で試算計上。

### (3) 初任給基準

(平成28年4月1日現在)

	初 任 給 基 準	
	級 一 号給	初 任 給
高 校 卒	1 - 17	160,200円
短 大 卒	1 - 25	176,700円
大 学 卒	1 - 33	190,200円

### (4) ラスパイレス指数

(各年4月1日現在)

平成27年	平成26年	平成25年	平成24年	平成23年	平成22年
98.8	90.0	97.1 (89.7)	105.3 (97.3)	97.1	98.0

※括弧書きは、国家公務員の臨時特例法による給与減額支給措置が無いとした場合の値。

## (5) 非常勤特別職の報酬

区 分	報 酬 額 (円)	適 用 年 月 日
教 育 委 員 会	委 員 月 額 150,000	平成10年4月1日
監 査 委 員	代表委員 月 額 150,000	〃
	知識経験者 月 額 139,000	〃
	議会選出 月 額 35,000	〃
公 平 委 員 会	委 員 長 月 額 29,000	〃
	委 員 月 額 27,000	〃
固定資産評価審査委員会	委 員 長 月 額 29,000	〃
	委 員 月 額 27,000	〃
選 挙 管 理 委 員 会	委 員 長 月 額 45,000	〃
	委 員 月 額 32,000	〃
	補 充 員 日 額 12,000	〃
農 業 委 員 会	会 長 月 額 54,000	〃
	委 員 月 額 34,000	〃
	議会選出 月 額 26,000	〃
選 挙 長	日 額 15,000	〃
投 票 所 の 投 票 管 理 者	日 額 15,000	〃
期 日 前 投 票 所 の 投 票 管 理 者	日 額 13,000	平成15年12月1日
開 票 管 理 者	当該選挙につき 15,000	平成10年4月1日
選 挙 立 会 人	〃 12,000	〃
投 票 所 の 投 票 立 会 人	日 額 12,000	〃
期 日 前 投 票 所 の 投 票 立 会 人	日 額 10,000	平成15年12月1日
開 票 立 会 人	当該選挙につき 12,000	平成10年4月1日
消 防 団	団 長 年 額 153,000	〃
	副 団 長 年 額 95,000	〃
	分 団 長 年 額 72,000	〃
	副 分 団 長 年 額 45,000	〃
	班 長 年 額 41,000	〃
	団 員 年 額 24,000	〃
執 行 機 関 の 附 属 機 関	委 員 長 日 額 12,000	〃
	副 委 員 長 日 額 11,000	〃
	委 員 日 額 9,000	〃
嘱 託 員 及 び これに準ずる者	(年 額) 370,000 以内	平成5年12月1日
	(月 額) 300,000 〃	〃
	(日 額) 9,000 〃	平成10年4月1日
そ の 他 の 者	(日 額) 9,000 〃	〃

## 2. 旅費・費用弁償

(平成28年4月1日現在)

区 分	鉄道賃	船 賃	航空賃	車賃	日 当	宿 泊 料 (1夜につき)	食 卓 料 (1夜につき)
市長、副市長、上下水道事業管理者	運賃	1等運賃	実費	実費	—	15,000円	—
理事、部長、次長、課長、課長代理、係長及びこれらに準ずる職にある職員	運賃	1等運賃	実費	実費	—	14,000円	—
上記に掲げる職員以外の職員	運賃	1等運賃	実費	実費	—	13,000円	—

(備 考)

1. 大阪府内に日帰り出張した場合は、運賃の実費のみ支給する。
2. 普通急行料金、特別急行料金又は座席指定料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの料金が必要とされる区間ごとに判断し支給する。
  - (1) 特別急行列車を運行する線路による出張で片道100キロメートル以上のもの
  - (2) 普通急行列車を運行する線路による出張で片道50キロメートル以上のもの
3. 特別車両料金は、特別職に属する職員、教育長及びこれらに随行する職員が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による出張をする場合に支給する。
4. 日当は、平成28年4月1日より廃止
5. 宿泊料は、平成28年4月1日より上記の金額を上限に実費弁償とする。
6. 食卓料は、平成28年4月1日より廃止

# 選挙管理委員会

## 1. 選挙人名簿定時登録者数

(各年9月2日)

投票区		年	平成28年			平成27年		
			男	女	計	男	女	計
1	大 利 町 公 民 館		1,775	2,009	3,784	1,752	1,963	3,715
2	か え で 保 育 園		1,199	1,341	2,540	1,137	1,258	2,395
3	下 神 田 公 民 館		1,381	1,466	2,847	1,361	1,435	2,796
4	西 小 学 校		2,474	2,751	5,225	2,418	2,698	5,116
5	第 二 中 学 校		2,320	2,443	4,763	2,312	2,384	4,696
6	仁 和 寺 集 会 所		1,610	1,695	3,305	1,573	1,685	3,258
7	北 小 学 校		2,762	3,096	5,858	2,631	2,964	5,595
8	香 里 自 治 会 館		2,398	2,827	5,225	2,360	2,774	5,134
9	第 六 中 学 校		1,560	1,873	3,433	1,514	1,860	3,374
10	国 松 緑 丘 小 学 校		2,557	2,886	5,443	2,505	2,810	5,315
11	豊 野 町 公 民 館		2,015	2,084	4,099	1,988	2,051	4,039
12	た ち ば な 保 育 園		1,690	1,810	3,500	1,705	1,831	3,536
13	東 小 学 校		2,530	2,742	5,272	2,452	2,690	5,142
14	堀 溝 小 学 校		2,726	2,804	5,530	2,601	2,699	5,300
15	寝 屋 公 民 館		1,567	1,755	3,322	1,528	1,731	3,259
16	第 四 中 学 校		1,698	1,817	3,515	1,628	1,786	3,414
17	打 上 住 宅 四 棟 集 会 所		2,215	2,652	4,867	2,166	2,600	4,766
18	東 障 害 福 祉 セ ン タ ー		1,655	1,715	3,370	1,667	1,734	3,401
19	成 美 小 学 校		2,810	3,123	5,933	2,739	3,068	5,807
20	萱 島 ま ち づ くり セ ン タ ー		1,897	1,934	3,831	1,907	1,922	3,829
21	市 立 南 幼 稚 園		2,646	2,686	5,332	2,599	2,642	5,241
22	第 三 中 学 校		2,778	2,869	5,647	2,690	2,814	5,504
23	西 北 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー		2,168	2,470	4,638	2,146	2,452	4,598
24	池 田 す み れ こ ど も 園		2,294	2,390	4,684	2,250	2,343	4,593

25	啓明小学校	2,868	2,970	5,838	2,800	2,923	5,723
26	第七中学校	2,617	2,654	5,271	2,599	2,626	5,225
27	木屋小学校	3,374	3,513	6,887	3,304	3,455	6,759
28	第五中学校	3,169	3,458	6,627	3,112	3,401	6,513
29	中央小学校	1,422	1,566	2,988	1,411	1,539	2,950
30	木田小学校	1,102	1,206	2,308	1,112	1,197	2,309
31	さくら保育所	1,590	1,710	3,300	1,564	1,700	3,264
32	三井小学校	1,634	2,101	3,735	1,626	2,076	3,702
33	池田小学校	2,436	2,457	4,893	2,378	2,409	4,787
34	田井小学校	2,913	3,077	5,990	2,879	3,011	5,890
35	なでしこ保育園	1,581	1,633	3,214	1,547	1,601	3,148
36	旧明德小学校	1,998	2,135	4,133	1,990	2,101	4,091
37	和光小学校	2,073	2,117	4,190	2,005	2,059	4,064
38	平池会館	1,641	1,654	3,295	1,589	1,642	3,231
39	点野小学校	2,695	2,724	5,419	2,639	2,688	5,327
40	第一中学校	2,776	3,006	5,782	2,691	2,898	5,589
41	第九中学校	1,231	1,361	2,592	1,208	1,337	2,545
42	第十中学校	1,355	1,586	2,941	1,338	1,583	2,921
43	桜小学校	1,403	1,381	2,784	1,351	1,363	2,714
44	ひまわり保育園	2,327	2,573	4,900	2,304	2,513	4,817
45	第五小学校	2,260	2,554	4,814	2,198	2,490	4,688
46	宇谷小学校	929	970	1,899	914	954	1,868
合計		96,119	103,644	199,763	94,188	101,760	195,948

第24回参議院議員通常選挙から、第18投票所は東障害福祉センターに変更。

## 2. 有権者の推移

(各年9月2日)

年度 \ 区分	男	女	計
平成28年度	96,119人	103,644人	199,763人
平成27年度	94,188人	101,760人	195,948人
平成26年度	94,658人	101,735人	196,393人

## 3. 各種選挙の記録（寝屋川市分）

選挙 区分	28. 7. 10 参議院 議員 選挙区	27. 11. 22 大阪府 知事	27. 4. 26 市長	27. 4. 26 市議会 議員	27. 4. 12 大阪府 議会議員	26. 12. 14 衆議院 議員 小選挙区	25. 7. 21 参議院 議員 選挙区
当日 有権者数	199,729	193,647	193,465	193,465	193,664	196,103	196,697
投票者数	104,292	83,217	95,836	95,846	94,453	104,064	103,868
投票率(%)	52.22	42.97	49.54	49.54	48.77	53.07	52.81
立候補者数	9	3	3	37	4	4	11
定数	4	1	1	27	2	1	4
最高得票数	22,797	55,175	33,710	9,487	28,307	40,059	27,135
当選 最低得票数	—	—	—	1,667	27,712	—	—
最低得票数	—	—	—	0	11,200	—	—
当選 平均得票数	—	—	—	3,121.407	28,009.5	—	—

4. 選挙党派別得票数（寝屋川市分）

選挙 区分		H27. 4. 26 市長・市議会議員選挙		選挙 区分		H27. 4. 26 市長・市議会議員選挙	
		市長	市議会議員			市長	市議会議員
民主党	得票数		7,140.000	日本共産 党	得票数		10,090.000
	率(%)	—	7.81		率(%)	—	11.04
	候補者		2		候補者		5
公明党	得票数		20,689.000	幸福実現 党	得票数		193.000
	率(%)	—	22.64		率(%)	—	0.21
	候補者		7		候補者		1
自由民主 党	得票数		11,490.000	その他	得票数	93,485	22,120.000
	率(%)	—	12.57		率(%)	100.00	24.20
	候補者		4		候補者	3	13
大阪維新 の会	得票数		19,677.000	合計	得票数	93,485	91,399.000
	率(%)	—	21.53		率(%)	100.00	100.00
	候補者		5		候補者	3	37

# 戸 籍 ・ 住 民

## 1. 各種登録数

### (1) 住民基本台帳関係

(各年度3月31日現在)

区 分		年 度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
住民基本台帳	人 口	男	115,852	116,738	117,313
		女	122,694	123,322	123,690
		計	238,546	240,060	241,003
	世 帯 数	108,952	108,578	108,077	

### (2) 戸籍・印鑑登録関係

(各年度3月31日現在)

区 分		年 度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
戸 籍	本籍数 (件)		78,408	77,679	76,855
	本籍人口		193,660	192,807	191,556
印 鑑 登 録			144,898	145,362	145,638

## 2. 各種届出受理件数

### (1) 住民登録関係

(単位：件)

区 分	年 度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
転 入		7,545	7,002	7,739
転 出		8,602	7,368	8,501
転 居		7,260	7,173	7,924
そ の 他		34,141	17,126	18,207
計		57,548	38,669	42,371

(2) 戸籍関係

(単位：件)

区 分	年 度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
出 生		2,520	2,595	2,544
死 亡		2,665	2,536	2,466
婚 姻		2,352	2,372	2,430
離 婚		765	743	800
養 子 縁 組		259	229	220
養 子 離 縁		89	78	95
認 知		62	57	59
転 籍		1,422	1,377	1,338
入 籍		626	612	548
分 籍		73	68	71
帰 化		17	23	16
そ の 他		633	736	723
計		11,483	11,426	11,310

3. 住民情報システム

事 務 名	オンライン開始日	発 行 業 務
漢字住民情報システム	昭和 61 年 12 月 1 日	○住民票 ○転出証明
印鑑登録システム	平成 4 年 1 月 4 日	○印鑑証明
戸籍管理システム	平成 19 年 5 月 21 日	○戸籍全部（個人）事項証明等

4. 手数料

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

各 種 証 明 書	手数料（1 件につき）
戸籍全部（個人）事項証明	450 円
住民票及び戸籍の附票	300 円
住民票記載事項証明	300 円
印鑑証明	300 円

5. 各種証明書の取扱枚数（平成27年度）

証明の種類	市民課 (枚)	市民センター (枚)	ねやがわ屋 (枚)	合計 (枚)
住民票関係				
住民票	66,600	34,836	16,655	118,091
住民票（広域交付）	225	0	0	225
転出証明	7,071	1,531	0	8,602
住民票記載事項証明等	1,807	1,896	825	4,528
戸籍の附票	9,929	246	159	10,334
住民票閲覧	936	0	0	936
計	86,568	38,509	17,639	142,716
戸籍関係				
戸籍全部(個人)事項証明	25,983	6,758	2,844	35,585
除籍全部(個人)事項証明等	14,230	1,125	551	15,906
受理証明	743	50	18	811
戸籍届書記載事項証明	258	27	20	305
その他(身分証明等)	1,399	312	124	1,835
計	42,613	8,272	3,557	54,442
印鑑証明関係				
印鑑証明	28,110	23,131	9,524	60,765
計	28,110	23,131	9,524	60,765
税証明関係				
課税証明	17,376	11,019	3,881	32,276
所得証明	1,272	1,495	403	3,170
評価証明	2,497	307	235	3,489
納税証明	805	291	105	1,201
その他(公課証明等)	2,279	956	413	3,648
計	24,679	14,068	5,037	43,784
合計	181,970	83,980	35,757	301,707

## 旅券（パスポート）

### 1. 概 要

開始年月日 平成 25 年 1 月 7 日

発給対象 日本国籍を有し、市に住民登録がある人又は市内に居住している人

申請 市民課

交付 市民課・ねやがわシティ・ステーション

※申請時に受取（交付）場所を選択

受付時間

区 分	市 民 課	ねやがわシティ・ステーション
申 請	平日 午前 9 時 ～ 午後 4 時 30 分	—
交 付	平日 午前 9 時 ～ 午後 5 時 30 分	平日 午前 9 時 ～ 午後 7 時 日曜日 午前 9 時 ～ 午後 5 時

※土曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は休み

手 数 料

区 分	収入印紙	大阪府証紙	合 計
10 年旅券（20 歳以上）	14,000 円	2,000 円	16,000 円
5 年旅券（12 歳以上）	9,000 円	2,000 円	11,000 円
5 年旅券（12 歳未満）	4,000 円	2,000 円	6,000 円
記載事項変更（10 年・5 年）	4,000 円	2,000 円	6,000 円
記載事項の訂正	700 円	200 円	900 円
査証欄の増補	2,000 円	500 円	2,500 円

※平成 26 年 3 月 20 日、記載事項の訂正が廃止され、記載事項変更申請が新設された。

### 2. 旅券申請・交付件数（平成 27 年度）

（単位：件）

区 分	申請件数	交 付 件 数		
		市 民 課	ねやがわ屋	計
10 年旅券（20 歳以上）	2,626	899	1,685	2,584
5 年旅券（12 歳以上）	1,652	563	1,067	1,630
5 年旅券（12 歳未満）	379	158	229	387
記載事項変更（10 年）	99	27	75	102
記載事項変更（5 年）	6	5	3	8
記載事項の訂正	0	0	0	0
査証欄の増補	13	11	3	14
合 計	4,775	1,663	3,062	4,725

※市役所サービス処ねやがわ屋は、平成 28 年 4 月 1 日、ねやがわシティ・ステーションに機構変更。

# 住 居 表 示

## 1. 住居表示整備事業

昭和41年の第1次より平成18年の第14次にわたり、市内全域の177町の住居表示を実施し、市の住居表示は、第14次をもって完了した。

(平成28年4月1日現在)

区 分	面 積	人 口	世 帯 数	町 数
市 内 全 域	24.70k m <sup>2</sup>	238,546 人	108,952 世帯	177 町
実施済区域	23.97k m <sup>2</sup>	238,546 人	108,952 世帯	177 町
河 川 敷	0.73k m <sup>2</sup>			

(住居表示の実施状況)

次別	実 施 年 月 日	実施時の面積	町 数	実施時の人口	実施時の世帯数
1	昭和41年7月1日	2.04k m <sup>2</sup>	17 町	32,707 人	9,997 世帯
2	" 42年7月1日	2.67k m <sup>2</sup>	19 町	31,266 人	9,781 世帯
3	" 43年10月1日	4.21k m <sup>2</sup>	42 町	66,466 人	19,730 世帯
4	" 44年5月1日	0.78k m <sup>2</sup>	5 町	7,429 人	2,222 世帯
5	" 48年7月1日	1.93k m <sup>2</sup>	14 町	23,779 人	6,913 世帯
6	" 50年7月1日	0.64k m <sup>2</sup>	6 町	11,685 人	3,343 世帯
7	" 51年7月1日	0.46k m <sup>2</sup>	4 町	6,854 人	2,324 世帯
8	" 53年7月1日	2.38k m <sup>2</sup>	18 町	11,532 人	3,066 世帯
9	" 55年8月1日	2.06k m <sup>2</sup>	15 町	13,589 人	3,932 世帯
10	" 56年6月1日	0.55k m <sup>2</sup>	3 町	2,056 人	615 世帯
11	" 58年8月1日	1.31k m <sup>2</sup>	8 町	8,070 人	2,428 世帯
12	" 62年8月1日	0.43k m <sup>2</sup>	2 町	4,341 人	1,189 世帯
13	平成17年11月1日	2.16k m <sup>2</sup>	9 町	6,278 人	2,211 世帯
14	" 18年10月1日	2.35k m <sup>2</sup>	15 町	14,245 人	5,839 世帯

## 葬 儀 ・ 墓 地

### 1. 市民葬儀

市が葬儀規格と料金を規定し、その内容に沿って、市が指定した葬儀業者（「指定業者」という。）と利用する人との間で行われる葬儀のことである。

市民葬儀の特徴は、市が基本となる各プランや一定のオプション品の料金をあらかじめ明確にしているのので、安心して葬儀を利用でき、業者による価格の差がない、統一した葬儀規格での安価な葬儀を提供することが可能となる。

#### (1) 市民葬儀の内容と料金

（平成 26 年 4 月 1 日改定）

基本プラン	家族葬プランⅠ	家族葬プランⅡ
125,700 円（税抜き）	66,668 円（税抜き）	44,763 円（税抜き）
祭壇使用料 遺影写真 盛花 1 対 ドライアイス 棺桶 消耗品セット 寝棺用布団及び棺カバー 葬儀進行 放送設備 白布等 納棺等 火葬料金	祭壇使用料   ドライアイス 棺桶 消耗品セット 寝棺用布団及び棺カバー   納棺等 火葬料金	   ドライアイス 棺桶 消耗品セット      納棺等 火葬料金
+	+	+
霊柩自動車又は寝台車（業者届出料金等）		

#### (2) 市民葬儀件数

年 度	基本プラン	家族葬プランⅠ	家族葬プランⅡ	合 計
平成 27 年度	159 件	141 件	93 件	393 件
平成 26 年度	142 件	180 件	85 件	407 件
平成 25 年度	152 件	157 件	72 件	381 件

## 2. 火葬場

### 【寝屋川市立寝屋川斎場】

#### (1) 施設の概要

所在地	寝屋川市池の瀬町5番2号
建物構造	鉄筋コンクリート、地下1階
敷地面積	2,213.59 m <sup>2</sup>
建物面積	791.27 m <sup>2</sup>
基数	火葬炉 6基、動物炉 1基
開設年月日	昭和61年4月1日

#### (2) 利用状況

種別	年度		
	平成27年度	平成26年度	平成25年度
人体	2,660件	2,564件	2,480件
死産児等	41件	55件	54件
動物	1,872件	1,723件	1,715件
合計	4,573件	4,342件	4,249件

#### (3) 使用料

(平成27年11月1日改定)

区分		単位	使用料	
			市内	市外
火葬炉	大人	1体	20,000円	60,000円
	子供	1体	16,000円	48,000円
	死産児(拾骨なし)	1胎	3,000円	9,000円
	死産児(拾骨あり)	1胎	8,000円	24,000円
	人体の一部	1個	1,000円	3,000円
	動物の死体	1個	3,000円	9,000円
霊安室		1時間1体	200円	600円

1. 「市内」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 死亡者が、死亡の当時、寝屋川市が備える住民基本台帳に記録されていた者である場合
- (2) 斎場の使用の許可を受ける者が、寝屋川市が備える住民基本台帳に記録されている者であり、かつ、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条第1項の火葬の許可を受けた者である場合
- (3) 死産児にあっては、当該死産児の父又は母が寝屋川市が備える住民基本台帳に記録されている者である場合

- (4) 動物の死体にあつては、当該動物の飼い主が寝屋川市が備える住民基本台帳に記録されている者である場合
2. 「大人」とは、12歳以上の者をいい、「子供」とは、12歳未満の者をいい、「死産児」とは、妊娠4か月以上の死胎をいう。
  3. 人体の一部の「1個」とは、長さ30センチメートル、幅30センチメートル、高さ30センチメートルの箱に入るもので、医師等の証明があるものをいう。
  4. 動物の「1個」とは、長さ70センチメートル、幅55センチメートル、高さ45センチメートルの箱に入るものをいう。
  5. 動物の拾骨は、行わない。

### 3. 公園墓地

#### 【寝屋川市公園墓地】

所在地 寝屋川市池の瀬町5番2号  
敷地面積 100,899.55 m<sup>2</sup>  
開設年月日 昭和53年8月8日

#### (1) 管理棟

建物構造 鉄筋コンクリート、平屋建て（一部地下1階）  
建物面積 689.00 m<sup>2</sup>  
延床面積 483.00 m<sup>2</sup>（地上1階 413.00 m<sup>2</sup> 地下1階 70.00 m<sup>2</sup>）  
施設面積 第1会堂 81.00 m<sup>2</sup>  
第2会堂 39.50 m<sup>2</sup>  
和室 23.00 m<sup>2</sup>

#### (2) 墓地

面積 30,409.01 m<sup>2</sup>  
区画数 (平成28年4月1日現在)

区分	区画数
第1区	1,470区画
第2区	598区画
第3区	1,050区画
第5区	934区画
第6区	472区画
第7区	821区画
旧墓所	448区画
合計	5,793区画

墓地面積及び区画数 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

面積	寸法	区画数
4 m <sup>2</sup>	1.60m×2.5m	2,308 区画
2 m <sup>2</sup>	1.25m×1.6m	3,037 区画
旧墓所		448 区画
合計		5,793 区画

使用料及び管理料

面積	寸法	永代使用料	永代管理料	合計
4 m <sup>2</sup>	1.60m×2.5m	1,360,000 円	272,000 円	1,632,000 円
2 m <sup>2</sup>	1.25m×1.6m	680,000 円	136,000 円	816,000 円

(3) 納骨堂

建物構造 鉄筋コンクリート、地下1階  
 延床面積 588.76 m<sup>2</sup>  
 開設年月日 平成 19 年 7 月 1 日

使用料及び管理料

区分	納骨壇長期使用 (3 段式)	納骨壇長期使用 (6 段式)	納骨壇短期使用	合葬室使用
使用期間	25 年	25 年	5 年	永年
納骨区画等	396 区画	1,500 区画	600 体	15,000 体
使用料	400,000 円	200,000 円	40,000 円	20,000 円
管理料	200,000 円	100,000 円	20,000 円	10,000 円
合計	600,000 円	300,000 円	60,000 円	30,000 円

(4) 公園

緑地、噴水池、四阿 (3 か所)  
 駐車場 (44 台駐車)、散策路、暫定広場等

# 国民年金

## 1. 被保険者数

種別 \ 年度	平成27年度 (人)	対前年度比 (%)	平成26年度 (人)	平成25年度 (人)
第1号被保険者	35,202	96.4	36,517	36,981
任意加入者	448	89.6	500	569
第3号被保険者	17,419	98.1	17,748	17,950
合計	53,069	96.9	54,765	55,500

## 2. 支給年金額

(平成28年4月1日現在)

種別	年金額
障害基礎年金	(1級) 975,125円 (2級) 780,100円
遺族基礎年金	780,100円
老齢基礎年金	780,100円

## 3. 国民年金給付状況

種別 \ 年度	平成27年度 (人)	対前年対比 (%)	平成26年度 (人)	平成25年度 (人)
老齢年金	804	88.15	912	1,047
通算老齢年金	844	88.74	951	1,078
障害年金	67	97.10	69	72
寡婦年金	28	100.00	28	32
合計	1,743	88.92	1,960	2,229

4. 基礎年金給付状況

種別 \ 年度	平成27年度 (人)	対前年対比 (%)	平成26年度 (人)	平成25年度 (人)
老齢基礎年金	57,140	103.52	55,197	52,770
障害基礎年金	3,620	102.37	3,536	3,460
遺族基礎年金	395	97.77	404	414
合計	61,155	103.41	59,137	56,644

5. 福祉年金給付状況

種別 \ 年度	平成27年度 (人)	対前年対比 (%)	平成26年度 (人)	平成25年度 (人)
老齢福祉年金	1	50.00	2	2

# シティ・ステーション

## 1. 概 要

シティ・ステーション（H28. 4. 1名称変更 旧市民センター）では、住民異動届の受付を始め、市民課関係の各種証明書（住民票、戸籍全部（個人）事項、印鑑登録などの証明書）及び市税関係の各種証明書の交付を行っている。

また、国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療・子ども医療の資格の取得喪失手続、転校手続、母子健康手帳・健康手帳の交付、市税・国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料・水道料金・し尿くみとり料金等の納付受付、児童手当の申請受付、旅券（パスポート）の交付（ねやがわシティ・ステーションのみ）及び各種相談等の業務を行っている。

### 【ねやがわシティ・ステーション（旧市役所サービス処ねやがわ屋）】

所在地	寝屋川市早子町16番11-101号（京阪寝屋川市駅南口1階）
建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 シティ・ステーション専有面積（1階）185.1㎡
開設年月	平成13年10月31日開設
開所時間	毎日（年末年始を除く）午前9時～午後8時
休所日	年末年始（12月29日～1月3日）

### 【香里園シティ・ステーション（旧香里市民センター）】

所在地	寝屋川市香里南之町16番15号（JAビル香里1階）
建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階、地上4階建 シティ・ステーション専有面積（1階）95.91㎡
開設年月	昭和30年9月開設（平成10年1月現在地へ移転）
開所時間	毎日（年末年始を除く）午前9時～午後5時30分
休所日	年末年始（12月29日～1月3日）

### 【萱島シティ・ステーション（旧萱島市民センター）】

所在地	寝屋川市萱島本町19番1号（京阪萱島駅東改札口前）
建物構造	鉄骨造平屋建 シティ・ステーション専有面積（1階）101.10㎡
開設年月	昭和48年5月開設（昭和59年11月現在地へ移転）
開所時間	毎日（年末年始を除く）午前9時～午後5時30分
休所日	年末年始（12月29日～1月3日）

### （堀溝サービス窓口）

所在地	寝屋川市堀溝三丁目10番20号
建物構造	鉄骨造平屋建 サービス窓口面積 52.65㎡
開設年月	平成14年10月開設
開所時間	月曜日～金曜日 午前10時～午後5時
休所日	土曜日・日曜日・祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

\* 住民異動の受付及び転校手続は、行っていない。

【西シティ・ステーション（旧西市民センター）】

所在地	寝屋川市池田西町28番22号（総合センター1階）
建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階建 シティ・ステーション専有面積（1階）190.00 m <sup>2</sup>
開設年月	昭和52年11月開設
開所時間	毎日（年末年始を除く）午前9時～午後5時30分
休所日	年末年始（12月29日～1月3日）

【東シティ・ステーション（旧東市民センター）】

所在地	寝屋川市打上宮前町3番1号（寝屋川東ファミリータウン中1番館1階）
建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階、地上14階建 シティ・ステーション専有面積（1階）102.41 m <sup>2</sup>
開設年月	昭和56年5月開設
開所時間	毎日（年末年始を除く）午前9時～午後5時30分
休所日	年末年始（12月29日～1月3日）

## 2. 業務内容

① 徴収金の受付

市税、国民健康保険料、水道料金、各種手数料等の納付受付

② 各種証明書発行

戸籍全部（個人）事項証明、除籍全部（個人）事項証明等、戸籍の附票、税証明について、平日の午前9時から午後5時30分までその場で交付している。土日祝日は取り次ぎ（第4日曜はその場で交付）となり、ねやがわシティ・ステーションにおいては午後5時30分～午後8時は全日とも取り次ぎとしている。

住民票、住民票記載事項証明等、印鑑証明は全日ともその場で交付している。

母子健康手帳や健康手帳の交付も行っている。

※ねやがわシティ・ステーションにおいては、旅券（パスポート）を平日午前9時～午後7時・日曜午前9時～午後5時に交付している（申請は市民課のみで実施している）。

③ 各種届出等受付

住民異動届（転入・転出・転居等）、転校の手続、児童手当の受付、国民健康保険・国民年金の手続、子ども医療・後期高齢者医療の手続、し尿くみ取りの手続等について、平日の午前9時から午後5時30分まで受付を行っている。

※戸籍届出、印鑑登録・廃止の届出、個人番号カードに関する届出の受付業務は行っていない。

④ ふれあいコーナー（ねやがわシティ・ステーションのみ）

友好都市の特産物販売等

⑤ はちかづきコーナー（ねやがわシティ・ステーションのみ）

鉢かづき姫の紹介やグッズの販売、市文化財の展示

⑥ お知らせコーナー（ねやがわシティ・ステーションのみ）

市刊行物の閲覧・販売

⑦ 市民チャレンジコーナー（ねやがわシティ・ステーションのみ）

市内の事業者による新商品の宣伝や試験販売、起業希望者による販売スペースの提供等

3. 業務統計

(単位：枚)

業 務		年 度	平成 27 年度					平成 26 年度		
			香里	萱島	西	東	市民 センター 合計	ねやがわ屋	市民 センター 合計	ねやがわ屋
証 明 関 係	戸 籍	戸籍全部 (個人)事項証明	2,551	1,763	1,778	666	6,758	2,844	6,618	3,067
		除籍全部 (個人)事項証明等	436	321	265	103	1,125	551	1,147	596
		その他	105	144	88	52	389	162	422	151
	住 民 票	住民票	13,055	9,587	8,481	3,713	34,836	16,655	33,947	16,283
		住民票記 載事項証明等	676	540	500	180	1,896	825	1,713	719
		その他	746	522	308	201	1,777	159	1,766	182
		印鑑証明	8,791	5,785	6,047	2,508	23,131	9,524	23,591	9,997
		税証明	4,200	4,055	4,084	1,729	14,068	5,037	12,666	4,822
		通知カード再交付	21	35	5	5	66	—	—	—
		合 計	30,581	22,752	21,556	9,157	84,046	35,757	81,870	35,817

(単位：件)

業 務		年 度	平成 27 年度					平成 26 年度		
			香里	萱島	西	東	市民 センター 合計	ねやがわ 屋	市民 センター 合計	ねやがわ 屋
受付関係	住民異動届		1,604	1,066	827	364	3,861	—	3,658	—
	国保	収納及び 得喪	7,871	10,151	4,920	3,487	26,429	9,352	26,983	9,460
	年金	得喪	348	320	253	81	1,002	—	967	—
	市税	収納	8,536	10,034	4,584	4,143	27,297	11,827	27,807	11,643
	し尿	料金収納及 び申込受付	828	176	614	332	1,950	—	1,886	—
		その他受付及び 相談業務	29,823	36,120	24,449	13,700	104,092	15,839	94,914	14,633
		合 計	49,010	57,867	35,647	22,107	164,631	37,018	156,215	35,736

※ねやがわシティ・ステーションでは住民異動に関する業務を平成28年4月1日から実施している。

ねやがわシティ・ステーション（旧市役所サービス処ねやがわ屋）利用状況（平成27年度）

証明書発行等	コーナー利用	旅券交付件数	来店者数（計）	相談問合せ件数
66,801人	21,081人	3,062人	90,944人	12,320件

# 農 業 振 興

## 1. 現 況

本市の農業は急速に都市化が進む中で、水田での稲作を中心として営まれてきた。今日、農地は宅地や工場等に取り囲まれ、その大部分は小規模なものとなっている。農家は、都市化の流れの中で早くから兼業化が進み、大部分の自給的農家と一部の都市の立地条件を活かした農家へと分化している。また、農業従事者の多くが高齢化し、後継者が少ない状況にある。

しかし、近年、新鮮で安全な農産物が求められるとともに、農業の生産基盤である農地が緑地空間、環境保全、都市災害防止などの幅広い公益的役割を果たしており、市民にとって貴重な自然資源であるとの認識も高まりつつある。また、土や生き物にふれることのできる場として、都市に残された数少ない自然として、その教育的役割も期待されている。

また、大阪府では「都市農業の担い手の育成及び確保」「農空間の保全と活用」「安全安心な農産物の生産及び供給」を柱とした条例を制定し、都市農業の推進及び農空間の保全と活用を目指している。

このような状況において、本市の農地面積は164.9haで、市域面積2,470haの6.67%、市内農家戸数は748戸となっている。

(農地面積)

年 \ 区分	田	畑	合 計
平成 28 年	117.1ha	47.8ha	164.9ha

※平成 28 年 固定資産概要調書による。

(農家戸数)

年 \ 区分	市内農家
平成 28 年	748 戸

※平成 28 年度 水稻生産実施計画に係る営農計画書による。

## 2. 農業施策

### (1) 農業者支援事業補助

#### ① 農作業用機械器具整備支援事業

都市農業の発展に取り組む農業者が農業生産等に必要な機械の整備を支援する。

#### ② 農用井戸整備支援事業

農空間の保全及び活用に取り組む農業者が農業用水を確保するための農用井戸の整備を支援する。

#### ③ 地元農産物直販等奨励事業

地元農産物を生産する農業者が、直販事業、学校給食事業、出荷事業を通じ、市民に新鮮で安全・安心な地元農産物を供給し、地産地消、旬産旬消が図れるよう事業活動を支援する。

ア 学校給食一斉導入状況

(平成 27 年度)

納入時期	5月、6月	6月	10月、11月	11月～1月	11月～1月	11月～1月	6月～7月
品 目	タマネギ	ジャガイモ	サツマイモ	ダイコン	キャベツ	ハクサイ	精 米
導入回数	8回	2回	4回	9回	7回	5回	2か月
納入時期							1月
品 目							精 米
導入回数							1か月

イ 主な朝市等出荷団体

- ・九個荘農協九個荘農業研究クラブ
- ・北河内農協豊野支店朝市運営委員会
- ・北河内農協ともろぎ農業研究会販売部
- ・北河内農協寝屋農業研究クラブ
- ・北河内農協寝屋川支店南ねや川朝市会
- ・寝屋川市地場産農産物出荷者協議会

④ 農地景観形成推進事業

市内の農地にレンゲなどを植栽し、広く市民に開放することにより、景観に配慮した農あるまちづくりを推進し、市民と農の交流を促進する。

(2) 貸農園推進事業

市民が自然に親しみ、健康で明るい市民生活の促進を図るとともに、農業経営の安定を期す。

概 要 (平成 27 年度)

園地提供農家数	4戸
開園地箇所数	4か所
貸付区画数	107区画
入園期間	平成 28 年 3 月～翌年 2 月
入園料	1区画 16.5 m <sup>2</sup> 、年間 15,000 円

(3) 経営所得安定対策

米など販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象として、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、大豆や米粉用米などの戦略作物や地域振興作物への作付転換を促し、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を図る。

年 度	水稲作付目標数量	水稲作付目標面積	水稲作付実施面積	作付率
平成 27 年度	692.2t	140.69ha	133.12ha	94.6%
平成 26 年度	693.4t	141.22ha	138.43ha	98.0%
平成 25 年度	720.1t	146.96ha	139.35ha	94.8%

(4) 農業まつり及び農産物品評会

都市農業の役割を再認識してもらうため、地元農産物等の展示即売会を含めた農業まつり及び農産物品評会を行うことにより、農家の生産意欲の向上及び育成を図る。

農業まつり (※)	① 農業関係者表彰式	⑤ 菊・植木・鉢物即売
	② 地場産の農産物直売	⑥ 農機具の展示
	③ 米消費拡大 (米粉パン、おにぎり、もち、ポン菓子等の販売)	
	④ 農産物加工品の直売	
農産物品評会	① 野菜の部 ② 穀類の部	

※ 農業まつりは、平成10年度よりエコ・フェスタと合同開催

(5) 農業後継者対策事業

本市の農業は、都市化の進展に伴い、農地の減少や農業環境の悪化、高齢化等厳しい状況にあり、とりわけ農業後継者育成は急を要することから、実技講習を含む講演会を開催し生産性の高い収益型農業を考える。

(6) 防災協力農地登録制度の推進

災害発生時における避難空間、仮設住宅建設用地、復旧用資材置場に農地を活用するための防災協力農地の登録を推進する。

(平成15年4月1日 防災協力農地登録制度創設)

(7) エコ農産物認証制度の推進

農産物をより市民に安心して購入してもらえるよう、大阪府と連携の下、栽培方法等を認証する農産物認証制度を推進し、エコ農産物の普及促進を図る。

(平成15年6月5日 エコ農産物認証制度創設)

(8) 野菜の見本市

農業者と商業者の連携、地産地消を推進し、地場産野菜の販路拡大を図ることにより、農業の振興に寄与するため実施。

(平成27年度から実施。平成28年度は7月27日実施)

# 農 業 委 員 会

## 1. 農業委員の構成（平成28年7月29日現在）

農業委員は、選挙による委員11人及び法第12条第1号の選任委員3人、法第12条第2号の選任委員2人の合計16人の委員で構成している。

### (1) 選挙による委員

・選挙区 1 ・11人（定数12人）

### (2) 選任による委員

定数	農 協 推 薦		共済推薦	議会推薦
	北 河 内	九 個 荘		
5人	1人	1人	1人	2人

## 2. 部会の構成

区 分	役 員	農地調整委員会	農政企画委員会	計
選挙による委員	会 長1人 副会長1人	7人	2人	11人
法第12条第1号委員	相談役1人	—	2人	3人
法第12条第2号委員	—	—	2人	2人
計	3人	7人	6人	16人

※会長、副会長は、各委員会の構成委員になる。

## 3. 農地調整委員会活動

### (1) 農地移動

区 分 年 度	農地法第3条		農地法第4条		農地法第5条		農地法第18条	
	農地の所有権の 移転及びその権 利の設定		農地の転用		農地の転用に 伴う所有権の 移転及びその 権利の設定		賃借権の解除	
	件 数	面 積 (㎡)	件 数	面 積 (㎡)	件 数	面 積 (㎡)	件 数	面 積 (㎡)
平成27年度	2	611	29	13,902	27	15,956	3	1,153
平成26年度	4	2,360	25	10,407	16	7,697	6	3,806
平成25年度	3	2,244	34	12,905	26	26,878	7	6,248

(2) 転用実績

区 分 年 度	工 場		住 宅		そ の 他		計	
	件 数	面積 (㎡)	件 数	面積 (㎡)	件 数	面積 (㎡)	件 数	面積 (㎡)
平成 27 年度	0	0	12	5,719	44	24,139	56	29,858
平成 26 年度	0	0	18	8,830	23	9,274	41	18,104
平成 25 年度	0	0	30	18,421	30	21,362	60	39,783

4. 農政企画委員会活動

(1) 平成 27 年 4 月 6 日

- ① 平成 26 年度農業委員会活動実績及び平成 27 年度農業委員会活動計画について
- ② ねやがわし農業委員会だより（第 75 号）編集方針について

(2) 平成 27 年 8 月 3 日

- ① 下限面積（別段の面積）設定見直しについて
- ② 平成 27 年度農地パトロールの実施について
- ③ ねやがわし農業委員会だより（第 76 号）編集方針について

(3) 平成 28 年 2 月 25 日

- ① 農地パトロールの実施状況について
- ② 平成 27 年度農業委員会活動実績及び平成 28 年度農業委員会活動計画について
- ③ ねやがわし農業委員会だより（第 77 号）編集方針について

# 商 工 業 振 興

## 1. 現 況

本市の商工業は、高度経済成長期においては、近隣に所在する大企業の事業拡大、及びそれに伴う人口急増とともに発展してきたが、その依存度の高さから、近年は景気低迷による大企業の事業縮小や生産拠点の海外移転等による影響を大きく受けている。また少子高齢化に起因する消費縮小が市内商業に与える影響も深刻である。

国は、「好循環実現のための経済対策」として中小事業者向けの各種支援施策を打ち出すとともに、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定して地域経済の活性化を重要課題に位置付けた。

本市においても、「寝屋川市産業振興条例」を制定し、商工業者への支援施策の充実を図り、市内産業の活性化に取り組んでいる。また、商工会議所、金融機関、学校法人と連携して「寝屋川市創業支援事業計画」を策定し、無料経営相談窓口の設置や創業支援セミナー、学生を対象とした「ベンチャービジネスコンテスト」を実施するなど、新規創業者の創出に努めている。

## 2. 寝屋川市産業別事業所数及び従業者数

(平成26年経済センサス基礎調査)

産 業 分 類	平成26年総数	
	事業所数	従業者数
農 業 、 林 業	4	13
漁 業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建 設 業	616	3,778
製 造 業	588	10,155
電気・ガス・熱供給・水道業	6	183
情 報 通 信 業	25	131
運 輸 業 、 郵 便 業	132	5,666
卸 売 業 、 小 売 業	1,782	16,147
金 融 業 、 保 険 業	83	1,207
不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業	705	2,225
学術研究、専門・技術サービス業	205	1,407
宿泊業、飲食サービス業	1,182	7,981
生活関連サービス業、娯楽業	801	3,531
教 育 、 学 習 支 援 業	305	4,369
医 療 、 福 祉	806	13,344
複 合 サ ー ビ ス 事 業	32	250
サービス業(他に分類されないもの)	359	4,038
公務(他に分類されるものを除く)	23	1,630
合 計	7,654	76,055

### 3. 商工業振興施策

#### (1) 商業振興施策

##### ① 経営相談・セミナーの実施

経営支援アドバイザーによる経営相談、商業振興を目的とした各種セミナーを実施する。

##### ② 商業活性化総合支援事業

商店街等の活性化のために空き店舗を活用する事業及び商業の活性化に資する啓発活動、イベント等の事業を行う商店街や実行委員会等に対し補助を行う。

##### ③ 商業振興近代化事業

商店街等が実施する、商業活性化を目的とした商業環境の機能強化、整備を行う事業に対し、補助を行う。

##### ④ 商品券等発行事業支援

事業者連合組織が実施する商品券等発行事業に対し、補助を行う。

##### ⑤ 特産品創製・販売促進事業

寝屋川の風土や市民生活の中で生まれ、寝屋川の地名や由来、伝承文化等を取り入れた特産品を創造し、地域文化の高揚及び地元産業を振興するための特産品を開発・販売促進する事業者等に対して補助を行う。

##### ⑥ 商店街等街路灯維持管理支援事業

街路灯の維持管理に関する事業を行う商店街等に対し、補助を行う。

##### ⑦ 空き店舗等の活用支援事業

商店街等が、空き店舗等を活用して、コミュニティー施設や商店街の集客に資する施設を運営する事業に対し、補助を行う。

##### ⑧ 商業振興買い物弱者支援事業

商店街等が実施する、買い物弱者への支援事業（宅配・買い物代行、移動販売、送迎）に対し、補助を行う。

#### (2) 工業振興施策

##### ① 経営相談・セミナーの実施

経営支援アドバイザーによる経営相談、工業振興を目的とした各種セミナーを実施する。

##### ② 中小企業経営・技術支援事業

経営、技術の課題改善や展示会等での技術力PRを通じて経営基盤や技術競争力の強化に取り組む事業者に対して補助金を交付することにより、工業振興を図る。

##### ③ 産学・企業間交流等促進事業

事業者団体、企業グループ等が組織的に行う産学連携事業、先進施設の視察による事業効率化の研究等の事業に対して補助金を交付することにより、市内事業者の企業間交流や大学等との交流を促進するとともに、当該事業に参加する事業者の技術革新、経営基盤の強化を進め、工業振興を図る。

- ④ 中小企業人材育成事業  
技術又は経営管理等の人材育成を目的として研修等を受けた中小企業者等に対し補助を行い、中小企業の成長発展を図る。
  - ⑤ モノづくり支援ネット事業  
市内のモノづくりを行う事業者の情報や市内の大学等に所属する研究者の情報をインターネットにより公開し、事業者の知名度向上や事業者相互の取引拡大及び技術開発の受託研究・製品性能の分析等の産学連携を推進し、工業振興を図る。
  - ⑥ モノづくり元気企業認定事業  
技術革新や経営活性化等の積極的な取組で成果を上げ、市域において中小企業者の目標となりうる企業を「寝屋川元気企業」として認定し、認定企業の情報を市内外へ発信することにより、企業認知度の向上や技術PRの促進を支援するとともに、市立産業振興センター事業との連携を図り更なる活性化支援を行う。
  - ⑦ ISO等認証取得支援事業  
中小企業の国際競争力の強化を図り、市内産業の振興を図ることを目的として、国際規格のISO9001、ISO14001及び国内環境規格のエコアクション21、エコステージ、KESの認証を新規に取得しようとする市内中小企業者に対し、補助することにより市内産業活性化を図る。
  - ⑧ 中小企業機器設備等導入支援  
中小企業の生産性向上や事業拡大を目的とした機器設備の導入に係る経費に対して補助を行うことにより、工業振興を図る。
- (3) 産業振興施策
- ① ワガヤネヤガワ・ベンチャービジネスコンテスト  
学生が持つビジネスアイデアや起業への情熱を発掘し、市内産業の活性化へ結び付けるため、包括連携協定を締結している学校法人等の学生を対象に、ワガヤネヤガワ・ベンチャービジネスコンテストを開催し、優秀なビジネスプランに対して、その実現に向けた研究、試作品製作等の費用を学校法人等に補助する。
  - ② 創業応援事業  
寝屋川市内での創業希望者に対し、創業に当たって必要な経費を補助することで、地域経済の活性化及び雇用の創出を促進する。
- (4) 労働施策
- ① 寝屋川市勤労者互助会（事業所福祉共済事業）  
〔加入事業所数〕 116 事業所 〔会員数〕 1,808 人（平成28年3月31日現在）
  - ② 地域就労支援事業  
就職困難者等の相談窓口として、就労支援センターを市立産業振興センターに設置し、相談や求人情報の提供サービスを行うとともに、パソコン技術習得のためのICTセミナーを実施し、就労支援を図る。また、枚方ハローワーク管内の寝屋川市・枚方市・交野市の三市で管内企業と求職者をマッチングする三市合同企業就職面接会を開催する。

#### (5) 金融施策

##### ① 寝屋川市中小企業事業資金融資あっせん制度（市町村連携型）

市内の中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため事業資金のあっせんを行い、中小企業者の振興、発展に資する。

- ・融資金額及び期間 500万円以内、5年以内
- ・連帯保証人 個人（原則として不要）  
法人（原則として法人代表者のみ必要）  
組合（原則として代表理事のみ必要）
- ・貸付状況

（単位：千円）

年度	申込み		決定	
	件数	金額	件数	金額
平成27年度	14件	44,324	10件	31,224
平成26年度	21件	75,450	15件	40,450
平成25年度	27件	85,030	19件	59,680

##### ② 開業資金利用状況

（単位：千円）

年度	申込み		決定	
	件数	金額	件数	金額
平成27年度	1件	2,500	0件	0
平成26年度	1件	10,000	1件	10,000
平成25年度	—	—	—	—

#### 4. 大規模小売店舗数

店舗面積1,000㎡以上の大規模小売店 27店舗（平成28年7月31日現在）

#### 5. 産業振興センター

市内事業者への経営革新、競争力強化等の支援を通じて産業振興を図るとともに、産業経済の基盤を確立するため産業振興センターを設置している。

##### (1) 概要

所在地 寝屋川市東大和町2番14号  
敷地面積 517.215㎡  
建築面積 266.272㎡  
構造 鉄筋コンクリート造 5階建、EV棟 鉄骨造  
主な施設 セミナー室 ほか

##### (2) 事業内容

- ・起業その他経営全般に関する相談並びに情報の収集及び提供を行うこと。

- ・事業経営の活性化を担う人材の育成及び市内事業者組織の育成を支援すること。
- ・市内事業者の労働福祉事業及び地域就労を支援すること。
- ・市内事業者、市民、大学その他の教育機関及び行政機関の協働による産業振興を目的とした研究及び事業の推進を支援すること。
- ・その他、産業振興を図り産業経済の基盤を確立するために必要な事業

# 消費生活

## 1. 概要

今日、経済社会の急激な発展と技術革新に伴い、消費生活が豊かになった反面、商品等の品質や性能が複雑化しているため、消費者にとって商品等の選択が難しい状況にある。

また、最近の消費者を取り巻く環境は、経済のグローバル化や高度情報化に加え、少子・高齢社会への急激な移行など社会の構造が大きく変化している。

このような状況の中で、消費生活センターにおいて消費者に的確な情報を提供するとともに、消費生活相談及び苦情の処理、消費生活講座の開催、資料の展示等の事業を通して消費者保護を推進し、消費生活の安全・安心に寄与することが求められている。

## 2. 消費生活センター

### (1) 施設の概要

所在地	寝屋川市桜木町5番30号
施設の規模	軽量鉄骨造2階建て 延床面積 254.46㎡
開設年月日	昭和50年9月8日(昭和60年9月30日新築)
開館時間	午前9時～午後5時30分(日・祝日、年末年始は休館)

### (2) 事業内容

#### ① 消費生活相談事業

消費生活相談員による問合せ、苦情受付の業務を月曜日から土曜日まで行っている。

(相談件数)

年度 \ 区分	苦情	問合せ	総数
平成27年度	2,163件	344件	2,507件
平成26年度	2,040件	321件	2,361件
平成25年度	1,971件	325件	2,296件

#### ② 消費生活啓発事業

- 消費生活講座、夏休み親子消費生活講座
- 出前講座(講師派遣事業)
- 高齢者向け啓発パンフレットの配布
- 街頭啓発チラシの配布
- 「みんなでつくろう! 消費者が主役の社会!!」をテーマに寝屋川市エコ・フェスタに参加

③ 消費生活情報提供事業

- 消費生活センター情報紙 「くらしねっと」
- 市広報紙に掲載 「くらしのメモ」
- 展示及び資料コーナー

④ 消費生活モニター事業

市民の消費生活に関する諸問題について、消費者の意見や実態を把握し、消費者行政に反映させる。

(事業の内容)

生活関連物資販売価格調査、市の消費者行政施策に対する協力等

⑤ 消費者団体の育成指導

⑥ 計量器定期検査事業

区 分 年 度	集 合 検 査		所 在 場 所 検 査	
	検査件数	検査台数	検査件数	検査台数
平成27年度	—	—	8件	10台
平成26年度	190件	439台	—	—
平成25年度	1件	3台	8件	10台

⑦ 消費者行政活性化事業

消費者庁設立に伴い創設され、消費生活センター事業及び消費生活相談事業等の充実を図る。

# ごみ減量推進

## 1. 概要

環境の問題、とりわけ廃棄物問題は私たちの生活に身近な問題であると同時に、地球環境の保全や資源保護の観点からも緊急の課題となっている。これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から脱却し、生産から流通・消費・廃棄に至る各段階において、省資源やリサイクルを進めることにより資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ないいわゆる循環型社会を実現していく必要がある。

国においては、廃棄物・リサイクル対策を総合的・計画的に推進するため、「循環型社会形成推進基本法」や「容器包装リサイクル法」「家電リサイクル法」などの個別の対策の関連法を制定するなど、循環型社会の構築に向けた法整備を行ってきた。

本市においても、ごみの発生抑制・再使用・再資源化をさらに推進するため「寝屋川市一般廃棄物処理基本計画」（平成23年3月）に基づき“もったいない”による4Rを推進し、循環型社会の構築をめざしていく。

## 2. 基本方針

### (1) “もったいない”による4Rの推進

“もったいない”を合言葉に一人ひとりがライフスタイルの見直しを行い、ごみの減量化・再資源化を促進していく。

### (2) 安全・安心なごみ処理の推進

排出抑制、再資源化を行った上で、なお排出されるごみについては、安全かつ安心なごみ処理を行っていく。また、循環型社会に寄与する「環境にやさしいごみ処理」をめざしていく。

### (3) 責任と役割に応じた行動の推進

市民・事業者・行政が同じ目的意識を持って、三者が有機的につながることにより、相乗効果をもたらし、「やさしさと循環のあるまち」の実現をめざしていく。

## 3. 主な事業

### (1) ごみの減量・資源化の推進

#### ① 施設見学会

環境教育の一環として、小学4年生を対象に施設見学を実施する。啓発冊子「くらしとごみ」の配布、ビデオ上映、クリーンセンターの見学等を通して、ごみ処理の現状や環境問題について学習を行う。

また、市民の見学も随時受け付け、ごみ処理に対しての意識を喚起していく。

平成27年度 寝屋川市内の小学4年生 市立小学校 24校 1,972人（引率含む）  
市民 186人

② リユース作品コンテスト

ごみの減量化、リユース（再利用）意識の向上を図るため、空き缶・ペットボトル・牛乳パック等を使用したリサイクル作品を、市内小学校をはじめ市民から募集する。また、応募作品は、ホームページに掲載し、クリーンセンターにおいて展示する。

平成27年度	小学生	20作品
	一般	8作品

③ 3R促進ポスターコンクール

環境省及び3R活動推進フォーラム主催の「3R促進ポスターコンクール」に、市内小学校及び中学校から募集したポスターを出展する。

また、募集したポスターは、エコ・フェスタや市役所ピロティ等で展示し、市民のごみ減量、リサイクル意識の高揚を図る。

平成27年度	市立小学校	16校	142人
	市立中学校	3校	22人

④ 街頭啓発（買い物袋持参運動）

3R推進月間（10月）に、エコショップ登録店において街頭啓発（買い物袋持参運動）を実施する。レジ袋の削減を図るため、エコバッグを配布し、誰もが出来るごみの減量化のための具体策として買い物袋を持参してもらうよう呼びかける。

⑤ ごみ通信

ごみ減量・リサイクルの推進に関する各種情報等を提供する機関紙として、年4回発行し全世帯に配布する。

また、小学生を対象としたごみ通信ジュニアを発行し、小学4年生に配布するとともに小学校等に掲示する。

⑥ クリーンカレンダー

ごみの分別排出の徹底、ごみの減量、資源物のリサイクルの向上を図るため、本市の家庭ごみの収集日をカレンダー形態で掲載し、全世帯に配布する。

また、外国人向けに翻訳（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語）した同内容のクリーンカレンダーを発行する。

⑦ 転入者への啓発

本市転入者への分別排出の徹底と適正なごみ処理の啓発を行うため、市役所市民課及び4市民センターにおいて、転入手続の際に窓口で啓発物品（クリーンカレンダー・ごみ袋・分別啓発チラシ等）を配付する。

## (2) ごみの減量・資源化への市民活動の推進

### ① 資源集団回収活動報奨金の交付

自治会や子ども会などの市民団体が自主的に実施している古紙・古布などの集団回収活動に対し、その回収量に応じて報奨金を交付し、回収活動を側面から支援する一方で、再資源化に資することにより天然資源の節約とごみの減量を図っている。

登録団体数 325 団体（平成 28 年 3 月 31 日現在）

平成 27 年度資源集団回収活動報奨金 40,306,100 円 (単位：t)

支払団体数	新聞	雑誌	ダンボール	古布	牛乳パック	雑紙	アルミ缶	計
324	4,288	911	771	273	16	314	150	6,723

### ② 生ごみ処理機・生ごみ堆肥化容器購入費補助金の交付

家庭から排出される生ごみを自家処理することを目的とし、電気式生ごみ処理機や生ごみ堆肥化容器の購入費用の一部を補助することにより、生ごみの減量や堆肥としての有効利用の促進を図っている。

平成 27 年度補助金交付額

生ごみ処理機	12 台	220,600 円
生ごみ堆肥化容器	12 台	38,100 円

### ③ 生ごみの水切り啓発

各コミセンまつり等において、生ごみの水切りによる生ごみ減量化の啓発を実施している。

### ④ ごみ減量マイスターの認定

市民自らが行うごみ減量に関する取組を推進し、地域の中で活動するリーダーを養成するため、ごみ減量マイスターの認定制度を設け、ごみ減量マイスター養成講座や情報交換会を定期的に開催している。

認定者数 初級 86 人 中級 24 人 上級 10 人（平成 28 年 3 月 31 日現在）

## (3) ごみ減量化・リサイクル推進体制

### 寝屋川市ごみ減量化・リサイクル推進会議

ごみの減量とリサイクル推進のため、市民・事業者・行政の三者が一体となり、実行計画の立案、実践活動の推進、減量化・適正処理の施策への協力、その他の活動の具体的手法を検討していく。

#### 4. ごみ処理事業の沿革

事業の沿革	
昭和24年1月	寝屋川町の清掃条例に基づき、特別清掃地域（現在の大利町商店街付近）を重点に、大八車で収集を開始
昭和38年8月	固定炉（30 t /8h）完成・三輪自動車による収集開始
昭和43年9月	機械炉（180 t /24h）完成
昭和46年11月	一般家庭ごみ、週2回収集開始
昭和47年3月	「寝屋川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」制定
昭和48年6月	破碎機（75 t /5h）完成
昭和55年9月	全連続燃焼式機械炉・新炉（180 t /24h×2基）完成
昭和58年4月	4種分別収集開始
平成6年3月	破碎施設（破碎機75t/5h・切断機7t/5h・手選別装置25t/5h）完成
〃 6月	「寝屋川市一般廃棄物処理基本計画」（平成6年度～20年度）策定
平成7年4月	「寝屋川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」制定 （寝屋川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正）
〃 9月	「寝屋川市ごみ減量化・リサイクル推進会議」設置
平成9年3月	「寝屋川市ごみ減量化行動計画」策定
平成10年1月	ペットボトルモデル地区分別収集実施
平成11年1月	ペットボトル分別収集開始、透明・半透明ごみ袋によるごみ収集開始
平成12年1月	廃乾電池分別収集開始
〃 8月	廃蛍光灯・スプレー缶の拠点収集開始
平成13年2月	プラスチック製容器包装モデル地区分別収集実施
〃 3月	「寝屋川市一般廃棄物処理基本計画」（平成13年度～22年度）策定
平成14年1月	プラスチック製容器包装分別収集開始
〃 3月	「寝屋川市循環型社会実践行動計画」策定
平成16年6月	北河内4市リサイクル施設組合設立
平成18年4月	事業系一般廃棄物の収集運搬を委託から許可に制度変更
平成20年2月	北河内4市リサイクルプラザ稼動
平成20年4月	古紙・古布分別収集開始
平成22年10月	事業系一般廃棄物の分別収集を一部開始
平成23年3月	「寝屋川市一般廃棄物処理基本計画」（平成23年度～32年度）策定
平成24年3月	「寝屋川市ごみ処理施設建設基本計画」策定
平成26年4月	事業系一般廃棄物処分手数料改定（90円/10kg）

# 環境政策

## 1. 公害苦情・陳情処理状況

(単位：件)

区分 年度	苦情・陳情受付件数								処 理 件 数	翌 年 度 へ 繰 越
	前 年 か ら 繰 越	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	騒 音	振 動	悪 臭	そ の 他	計		
27年度	17	9	15	44	8	8	9	110	103	7
26年度	22	39	19	49	7	13	5	154	137	17
25年度	12	44	13	44	10	23	4	150	128	22

## 2. 用途地域別公害発生状況（平成27年度）

(単位：件)

公 害 別 地 域 別	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	騒 音	振 動	悪 臭	そ の 他	計
第一種低層住居専用地域	1		2				3
第一種中高層住居専用地域	1	1	1	1	1		5
第二種中高層住居専用地域	3	2	8	2	2	2	19
第一種住居地域			4	1	1	3	9
第二種住居地域	2	1	5	1			9
準住居地域			3				3
近隣商業地域			5			1	6
商業地域			2				2
準工業地域	1	5	11	3	3	2	25
工業地域	1		1				2
市街化調整区域		1	1				2
不明等		5	1		1	1	8
総計	9	15	44	8	8	9	93

### 3. 対 策

#### (1) 大気汚染

##### ① 常時監視

市立中央高齢者福祉センター敷地内に本市の大気汚染常時監視測定局を設置し、二酸化窒素、一酸化窒素、二酸化硫黄、オキシダント、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、風向、風速、温度、湿度の10項目について測定しており、大気の常時監視に努めている。

また、第二京阪道路開通に伴い、第二京阪道路付近における二酸化窒素、浮遊粒子状物質、風向、風速について測定し、大気環境の監視に努めている。

##### ② ダイオキシン類調査

環境中のダイオキシン類の現況把握と今後の環境保全行政に資するため、平成10年度から継続して大気環境調査等を実施している。

##### ③ 工場などの立入

工場、事業場には、大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、大阪府とともに立入調査を実施し、排出基準に適合するように指導を行っている。

建築物等のアスベストの除去等に関しては、適正な対策が講じられているかを確認するため、大阪府とともに立入調査を行っている。また、要件を満たすアスベスト除去等については、法令により届出義務を設けている。

##### ④ 自動車から排出される窒素酸化物や騒音を防止する為、駐車時におけるアイドリングの禁止が府条例により規制されたので、開発事前協議の際等に使用者への啓発を行っている。

#### (2) 水質汚濁

##### ① 常時監視

市内の主要な9河川、6水路17ポイントの水質及び流量調査を実施し河川水路の水質や汚濁負荷量の現況把握に努めている。

##### ② 工場等の立入

工場、事業場には、本市が平成11年4月から水質汚濁防止法に基づく政令市になったことにより、市独自で立入調査を実施し、排水基準等に適合するように指導を行っている。

また、公共下水道へ放流している工場・事業場についても平成12年から下水道法に基づき立入調査並びに排水規制の指導を行っている。

#### (3) 土壌汚染対策

平成15年2月に「土壌汚染対策法」が施行され、平成22年4月に改正された。改正土壌汚染対策法は、土壌汚染の可能性の高い土地について、改正前よりも広い範囲を調査の機会ととらえ、土地の所有者等に土壌汚染状況調査を義務付けている。

また、大阪府では、法に加えて府域の土壌汚染に対応し、土壌汚染による府民の健康影響を防止するため、土壌汚染に関する規制等を追加した「大阪府生活環境の保全等に関する条例」を平成16年1月から施行しており、法改正に併せて条例改正を行い、平成22年4月に施行した。

本市は、法・条例の施行に伴い、政令市として指導を行っている。

#### (4) 騒音・振動

- ① 騒音、振動公害については、特に建設作業に伴う（騒音・振動）の苦情が多いため、開発事前協議時に事前指導を行うとともに、必要に応じ公害防止計画書を提出させ、公害の未然防止に努めている。
- ② カラオケ騒音については、適時深夜パトロールを実施し、指導を行っている。
- ③ 工場、事業場等の苦情については、立入調査し指導を行っている。
- ④ 環境騒音については、道路に面しない地域として毎年市内 24 か所の測定を実施し、道路に面する地域として 5 年間で市内 24 地点の測定を実施し現況把握に努めている。

#### 4. 環境保全事業

生活排水による水質汚濁等「都市・生活型」公害といわれる身近なところから地球的規模にいたるまでの環境問題は、私たち一人ひとりの暮らしや社会の仕組と大きな関わりを持っている。環境問題を市民とともに考え、環境にやさしい暮らしの実践を図るための活動に努めている。

##### (1) 地球温暖化対策

###### ① 太陽光発電システム設置補助制度

地球温暖化対策の推進事業の一環として、二酸化炭素の排出抑制に寄与するとともに、環境への負荷が少ない太陽光エネルギーの活用に対する市民の意識の高揚に資することを目的とする。

平成 27 年度実績

住宅用太陽光発電システム設置補助	交付件数 227 件	補助金額 22,926,000 円
自治会集会所用太陽光発電システム設置補助	交付件数 19 件	補助金額 62,987,586 円
	(うち、太陽光発電モニター地域自治会 1 件)	

###### ② グリーンカーテン事業

地球温暖化対策の一環として市公共施設で、グリーンカーテン運動に取り組んでいる。

平成 27 年度取組状況

保育所 6 施設 幼稚園 1 施設 小学校 5 施設 中学校 2 施設 その他公共施設 21 施設  
市民配布 苗 720 個 事業所 16 箇所

##### (2) エコ・フェスタ

「緑・農・くらし・環境をみんなで考えよう」をサブタイトルに環境活動の発表、緑化相談、リサイクルマーケット等の催しを通して今日の環境問題を考える。

日 時：平成 27 年 11 月 15 日（日）午前 9 時～午後 3 時

場 所：打上川治水緑地

##### (3) 親子でみる水辺の生物観察会

親子で水生生物の観察をすることにより、水質保全について考える。

日 時：平成 27 年 7 月 31 日（金）午前 9 時～午後 3 時

場 所：四條畷市権現川流域

#### (4) 自然環境学習

寝屋川市内の身近な自然観察会を通じて、市民の皆さんに環境問題についての正しい理解と関心を高めていただく。

① 自然観察会 ～メダカ調査～

日 時：平成 27 年 6 月 6 日（土） 雨天中止

場 所：打上川治水緑地

② 自然観察会 ～水辺の生き物調査～

日 時：平成 27 年 7 月 5 日（日） 雨天中止

場 所：幸町公園

③ 自然観察会 ～ドングリウォッチング～

日 時：平成 27 年 10 月 25 日（日）

場 所：深北緑地

④ 自然観察会 ～冬鳥を見つけよう～

日 時：平成 28 年 1 月 17 日（日）

場 所：打上川治水緑地

#### 5. 環境衛生事業

環境衛生は、市民の健康的な基盤となるものであり、衛生的な生活環境づくりを推進することが課題である。

市民の快適な生活環境を保全するために、衛生害虫駆除、町内清掃ごみ、不法投棄ごみの収集、空き地の環境保全及び飼い犬登録の業務を行っている。

(1) 衛生害虫駆除業務（平成 27 年度）

河川・水路等への薬剤散布を業務委託において、実施（散布箇所 86 か所）

(2) 環境美化業務

① 空地等の適正管理指導（平成 27 年度文書勧告等 82 件）

② 町内清掃等塵芥処理（平成 27 年度）

定期清掃 332 件 ・ 町内清掃 90 件 ・ 不法投棄 128 件

③ 不燃性ごみ処理委託（平成 27 年度）

2 トン車 32 台

④ 美しいまちづくりの推進（平成 27 年度）

啓発活動の実施（市内 4 駅 19 回）

(3) 飼犬登録業務

12,311 頭（平成 27 年度末）

# 清 掃

## 1. ごみ処理

### (1) ごみ収集

ごみの種類	略 説	収集頻度
可燃ごみ	生ごみ、靴、鞆、布団等を火・金曜日に収集	週2回
古紙・古布	新聞、ダンボール、雑誌等の紙類や古着類を収集	週1回
不燃ごみ	日常生活用品や陶器など燃えないごみを収集	月2～3回 (第1・3・5 水曜日)
乾電池 ライター類	不燃ごみ収集日に他のごみとは別袋で収集	
缶・びん	飲料用・食品用の空き缶・空きびん	月2回 (第2・4水曜日)
廃プラ ペットボトル	飲料用・酒用・みりん用・しょうゆ用のペットボトル及び中身を消費した後、不用となるプラスチック製容器包装類の収集	週1回
蛍光灯 スプレー缶	自治会館や集会所に分別回収かごを常設しており、いつでも排出が可能	週2回程度
臨時ごみ	有料（重量等により金額が異なる）で予約制	随 時
犬・猫等の死体	有料（所有者が不明の場合は無料）で予約制	随 時

### (2) ごみ処理施設

- ① 施設名称 寝屋川市クリーンセンター（焼却施設）  
 所在地 寝屋川市寝屋南一丁目2番1号  
 完成日 昭和55年9月30日  
 処理能力 360 t/日（180 t/日×2基）  
 処理対象物 可燃ごみ  
 焼却炉形式 全連続燃焼式ストーカ炉  
 構造 鉄筋コンクリート造 地下1階、地上7階
- ② 施設名称 寝屋川市クリーンセンター（破碎施設）  
 所在地 寝屋川市寝屋南一丁目2番1号  
 完成日 平成6年3月22日  
 処理能力 破碎75 t/日・切断7 t/日・手選別25 t/日  
 処理対象物 粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ  
 構造 鉄筋コンクリート造 6階

## (3) ごみ処理状況

区 分 年 度	平均排出量 (t/日)	平均焼却量 (t/日)	収集作業員 (人)	収集車台数 (台)	処理施設作業員 (人)
平成27年度	189	159	75	44	2
平成26年度	191	160	80	44	3
平成25年度	195	165	87	44	3

## (4) ごみ排出状況

(単位：t)

ごみの種類	収 集	平成27年度	平成26年度	平成25年度
可 燃	直 営	17,985	17,956	19,868
	委 託	16,155	16,451	15,298
	計	34,140	34,407	35,166
古紙・古布	直 営	2,234	2,402	2,402
	委 託	1,691	1,794	1,526
	計	3,925	4,196	3,928
不 燃	直 営	1,351	1,168	1,421
	委 託	1,206	1,107	1,090
	計	2,557	2,275	2,511
資 源	直 営	1,034	1,002	1,169
	委 託	896	886	861
	計	1,930	1,888	2,030
廃プラ・ ペットボトル	直 営	2,348	2,339	2,520
	委 託	1,901	1,901	1,817
	計	4,249	4,240	4,337
臨時ごみ	直 営	753	638	761
許 可 (事業所ごみ)	可 燃	19,070	19,470	19,668
	資源(缶・び ん)	98	118	100
そ の 他	直接搬入	2,483	2,527	2,743
合 計		69,205	69,759	71,244

※「廃プラ・ペットボトル」については、平成20年度より混合収集。

※「直接搬入その他・不燃」については、蛍光灯・スプレー缶を含む。

## (5) 収集対象件数

区分 年度	一般家庭(世帯)			事業所(件)
	直営	委託	合計	許可
27年度	57,654	51,298	108,952	3,314
26年度	57,464	51,114	108,578	3,354
25年度	57,179	50,898	108,077	3,355

## (6) ごみ処理実績

(単位:t)

区分 年度	中間処理				合計
	焼却	破砕	資源ごみ 選別	廃プラスチック ペットボトル	
27年度	58,340	4,799	2,109	4,249	69,497
26年度	58,337	4,058	2,087	4,240	68,722
25年度	60,057	4,568	2,211	4,337	71,173

※破砕については、乾電池を除く。

## (7) ごみ処分実績

(単位:t)

区分 年度	処分		合計
	埋立		
	不燃	焼却残渣	
27年度	935	9,711	10,646
26年度	1,377	9,715	11,092
25年度	1,417	9,952	11,369

## (8) 資源化実績状況

(単位:t)

区分 年度	白 ガラス	茶 ガラス	混合 ガラス	混合 ガラス等	アルミ	缶 スチール
	27年度	239	207	-	608	124
26年度	260	235	97	-	136	323
25年度	288	267	93	-	141	359
区分 年度	破砕鉄等	再生プラ	ペット ボトル	再生紙・ 布	その他 有価物	合計
	27年度	262	3,735	303	3,895	216
26年度	250	3,744	265	4,117	165	9,592
25年度	296	3,852	264	3,867	154	9,581

※資源ごみ処理方法の変更により、平成27年度より「混合ガラス」を「混合ガラス等」に変更。

(9) ごみ処理手数料

(平成28年4月1日現在)

区 分	収集回数	手 数 料
一般家庭から排出されるもの	—	( 無 料 )
臨時に申込みがあったとき	随 時	① 収集・運搬・処分 10kg未満までごとに270円 ② 処分のみ 10kg未満までごとに130円

(10) 犬・猫等の死体収集

区 分	手 数 料
収集・運搬・処分	1個につき 1,000円
処分のみ	1個につき 500円

※処分は、焼却炉での処分となる。

## 2. 北河内4市リサイクルプラザ

寝屋川市、枚方市、四條畷市、交野市の4市で、循環型社会をめざして、ペットボトルとプラスチック製容器包装のリサイクルに共同で取り組むため、平成16年6月1日に設立された北河内4市リサイクル施設組合により、建設が進められてきた北河内4市リサイクルプラザ(かざぐるま)が、平成20年2月1日から稼働している。

当該施設において、ペットボトルとプラスチック製容器包装を選別し、圧縮梱包した後、指定法人(公財)日本容器包装リサイクル協会へ引き渡しリサイクルしている。

(1) 施設の概要

名 称	北河内4市リサイクルプラザ(かざぐるま)
所 在 地	寝屋川市寝屋南一丁目7番1号
完 成 日	平成19年12月31日
処 理 能 力	53t/日
処 理 対 象 物	ペットボトル、プラスチック製容器包装
処 理 概 要	選別・圧縮梱包
構 造	管理棟 鉄筋コンクリート造 3階建 処理棟 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 4階建

## 3. し尿処理

し尿処理量の減少による効率的合理的処理を図るため、平成19年度より受け入れたし尿等を一次処理(前処理)した後、希釈し下水道法に基づく水質基準内で公共下水道への放流を行っている。

(1) 施設の概要

名 称	緑風園
所 在 地	寝屋川市讃良東町7番1号
完 成 日	昭和47年3月31日 (下水道放流改造工事 平成19年3月31日竣工)
処 理 能 力	34.5 kℓ/日 (生し尿: 15.2 kℓ/日 + 浄化槽汚泥: 19.3 kℓ/日)
処 理 概 要	除さ+希釈放流

## (2) し尿収集状況

- ① 収集人口 1,247人  
 ② 収集回数 1か月に1～2回

区分	1月平均稼働日数	し尿くみとり対象世帯数	1日平均収集量	バキューム車車両台数	従業員数
委託	20.2日	510世帯	9.0kℓ	9台	21人

## (3) し尿等収集処理状況

区分 年度	作業日数	委託業者収集		許可業者収集	収集総量
		し尿くみとり対象世帯数及び人口	収集量	収集量(浄化槽汚泥)	
27年度	243日	510世帯	2,205kℓ	1,384kℓ	3,589kℓ
		1,247人			
26年度	244日	537世帯	2,158kℓ	1,428kℓ	3,586kℓ
		1,314人			
25年度	243日	610世帯	2,466kℓ	1,636kℓ	4,102kℓ
		1,360人			

## (4) し尿処理手数料

(平成28年4月1日現在)

し尿	一般家庭	定期くみ取り	月1回	基本料	1世帯につき 月額 1,000円
			月2回	人数割	1人につき 月額 800円
基本料	1世帯につき 月額 1,500円				
			人数割	1人につき 月額 1,200円	
			従量制	18リットルまでごとに 400円	
	著しく排出量の多い物又は人員によって算定し難い物				

# 健康増進

## 1. 予防接種事業

### (1) 定期予防接種

(単位：人)

年度 予防接種	平成27年度	平成26年度	平成25年度
ポリオ	延282	延1,512	延3,499
三種混合(1期)	延12	延806	延2,988
ジフテリア・破傷風 2期	延1,354	延1,302	延1,008
二種混合	0	0	0
麻しん風しん混合 1期	1,757	1,846	1,876
麻しん風しん混合 2期	1,711	1,869	1,806
麻しん	1	1	0
風しん	0	1	0
日本脳炎	延5,863	延7,085	延7,251
B C G	1,860	1,802	1,523
H i b (ヒブ)	延7,335	延7,707	延8,333
小児用肺炎球菌	延7,326	延7,482	延8,233
子宮頸がん	延3	延11	延561
4種混合	延7,397	延7,211	延5,366
水痘(みずぼうそう)	延3,557	延3,224	—
高齢者 インフルエンザ	27,772	27,937	26,203
成人用肺炎球菌	5,902	6,974	—

### (2) 任意予防接種

- ・年少児のインフルエンザ
- ・高齢者肺炎球菌(23価)
- ・成人麻しん風しん

## 2. 母子保健事業

### (1) 事業の概要

(平成 28 年 10 月 1 日現在)

\*実施時期は、いずれも 4 月～3 月 場所：市立保健福祉センター等

種 類	対 象 者	内 容	方 法 等
妊婦健康診査	妊婦	妊婦とおなかの赤ちゃんの健康状態の確認と経済的な負担の軽減のために妊婦健診を実施。平成 25 年 4 月から公費負担額を 1 回目 20,000 円、2～5 回目 5,000 円、6 回目 15,000 円、7～10 回目 8,000 円、11 回目 9,000 円、12～14 回目 8,000 円で実施。	母子健康手帳別冊に受診票を綴じ込み配付 個別健診（府内医療機関・助産所委託）
妊婦歯科健康診査	妊婦	妊婦の虫歯・歯周病の早期発見と母子の歯科疾患予防を目的に実施。	母子健康手帳別冊に受診票を綴じ込み配付 個別健診（市内歯科医院委託） （自己負担：なし）
不育症治療費助成事業	治療日において寝屋川市に住所を有している、法律上の婚姻をしている夫婦	不育症と診断され、その治療を受けた夫婦に上限 30 万円の助成を行う。	指定する様式に医療機関で記入後、領収書・診療明細書・調剤明細書と併せて申請
乳児一般健康診査	乳児（0～11 か月児）	乳児の心身障害の早期発見を行うとともに、乳児の健康保持増進を期するため、乳児健診を実施。	母子健康手帳別冊に受診票を綴じ込み配付 個別健診（府内医療機関委託）
乳児後期健康診査	9 か月～1 歳未満の乳児（10 か月頃が望ましい）	乳児の成長発達の確認を行うため、後期健診を実施。	4 か月児健康診査時に受診票を配付（未受診者は、後日送付） 個別健診（府内医療機関委託）
4 か月児健康診査	4 か月児	疾病の予防や早期発見、早期治療を図り、保護者に発達、栄養、育児の相談、保健指導を実施し、乳児の健全育成を図る。	（内容） 集団指導・予診・身体計測・診察・個別相談 （回数） 毎月 2 回又は 3 回（主に第 1・（2）・3 木曜日）
1 歳 6 か月児健康診査	1 歳 8 か月児	歩行やことばの発達に重要な時期である 1 歳 8 か月児を対象に健康診査を実施し、幼児の心身の健全育成を図る。また、歯科疾患の早期発見及び予防を目的に歯科健診及びカリオスタット検査を実施。	（内容） 集団指導・予診・歯科診察・身体計測・診察・個別相談 （回数） 毎月 3 回（主に第 1・2・3 月曜日）

種 類	対 象 者	内 容	方 法 等
3歳6か月児 健康診査	3歳7か月児	身体発達、精神発達の面から重要な時期である3歳7か月児に対して健康診査を実施し幼児の心身の健全育成を図る。また、歯科疾患の早期発見及び予防を目的に歯科健診を実施。	(内容) 尿検査・集団指導・歯科診察・身体計測・診察・個別相談 (回数) 毎月2回又は3回(主に第1・(2)・3水曜日)
歯科疾患予防事業 ①2歳『歯の親子教室』 ②むし歯予防教室	①2歳7か月児 ②1歳6か月児 健診の結果、個別指導が必要な幼児	う蝕(むし歯)等の歯科疾患の予防を図り、生涯を通じた健康づくりの基礎を築くため、健診及び適切な指導を行う。また、予防処置として、希望者にフッ素塗布を実施。	①(内容) 口腔内診査・カリオスタット検査・集団指導、希望者にフッ素塗布 (回数)年18回 ②(内容) 個別相談・指導・フッ素塗布 (回数)毎月1回 (主に第3金曜日)
妊産婦訪問指導	妊娠中及び産後1年以内の妊産婦	妊娠中毒症や未熟児出生の予防等、異常の発生防止のため、助産師・保健師により日常生活等の適切な指導を行う。	母子健康手帳別冊に綴じ込まれている妊産婦保健指導連絡票で申込み
新生児訪問指導	新生児(生後28日までの乳児)で訪問指導が必要とされる者	保護者の不安解消を図り、母乳栄養の推進と異常の早期発見、育児について、助産師により指導を行う。	母子健康手帳別冊に綴じ込まれている新生児訪問依頼票で申込み (市内在職の助産師が訪問)
低体重児の届出の受理及び訪問指導	出生時の体重が2,500g未満の乳児	保護者の不安解消を図り、乳児の健全な発育を支援するために行う。	母子健康手帳別冊に綴じ込まれている低体重児出生届で確認し、訪問
育児相談	子育てについて相談のある保護者	育児に関する不安や悩み等について、保護者と乳幼児が心身ともに健やかに成長されるよう保健師等が電話等で相談に応じる。	(相談日) 平日9:00~17:30 (土、日、祝日を除く)
母乳相談	母乳について困っている妊産婦	助産師、保健師が母乳栄養に関する実技指導と相談に応じる。	予約制 主に第2木曜日
離乳食相談	離乳食が進みにくい乳幼児の保護者	離乳食の始め方やすすめ方についての相談。	予約制 主に第2木曜日
育児教室	育児支援が必要な乳幼児と保護者	やりとり遊びとグループワークを通して、乳幼児の健康の保持、増進を図るために実施。	対象者には個別に案内
離乳食講習会	5か月~1歳6か月までの乳幼児を持つ保護者	月齢に応じた離乳食のすすめ方の講話と献立例の調理実演及び保護者への試食の提供を行う。	(講習日) 毎月2回(主に第1・3金曜日)、4月・6月・8月・1月は月1回

種 類	対 象 者	内 容	方 法 等
経過観察健康診査	乳幼児健康診査の結果、経過観察を必要とする乳幼児	専門医師や心理相談員・保健師等による健診・相談を行い、乳幼児の健全な育成を図る。	対象者には個別に案内
プレママ教室	妊婦（妊娠5か月以上）とその家族	健康でよいお産をするために、妊娠、出産、育児、食事及び歯科保健などについて学び、実技実習とグループワークを中心に実施。（1コース3回）	（開催日） 奇数月3回（主に第1・2・3金曜日）
パパママ体験教室	妊婦（妊娠5か月以上）とその家族	子育てに関する話や妊婦体験、赤ちゃんのお風呂の入れ方などの体験教室。	（開催日） 毎月第4日曜日、5・8・1月は第4水曜日
0歳からのむし歯予防教室	妊婦、1歳3か月未満児とその保護者	乳幼児のむし歯予防についての教室。	（開催日） 年2回

(2) 母子保健事業の利用状況

① 妊婦健康診査（医療機関委託）

年度／区分	妊娠届出数	公費助成件数
平成27年度	2,909人	21,543件
平成26年度	3,024人	22,260件
平成25年度	2,973人	21,389件

② 乳児一般健康診査（医療機関委託）

年度／区分	対象者数	受診者数
平成27年度	1,954人	1,535人
平成26年度	2,101人	1,596人
平成25年度	2,031人	1,513人

③ 乳児後期健康診査（医療機関委託）

年度／区分	対象者数	受診者数
平成27年度	1,899人	1,596人
平成26年度	1,749人	1,600人
平成25年度	1,838人	1,612人

④ 妊娠歯科健康診査（医療機関委託）

年度／区分	対象者数	受診者数
平成27年度	1,954人	343人
平成26年度	2,101人	425人
平成25年度	2,031人	361人

⑤ 4か月児健康診査

年度／区分	実施回数	対象者数	受診者数
平成27年度	30回	1,899人	1,792人
平成26年度	30回	1,864人	1,749人
平成25年度	30回	1,938人	1,838人

⑥ 1歳6か月児健康診査

年度／区分	一般健康診査			歯科健康診査		
	実施回数	対象者数	受診者数	実施回数	対象者数	受診者数
平成27年度	36回	1,832人	1,704人	36回	1,832人	1,704人
平成26年度	36回	1,965人	1,804人	36回	1,965人	1,804人
平成25年度	36回	2,010人	1,882人	36回	2,010人	1,881人

⑦ 3歳6か月児健康診査

年度／区分	一般健康診査			歯科健康診査		
	実施回数	対象者数	受診者数	実施回数	対象者数	受診者数
平成27年度	30回	1,940人	1,637人	30回	1,940人	1,637人
平成26年度	30回	1,962人	1,642人	30回	1,962人	1,638人
平成25年度	30回	1,878人	1,543人	30回	1,878人	1,543人

⑧ 歯科疾患予防事業

年度／区分	2歳『歯の親子教室』			むし歯予防教室		
	実施回数	対象者数	受診者数	実施回数	対象者数	受診者数
平成27年度	18回	1,628人	1,075人	12回	820人	435人
平成26年度	18回	1,679人	1,151人	12回	926人	494人
平成25年度	18回	1,694人	1,153人	12回	942人	456人

### 3. 成人保健事業

#### (1) 事業の概要 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

\*場所：保健福祉センター等

保健事業の種類	対象者及び実施時期	内 容	場 所 ・ 方 法 など
ワガヤネヤガワ健康ポイント事業	15 歳以上の市民（高校生はのぞく） 参加対象期間と応募期間 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日	自主的な健康づくりの目標設定や健康診査・健康教室などへの参加をポイント化し、ポイントを集めて応募すると、健康グッズなどと交換できる。 ※参加賞発送時期 1 回目（平成 28 年 9 月末までに応募した方）…平成 28 年 12 月頃 2 回目（平成 29 年 3 月末までに応募した方）…平成 29 年 5 月頃	（登録事業） 健康推進室その他、市や地域で行っている健康に関する事業 登録事業数 72 （応募受付場所） 健康推進室、市民課、各シティ・ステーション
「歯の健康展・市民の集い」	市 民 （6 月上旬）	口腔衛生の啓発・普及を図るため、市・市歯科医師会・市教育委員会と共催で実施。	（会場） 総合センター 保健福祉センター
健康づくり実践講座	市 民 （年 間）	自分にとっての「健康」を改めて考える機会や、家庭でできる健康チェック方法を提供する。	（会場） 保健福祉センター
健康手帳の交付	40 歳以上の人 （年 間）	検診の結果などを記録し、健康づくりに役立つことのできる手帳の交付。	健康推進室、市民課、各シティ・ステーション
健康教育	市 民 （年 間）	生活習慣病の予防・改善や健康増進に関する正しい知識の普及を図るための各種健康教室の実施。 ・ヘルスアップ教室 ・骨粗しょう症予防教室 骨から綺麗になる講座 （30 歳～64 歳） ・食育推進教室「食選科」(20 歳～64 歳)	（講師） 医師・歯科医師・薬剤師・保健師・栄養士・歯科衛生士・健康運動指導士等
健康相談	市 民 （年 間）	健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導や助言を行う。	（相談担当者） 保健師・栄養士等
訪問指導	市 民 （年 間）	生活習慣の改善などで訪問指導が必要な人に家庭で指導、助言を行う。	（訪問担当者） 保健師、必要に応じ栄養士等
健康長生塾	30 歳以上の人 （6 月～7 月）	健康意識の高揚・生活習慣の改善志向により、健康で明るい暮らしを築くために、7 回 1 コースの教室を実施。	（会場） 保健福祉センター
健康づくり健診	・15 歳から 39 歳の人 ・40 歳以上で、生活保護世帯の人 （年 間）	問診・医師診察・身体計測・検尿・血圧測定・血液検査（肝機能・貧血・腎機能など）	（集団検診） 保健福祉センター 自己負担 700 円

保健事業の種類	対象者及び実施時期	内 容	場 所 ・ 方 法 など
胃 がん 検 診	35 歳以上の人 (年 間)	検診車による間接撮影(胃透視)「バリウム」を飲んでの検査。	(集団検診) 保健福祉センター 自己負担 700 円
子宮がん検診	20 歳以上の女性で前年度に寝屋川市の子宮がん検診を受診していない人 (年 間)	問診・視診・内診と頸部の細胞診。 体部の細胞診。(医師の判断による追加検査) 個別検診のみ。	(検診場所) ①市が検診を委託している市内の病院、医院 ②保健福祉センター  自己負担 頸部 700 円、 体部 500 円 (体部は①のみ)
肺 がん 検 診	40 歳以上の人 (年 間)	胸部X線検査 ※65 歳以上の方は、結核検診を含む。	(集団検診) 保健福祉センター 自己負担 200 円
乳 がん 検 診	30 歳から 39 歳の女性 (年 間)	問診・視触診・超音波診断 (エコー)	(集団検診) 保健福祉センター 自己負担 700 円
	40 歳以上の女性で前年度に寝屋川市の乳がん検診(マンモグラフィ)を受診していない人 (年 間)	問診・視触診・X線検査(マンモグラフィ)	(集団検診) 保健福祉センター 自己負担 700 円
大腸がん検診	40 歳以上の人 (年 間)	免疫学的便潜血反応検査(検便) ※健康推進室、市民課、各種検診会場で直接受付。病院での個別検診も実施。	健康推進室、市民課、 集団検診会場、委託医療機関で容器を渡し、 自宅で便を採取して提出 自己負担 300 円
前立腺がん検診	50 歳以上の男性 (年 間)	血液検査(P S A検査)	(集団検診) 保健福祉センター 自己負担 600 円
肝炎ウイルス検診	40 歳以上の人(今まで受けたことのない人) (年 間)	血液検査(HB s 抗原検査・H C V抗体検査) B型肝炎ウイルスやC型肝炎ウイルスに感染していないかを調べる。	(集団検診) 保健福祉センター 自己負担 1,000 円
胃がんリスク(ABC)検診	節目年齢の人(35・40・45・50・55・60・65歳) (年 間)	血液検査(ピロリ菌検査及びペプシノゲン検査) 胃の萎縮度やピロリ菌の有無を調べる。	(集団検診) 保健福祉センター 自己負担 500 円

保健事業の種類	対象者及び実施時期	内 容	場 所 ・ 方 法 など
骨 密 度 検 診	30 歳以上の女性 (年 間)	前腕骨(手首)のX線検査	(集団検診) 保健福祉センター 自己負担 200 円
が ん ド ッ ク	40 歳以上の人 (年 間)	胃(デジタル撮影)・肺(結核)・大腸の各がん検診、 <u>肝炎ウイルス検診</u> 及び、 <u>男性は前立腺がん検診</u> 、 <u>女性は子宮がん検診</u> ・骨密度検診を追加して同時に実施可能。(下線付の検診は対象年齢などあり)	(集団検診) 保健福祉センター 自己負担 女性 2,700 円～4,400 円、男性 2,500 円～4,100 円
休 日 が ん 検 診	・肺がん検診 40 歳以上の人 ・胃がん検診 35 歳以上の人 ・乳がん検診 40 歳以上の女性で前年度に寝屋川市の乳がん検診(マンモグラフィ)を受診していない人 (各年1回)	・肺がん検診 胸部X線検査 ※65 歳以上の方は、結核検診を含む。 ・胃がん検診 検診車による間接撮影(胃透視)「バリウム」を飲んでの検査。 ・乳がん検診 問診・視触診・X線検査(マンモグラフィ)	(集団検診) 保健福祉センター 自己負担 ・肺がん検診 200 円 ・胃がん検診 700 円 ・乳がん検診 700 円
が ん 検 診 推 進 事 業	(対象者) 平成 28 年 4 月 20 日現在、市の住民基本台帳に記録され、平成 27 年 4 月 2 日から平成 28 年 4 月 1 日の間に次の年齢になった人 子宮頸がん検診…満 20 歳の女性 乳がん検診…満 40 歳の女性 (実施時期) 平成 28 年 6 月 1 日～29 年 3 月 31 日		(検診場所) 市が検診を委託している市内の病院、医院及び保健福祉センター (費用) 無料
成 人 歯 科 健 康 診 査	節目年齢の人 (30・35・40・45・50・55・60・65・70 歳) (年 間)	問診・虫歯・歯周病・義歯(入れ歯)などの検査・レントゲン・健診結果に応じた指導など	(個別健診) 市が健診を委託している市内の歯科医院で受診 自己負担 1,000 円 (70 歳は無料)

## (2) 実施状況

(単位：人)

検診／年度・区分		平成27年度		平成26年度		平成25年度	
		受診者数	要精検者数	受診者数	要精検者数	受診者数	要精検者数
健康づくり健診		687	—	656	—	697	—
胃がん検診		3,356	288	3,134	248	3,276	306
子宮がん検診	頸部	5,162	96	4,487	96	4,689	90
	体部	294	5	368	3	315	1
肺がん検診	読影	3,777	146	3,474	114	3,524	60
	喀痰	168	0	148	0	133	1
乳がん検診		4,840	428	3,685	309	3,765	270
大腸がん検診		8,180	612	7,476	646	7,797	612
前立腺がん検診		989	20	936	51	958	74
骨密度検診		2,620	—	2,435	—	2,463	—
結核検診		2,188	141	2,041	87	1,947	60
胃がんリスク(ABC)検診		221	—	159	—	—	—
成人歯科健康診査		2,350	—	2,491	—	2,602	—
合 計		34,832	1,736	31,490	1,554	32,166	1,474

## 4. 門真スポーツセンタープール利用補助事業

## 概 要

内 容	市民の健康づくりを推進するため、大阪府立門真スポーツセンタープール利用料金に対する一部補助を行う。
対 象 者	市内在住、在職、在学の人
利用期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日
利用料金	大人(15歳～)400円、小人(4歳～中学生)200円
購入場所	健康推進室、市民課、各シティ・ステーション

## 5. 保健福祉センター診療所

## 【内科・小児科・歯科】

開設場所	寝屋川市池田西町28番22号
開 設	(昭和48年8月5日 現こどもセンターで内科、小児科で開設 平成10年4月1日 移設と同時に歯科を設置)
診 療 日	日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日並びに年末年始(12月30日～1月4日)
診療時間	午前10時～午後5時 午後6時～午後9時(小児科のみ)平成22年11月1日より夕方診療開始

利用状況

年度 \ 区分	医 科	歯 科
平成 27 年度	4,943 人	312 人
平成 26 年度	5,367 人	359 人
平成 25 年度	4,840 人	385 人

【障害者歯科】

開 設 平成 10 年 10 月 1 日  
 診療日及び時間等 毎週木曜日 午後 1 時～午後 5 時  
 第 1・第 3 火曜日 午後 1 時～午後 4 時 平成 25 年 4 月 1 日より診療開始  
 (祝日及び年末年始除く)

利用状況

年度 \ 区分	障害者歯科
平成 27 年度	800 人
平成 26 年度	774 人
平成 25 年度	766 人

6. 北河内夜間救急センター

(1) 概 要

開設場所 枚方市禁野本町二丁目 13 番 13 号 (枚方市立保健センター 4 階)  
 開 設 昭和 55 年 7 月 1 日 寝屋川市豊野町 15 番 10 号で開設  
 平成 22 年 11 月 1 日 枚方市へ移設と同時に診療時間を延長  
 診療科目 小児科 (平成 19 年 7 月 1 日より)  
 診 療 日 毎 日  
 診療時間 午後 9 時～翌日午前 6 時 (平成 22 年 11 月 1 日より)  
 運営形態 北河内地域の夜間における小児救急医療体制を確保するため、北河内夜間救急センター協議会を設立し、北河内ブロック内の医師会・薬剤師会の協力を得て運営している。

(2) 利用状況 (平成 27 年度実績)

(単位：人)

区 分	患者数	患 者 内 訳							
		守口市	枚方市	寝屋川市	大東市	門真市	四條畷市	交野市	その他
小児科	7,856	134	4,403	1,584	179	183	232	821	320
構成比 (%)	100.00	1.71	56.05	20.16	2.28	2.33	2.95	10.45	4.07
1 日平均	21.46	0.37	12.03	4.33	0.49	0.50	0.63	2.24	0.87

# 国民健康保険

## 1. 国民健康保険特別会計予算の状況

(単位：円)

年度	区分	当初予算額	1人当たり	一般会計からの繰入額	1人当たり
平成28年度		34,425,000,000	527,675	3,346,381,000	51,294
平成27年度		34,896,000,000	513,887	3,271,924,000	48,183
平成26年度		29,622,000,000	418,159	2,853,164,000	40,277

## 2. 国民健康保険特別会計決算の状況

年度	平成27年度		平成26年度		平成25年度		
	区分	(千円)	1人当たり (円)	(千円)	1人当たり (円)	(千円)	1人当たり (円)
歳入②		33,662,048	502,689	29,327,080	422,647	29,013,151	405,008
	一般会計繰入	3,107,704	46,409	2,823,561	40,692	2,786,371	38,896
歳出①		33,469,063	499,807	29,230,033	421,249	28,942,770	404,025
差引②-①		192,985	2,882	97,047	1,398	70,381	983

※被保険者1人当たり：年間被保険者数で除したものの。

## 3. 保険料賦課方法

年度	平成28年度					
	医療給費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	区分	賦課割合	料率	賦課割合	料率	賦課割合
所得割	50%	8.25%	50%	2.80%	50%	2.53%
資産割	—	—	—	—	—	—
均等割	35%	25,920円	35%	8,340円	50%	12,840円
平等割	15%	18,300円	15%	5,880円	—	—
賦課基準	前年中の総所得金額		前年中の総所得金額		前年中の総所得金額	
賦課期日	4月1日		4月1日		4月1日	
賦課限度額	540,000円		190,000円		160,000円	

区分	年度		平成27年度			
	医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	賦課割合	料率	賦課割合	料率	賦課割合	料率
所得割	50%	8.32%	50%	2.81%	50%	2.59%
資産割	—	—	—	—	—	—
均等割	35%	26,280円	35%	8,340円	50%	13,500円
平等割	15%	18,840円	15%	6,000円	—	—
賦課基準	前年中の総所得金額		前年中の総所得金額		前年中の総所得金額	
賦課期日	4月1日		4月1日		4月1日	
賦課限度額	520,000円		170,000円		160,000円	

#### 4. 保険料の軽減措置

(医療給付費分)

区分	年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
7割軽減	世帯	13,887世帯	14,106世帯	14,123世帯
〃	人数	19,700人	20,182人	20,366人
	金額	539,595,168円	555,935,856円	558,424,325円
5割軽減	世帯	5,878世帯	5,416世帯	2,340世帯
〃	人数	12,173人	11,381人	6,287人
	金額	212,457,945円	199,096,875円	103,526,150円
2割軽減	世帯	4,887世帯	4,922世帯	5,707世帯
〃	人数	9,778人	10,154人	10,849人
	金額	68,517,786円	71,017,662円	77,706,867円
合計		820,570,899円	826,050,393円	739,657,342円

## (後期高齢者支援金分)

年度 区分	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
7割軽減 世帯	13,887 世帯	14,106 世帯	14,123 世帯
〃 人数	19,700 人	20,182 人	20,366 人
金額	171,439,800 円	178,393,824 円	182,516,439 円
5割軽減 世帯	5,878 世帯	5,416 世帯	2,340 世帯
〃 人数	12,173 人	11,381 人	6,287 人
金額	67,482,660 円	63,934,500 円	33,850,170 円
2割軽減 世帯	4,887 世帯	4,922 世帯	5,707 世帯
〃 人数	9,778 人	10,154 人	10,849 人
金額	21,763,404 円	22,805,448 円	25,402,878 円
合計	260,685,864 円	265,133,772 円	241,769,487 円

## (介護納付金分)

年度 区分	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
7割軽減 世帯	5,874 世帯	6,208 世帯	6,383 世帯
〃 人数	6,531 人	6,908 人	7,158 人
金額	61,717,950 円	65,860,872 円	68,545,008 円
5割軽減 世帯	2,659 世帯	2,542 世帯	1,298 世帯
〃 人数	3,368 人	3,284 人	1,807 人
金額	22,734,000 円	22,364,040 円	12,359,880 円
2割軽減 世帯	1,992 世帯	2,106 世帯	2,586 世帯
〃 人数	2,577 人	2,728 人	3,255 人
金額	6,957,900 円	7,431,072 円	8,905,680 円
合計	91,409,850 円	95,655,984 円	89,810,568 円

(介護納付金分の世帯・人数については医療給付費分の内数)

## 5. 徴収方法

区分	年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
特別徴収		9.99%	9.96%	9.44%
口座振替		36.24%	36.71%	36.72%
自主納付		32.94%	33.73%	34.83%
徴収員		0.18%	0.23%	0.29%
コンビニ収納		20.65%	19.37%	18.72%

## 6. 収納状況

区分	年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
現年度分	調定額	5,645,821,700円	5,968,486,000円	6,243,890,600円
	収入済額	4,942,877,299円	5,116,732,745円	5,240,114,466円
	収納率	87.55%	85.73%	83.92%
滞納繰越分	調定額	2,294,443,191円	2,413,507,683円	2,451,278,589円
	収入済額	322,345,527円	356,218,153円	374,937,977円
	収納率	14.05%	14.76%	15.30%
計	調定額	7,940,264,891円	8,381,993,683円	8,695,169,189円
	収入済額	5,265,222,826円	5,472,950,898円	5,615,052,443円
	収納率	66.31%	65.29%	64.58%

## 7. 国民健康保険運営協議会

(平成28年度)

委員構成	被保険者を代表する委員	4人
	保険医または保険薬剤師を代表する委員	4人
	公益を代表する委員	4人
	被用者保険等保険者を代表する委員	2人

### 8. 被保険者の推移（年間平均）

年度 \ 区分	本市世帯数	被保険者世帯数	加入率 (%)	人口	被保険者数	加入率 (%)
平成27年度	108,952	40,103	36.81	238,546	66,964	28.07
平成26年度	108,578	40,975	37.74	240,060	69,389	28.90
平成25年度	108,077	41,797	38.67	241,003	71,636	29.72

### 9. 給付内容

区分		年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
療養給付 の割合	義務教育就学前		8割	8割	8割
	義務教育就学後70歳未満		7割	7割	7割
	70歳以上75歳未満		8割（9割）	8割（9割）	9割
	現役並み所得者		7割	7割	7割
出産育児一時金			420,000円	420,000円	420,000円
葬祭費			40,000円	40,000円	40,000円

※平成26年4月1日以前に70歳になっている人は9割

### 10. 療養給付費の給付状況

年度 \ 区分	件数	費用額 (千円)	保険者負担額 (千円)	1件当たり 費用額 (円)	1人当たり 保険者 負担額 (円)	受診率 (%)
平成27年度	1,026,994	23,490,151	17,271,793	22,873	257,927	1,533.65
平成26年度	1,039,896	23,228,971	17,073,146	22,338	246,050	1,498.65
平成25年度	1,041,682	22,854,521	16,762,350	21,940	233,993	1,454.13

※保険者負担額は、事業年報C・F表（食事含む）

### 11. その他の保険給付費

(単位：千円)

区分 \ 年度	平成27年度		平成26年度		平成25年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
葬祭費	360	14,400	394	15,760	390	15,600
出産育児一時金	303	127,503	343	145,388	337	142,326
合計	663	141,903	737	161,148	727	157,926

## 12. 人間ドック・脳ドック助成事業

(単位：千円)

区分 \ 年度	平成 27 年度		平成 26 年度		平成 25 年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
人間ドック	346	6,876	303	5,995	371	7,364
脳ドック	312	6,149	332	6,538	360	7,034
合計	658	13,025	635	12,533	731	14,398

### (1) 人間ドック助成要件

- ① 国保加入期間が1年以上
- ② 対象年齢30歳以上
- ③ 保険料完納者
- ④ 内臓疾患による治療を受けていない者
- ⑤ 当該年度において本事業の助成を受けていない者

### (2) 脳ドック助成要件

- ① 国保加入期間が1年以上
- ② 対象年齢30歳以上
- ③ 保険料完納者
- ④ 脳疾患による治療を受けていない者
- ⑤ 当該年度において本事業の助成を受けていない者

## 13. 出産育児一時金

### (1) 出産育児一時金直接支払制度（平成21年10月1日から）

出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる世帯主に対し、分娩時の医療機関での現金支払いをできるだけ少なくすむように創設された制度。医療機関でこの制度を利用する旨を申し出れば、分娩後に国民健康保険から直接医療機関へ出産育児一時金が支払われる。

- ① 対象者 世帯に属する被保険者が分娩。
- ② 支給額 39万円（ただし産科医療補償制度加入の医療機関での分娩については3万円を加算）（平成26年12月までの出産）  
40.4万円（ただし産科医療補償制度加入の医療機関での分娩については1.6万円を加算）（平成27年1月以降の出産）
- ③ 支払方法 (ア) 出産に係る請求額が支給額を超える場合  
⇒世帯主が支給額を超えた分だけ医療機関等へ支払い  
(イ) 出産に係る請求額が支給額未満の場合  
⇒国保に差額を請求すれば差額を世帯主へ支払い
- ④ 申請方法 医療機関の窓口で制度を利用する旨の申出を行う。

### (2) 出産育児一時金受取代理制度

出産育児一時金等の医療機関等への直接支払い制度の実施による負担が大きいと考えられる小規模の医療機関等であっても、妊産婦等の経済的負担の軽減を図ることができる制度。医療機関等と被保険者等との合意に基づき、医療機関等が被保険者等に代わって保険者から出産育児一時金等の受取を行う。

#### 14. 特定健診・特定保健指導事業

##### (1) 事業の概要

特定健康診査は、各医療保険者に義務付けられた健診で、満40歳から74歳の被保険者を対象として、生活習慣病の一次予防を目的とした健診を行う。特定保健指導では一定の基準のもとに選び出された対象者に、生活習慣を整え生活習慣病を予防するための継続した支援を行う。

##### (2) 事業の内容

種 類	対象者及び実施時期	内 容 等	場所・方法など
特定健康診査	40歳～74歳 (寝屋川市国保加入者) 6月～3月	【基本的な検査項目】 問診、医師診察、身体計測、 血圧測定、尿検査、血液検査 【詳細な検査項目】 心電図、眼底、貧血検査 【その他の項目】 血清クレアチニン、尿酸値	個別健診 (大阪府内指定医療機関) 自己負担額なし
特定保健指導	積極的支援対象者 4月～3月	個別指導(目標設定し、6か 月間の支援を行う。中間評価 と6か月後評価を実施)	個別通知 (各コミュニティーセン ター等)
	動機付け支援対象者 4月～3月	集団指導(目標設定し、各自 で実践。6か月後に評価)	自己負担額なし

##### (3) 実施状況

###### (特定健康診査)

項 目	平成27年度
受診券発行数	48,962人
受診者数	16,980人
実施率	34.7%

###### (特定保健指導)

(平成28年3月31日現在)

項 目	対象者	初回面接	実施率
積極的支援	435人	73人	16.8%
動機付け支援	1,404人	404人	28.8%
合計	1,839人	477人	25.9%

## 医療費の助成制度

### 1. ひとり親家庭医療費助成制度

(1) 対象者（所得制限あり）

18歳に達した日以降の最初の3月31日までの子と65歳未満のその父、母又は養育者

(2) 助成内容

保険給付が行われたときの自己負担分から一部自己負担金を差し引いた額を助成

(3) 助成状況

区分 年度	月平均 対象者数 (人)	受診件数 (件)	医療費助成額 (円)	受診率 (%)	1件当たり 医療費 (円)	1人当たり 年間医療費 (円)
平成27年度	5,664	65,139	163,776,375	95.84	2,514	28,915
平成26年度	5,818	65,255	165,587,622	93.47	2,538	28,461
平成25年度	5,907	64,731	161,356,041	91.32	2,493	27,316

### 2. 老人医療費助成制度（一部負担金相当額等一部助成）

(1) 対象者（所得制限あり）

年 齢 65歳以上

資格要件

- ・「障害者医療」「ひとり親家庭医療」の対象者
- ・特定疾患治療研究事業実施要綱（平成27年改正前）に規定する疾患（指定難病）を有する人、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核に係る医療を受けている人、障害者総合支援法施行令第1条の2第3号に基づく精神通院医療を受けている人

(2) 助成内容

保険給付が行われたときの自己負担分から一部自己負担金を差し引いた額を助成

(3) 助成状況

区分 年度	月平均 対象者数 (人)	受診件数 (件)	医療費助成額 (円)	受診率 (%)	1件当たり 医療費 (円)	1人当たり 年間医療費 (円)
平成27年度	3,280	117,425	371,281,343	298.34	3,162	113,196
平成26年度	3,132	103,892	342,258,987	276.43	3,294	109,278
平成25年度	2,939	97,340	320,326,279	276.00	3,291	108,992

### 3. 障害者医療費助成制度

(1) 対象者 (所得制限あり)

年 齢 0歳～65歳未満

障害等級 身体障害者手帳1～2級または療育手帳Aを持っている人

合併障害 身体障害者手帳3～6級かつ療育手帳B1を併せ持っている人

(2) 助成内容

保険給付が行われたときの自己負担分から一部自己負担金を差し引いた額を助成

(3) 助成状況

区分 年度	月平均 対象者数 (人)	受診件数 (件)	医療費助成額 (円)	受診率 (%)	1件当たり 医療費 (円)	1人当たり 年間医療費 (円)
平成27年度	1,630	41,667	261,328,586	213.02	6,272	160,324
平成26年度	1,661	40,869	270,889,071	205.04	6,628	163,088
平成25年度	1,699	41,338	272,068,236	202.76	6,582	160,134

### 4. 子ども医療費助成制度

(1) 対象者

年 齢 0歳～12歳 (12歳に達した日以降の最初の3月31日まで) (平成27年6月まで)

0歳～18歳 (18歳に達した日以降の最初の3月31日まで) (平成27年7月以降)

(2) 助成内容

保険給付が行われたときの自己負担分から一部自己負担金を差し引いた額を助成

(3) 助成状況

① 0歳～6歳児 (就学前児童)

区分 年度	月平均 対象者数 (人)	受診件数 (件)	医療費助成額 (円)	受診率 (%)	1件当たり 医療費 (円)	1人当たり 年間医療費 (円)
平成27年度	10,762	203,478	334,154,779	157.56	1,642	31,050
平成26年度	11,611	197,679	336,369,230	141.88	1,702	28,970
平成25年度	11,876	202,578	336,513,381	142.14	1,661	28,336

② 小学生

区分 年度	月平均 対象者数 (人)	受診件数 (件)	医療費助成額 (円)	受診率 (%)	1件当たり 医療費 (円)	1人当たり 年間医療費 (円)
平成27年度	10,461	127,116	273,981,593	101.26	2,155	26,191
平成26年度	10,445	123,017	257,297,280	98.15	2,092	24,634
平成25年度	10,696	118,962	238,839,413	92.68	2,008	22,330

③ 中学生 (平成27年度は8か月分の実績)

区分 年度	月平均 対象者数 (人)	受診件数 (件)	医療費助成額 (円)	受診率 (%)	1件当たり 医療費 (円)	1人当たり 年間医療費 (円)
平成27年度	5,433	28,548	64,226,492	65.68	2,250	11,822
平成26年度	—	—	—	—	—	—
平成25年度	—	—	—	—	—	—

④ 高校生世代 (平成27年度は8か月分の実績)

区分 年度	月平均 対象者数 (人)	受診件数 (件)	医療費助成額 (円)	受診率 (%)	1件当たり 医療費 (円)	1人当たり 年間医療費 (円)
平成27年度	5,371	19,748	57,325,613	45.96	2,903	10,673
平成26年度	—	—	—	—	—	—
平成25年度	—	—	—	—	—	—

## 後期高齢者医療

### 1. 後期高齢者医療特別会計予算の状況

年度 \ 区分	当初予算額 (千円)	1人当たり (円)	一般会計から の繰入額(千円)	1人当たり (円)
平成28年度	2,910,000	106,414	623,377	22,796
平成27年度	2,841,000	110,321	588,601	22,856
平成26年度	2,714,000	111,471	550,083	22,593

### 2. 後期高齢者医療特別会計決算の状況

年度 \ 区分	平成27年度		平成26年度	
	(千円)	1人当たり(円)	(千円)	1人当たり(円)
歳入 ②	2,928,390	107,087	2,789,453	108,320
一般会計繰入	603,956	22,086	538,289	20,903
歳出 ①	2,784,035	101,808	2,654,949	103,097
差引 ②-①	144,355	5,279	134,504	5,223

※被保険者1人当たり：年間被保険者数で除したものの。

### 3. 保険料賦課方法

年度 \ 区分	平成27年度	平成26年度	平成25年度
所得割	10.41%	10.41%	10.17%
均等割	52,607円	52,607円	51,828円
賦課基準	前年中の総所得金額	前年中の総所得金額	前年中の総所得金額
賦課期日	4月1日	4月1日	4月1日
賦課限度額	570,000円	570,000円	550,000円

#### 4. 保険料の軽減措置

区分	年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
	7割軽減人数		11,752人	10,912人
金額		417,113,354円	387,665,663円	360,057,571円
5割軽減人数		2,129人	1,776人	566人
金額		54,111,712円	45,010,528円	14,228,937円
5割軽減(被扶養者)人数		783人	800人	853人
金額		20,221,200円	20,556,576円	21,346,641円
2割軽減人数		2,448人	1,881人	1,822人
金額		25,030,009円	19,216,623円	18,261,374円
合計		516,476,275円	472,449,390円	413,894,523円

※平成27年度 516,476,275円のうち、 府負担分 387,357,206円  
市負担分 129,119,069円

#### 5. 収納状況

(単位：円)

区分	年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
	現年度分 (特別徴収)	調定額	784,664,252	810,006,718
収入済額		787,165,684	812,447,826	815,918,682
収納率		100.32%	100.30%	100.42%
現年度分 (普通徴収)	調定額	1,399,749,653	1,313,897,917	1,200,291,674
	収入済額	1,378,295,457	1,292,576,969	1,179,885,759
	収納率	98.47%	98.38%	98.30%
滞納繰越分	調定額	43,748,228	41,921,985	36,762,083
	収入済額	18,284,565	16,523,516	12,759,617
	収納率	41.79%	39.41%	34.71%
計	調定額	2,228,162,133	2,165,826,620	2,049,540,294
	収入済額	2,183,745,706	2,121,548,311	2,008,564,058
	収納率	98.01%	97.96%	98.00%

※収入済額は還付未済額を含む。

## 6. 徴収方法別収納割合

区分	年度		
	平成27年度	平成26年度	平成25年度
口座振替	48%	45%	44%
自主納付	12%	12%	12%
コンビニ収納	3%	2%	2%
年金天引き	37%	41%	42%

## 7. 被保険者の推移

(平成28年4月1日現在)

年度	区分	人口	被保険者数	加入率
		(人)	(人)	(%)
平成27年度		238,546	27,346	11.46%
平成26年度		240,060	25,752	10.72%
平成25年度		241,003	24,347	10.10%

## 8. 給付内容

区分	年度			
	平成27年度	平成26年度	平成25年度	
療養給付 の割合	75歳以上、一定の障害認定のある65歳～74歳	9割	9割	9割
	現役並み所得者	7割	7割	7割
葬 祭 費		50,000円	50,000円	50,000円

# 生活保護

## 1. 概要

生活保護法に基づいて実施される保護は、その世帯で利用できる資産や働く能力、年金や手当などの制度等、あらゆるものを活用しても、なお生活が出来ないで困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度である。

### (1) 保護の仕組み

国が定めている保護基準に、その世帯の収入が足りない場合、その利用し得る資産・能力等あらゆるものを活用しても、なおかつ不足が生じる場合、その不足分を保護費として支給するとともに、必要に応じ医療などの現物給付を行う。

### (2) 保護の種類

生活扶助	衣食など日常生活に必要な扶助
住宅扶助	家屋の修理、家賃に必要な扶助
教育扶助	義務教育に必要な扶助
介護扶助	介護に必要な扶助
医療扶助	病気やケガの治療に必要な扶助
出産扶助	出産に必要な扶助
生業扶助	技能の修得や就職に必要な扶助
葬祭扶助	葬祭に必要な扶助

医療扶助・介護扶助については、現物給付、その他の扶助については、原則として現金給付を行う。

なお、保護は居宅において行われるが、状況によっては施設などに収容を委託して行う。

### (3) ケースワーカー等の配置（平成28年11月1日現在）

スーパーバイザー	7人	自立支援員等	14人
ケースワーカー	46人	適正化調査員等	15人

## 2. 生活保護状況

(各年度末現在)

区分 年度	人口	被保護 世帯数	被保護 人員	保護率
平成27年度	238,546人	5,308世帯	7,611人	31.91%
平成26年度	240,060人	5,255世帯	7,620人	31.74%
平成25年度	241,003人	5,162世帯	7,584人	31.47%

### 3. 扶助別保護状況

年度 区分	平成27年度(実績)		平成26年度(実績)		平成26年度(実績)	
	延人員	支給金額(円)	延人員	支給金額(円)	延人員	支給金額(円)
生活	83,690	4,476,182,931	83,968	4,590,407,392	83,592	4,522,918,782
住宅	83,618	2,105,046,469	83,480	2,088,836,575	83,322	2,046,441,302
教育	8,281	92,479,702	8,264	92,792,125	8,496	93,086,096
介護	14,297	299,482,848	13,329	273,679,348	12,149	258,670,018
医療	86,735	5,707,556,410	87,323	5,637,428,463	86,537	5,553,264,753
出産	2	428,612	0	0	0	0
生業	2,068	35,523,843	2,485	42,609,327	2,595	42,430,938
葬祭	158	23,103,629	170	25,896,587	163	24,373,291
施設事務費	360	56,536,308	324	54,537,442	372	58,655,933
就労自立給付金	5	549,362	5	318,914		
合計	279,214	12,796,890,114	279,348	12,806,506,173	277,226	12,599,841,113

### 4. 保護世帯類型別構成比

(各年度末現在)

年度 世帯区分	平成27年度		平成26年度		平成25年度	
		構成比		構成比		構成比
高齢者世帯	2,698	51.2%	2,559	49.0%	2,419	47.2%
母子世帯	458	8.7%	488	9.3%	513	10.0%
傷病・障害者世帯	1,609	30.6%	1,743	33.4%	1,730	33.7%
その他の世帯	500	9.5%	435	8.3%	467	9.1%
計	5,265	100.0%	5,225	100.0%	5,129	100.0%

※停止世帯数は除く。

## 5. 民生委員・児童委員

### (1) 民生委員・児童委員活動の基本

民生委員・児童委員は、民生委員法・児童福祉法によって設置された地域住民を支援するボランティアである。これは、国が住民に委嘱して地域住民から社会福祉に関わる相談を受け、支援を行うという制度で、身分は特別職の地方公務員であるが、給料は支給しないものとされ、任期は3年となっている。

民生委員・児童委員活動の基本には以下の7つのはたらきがある。

- ① 相談のはたらき  
地域住民が抱える問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談にのっている。
- ② 連絡通報のはたらき  
住民が、個々の福祉ニーズに応じた福祉サービスや支援が得られるよう、関係行政機関、施設・団体等に連絡したり、対応を促すパイプの役割を努めている。
- ③ 生活支援のはたらき  
住民の求める生活支援活動を自ら行い、支援体制をつくっていく。
- ④ 社会調査のはたらき  
担当区域内の住民の実態や福祉ニーズを必要に応じて把握していく。
- ⑤ 情報提供のはたらき  
社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供している。
- ⑥ 調整のはたらき  
住民の福祉ニーズに対応し、適切なサービスの提供が図られるように支援している。
- ⑦ 意見具申のはたらき  
活動を通じて得た問題点や改善策について取りまとめ、必要に応じて民生委員児童委員協議会をとおして関係機関などに意見を提起している。

### (2) 校区別（地区別）民生委員・児童委員人員数

（平成28年4月1日現在）

校 区	人 員	校 区	人 員	校 区	人 員	校 区	人 員
中 央	21	木 屋	12	和 光	15	南	17
東	11	北	22	神 田	14	堀 溝	9
三 井	10	田 井	13	(明 徳)	4	宇 谷	6
点 野	11	明 和	13	第 五	22	石 津	6
池 田	20	梅が丘	6	国松緑丘	13	(計) 336人	
桜	20	成 美	19	楠 根	8		
西	14	啓 明	13	木 田	17		

### 委嘱数

336人（男79人、女257人；主任児童委員を含む。）

(3) 民生委員・児童委員活動状況

内容別相談・支援件数															
年度	在宅福祉	介護保険	健康・保健医療	子育て・母子保健	子どもの地域生活	子どもの教育・学校生活	生活費	年金・保険	仕事	家族関係	住居	生活環境	日常的な支援	その他	計
H27	321	202	192	255	515	350	287	33	8	110	89	155	1,252	1,246	5,015
H26	286	175	219	197	565	261	220	31	6	146	66	154	1,340	1,445	5,111
H25	212	182	205	370	836	281	407	51	16	148	62	132	1,768	1,212	5,882

年度	その他の活動件数							訪問回数		連絡調整回数		活動日数
	調査・実態把握	行事・事業・会議への参加協力	地域福祉活動・自主活動	民児協運営・研修	証明事務	要保護児童の発見の通告・仲介	訪問・連絡活動	その他	委員相互	その他の関係機関		
H27	4,305	6,489	13,146	5,635	492	72	19,943	9,547	8,884	4,302	29,238	
H26	5,431	5,777	11,514	5,243	498	55	21,121	10,002	8,484	4,549	27,677	
H25	2,851	5,857	11,041	4,883	416	13	18,263	9,642	8,114	3,714	26,329	

# 貸付制度

## 1. 生活つなぎ資金貸付制度

傷病、その他特別な事情により、一時的に生活困窮の状況にある世帯を対象に生活つなぎ資金を貸し付ける。

### (1) 資 格

- ① 生活に困窮している方  
疾病、就学、出産、同居の親族の死亡、災害、一時的な失業。
- ② 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法により記録されている世帯。
- ③ 資金の貸付けを行うことによって、自立更生の効果をあげ得ると認められること。
- ④ 世帯の総収入が生活保護法による基準生活費を超え、2倍以下であること。
- ⑤ 連帯保証人を有する方等
- ⑥ 現に世帯が資金の貸付を受けていないこと
- ⑦ 他の者の連帯保証人になっていないこと

### (2) 貸付限度額及び貸付条件

貸付限度額		200,000 円	300,000 円 (特に必要があると認めるとき)
貸付条件	貸付期間	2年以内（据置期間含む）	2年10か月以内（据置期間含む）
	据置期間	4か月以内	同左
	貸付利息	無利息	同左
	返済方法	一時償還又は月賦均等償還	同左

### (3) 貸付状況

区 分 \ 年 度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
貸付件数	73	78	81
貸付金額（円）	6,197,000	6,148,000	7,818,315

# 生活困窮者自立支援

## 1. 概 要

生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、就労準備支援などの包括的な支援を行う。

### (1) 支援の種類

本市における支援の取組は下表のとおりである。

自立相談支援	生活の困りごと全般の相談を受け、自立支援を行う。
住居確保給付金	離職などで住まいを失うおそれがある人に、家賃相当額を期限付きで支給し、安定した住居の確保と就労自立を図る。
就労準備支援	一定期間社会体験や就労の場などを提供しながら、個々に応じた支援を行う。
一時生活支援	住居のない生活困窮者に一定期間宿泊場所等の提供を行う。
子どもの学習支援	生活困窮者の子どもに対して学習支援を行い、貧困の連鎖の防止を図る。(平成28年8月から実施)

※自立相談支援及び就労準備支援については、寝屋川市社会福祉協議会に委託し実施している。

### (2) 主な対象者

現在生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性のある者で、自立が見込まれる者

### (3) 支援状況

区 分	年 度
	平成27年度
新規相談件数	266件
住居確保給付金等支給者数	15人
就労準備支援者数	9人
一時生活支援者数	10人

# 高 齢 者 福 祉

## 1. 概 要

本市の高齢者人口の推移は、昭和45年に6,776人（国勢調査人口）で全人口に対する高齢者の割合が3.3%という若年層の非常に多い市であったが、平成27年10月1日現在、65歳以上の高齢者が65,220人で高齢化率27.2%となり、人口の高齢化が進行している。

このような中で、本市では、高齢者が健康で心豊かな生活を送っていただくために、高齢者保健福祉計画に基づき、各種事業を実施している。

## 2. 高齢者人口の推移

（高齢者：65歳以上 各年10月1日）

年	区分 高齢者数	高齢化率 (%)	ひとり暮らし の高齢者数	高齢者数比 (%)
平成27年	65,220人	27.2	7,924人	12.1
平成26年	63,348人	26.3	7,626人	12.3
平成25年	60,537人	25.1	7,180人	12.2

（ひとり暮らしの高齢者 各年4月1日）

## 3. 老人クラブ

区分	年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
クラブ数		130クラブ	130クラブ	131クラブ
会員数		10,435人	10,435人	10,970人

## 4. 在宅福祉サービス

### (1) 外出援助サービス事業

一般交通機関を利用することが困難なおおむね65歳以上の高齢者等を対象に、リフト付軽自動車を使用し、北河内圏内を範囲とした通院などの外出の援助を行っている。

区分	年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
実利用者数		260人	243人	249人
延利用回数		3,123回	2,923回	2,995回

### (2) 配食サービス事業

65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯、昼間独居の高齢者で低栄養のため栄養改善が必要な方などに対して、月曜日から金曜日の昼食・夕食の計10食を上限として配食するとともに、安否の確認を行っている。

区分		年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
昼食	実利用者数		57 人	58 人	49 人
	延配食数		5,326 食	5,485 食	5,541 食
夕食	実利用者数		231 人	225 人	208 人
	延配食数		27,660 食	27,602 食	25,826 食
昼・夕両方	実利用者数		75 人	81 人	102 人
	延配食数		21,078 食	21,244 食	23,956 食
合計	実利用者数		363 人	364 人	359 人
	延配食数		54,064 食	54,331 食	55,323 食

(3) 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

介護保険制度の要介護認定で「要介護4または5」と判定された65歳以上の高齢者を対象に、寝具（掛け布団・敷き布団それぞれ1枚の計2枚を1組）の丸洗いを年2回行っている。

区分		年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
実利用者数			6 人	10 人	11 人
延利用回数			11 回	14 回	18 回

(4) 軽度生活援助事業・外出付添いサービス事業

介護保険制度の要介護認定で「要支援または要介護」の判定を受けていないおおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の方を対象に、居宅における軽易な日常生活の援助や、外出時の付添いなどの援助を行っている。

区分		年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
実利用者数			159 人	148 人	135 人
延利用回数			3,440 回	3,030 回	2,977 回

(5) 訪問理容・美容サービス事業

介護保険制度の要介護認定で「要介護4または5」と判定された65歳以上の高齢者に訪問理容・美容利用券を1年に4枚まで交付している。

区分		年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
実利用者数			120 人	77 人	81 人
延利用回数			183 回	182 回	150 回

(6) 日常生活用具給付等事業

利用者負担は、世帯の生計中心者の前年分所得税額によって決定する。

生活保護世帯及び所得税非課税世帯は無料、最高は所得税額が 70,001 円以上の世帯で全額負担。全体で7段階に区分している。

区分 \ 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
火災警報器(熱式)	0人	0人	1人
自動消火器	0人	0人	1人
電磁調理器	5人	12人	10人
老人福祉電話	4人	4人	1人
計	9人	16人	13人

(7) 高齢者住宅用火災警報器設置促進事業

消防法の改正により、住宅に火災警報器の設置が義務付けられた。逃げ遅れによる火災の被害を未然に防止するため、65歳以上の高齢者のいる世帯に設置費用の一部を助成し、普及促進を図っている。

区分 \ 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
新規設置数	26台	19台	22台
総設置数	4,960台	4,934台	4,915台

(8) 緊急通報システム事業

65歳以上のひとり暮らしの高齢者などで、心臓疾患等により日常生活に不安のある虚弱な方を対象に、緊急通報装置を設置し、緊急時にすばやく消防署に通報できるよう、システム化を図っている。

区分 \ 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
新規設置数	145台	162台	85台
総設置数	982台	943台	947台

(9) 家族介護教室

現在高齢者を介護している家族などを対象に、介護方法を習得する高齢者介護講習会などを実施している。

区分 \ 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
実施日数	9日	9日	9日
実受講者数	23人	29人	38人

(10) 家族介護用品支給事業

介護保険制度の要介護認定で「要介護3・4・5」と判定された寝たきりの高齢者など（本人介護者ともに市民税非課税）を介護している家族に紙おむつなどの介護用品を支給している。

区分 \ 年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
実利用者数	160人	169人	162人

(11) 家族介護者交流事業

現在高齢者を介護している家族を対象に、日帰りのレクリエーションを通じてリフレッシュをしてもらおうとともに、情報交換や交流を図っている。

区分 \ 年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
参加者数	37人	50人	41人

(12) 徘徊高齢者家族支援サービス

介護保険制度の要介護認定で「要介護1以上」と判定された徘徊のおそれがある65歳以上の高齢者を介護している家族に、高齢者が徘徊したときに、早期に発見できる専用端末機を貸与している。

区分 \ 年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
実利用者数	19人	19人	25人

(13) 徘徊高齢者発見支援メール事業

市民の方々に、24時間365日態勢の支援システムへメールアドレスを登録してもらい、認知症の高齢者が徘徊したときに、携帯電話やパソコンでの徘徊情報の受信と当該高齢者の発見に役立つ情報提供に協力してもらうことにより、早期発見・保護を支援するため実施している。

区分 \ 年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
登録件数	8件	7件	5件
協力者の登録件数	1,973件	1,671件	1,388件

(14) 高齢者健康体操事業

身近な公園等で自主的な健康体操を通じた健康づくりや仲間づくりができるよう「気功・太極拳」を行っている。

区分 \ 年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
実施回数	88回	66回	41回
参加者数	1,295人	1,056人	690人
リーダーの養成	(廃止)	2人	4人

(15) ボランティア養成研修事業

高齢者が培ってきた知識・経験・技術などをいかして社会参加や仲間づくりができるよう、熟年ボランティアを養成する講座を開催している。

年度 区分	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
利用者数	76 人	64 人	31 人

(16) ふれあい入浴事業

65 歳以上の高齢者が、市内の公衆浴場において、月 1 回（15 日）100 円で入浴できる。

年度 区分	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
浴場数	15 か所	15 か所	16 か所
延利用者数	17,084 人	17,627 人	16,831 人

(17) 街かどデイハウス支援事業

介護保険制度の要介護認定で「自立」と判定された 65 歳以上の虚弱、又は軽度の介護が必要な高齢者に、日帰り介護サービスを提供する住民参加型非営利団体などを支援している。

年度 区分	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
支援箇所数	2 か所	2 か所	2 か所

(18) 外国人高齢者給付金支給事業

年金制度上の理由により無年金のままになっている外国人高齢者に、月 10,000 円を支給。

年度 区分	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
受給者数	2 人	2 人	4 人

(19) 運動器の機能向上プログラム

ストレッチや筋力トレーニング、バランストレーニングなどで楽しみながら生活機能の維持、改善を図る教室を開いている。

年度 区分	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
延利用者数	676 人	999 人	930 人

(20) みんなで元気教室

閉じこもりがちな高齢者に対し集団で体操を行うなど介護予防を目的に教室を開いている。

年度 区分	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
延利用者数	1,441 人	2,077 人	1,978 人

(21) 元気アップ体操サポーター養成講座

高齢者のための「元気アップ体操」を体験をとおして学び、地域の実践リーダーとして活動してもらえるボランティアを養成する講座を開催している。

区分 \ 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
実利用者数	22 人	17 人	25 人

(22) 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な認知症等高齢者が、成年後見制度の利用が必要であって、親族等がない場合、本人に代わり市が家庭裁判所に申立てを行う。

区分 \ 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
実利用者数	26 件	8 人	3 人

(23) 認知症サポーター養成事業

認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を温かく見守る応援者（認知症サポーター）を養成している。

区分 \ 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
実利用者数	1,251 人	1,214 人	592 人

(24) 緊急シェルター事業

虐待等により緊急・一時的に分離等が必要な要援護高齢者に宿泊場所を提供している。

区分 \ 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
利用者数	5 人	5 人	13 人
延日数	50 日	39 日	91 日

(25) 元気アップ介護予防ポイント事業

介護予防を目的として、介護保険施設等でボランティア活動を行った高齢者に対し、その実績を基に交付金を交付している。

区分 \ 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
登録者数	448 人	607 人	557 人
受入施設数	124 施設	111 施設	103 施設

(26) 買い物等外出促進事業

居住地の周辺に商業施設がないことや身体上の理由で買い物等が困難である対象者に対し、閉じこもりの予防等を図るため、移動手段を提供する。

区分 \ 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
実施地域	4地区	3地区	2地区

(27) 高齢者バスカード購入補助事業

高齢者へバスカード購入費用に対する補助を行い外出を促すことで、生きがい活動や社会参加等を進め、介護予防や閉じこもり防止を図る。

区分 \ 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
対象者数	41,263 人	—	—
購入者数	9,901 人	—	—
販売枚数	19,020 枚	—	—

## 5. 生きがい対策

(1) 高齢者福祉センター

高齢者に対して各種の相談に応ずるとともに、各種イベントや講座を実施し健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的としている。

① 中央高齢者福祉センター

所在地 寝屋川市成田町3番6号  
敷地面積 5,392.79 m<sup>2</sup> 延床面積 1,301.32 m<sup>2</sup>  
設立 昭和45年4月1日(旧館)・昭和50年4月1日(新館)  
構造 鉄筋コンクリート造3階建  
事業内容 (ア) 高齢者に対する生活、健康等に関する相談  
(イ) 高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための事業  
又はそのために必要な便宜の提供  
(ウ) その他目的達成に必要な事業

年間延利用人数

区分 \ 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
利用人数	77,069 人	65,699 人	66,158 人

② 東高齢者福祉センター

所在地 寝屋川市明和一丁目1番30号  
敷地面積 667.74 m<sup>2</sup> 延床面積 583.75 m<sup>2</sup>  
設立 昭和52年4月1日  
構造 鉄筋コンクリート造2階建(一部平家建)  
事業内容 (ア) 高齢者に対する生活、健康等に関する相談  
(イ) 高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための事業

又はそのために必要な便宜の提供  
 (ウ) その他目的達成に必要な事業

年間延利用人数

区分 \ 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
利用人数	22,787 人	23,259 人	21,189 人

③ 太秦高齢者福祉センター

所在地 寝屋川市太秦元町 14 番 22 号

敷地面積 333.48 m<sup>2</sup> 延床面積 238.30 m<sup>2</sup>

設立 昭和 56 年 4 月 1 日

構造 鉄骨造 2 階建

事業内容 (ア) 高齢者に対する生活、健康等に関する相談

(イ) 高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための事業

又はそのために必要な便宜の提供

年間延利用人数

区分 \ 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
利用人数	4,639 人	4,704 人	5,310 人

④ 西高齢者福祉センター

所在地 寝屋川市池田西町 28 番 22 号

敷地面積 1,750.30 m<sup>2</sup> (保健福祉センター及び西高齢者福祉センター)

延床面積 6 階 1,190.01 m<sup>2</sup> PH 1 階 328.25 m<sup>2</sup>

設立 平成 10 年 4 月 1 日

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造

地下 1 階地上 6 階 PH 2 階

事業内容 (ア) 高齢者に対する生活、健康等に関する相談

(イ) 高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための事業

又はそのために必要な便宜の提供

(ウ) 健康づくり事業 (温水プール開放)

(エ) その他目的達成に必要な事業

年間延利用人数

区分 \ 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
利用人数	82,945 人	84,103 人	83,426 人

(2) いきいき教室

地域の高齢者に文化的・教養的活動の場及び児童との世代間交流の場を提供し、高齢者福祉の増進を図ることを目的としている。

所在地 寝屋川市黒原橋町30番1号 和光小学校内（余裕教室の活用）  
 寝屋川市堀溝三丁目10番20号 萱島市民センター堀溝サービス窓口  
 寝屋川市池田西町24番5号 池の里市民交流センター内（平成18年9月開所）  
 寝屋川市明德一丁目1番1号 旧明德小学校内（平成19年4月開所）

事業内容 児童との交流会、高齢者の健康教室、相談、文化教室、趣味活動、ビデオ鑑賞、老人クラブ合同会議等

運営 地元の運営協議会等が運営している。

年間延利用人数

区分		年度				
		平成27年度		平成26年度		平成25年度
利用人員	和光	1,256人	和光	1,130人	和光	1,966人
	堀溝	3,043人	堀溝	3,095人	堀溝	4,477人
	池の里	1,372人	池の里	1,536人	池の里	1,304人
	明德	2,387人	明德	2,285人	明德	2,009人

(3) ゲートボール場

ゲートボール場を整備し、昭和57年度より高齢者の健康増進、相互の親睦及び交流を図っている。平成27年度末現在14か所16コート設置している。

6. 施設福祉対策

(老人ホーム措置状況)

65歳以上の高齢者で、身体的、精神的、環境的事情により在宅で日常生活を送ることが困難な方を老人ホームに措置している。

区分		年度		
		平成27年度	平成26年度	平成25年度
養護	措置施設数	9施設	11施設	13施設
	措置人数	20人	20人	26人

# 介護保険

## 1. 概要

高齢社会を迎えている現在、本市においても4人に1人以上が65歳以上の高齢者となっている。

また、高齢者のなかでも介護や支援が必要な人の割合が大きくなる75歳以上の人が、今後は急激に増加するものと予測される。

加齢にともない支援や介護を必要とする人が増えているなかで、誰もが住み慣れた地域で“自分らしく”生活できる社会をつくる「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みを展開するなかで介護保険による支援を実施する。

## 2. 居宅サービス

### (1) 訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが家庭を訪問して介護や家事の援助を行っている。

	平成27年度	平成26年度	平成25年度
利用件数	51,714件	50,078件	5,218人
給付金額	2,687,637,975円	2,590,823,389円	733,326回

※平成25年度については、実利用者数及び延利用回数を記載

### (2) 訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車で家庭を訪問して、入浴の介護を行っている。

	平成27年度	平成26年度	平成25年度
利用件数	935件	812件	117人
給付金額	55,124,505円	50,377,883円	3,698回

※平成25年度については、実利用者数及び延利用回数を記載

### (3) 訪問看護

看護師等が家庭を訪問して、看護を行っている。

	平成27年度	平成26年度	平成25年度
利用件数	13,597件	12,495件	1,374人
給付金額	522,504,713円	495,558,701円	112,689回

※平成25年度については、実利用者数及び延利用回数を記載

### (4) 訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等が家庭を訪問して、必要なリハビリテーションを行っている。

	平成27年度	平成26年度	平成25年度
利用件数	812件	758件	95人
給付金額	20,949,434円	20,203,300円	7,391回

※平成25年度については、実利用者数及び延利用回数を記載

(5) 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問して、療養上の管理や指導を行っている。

	平成27年度	平成26年度	平成25年度
利用件数	26,938件	23,861件	1,594人
給付金額	215,767,373円	192,086,104円	58,135回

※平成25年度については、実利用者数及び延利用回数を記載

(6) 通所介護（デイサービス）

デイサービスセンター等で、入浴、食事の提供、機能訓練等を行っている。

	平成27年度	平成26年度	平成25年度
利用件数	47,716件	42,080件	4,033人
給付金額	2,766,327,730円	2,650,300,789円	269,651回

※平成25年度については、実利用者数及び延利用回数を記載

(7) 通所リハビリテーション（デイケア）

老人保健施設、病院等で必要なリハビリテーションを行っている。

	平成27年度	平成26年度	平成25年度
利用件数	10,318件	10,796件	1,158人
給付金額	726,965,643円	773,593,293円	77,737回

※平成25年度については、実利用者数及び延利用回数を記載

(8) 短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホーム等に短期間入所し、入浴、食事等の介護や必要な機能訓練等を行っている。

	平成27年度	平成26年度	平成25年度
利用件数	4,899件	4,446件	790人
給付金額	367,125,406円	346,976,547円	37,362日

※平成25年度については、実利用者数及び延利用回数を記載

(9) 短期入所療養介護（ショートステイ）

老人保健施設、病院等に短期間入所し、看護や医学的管理下における介護や必要な機能訓練等を行っている。

	平成27年度	平成26年度	平成25年度
利用件数	596件	693件	165人
給付金額	43,065,879円	52,074,618円	4,527日

※平成25年度については、実利用者数及び延利用回数を記載

(10) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

24時間、定期巡回と随時対応による訪問介護を行っている。

	平成27年度	平成26年度	平成25年度
利用件数	26件	0件	—
給付金額	2,604,084円	0円	—

※平成27年1月より、事業所の指定を行いサービス提供を開始

(11) 福祉用具の貸与及び購入費の支給

車椅子や特殊寝台などの福祉用具について貸与を行うほか、貸与になじまない腰掛便座や特殊尿器などについて購入費の支給を行っている。

	平成27年度	平成26年度	平成25年度
貸与	49,515件	46,000件	41,675件
購入	1,006件	1,069件	992件
給付金額	642,595,490円	603,743,015円	545,340,340円

(12) 住宅改修費の支給

手すりの取付けや段差解消などの小規模な住宅改修について、その費用を支給している。

	平成27年度	平成26年度	平成25年度
住宅改修	1,123件	1,110件	1,070件
給付金額	95,392,120円	99,701,054円	92,298,464円

(13) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症のため介護を必要とする方の共同生活（5～9人）を通し生活介護を行っている。

※要支援1の方は利用できない。

	平成27年度	平成26年度	平成25年度
利用件数	3,688件	3,715件	3,305人
給付金額	851,468,620円	858,920,799円	97,253日

※平成25年度については、実利用者数及び延利用回数を記載

(14) 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等における介護）

有料老人ホーム、ケアハウス等に入所している要介護者等について、その施設において提供されている介護等も介護保険の対象としている。

	平成27年度	平成26年度	平成25年度
利用件数	4,680件	4,311件	4,102人
給付金額	848,948,278円	810,420,151円	120,444日

※平成25年度については、実利用者数及び延利用回数を記載

### 3. 施設サービス

※要支援の方は利用できない。

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

日常生活で常に介護が必要で、居宅での介護が困難な場合に入所。

	平成27年度	平成26年度	平成25年度
利用件数	9,465件	8,606件	9,297人
給付金額	2,353,618,193円	2,170,334,020円	271,098日

※平成25年度については、実利用者数及び延利用回数を記載

(2) 介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定し家庭に戻れるように機能回復訓練や看護・介護を必要とする場合に入所。

	平成27年度	平成26年度	平成25年度
利用件数	5,592件	5,098件	5,053人
給付金額	1,459,906,795円	1,334,166,244円	135,082日

※平成25年度については、実利用者数及び延利用回数を記載

(3) 介護療養型医療施設（療養型病床群等）

長期の療養を必要とする場合に入院。

	平成27年度	平成26年度	平成25年度
利用件数	600件	537件	611人
給付金額	212,233,120円	192,544,951円	17,974日

※平成25年度については、実利用者数及び延利用回数を記載

# 障害者（児）福祉

## 1. 障害者自立支援制度

障害者の福祉施策は、平成15年度からノーマライゼーションの理念に基づき、利用者が自らサービスを選択し契約によりサービスを利用する「支援費制度」が導入されたが、障害者のサービス利用が居宅サービスを中心に拡大し、その一方で、身体障害・知的障害・精神障害の障害種別ごとにサービスが提供されており、施設や事業体系が分かりにくい等制度面で様々な課題や問題点が生じた。

こうした課題等を解決し、障害の種別にかかわらず、障害のある人の地域における自立した生活を支援するため、平成18年4月に障害者自立支援法が制定された。その後、サービスを充実し一層の推進を図るとともに、利用者負担のあり方の見直し等が行われ、平成24年6月に「障害者総合支援法」が制定され、平成25年4月から施行された。

平成25年4月施行にあたって、障害者の定義に難病等が追加されるとともに、平成26年4月1日から障害支援区分の創設や重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されている。

平成23年8月に、障害者の基本的人権をうたった「障害者基本法」が改正され、さらに平成25年6月には障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が公布された。これを受けて国において全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するための基本方針が制定され、対応要領が策定されることとなっている。約3年間の準備期間を経て平成28年4月から施行されるが、本市においても同法の趣旨をふまえ、対応していく必要がある。

本市が設置している障害者（児）福祉施設として、すばる・北斗福祉作業所、あかつき園・ひばり園・第2ひばり園、東障害福祉センターがある。また、市立総合センター内に児童デイサービスセンター（どんぐり教室）、身体障害者福祉センター、知的障害者福祉センターを設置している。平成27年3月からは、新たに短期入所施設「大谷の里」をすばる・北斗福祉作業所敷地内に設置した。

## 2. 障害者に対する長期的な計画

平成10年6月に障害者基本法に基づく「寝屋川市障害者長期計画」を策定し、「人間性の尊重に基づく、ノーマライゼーションの社会づくり」を基本理念に、行政だけではなく、市民、企業、当事者団体等が行う全ての取組において、長期的かつ総合的な視点にたって施策を推進してきた。平成20年3月に、新たな障害者支援の基本方向となる「寝屋川市障害者長期計画（第2次計画）」を策定し、「みんなが“自分らしく”暮らしあうまちづくり」を基本理念に、障害者施策の推進に取り組んでいる。

また、障害者長期計画とも連動して障害者支援を総合的かつ計画的に推進していくために、障害者自立支援法（現障害者総合支援法）に基づき、国の施策動向や地域のニーズをふまえつつ、必要となるサービスの見込量と確保のための方策を明記した「寝屋川市障害福祉計画（第1期計画）〔平成18～20年度〕」を平成19年3月に、「同（第2期計画）〔平成21年～23年度〕」を平成21年3月に、「同（第3期計画）〔平成24年～26年度〕」を平成24年3月に、さらに「同（第4期計画）〔平成27年～29年度〕」を平成27年3月に策定し、施策を推進している。

### 3. 障害者手帳交付状況

#### (1) 身体障害者手帳

(障害別)

(毎年3月31日現在、単位：人)

障 害 年 度	視 覚	聴 覚	言 語	肢 体	内 部	合 計
平成27年度	543	933	95	5,120	2,551	9,242
平成26年度	545	909	98	5,126	2,538	9,216
平成25年度	549	903	104	5,060	2,518	9,134

(等級別)

等 級 年 度	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合 計
平成27年度	2,732	1,454	1,530	2,336	593	597	9,242
平成26年度	2,678	1,470	1,581	2,346	558	583	9,216
平成25年度	2,634	1,483	1,595	2,312	536	574	9,134

#### (2) 療育手帳

(毎年3月31日現在、単位：人)

等 級 年 度	A	B 1	B 2	合 計
平成27年度	1,014	460	751	2,225
平成26年度	980	444	678	2,102
平成25年度	939	418	628	1,985

#### (3) 精神保健福祉手帳

(毎年3月31日現在、単位：人)

等 級 年 度	1 級	2 級	3 級	合 計
平成27年度	226	1,506	430	2,162
平成26年度	194	1,187	329	1,710
平成25年度	164	905	228	1,297

#### 4. 特別障害者手当等支給状況

(単位：人、円)

区 分	平成 27 年度		平成 26 年度		平成 25 年度	
	延人数	金 額	延人数	金 額	延人数	金 額
障害児福祉手当	1,790	25,815,500	1,818	25,718,880	1,756	25,017,280
特別障害者手当	4,545	120,516,080	4,535	117,970,440	4,586	120,155,840
福 祉 手 当 (経過措置)	132	1,903,880	135	1,909,860	168	2,393,840
計	6,467	148,235,460	6,488	145,599,180	6,510	147,566,960

#### 5. 自立支援給付事業

平成 18 年 10 月より、自立支援給付事業は介護給付事業、訓練等給付事業等からなり、障害の種別にかかわらず必要なサービスが利用できるようサービス利用の仕組みが統一された。日中活動と住まいの場の組合せなど利用者一人ひとりの個別支援計画に基づき利用目的にかなったサービスの選択が可能になった。

##### (1) 介護給付費

主に障害者が自立生活を営む上で必要な、介護の部分を支援している。

##### ① 居宅介護

障害者等につき、居宅において入浴、排せつ、食事、通院等の介護等を行っている。

##### ② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする障害者につき、居宅における入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行っている。

##### ③ 重度障害者等包括支援

常時介護を要する障害者等であって、居宅介護等複数のサービスを包括的に行っている。

##### ④ 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行っている。

##### ⑤ 同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等に、外出時において移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護を行っている。

##### ⑥ 短期入所

居宅においてその介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行っている。

##### ⑦ 療養介護

医療と常時介護を必要とする障害者であって、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をしている。

##### ⑧ 生活介護

常に介護を必要とする障害者に、主として昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供している。

##### ⑨ 施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護を行っている。

- ⑩ 共同生活介護（平成26年4月より共同生活援助に統合）  
夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行っている。

(2) 訓練等給付費等

主に障害者が自立生活を営む上で必要な、訓練の部分を支援している。

- ① 共同生活援助  
夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行っている。
- ② 自立訓練（機能訓練、生活訓練）  
自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行っている。
- ③ 就労移行支援  
一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行っている。
- ④ 就労継続支援  
一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行っている。

(3) 地域相談支援給付費等

- ① 地域移行支援  
障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者につき、住居の確保や生活に移行するための活動に関する相談等を行う。
- ② 地域定着支援  
居宅において、単身等の状況で生活する障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害者の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、その他便宜を行う。

(4) 計画相談支援給付費

- ① 計画相談支援・障害児相談支援  
障害福祉サービスの支給決定を受けている障害者（児）等が、地域で生活していくときに必要となるさまざまなサービスなどを上手に活用するためにつくる計画で、サービス利用計画案に基づき、支給決定を行う。

(5) 障害児通所給付費等

これまでの障害児通園施設、児童デイサービスについて、障害種別ごとに分かれていた施設体系を通所支援として一元化するとともに、新たに学齢期における支援の充実を図るための放課後等デイサービス、保育所等を訪問し専門的な支援を行うための保育所等訪問支援が創設された。

自立支援給付事業等状況

区 分		年 度		平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
介 護 給 付 費	1 居宅介護	実利用者数		563人	519人	495人
		利用時間数		126,447時間	116,219時間	110,783時間
	2 重度訪問介護	実利用者数		55人	63人	64人
		利用時間数		64,900時間	66,818時間	77,743.5時間
	3 重度障害者等 包括支援	実利用者数		7人	7人	7人
		利用時間数		82,867.5時間	15,383.5時間	14,865.5時間
	4 行動援護	実利用者数		18人	16人	13人
		利用時間数		4,847時間	4,492時間	4,032時間
	5 同行援護	実利用者数		90人	80人	85人
		利用時間数		23,634.0時間	24,213.0時間	23,045.5時間
6 短期入所	実利用者数		267人	185人	193人	
	延利用日数		10,196日	7,009日	6,248日	
7 療養介護	実利用者数		22人	22人	22人	
	延利用日数		8,047日	8,024日	7,988日	
8 生活介護	実利用者数		662人	627人	565人	
	延利用回数		142,161回	136,565回	122,362回	
9 施設入所支援			143人	144人	147人	
10 共同生活介護	利用者数		3人	159人	172人	
訓 練 等 給 付 費	11 共同生活援助	利用者数		187人	178人	5人
	12 自立訓練			63人	65人	48人
	13 就労移行支援			127人	111人	105人
	14 就労継続支援 (A・B型)			406人	376人	380人
計相	15 計画相談支援			805人	371人	145人
地 相	16 地域移行支援			2人	3人	7人
	17 地域定着支援			16人	15人	19人
児 相	18 障害児相談支援			185人	162人	118人

区 分		年 度			
		平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度	
障害児通所給付費	19 児童発達支援	実利用者数	298人	286人	275人
		利用時間数	16,971日	16,374日	15,751日
	20 医療型児童発達支援	実利用者数	50人	56人	48人
		利用時間数	3,165人	3,317人	3,539日
	21 放課後等デイサービス	実利用者数	294人	233人	181人
		利用時間数	33,594日	24,375日	15,967日
	22 保育所等訪問支援		4回	27回	18回

※15～22については、制度改正による平成24年度からの新事業

※児童デイサービス、旧法施設支援については、平成23年度で終了となるため表から削除している。

(3) 補装具費給付事業

身体上の障害を補うために給付している。

年 度		平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
区 分				
補 装 具		688 件	640 件	605 件

(4) 自立支援医療給付事業

医療については、精神通院医療、更生医療、育成医療と分かれていたが、平成18年4月より自立支援医療として一本化、支給認定の手続きや、利用者負担の仕組みなどを共通化（実施主体については、現行どおり）し、指定医療機関制度などが導入された。

(毎年3月31日現在)

年 度		平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
区 分				
身体分利用者数		366人	360人	297人
精神分利用者数		4,122人	4,919人	4,676人

## 6. 地域生活支援事業

障害のある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようサポートする事業である。いくつかの事業については、地域で生活する障害のある人のニーズをふまえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態での実施が可能となるよう、平成18年10月より市が主体となっている。

### (1) 日常生活用具給付等事業

日常生活がより円滑に行われるために給付している。

### (2) 訪問入浴サービス事業

家庭において入浴が困難な重度の身体障害者に対し、移動入浴車で家庭を訪問し、家庭において入浴サービスを行う。

### (3) 自動車改造助成事業

上肢・下肢・体幹に障害のある人が、就労などに自動車が必要でハンドル・アクセル・ブレーキ装置などの改造をするとき助成を行う。

### (4) コミュニケーション支援事業

聴覚・言語に障害のある人が医療機関等を利用する場合や公的な手続をする場合、懇談や参観に参加する場合、手話通訳や要約筆記で支援を行っている。

### (5) 移動支援事業

単独で外出することが困難な重度の全身性・知的・精神障害者に対し、社会生活上必要な外出、社会参加のための外出等の必要なときに、ガイドヘルパーが移動のための介助、外出先の身の介助をしている。

### (6) 日中一時支援事業

介護者や保護者が疾病等の理由により家庭において介護ができなくなった時、一時的に障害者が施設を利用して過ごすことができるサービスで、介護者等の支援を行う。なお、旧のショートステイの日帰り利用に当たる。

区 分 \ 年 度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
日常生活用具給付等事業	5,693件	5,984件	5,613件
訪問入浴サービス事業	延 535回	延 386回	延 192回
自動車改造助成事業	2件	7件	2件
コミュニケーション支援事業	延 346回	延 349回	延 413回
移動支援事業	83,641.37時間	82,496.58時間	81,814.82時間
日中一時支援事業	延 3,623回	延 5,296回	延 3,971回

## 7. 在宅障害者施策事業

### (1) 福祉電話の貸与・緊急通報システムの設置

#### ① 福祉電話

外出困難なひとり暮らしの低所得の重度身体障害者に対し、電話を貸与する。

#### ② 緊急通報システム

福祉電話利用者、または、個人電話所有者で、ひとり暮らしの重度の身体障害者に対し緊急通報装置を貸与することにより、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る。

※平成 27 年度末現在、福祉電話設置（10 台）・緊急通報装置設置（8 台）

### (2) 重度障害者訪問看護利用料助成事業

居宅において療養が必要な重度障害者（児）に対し、訪問看護に係る利用料の一部について助成する。

年度 区分	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
延利用人数	292 人	348 人	341 人

### (3) 重度障害者タクシー基本料金助成事業

重度障害者（児）に対して日常生活利便性、社会参加の促進を図るため、タクシー料金の一部（基本料金）を助成する。

年度 区分	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
実利用人数	1,464 人	1,453 人	1,473 人
延利用回数	16,751 回	17,079 回	16,648 回

## 8. 療育・自立センター

療育・自立センターには、療育部門と自立支援部門がある。

### (1) 療育部門

あかつき園は、就学前の肢体不自由児を通園させ、専門医の診察や機能訓練などの療育と日常生活の指導、保育を行っている。また、保護者に家庭における療育について指導・助言している。

ひばり園・第2ひばり園は、就学前の知的障害児を通園させ、専門医の診察、療育と日常生活の指導や保育を行っている。また、保護者に家庭における療育について指導・助言している。

あかつき・ひばり歯科診療所は、上記の園に通園する児童並びに市内に在住する就学前障害児の歯科治療及び口腔衛生管理に関する相談指導を行っている。

あかつき・ひばり療育相談室は、市内に在住する就学前障害児の発達相談、栄養指導、保健指導及び療育相談を行っている。

以上三つの園、歯科診療所及び療育相談室を同一敷地内に併設し、統一運営を行い、本市の就学前障害児の総合的な療育施設として運営している。平成26年4月1日より、指定管理者制度を導入し、社会福祉法人療育・自立センターが管理運営している。

### ① 施設概要

施設名	区分	設立	敷地面積	建物面積
あかつき園 (医療型児童発達支援センター)		S48.5.1	1,050 m <sup>2</sup>	344 m <sup>2</sup>
ひばり園 (福祉型児童発達支援センター)			1,215 m <sup>2</sup>	429 m <sup>2</sup>
第2ひばり園 (福祉型児童発達支援センター)		S55.7.1	1,783 m <sup>2</sup>	621 m <sup>2</sup>

### ② 定員等

(各年度3月現在) (単位：人)

施設名	区分	定員	平成27年度	平成26年度	平成25年度
あかつき園		40	33	37	42
ひばり園		40	44	45	46
第2ひばり園		40	48	47	48
あかつき・ひばり 歯科診療所 延治療人数	園児	—	335	362	337
	外来児	—	82	100	101
あかつき・ひばり 療育相談室 延相談人数	外来相談	—	1,333	1,291	367
	巡回相談	—	112	185	170

(注) 巡回相談：保育所(園)及び公立幼稚園における発達相談

(2) 自立支援部門

すばる・北斗福祉作業所は、市内に在住する18歳以上の障害者を日々通わせて、障害と発達をふまえて、自立と自活をめざした生活支援及び作業指導を行っている。平成18年4月から、指定管理者制度を導入し、社会福祉法人療育・自立センターが管理運営している。

また、すばる・北斗福祉作業所は、平成20年10月より、旧体系の身体障害者通所授産施設（すばる福祉作業所）及び知的障害者通所授産施設（北斗福祉作業所）から、障害者自立支援法に規定された生活介護事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業を行う新体系事業所に移行している。

平成27年3月1日より、療育・自立センター内に短期入所施設「大谷の里」を開設した。「大谷の里」は、市内に在住する障害者を自宅で介護を行っている方が病気、介護のレスパイトなどの理由により介護を行うことができない場合に、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行っている。

① 施設概要

施設名	区分	設立	敷地面積	建物面積	作業科目
すばる・北斗福祉作業所 (障害者自立支援施設)		S61.4	5,021 m <sup>2</sup>	1,791 m <sup>2</sup>	生活介護 ・軽作業Ⅰ ・軽作業Ⅱ ・木工 ・園芸 ・生活訓練 就労移行 ・チャレンジⅠ 就労継続(B型) ・チャレンジⅡ
大谷の里 (短期入所施設)		H27.3		268 m <sup>2</sup>	

② 定員等

【旧体系】

(単位：人)

施設名	年度	定員	平成20年度当初
すばる福祉作業所		30	24
北斗福祉作業所		60	56

【新体系】

(単位：人)

事業名 \ 年度	定員	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
生活介護事業	60	55	54	61
就労移行支援事業	10	6	7	8
就労継続支援B型事業	20	20	18	23

※平成 20 年度は、開始日 平成 20 年 10 月 1 日の数字。

大谷の里

(単位：人)

事業名 \ 年度	定員(※)	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
短期入所事業	7	125	16	—

※ 1 日当たりの定員（7 床）。 ※数字は実利用人数。

※平成 26 年度末に開所。

## 9. 東障害福祉センター

### (1) 目的

身体障害者（児）及び知的障害者（児）に対して各種の相談に応じ、必要な指導、援護を行い障害者の福祉の向上に資する。

(2) 所在地 寝屋川市明和一丁目13番23号

(3) 設立 昭和55年10月1日開所

(4) 施設内容 地域活動支援センターⅡ型

(5) 事業内容

機能回復訓練、創作的活動、更生相談、スポーツ、レクリエーション、啓発、交流会

(6) 年間延利用人数

区分 \ 年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
年間延人数	1,852人	1,862人	1,890人
月平均	154人	155人	158人
1日平均	7.6人	7.6人	7.7人

## 10. 身体障害者福祉センター（総合センター内）

室名	面積 (㎡)	定員 (人)	延利用者(人)				事業内容
			27年度	26年度	25年度	24年度	
身体障害者機能回復訓練室	239.50	10	1,221	1,155	644	629	機能訓練を行うことにより、障害者の身体的ハンディキャップの軽減に努める。
身体障害者作業訓練室	92.40	10	650	742	1,204	1,271	リハビリテーションにより社会的自立の道を進める。
視覚障害者録音室	80.80	—	504	495	430	435	視覚障害者用録音CD等を作製するための吹込み、編集を行い、また、保管貸出しを行う。

11. 知的障害者福祉センター（総合センター内）

室名	面積 (㎡)	定員 (人)	延利用者(人)			事業内容
			26年度	25年度	24年度	
多目的室1・2	110.00	18	2,601	2,828	2,633	知的障害者の生活に関する各種の指導及び相談に関すること、講習会や講演会等の開催を行う。

12. 児童デイサービスセンター（どんぐり教室）

室名	面積 (㎡)	定員 (人)	延利用者(人)			事業内容
			26年度	25年度	24年度	
どんぐり教室	175.95	75	1,935	1,892	1,687	発達段階、興味、特性に応じた遊びを通じての保育訓練、基本的な生活習慣の確立、健康な体力づくりを行う。

※平成20年度までは定員70人、平成21年度から定員75人。

## シルバー人材センター

### 1. 概 要

定年退職後等において、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて、その豊かな経験に基づく能力を発揮し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の能力をいかした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としている。

所在地	寝屋川市池田西町28番22号 <総合センター内>
開設年月日	昭和58年9月10日
事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。</li> <li>2. 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために、無料の職業紹介事業又は一般労働者派遣事業を行うこと。</li> <li>3. 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。</li> <li>4. 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。</li> <li>5. 前4号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。</li> <li>6. その他目的を達成するために必要な事業を行うこと。</li> </ol>
会 員	市内に居住する、健康で働く意欲のあるおおむね60歳以上の者 会員 1,172人（男768人、女404人）平成27年3月31日現在
会 費	1人年額 2,000 円

### 2. 事業実績

(単位：件、人)

職 種	区 分	平成 27 年度		平成 26 年度		平成 25 年度	
		契約件数	就業延人員	契約件数	就業延人員	契約件数	就業延人員
専門技術		3	212	3	288	2	224
技 能		1,910	6,419	1,964	6,846	2,044	6,769
事務整理		27	221	30	210	26	278
施設管理		139	38,135	138	37,396	128	35,381
折衝外交		61	3,876	75	2,180	45	1,622
軽 作 業		2,025	91,613	2,056	93,673	2,043	93,817
サービス		118	3,283	106	3,064	136	2,216
そ の 他		0	0	0	0	0	0
計		4,283	143,759	4,372	143,657	4,424	140,307
派 遣		48	3,614	69	1,768	45	1,700
合 計		4,331	147,373	4,441	145,425	4,469	142,007

## 社会福祉協議会

本市社会福祉協議会は、昭和27年に設立後、昭和43年4月に社会福祉法人として認可を受け、住民ニーズに対応できる組織として充実・強化を図ってきた。平成12年施行の「社会福祉法」で社会福祉協議会は「地域福祉推進の中核的組織」と位置付けられた。

現在、校区福祉委員会を始め、組織構成会員として市政協力委員自治推進協議会、民生委員・児童委員協議会、社会福祉施設、各種関係機関・団体など154の組織の参画を得て、地域福祉を推進するため各種事業に取り組んでいる。

近年、急速な少子高齢化の進展により社会的孤立への対応など、新たな課題への取組が求められており、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう様々な活動を行っている。

### (1) 校区福祉委員会活動

地域の状況に応じた福祉活動を進めていくため、おおむね小学校区単位に、自治会、民生委員・児童委員を始め、PTA、老人クラブ、子ども会など地域の各種団体が中心となって組織されている。

誰もが安心して暮らせる地域社会を築いていくため、小地域ネットワーク活動を始め、福祉まつり、世代間交流などの各種交流事業等、きめ細かい活動を展開している。

#### (校区福祉委員会の状況)

年度 区分	平成27年度	平成26年度	平成25年度
校区福祉委員会数	24会	24会	23会
校区福祉委員数	1,338人	1,373人	1,384人

#### ※小地域ネットワーク活動の内容

校区福祉委員会では、地域の一人暮らし高齢者から小さな子どもまで、誰もが安心して生活できるよう、地域住民の参加と協力による支え合い、助け合い活動を進めており、「個別援助活動」や「グループ援助活動」を始め、地域住民からのニーズに対応した活動を行っている。

#### (個別援助活動の状況)

年度 区分	平成27年度	平成26年度	平成25年度	
見守り活動	見守り対象者数	6,317人	5,650人	5,013人
	見守り協力員数	1,141人	1,117人	1,026人
個別支援活動	支援件数	95件	76件	60件

## (グループ援助活動の状況)

区 分		年 度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
グ ル ー プ 援 助 活 動	ふれあいサロン	実施回数	989回	892回	923回
	会食会・交流会	延参加者数	33,128人	32,050人	28,436人
	地域ミニデイ サービス	実施回数	38回	47回	51回
		延参加者数	1,289人	1,369人	1,391人
	子育てサロン	実施回数	337回	351回	347回
		延参加者数	6,036人	6,397人	5,580人

## (2) まちかど福祉相談所拡充事業

## ① まちかど福祉相談所事業

平成18年度から、順次市内6エリアに「まちかど福祉相談所」を設置し、相談員及びコミュニティソーシャルワーカーを配置することで、身近な地域で住民の持つ様々な福祉課題の解決・改善を図っている。

## (相談件数)

区 分	年 度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
延相談件数		908件	941件	1,144件

## ② まちかど福祉相談所拡充事業

まちかど福祉相談所の充実・発展を目指すとともに、各校区福祉委員会で個別福祉ニーズを把握・発見する機能を高めていく事業に取り組んでいる。

平成27年度にまちかど福祉相談所を3か所増設し、市内13か所に拡充した。また、出張相談の実施や出張相談に向けた話合いが行われた。

## (3) 緊急時安否確認（かぎ預かり）事業

一人暮らし高齢者の孤立死を予防することを目的に、事前に預かった鍵を使用し安否確認を行う仕組み。平成24年度から東北コミセンエリアの4校区福祉委員会と社会福祉法人東和福祉会と協力して実施し、平成26年度から21の協力施設と校区福祉委員会等と連携・協働して実施している。

## (利用状況)

区 分	年 度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
利用者数		543人	483人	93人
緊急対応件数		17件	17件	7件

## (4) 福祉総合相談事業

福祉、介護等の様々な相談に対し、各種社会資源の有効活用及び関係機関・団体などと連携することで、相談の解決・改善を図っている。

(相談状況)

年度 区分	平成27年度	平成26年度	平成25年度
相談件数	15,833件	15,923件	15,158件

(5) 献血推進事業

傷病で血液を必要としている人のために、大阪府赤十字血液センターと連携して校区福祉委員会、市内各団体、事業所の協力の下、献血活動の推進に取り組んでいる。

(実施状況)

年度 区分	平成27年度	平成26年度	平成25年度
献血実施回数	95回	104回	96回
採血数	3,034人	3,080人	3,378人

(6) 善意銀行事業

市民一人一人から寄せられた善意の金銭や物品を預かり、これらを必要とされる福祉団体、施設、個人などに払出しを行っている。

(預託状況)

年度 区分	平成27年度	平成26年度	平成25年度
金銭預託件数	5件	3件	3件
預託金額	148,511円	384,183円	69,855円
金銭払出件数	5件	3件	3件
払出金額	160,528円	352,166円	69,855円
物品預託件数	33件	29件	21件
物品払出件数	55件	66件	61件

(7) 生活福祉資金貸付事業

① 福祉資金・教育支援資金・不動産担保型生活資金

低所得者、高齢者、障害者等の世帯を対象に、生業、療養、修学等に必要な資金の貸付けを行っている。

また、低所得の高齢者世帯へ不動産を担保に生活資金の貸付けを行っている。

(貸付状況)

年度 区分	平成27年度	平成26年度	平成25年度
貸付件数	65件	51件	44件
貸付金額	56,417,000円	25,446,000円	24,912,000円

② 総合支援資金・臨時特例つなぎ資金

リストラなどやむを得ない事情により生計中心者が失業した世帯に対し、再就職が決まるまでの間の生活資金の貸付けを行うことにより、世帯の自立を支援している。

(貸付状況)

区 分		年 度		
		平成27年度	平成26年度	平成25年度
総合支援資金	貸付件数	6件	1件	5件
	貸付金額	2,525,000円	450,000円	3,540,000円

③ 小口生活資金

傷病、又は生計中心者の賃金遅配・未払等により、一時的に著しい生活困窮になった世帯に10万円以内(単身世帯は5万円以内)の必要な金額の貸付けを行っている。

(貸付状況)

区 分		平成27年度	平成26年度	平成25年度
	貸付件数	21件	9件	3件
	貸付金額	1,544,000円	774,000円	200,000円

(8) 生活緊急支援金給付事業

生活に困窮し緊急の支援が必要となった世帯に対し、「歳末たすけあい運動募金」を原資として、支援金の給付、相談援助等の支援を行っている。

(給付実績)

区 分		平成27年度	平成26年度	平成25年度
	給付件数	45件	51件	78件
	給付金額	739,000円	635,737円	989,200円

(9) 赤い羽根共同募金事業

毎年10月1日から、民生委員・児童委員協議会、関係機関などの協力を得て募金活動を実施している。地域福祉事業の推進を目的として、高齢者、障害者、児童を始め、全ての人が健やかに安心して生活できる社会づくりを目指して取り組んでいる。(平成26年度に寝屋川市から社会福祉協議会に事務を移管)

(募金実績)

区 分		平成27年度	平成26年度
	戸別募金	13,630,899円	13,917,886円
	事業所募金	776,128円	820,380円
	学校募金	77,544円	56,673円

職域募金	67,822円	87,286円
街頭募金	128,959円	290,697円
バッジ募金	360,000円	270,000円
その他	94,011円	—
計	15,135,363円	15,442,922円

(10) 歳末たすけあい運動事業

住民一人一人の助け合いの精神に基づき、募金活動という形態をもって、毎年12月1日から自治会、関係機関などの協力を得て実施している。歳末たすけあい運動での募金は、福祉団体への助成や地域福祉活動に対する配分として活用している。

(募金実績)

年度 区分	平成27年度	平成26年度	平成25年度
募金額	13,525,847円	13,571,081円	13,915,759円

(11) 一人暮らし高齢者調査の実施

校区福祉委員会と民生委員・児童委員協議会との共催で、65歳以上で一人暮らしをされている人の調査を行っている。

(高齢者数)

年度 区分	平成27年度	平成26年度	平成25年度
一人暮らし 高齢者数	7,924人	7,626人	7,180人

(12) 当事者組織支援事業

① ひとり暮らし高齢者の会への支援

一人暮らしの高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、一人暮らしであることから生じる不安、悩みなどを同じ立場の人同士で話し合い、会員相互の助け合い、関係機関・団体への働きかけなどを通じて、一人暮らし高齢者の福祉の向上を目指している。

ひとり暮らし高齢者の会は、おおむね小学校区ごとに組織されるとともに、全体の連絡会も組織され、リーダー研修会、演芸ゆめまつりなどの取組を行っている。

(会の状況)

年度 区分	平成27年度	平成26年度	平成25年度
会数	12会	16会	23会
会員数	352人	510人	885人

② 介護者の会への支援

在宅の重度の要介護高齢者を介護している家族が一人で悩むことなく、「家庭で安心して介護が続けられるように」と、介護者の会（平成27年6月から名称変更（旧老人介護者家族の会））では、コミセン地区ごとの取組を深めたり、介護経験をいかした手作り介護用品の製作、販売、介護者だよりの発行など、様々な活動に取り組んでいる。

（会の状況）

年度 区分	平成27年度	平成26年度	平成25年度
正会員数	45人	41人	62人
準会員数	80人	91人	95人
賛助会員数	61人	46人	58人

※準会員 市内在住の老人介護経験者、老人介護問題に関心のある者など、会の趣旨に賛同し、活動参加を希望する者

※賛助会員 会の趣旨に賛同し、側面的に会活動を支援する個人及び団体

(13) 福祉有償運送事業

① 移送サービス事業

公共交通機関による移動が困難な高齢者や障害者を対象に、ボランティアグループ（レインボー）の協力を得て、リフト付車両等による移送サービスを行っている。

（利用状況）

年度 区分	平成27年度	平成26年度	平成25年度
実施件数	3,106件	2,874件	2,853件
延べ走行距離	65,077km	64,866km	63,173km
延べ活動ボランティア数	2,042人	1,966人	1,941人

② 高齢者外出援助サービス事業

公共交通機関による移動が困難な高齢者等を対象に、市内6コミセンエリアでボランティアの協力により運営委員会を設置し、リフト付き車両により外出を援助している。

（利用状況）

年度 区分	平成27年度	平成26年度	平成25年度
実施件数	3,123件	2,923件	2,995件
延走行距離	49,483km	45,641km	43,130km
延活動ボランティア数	5,411人	5,250人	4,997人

(14) 車椅子貸出し事業

けが、病気などで急に車椅子が必要になった人や、旅行、帰省などで一時的に車椅子を必要とされる人に対し、最高6か月間車椅子の貸出しを行っている（介護保険要介護2～5の認定者は除く。）。

(貸出し状況)

区分 \ 年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
貸出し件数	268件	277件	278件

(15) 元気アップ介護予防ポイント事業

65歳以上の高齢者（介護保険第1号被保険者）が、社会参加活動を通じ自身の介護予防と地域の介護力を高めることを目的に、市内高齢者施設、障害者施設及び児童施設で入所者との話し相手、レクリエーション支援、各種作業の手伝い等を行い、その活動実績に応じてポイントを付与し、ポイント転換交付金（年10,000円限度）を交付している。

(登録状況等)

区分 \ 年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
サポーター受入登録施設数	124施設	111施設	103施設
サポーター登録人数	446人	607人	557人
交付金交付人数	267人	258人	222人

(16) ボランティアセンター事業

市民による自主的・主体的なボランティア活動を推進するため、ボランティア育成研修会の開催、市民ニーズに対応したボランティア活動の需給調整などを行っている。

また、地域福祉を推進していくため、校区にボランティア部会を組織し、充実の強化を図っている。

(登録ボランティアの状況)

区分 \ 年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
団体数	55団体	55団体	51団体
登録ボランティア数	1,438人	1,375人	1,322人

(校区ボランティア部会の状況)

区分 \ 年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
校区ボランティア部会数	24部会	24部会	23部会
部会員数	496人	540人	508人

## (ボランティア活動需給調整の状況)

区 分 \ 年 度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
件数	282件	329件	218件
参加ボランティア数	1,313人	1,176人	767人

## (教材の貸出状況)

区 分 \ 年 度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
車椅子	35件	37件	35件
アイマスク	10件	14件	13件
点字板	7件	10件	5件
擬似体験装具	15件	13件	18件
ビデオプロジェクター	95件	57件	51件

## (17) 福祉教育推進事業

小・中学校等で取り組まれる児童・生徒への福祉教育に対して、ボランティア、校区福祉委員会、小・中学校と連携を図りながら、車椅子などの教材の貸出しを行い、車椅子の体験、操作方法、アイマスクを使つての視覚障害の体験などの学習を行っている。

## (実施状況)

区 分 \ 年 度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	
学校教育機関	対応件数	74件	66件	66件
	参加者数	6,863人	5,140人	5,732人
団体など	対応件数	1件	1件	1件
	参加者数	21人	22人	21人

※校区単独対応での実施分も含む。

## (18) 日常生活自立支援事業 (福祉サービス利用援助事業)

認知症、精神障害、知的障害などで、判断能力に不安がある人に、福祉サービスの利用援助、預貯金の出し入れなどの日常的な金銭管理等を行い、日常の生活支援を行っている。

## (取扱状況)

区 分 \ 年 度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
実利用人員	81人	82人	84人
支援回数	2,174回	2,078回	2,186回
相談件数	1,362件	1,619件	1,224件

(19) 地域包括支援センター事業

地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定に必要な援助を行う包括的支援事業等を、地域において一体的に実施している。また、第三中学校区（平成20年度）、第八中学校区（平成25年度）の地域包括支援センターの運営を委託している。

(実施件数)

区 分		年 度					
		平成27年度		平成26年度		平成25年度	
介護予防ケアマネジメント		151件		149件		190件	
		74件	77件	74件	75件	131件	59件
総合相談・支援		1,133件		1,292件		1,635件	
		652件	481件	684件	608件	913件	722件
権利擁護・高齢者虐待の防止・早期発見		23件		29件		28件	
		12件	11件	10件	19件	9件	19件
包括的継続的ケアマネジメントの支援		52件		36件		22件	
		28件	24件	6件	30件	7件	15件
介護予防支援事業 (予防プランの作成等)	直作成	1,021件		873件		977件	
		578件	443件	448件	425件	796件	181件
	原案委託	4,135件		4,226件		4,190件	
		2,263件	1,872件	2,482件	1,744件	2,830件	1,360件
関係者向け ニュースレターの発行	回数	6回		6回		6回	
		3回	3回	2回	4回	3回	3回
	部数	1,160部		960部		8,570部	
		600部	560部	340部	620部	520部	8,050部
地域ケア会議	個別課題解決 関係	17件		15件		37件	
		14件	3件	10件	5件	28件	9件
	地域課題、地域 づくり関係等	2件		2件		2件	
		1件	1件	1件	1件	1件	1件

※平成26年度、平成25年度の件数は上段が合計。下段の左が三中包括、右が八中包括の件数。

※平成25年度から地域ケア会議開始。

(20) 生活困窮者自立支援事業

生活困窮者自立支援法の施行に基づき、平成27年4月から社会福祉協議会に自立相談支援事業（必須事業）と就労準備支援事業（任意事業）を委託している。経済的困窮のほか、様々な事情で困っている世帯に対する支援を実施している。

## (自立相談支援事業の利用状況)

区 分 \ 年 度	平成27年度
相談人数	266人
相談件数	2,190件

## (就労準備支援事業の利用状況)

区 分 \ 年 度	平成27年度
利用人数	9人
実施回数	23回

## (住居確保給付金事業の利用状況)

区 分 \ 年 度	平成27年度
相談人数	50人
支給人数	10人

## (21) 救急医療情報キット普及事業

緊急時の対応に備えるため、一人暮らし高齢者に救急医療情報キットを配布し、安全・安心の確保に努めている。

## (救急キット配布実績)

区 分 \ 年 度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
配布数	7,924個	7,626個	7,835個

## (22) 福利厚生施設事業（食堂「虹」）の運営

総合センター及び保健福祉センターの利用者へのサービスと職員の福利厚生を図る目的で、総合センター内において、食堂「虹」の運営等を行っている。

## (運営状況)

区 分 \ 年 度		平成27年度	平成26年度	平成25年度
食堂「虹」	営業日数	303日	299日	295日
	来店者数	37,714人	37,103人	37,355人
	営業収入	25,397,100円	24,280,558円	24,165,721円
自動販売機設置数		7台	7台	5台
公衆電話設置数		2台	2台	2台

# 公益財団法人寝屋川市保健福祉公社

## 1. 概 要

市民が生きがいをもってより快適で充実した生活を送ることができるよう支援するため、保健福祉や健康増進に関する情報の提供や人材を育成し、市民の参加と協力を得て、高齢者、障害者及び保健福祉サービスを必要とする市民等に対する各種保健福祉サービスを提供することにより、地域社会の健全な発展と寝屋川市の保健福祉の向上に寄与している。

名 称	公益財団法人 寝屋川市保健福祉公社
所 在 地	寝屋川市池田西町28番22号（市立保健福祉センター内）
設置年月日	平成10年4月1日
主な事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生きがいづくりのための保健福祉や健康増進に関する情報提供、普及啓発</li> <li>2 福祉・医療の人材育成及び知識の向上</li> <li>3 快適な在宅生活を送るための支援             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 市民協力員による支援</li> <li>(2) 専門職員による支援                 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 高齢者の医療の確保に関する法律及び健康保険法等の規定による訪問看護事業</li> <li>イ 介護保険法の規定による訪問看護事業及び介護予防訪問看護事業</li> <li>ウ 介護保険法の規定による居宅介護支援事業</li> <li>エ 寝屋川市等からの要介護認定及び要支援認定訪問調査事業の受託</li> <li>オ 地域包括支援センターからの介護予防サービス計画の原案作成事業の受託</li> <li>カ 介護保険法の規定による訪問介護事業及び介護予防訪問介護事業</li> <li>キ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による障害福祉サービス事業（居宅介護・重度訪問介護）</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>4 生きがいづくりに関する支援</li> <li>5 その他、この法人の目的を達成するために必要な事業</li> </ol>

## 2. 事業内容

(1) 生きがいづくりのための保健福祉や健康増進に関する情報提供、普及啓発

ア 「保健福祉公社だより」の発行

公社の事業等を紹介するため、年1回「保健福祉公社だより」を「市広報ねやがわ」に折り込み、全世帯に配布している。

イ 「声の保健福祉公社だより」の発行

視覚障害1級・2級の人に、CD版による「声の保健福祉公社だより」を製作している。

ウ ホームページによる情報提供

インターネットを通じ、当公社の活動内容や事業計画・報告、決算などを公開している。

(2) 福祉・医療の人材育成及び知識の向上

ア 介護職員初任者研修

介護職員や福祉分野で活動できる人材を育成するため、研修を行っている。

(研修期間) 平成27年6月2日～平成27年10月6日

(受講者数)

年度 区分	平成27年度	平成26年度	平成25年度
介護職員初任者研修	16人	9人	7人

イ 介護研修事業

高齢者等を介護している人及び介護問題に関心のある人に、介護技術習得の講習会を行っている。

(受講者数)

年度 区分	平成27年度	平成26年度	平成25年度
高齢者介護講習会	12人	12人	12人
認知症高齢者介護講習会	11人	17人	26人

ウ 看護学生などの実習生の受入

近隣地域の医療・福祉に関する人材の育成のため、看護学校生の受入れを行っている。

(3) 快適な在宅生活を送るための支援

ア 市民協力員による支援

① 市民協力員派遣事業

協力会員（当公社に登録）が利用会員（おおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者等）に、家事援助等のサービスを行っている。

(年間延べ人数)

年度 区分	平成27年度	平成26年度	平成25年度
協力会員数	101人	89人	105人
利用会員数	156人	165人	171人
活動実績	375回	494回	594回

② 軽度生活援助事業・外出付き添いサービス事業

協力会員が利用会員に、食事・食材の確保、屋内の整理整頓など軽易な日常生活上の援助や、通院・散歩など外出時の支援を行っている。

(年間延べ利用回数)

区 分 \ 年 度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
軽度生活援助	459回	470回	588回
外出付き添い	23回	0回	0回

イ 専門職員による支援

(7) 訪問看護事業

介護保険法による認定を受け、介護が必要である人に、居宅サービス計画と医師の指示書に基づき、看護師が家庭訪問し、症状の観察、清拭、床ずれなどの処置を行っている。また、医療保険の適用者には、医師の指示書に基づき同様の処置を行っている。

(年間利用状況)

区 分 \ 年 度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
訪問延べ回数 (介護保険)	1,804回	1,880回	1,840回
訪問延べ回数 (医療保険)	1,276回	1,172回	1,110回
合 計	3,080回	3,052回	2,950回

(8) 介護予防訪問看護事業

介護保険法による認定を受け、支援が必要である人に、介護予防サービス計画と医師の指示書に基づき、看護師が家庭訪問し、症状の観察、清拭などの処置を行っている。

(年間利用状況)

区 分 \ 年 度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
訪問延べ回数 (介護保険)	40回	98回	195回

(9) 訪問介護事業

介護保険法による認定を受け、介護が必要である人に、居宅サービス計画に基づき、訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭訪問し、生活援助や身体介護サービスを行っている。

(年間延べ利用回数)

区 分 \ 年 度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
生 活 援 助	5,225回	4,607回	6,099回
身 体 介 護	2,304回	1,815回	2,174回
合 計	7,529回	6,422回	8,273回

④ 介護予防訪問介護事業

介護保険法による認定を受け、支援が必要である人に、介護予防サービス計画に基づき、訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭訪問し、生活援助や身体介護サービスを行っている。

(年間延べ利用回数)

区 分 \ 年 度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
生 活 援 助	1,763回	1,626回	1,481回

⑤ 居宅介護事業

障害者（児）で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による支給認定を受けている人に、訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭訪問し、家事援助や身体介護サービスを行っている。

(年間延べ利用回数)

区 分 \ 年 度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
家 事 援 助	2,305回	2,921回	3,072回
身 体 介 護	5,748回	5,282回	5,657回
合 計	8,053回	8,203回	8,729回

⑥ 重度訪問介護事業

重度の肢体不自由者やその他の障害者であって常時介護を必要とする人に、訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭訪問し、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を行っている。

(年間延べ利用回数)

区 分 \ 年 度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
重度訪問介護	1,523回	1,784回	1,097回

⑦ 居宅介護支援事業

介護保険法による認定を受け、介護が必要である人からの申請により、介護支援専門員が居宅サービス計画の作成等を行っている。

(利用状況)

区 分 \ 年 度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
延 利 用 人 数	908人	866人	1,000人

㊦ 介護予防サービス計画原案作成事業

地域包括支援センターからの依頼により、介護保険法による認定を受け、支援が必要である人に、介護支援専門員が介護予防サービス計画の原案作成等を行っている。

年度 区分	平成27年度	平成26年度	平成25年度
延利用人数	302人	276人	286人

㊧ 要介護認定訪問調査事業

寝屋川市等からの依頼により、要介護(要支援)認定の更新に係る訪問調査を行っている。

年度 区分	平成27年度	平成26年度	平成25年度
延実施人数	39人	6人	40人

(4) 生きがいつくりに関する支援

ア 男性料理教室

60歳以上の男性を対象に、手軽に作れて摂取カロリー等を考慮した料理教室を行っている。  
(受講者数)

年度 区分	平成27年度	平成26年度	平成25年度
男性料理教室	50人	48人	49人

イ 健康増進教室

40歳以上の市民を対象に、健康づくりの一環として健康増進教室を行っている。  
(受講者数)

年度 区分	平成27年度	平成26年度	平成25年度
気功教室	11人	19人	27人
でれでれ体操教室	17人	25人	17人
ヨガ体操教室	122人	116人	129人
エアロビクス教室	87人	86人	91人

ウ 西高齢者福祉センター運営管理

(7) 西高齢者福祉センター運営事業（指定管理者）

60歳以上の市民を対象に、健康の増進、教養の向上等を目的とした事業を行っている。

① 教養講座

(受講者数)

年度 教室名	平成27年度	平成26年度	平成25年度
健康教室	—	25人	—
絵手紙教室	21人	18人	20人
折り紙教室	30人	30人	—
シルバーおもちゃ づくり教室	—	—	8人
アップリカ・タペストリー教室	—	15人	15人
音楽鑑賞会	53人	43人	80人
花畑観賞会	506人	654人	581人
スクエアステップ	864人	523人	419人

② 温水プールの開放

年度 区分	平成27年度	平成26年度	平成25年度
延利用者数	11,013人	11,138人	10,491人

③ 各種サークル活動等への部屋の貸出状況

年度 区分	平成27年度	平成26年度	平成25年度
延使用回数	1,773回	1,709回	1,829回
延利用者数	29,133人	29,284人	30,927人

Ⅱ) 西高齢者福祉センター健康増進等事業

40歳以上の市民を対象に介護予防の一環として健康づくりを目的とした事業を行っている。

① 健康増進水泳事業

〈ヘルスアップ〉

(年間延べ利用者数)

年度 区分	平成27年度	平成26年度	平成25年度
ヘルスアップ 週2回コース	27,737人	28,862人	27,966人
ヘルスアップ(日曜) 週1回コース	2,258人	2,303人	2,257人
ヘルスアップ(木曜) 週1回コース	2,133人	2,079人	2,105人
合計	32,128人	33,244人	32,328人

〈水泳教室〉

(年間延べ利用者数)

年度 教室名	平成27年度	平成26年度	平成25年度
アクアビクス教室	151人	175人	180人
水中歩行教室	288人	357人	347人
スイミングレッスン	168人	153人	205人
合計	607人	685人	732人

② 健康増進教室事業

〈体操教室〉

(年間延べ利用者数)

年度 教室名	平成27年度	平成26年度	平成25年度
健康体操	1,006人	984人	1,009人
しっかり足腰体操	1,003人	1,035人	965人
ヨガ・セラピー教室	599人	607人	558人
合計	2,608人	2,626人	2,532人

〈ショートプログラム〉

(年間延べ利用者数)

年度 教室名	平成27年度	平成26年度	平成25年度
ダンベル体操	1,217人	1,130人	1,172人
ストレッチ	2,461人	2,316人	2,081人
リズ・バラ体操	1,191人	1,172人	987人
ストレッチ・ポール	897人	896人	858人
合計	5,766人	5,514人	5,098人

エ 市立保健福祉センターの会議室利用状況

(年間延べ利用人数)

年度 区分	平成27年度	平成26年度	平成25年度
会議室 3	9,323人	9,795人	9,664人
会議室 4	1,160人	2,209人	1,713人
研修室 5	14,027人	12,715人	13,201人
多目的ホール	16,207人	13,799人	14,104人
合計	40,717人	38,518人	38,682人

# 児童・母子福祉

## 1. 保育所などの利用基準

児童の保護者のいずれもが次のいずれかに該当することにより、児童を保育できない場合に保育所を利用することができます。

- (1) 月 64 時間以上労働することを常態とすること。
- (2) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (4) 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (6) 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
- (7) 就学していること。
- (8) 次のいずれかに該当すること。
  - イ 児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。
  - ロ 配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること。
- (9) 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが保育所を利用しており、当該育児休業の間に当該保育所を引き続き利用することが必要であると認められること。
- (10) 前各号に類するものとして市長が認める事由に該当すること。

## 2. 保育所・認定こども園

### (1) 公立保育所

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

保育所名	開所年月	面積 (㎡)		利用定員	入所児数 (人)			職員数 (保育士)
		敷地	建物		3歳未満	3歳以上	合計	
さくら	S45.4	1,906.0	792.8	120	36	63	99	15
たんぽぽ	S52.4	5,738.0	1,628.5	120	46	77	123	20
さつき	S47.6	2,000.9	878.6	150	55	82	137	20
さざんか	S49.11	2,108.7	977.8	150	57	92	149	20
コスモス	S50.6	1,113.0	607.1	90	33	55	88	14
あざみ	S54.5	2,216.0	1,092.1	120	34	61	95	14
合計		15,082.6	5,976.9	750	261	430	691	103

※管外受託（市外に住民票のある児童を市内の保育所（園）で保育すること）を除く。

## (2) 私立保育所及び認定こども園

(平成28年4月1日現在)

保育所名	開所年月	面積(m <sup>2</sup> )		利用定員	入所児数(人)			職員数(保育士)
		敷地	建物		3歳未満	3歳以上	合計	
豊野	S23.7	544.0	450.6	80	26	46	72	12
寝屋川東	S26.8	825.1	566.8	90	37	55	92	16
常盤学園	S35.5	815.0	396.8	70	22	36	58	8
太陽	S48.1	716.7	662.6	70	32	42	74	13
本町	S48.4	1,770.5	738.4	110	51	68	119	22
国松	S50.6	687.5	237.5	30	23	9	32	8
寝屋川めぐみ	S50.7	731.0	888.2	100	49	69	118	19
寝屋川なかよし	S51.4	1,262.2	851.4	100	52	66	118	19
明德	〃	1,900.0	719.7	100	39	56	95	15
仁和寺	〃	1,235.6	579.8	60	26	38	64	10
池田	S52.4	957.7	1,066.0	110	51	74	125	22
桜木	〃	1,082.2	530.2	70	25	53	78	11
きんもくせい	〃	1,905.4	965.2	90	53	67	120	15
アカシヤ	S53.4	1,066.8	909.8	90	40	52	92	14
ゆりかご	S54.4	792.0	555.4	90	36	70	106	20
こまどり	〃	1,299.9	491.0	100	33	62	95	18
打上	S55.4	2,143.8	791.1	110	46	69	115	14
神田	〃	854.5	719.0	100	43	64	107	18
エルミン	〃	518.4	463.9	60	25	41	66	13
第3きんもくせい	S56.4	1,199.4	782.3	70	32	52	84	14
寝屋	S57.4	1,067.8	473.9	70	30	42	72	13
石津	〃	1,437.7	1,518.0	130	60	75	135	18
第2アカシヤ	S59.4	901.2	533.4	70	30	40	70	12
第2寝屋川なかよし	S61.4	1,262.2	373.5	45	11	20	31	9
こっこ	H17.5	456.6	602.8	60	28	35	63	18
あやめ	H18.4	2,038.0	799.9	150	61	80	141	17
かえで	H20.4	2,007.2	959.6	150	52	70	122	24
ひまわり	〃	1,815.5	1,051.0	150	58	90	148	24
たちばな	H22.4	2,194.0	1,184.6	150	63	85	148	25
なでしこ	〃	2,459.7	845.2	150	56	85	141	22
しらゆり	H23.4	2,020.3	996.1	130	55	75	130	21
すずらん	〃	1,989.4	1,009.5	150	64	72	136	19
大阪聖母	H24.4	2,956.3	962.7	100	46	59	105	18
もくれん	H25.4	1,099.4	652.0	100	41	68	109	14
池田すみれこども園	H26.4	3,487.4	1,515.2	175	48	106	154	26
ひなぎく	H27.4	1,238.0	865.8	120	31	55	86	16
合計		50,738.4	27,708.9	3,600	1,475	2,146	3,621	597

※池田すみれこども園は、1号認定25人(利用定員25人)を含む。

※職員数(保育士)は、勤務時間が1日6時間以上かつ月20日以上職員で、保育所等における保育士配置に係る特例により保育士とみなすことができる幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭を含む。(施設長及び副施設長を除く。)

※管外受託(市外に住民票のある児童を市内の保育所(園)で保育すること)を除く。

### 3. 階層別保育所児童数

(各年度4月1日現在)

階層	平成 28 年度		階層	平成 27 年度	
	公立	私立		公立	私立
A	38	120	A	37	145
B1	79	259	B1	69	277
B2	93	396	B2	91	332
C1a	4	19	C1	18	147
C1	23	124	C2	7	22
C2a	3	8	C3	21	144
C2	5	30	D1	4	28
C3a	13	17	D2	27	92
C3	32	137	D3	46	179
C4a	0	1	D4	58	275
C4	6	37	D5	47	224
C5a	0	4	D6	29	223
C5	16	40	D7	41	220
C6a	1	7	D8	34	217
C6	4	37	D9	42	234
C7a	2	12	D10	44	223
C7	26	118	D11	12	145
C8a	1	2	D12	9	100
C8	16	70	D13	9	139
C9	37	188	D14	6	47
C10	22	148	D15	5	40
C11	37	256	D16	7	65
C12	54	264	合 計	663	3,518
C13	28	204			
C14	31	221			
C15	54	358			
C16	20	111			
C17	14	89			
C18	8	56			
C19	11	66			
C20	7	110			
C21	6	87			
合 計	691	3,596			

※広域利用児童を除く。

※池田すみれこども園の1号認定(25人)を除く。

#### 4. 保育料

(平成28年4月1日現在)

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分				保育料額(月額)						
区分	定義			3歳未満児(円)		3歳児(円)		4、5歳児(円)		
				保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯			0	0	0	0	0	0	
B階層	A階層を除き、市町村民税非課税世帯	1	母子・父子世帯、障害者世帯及び生活困窮世帯(以下「母子世帯等」という。)	0	0	0	0	0	0	
		2	一般世帯(上記以外の世帯をいう。以下同じ。)	2,100	2,000	1,400	1,300	1,400	1,300	
				1,050	1,000	700	650	700	650	
C階層	A階層を除き、市町村民税課税世帯	1	市町村民税のうち所得割課税額が20,000円未満である世帯	母子世帯等	4,200	4,100	2,450	2,400	2,450	2,400
				一般世帯	8,400	8,200	4,900	4,800	4,900	4,800
					4,200	4,100	2,450	2,400	2,450	2,400
		2	市町村民税のうち所得割課税額が20,000円以上26,000円未満である世帯	母子世帯等	5,350	5,250	3,700	3,600	3,700	3,600
				一般世帯	10,700	10,500	7,400	7,200	7,400	7,200
					5,350	5,250	3,700	3,600	3,700	3,600
		3	市町村民税のうち所得割課税額が26,000円以上48,600円未満である世帯	母子世帯等	6,150	6,000	4,350	4,250	4,350	4,250
				一般世帯	12,300	12,000	8,700	8,500	8,700	8,500
					6,150	6,000	4,350	4,250	4,350	4,250
		4	市町村民税のうち所得割課税額が48,600円以上53,000円未満である世帯	母子世帯等	6,750	6,600	5,100	5,000	5,100	5,000
				一般世帯	13,500	13,200	10,200	10,000	10,200	10,000
					6,750	6,600	5,100	5,000	5,100	5,000
		5	市町村民税のうち所得割課税額が53,000円以上57,700円未満である世帯	母子世帯等	7,400	7,250	5,650	5,550	5,650	5,550
				一般世帯	14,800	14,500	11,300	11,100	11,300	11,100
					7,400	7,250	5,650	5,550	5,650	5,550

6	市町村民税のうち所得割課税額が 57,700 円以上 62,000 円未満である 世帯	母子 世帯 等	7,400	7,250	5,650	5,550	5,650	5,550
		一般 世帯	14,800	14,500	11,300	11,100	11,300	11,100
7	市町村民税のうち所得割課税額が 62,000 円以上 72,000 円未満である 世帯	母子 世帯 等	7,950	7,800	6,200	6,050	6,200	6,050
		一般 世帯	15,900	15,600	12,400	12,100	12,400	12,100
8	市町村民税のうち所得割課税額が 72,000 円以上 77,101 円未満である 世帯	母子 世帯 等	9,950	9,750	8,350	8,200	8,350	8,200
		一般 世帯	19,900	19,500	16,700	16,400	16,700	16,400
9	市町村民税のうち所得割課税額が 77,101 円以上 90,000 円未満である世帯		19,900	19,500	16,700	16,400	16,700	16,400
			9,950	9,750	8,350	8,200	8,350	8,200
10	市町村民税のうち所得割課税額が 90,000 円以上 100,000 円未満である世帯		25,900	25,400	21,800	21,400	21,800	21,400
			12,950	12,700	10,900	10,700	10,900	10,700
11	市町村民税のうち所得割課税額が 100,000 円以上 120,000 円未満である世帯		30,200	29,600	26,500	26,000	22,300	21,900
			15,100	14,800	13,250	13,000	11,150	10,950
12	市町村民税のうち所得割課税額が 120,000 円以上 140,000 円未満である世帯		35,400	34,700	27,100	26,600	22,900	22,500
			17,700	17,350	13,550	13,300	11,450	11,250
13	市町村民税のうち所得割課税額が 140,000 円以上 160,000 円未満である世帯		39,000	38,300	28,000	27,500	23,600	23,100
			19,500	19,150	14,000	13,750	11,800	11,550
14	市町村民税のうち所得割課税額が 160,000 円以上 180,000 円未満である世帯		42,000	41,200	28,600	28,100	24,200	23,700
			21,000	20,600	14,300	14,050	12,100	11,850
15	市町村民税のうち所得割課税額が 180,000 円以上 230,000 円未満である世帯		45,200	44,400	30,800	30,200	26,000	25,500
			22,600	22,200	15,400	15,100	13,000	12,750
16	市町村民税のうち所得割課税額が 230,000 円以上 259,000 円未満である世帯		47,400	46,500	30,800	30,200	26,000	25,500
			23,700	23,250	15,400	15,100	13,000	12,750

17	市町村民税のうち所得割課税額が 259,000 円以上 281,000 円未満である世帯	49,600	48,700	30,800	30,200	26,000	25,500
		24,800	24,350	15,400	15,100	13,000	12,750
18	市町村民税のうち所得割課税額が 281,000 円以上 300,000 円未満である世帯	51,800	50,900	32,300	31,700	27,200	26,700
		25,900	25,450	16,150	15,850	13,600	13,350
19	市町村民税のうち所得割課税額が 300,000 円以上 328,000 円未満である世帯	54,400	53,400	32,300	31,700	27,200	26,700
		27,200	26,700	16,150	15,850	13,600	13,350
20	市町村民税のうち所得割課税額が 328,000 円以上 397,000 円未満である世帯	59,000	57,900	33,100	32,500	27,900	27,400
		29,500	28,950	16,550	16,250	13,950	13,700
21	市町村民税のうち所得割課税額が 397,000 円以上である世帯	62,600	61,500	33,900	33,300	28,500	28,000
		31,300	30,750	16,950	16,650	14,250	14,000

※同一世帯において就学前児童が 2 人以上で保育所等または幼稚園に在籍の場合、最年長者は上段、次年長者は下段の保育料を適用。また、第 3 子以降の児童は無料。

※寡婦（夫）控除みなし適用（平成 28 年 4 月 1 日から適用）

婚姻歴の無い未婚のひとり親世帯を対象に、税法上の寡婦（夫）控除が適用されるものとみなして保育料を算定。

## 5. 各種手当制度

種類	対象者	給付金額	対象者数
児童手当	15歳到達後最初の3月31日までの児童（中学校修了前の児童）を養育している者 ※所得制限あり 限度額以上の者は特例給付	児童 1 人につき月額 0～3歳未満 15,000円 3歳～6年生（1子・2子）10,000円 （3子以降）15,000円 中学生 10,000円 特例給付（0歳～中学生） 5,000円	受給者数 18,005世帯 対象児童数 29,511人 (28年2月末現在)
児童扶養手当	18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育し、かつ以下に該当する者 ・母子家庭又は父子家庭 ・父又は母に重度の障害がある ・父母のいない児童を養育している ※所得制限あり	※平成28年4月分から 1子目 全部支給 月額42,330円 一部支給 所得に応じて 月額42,320円～9,990円 ※平成28年8月分から 2子目の加算額 全部支給 月額10,000円 一部支給 所得に応じて 月額9,990～5,000円 3子目以降の加算額 全部支給 月額6,000円 一部支給 所得に応じて 月額5,990～3,000円	受給者数 2,750人 (28年3月末現在)

特別 児童 扶養 手当	精神又は身体に中度以上の障害を有している20歳未満の児童を養育する所得限度額未満の者	※平成28年4月分から 児童1人につき 重度（1級）月額51,500円 中度（2級）月額34,300円	受給資格者数 623人 (28年3月末 現在)
----------------------	--	--	----------------------------------

## 6. こども相談（総合センター内）

相 談 件 数 (延べ)			事 業 内 容
27年度	26年度	25年度	
17,348 (うち虐待 対応 13,170)	18,076 (うち虐待 対応 10,830)	15,871 (うち虐待 対応 10,419)	子どもの性格や生活習慣、子育て、親子関係、発達やことばの遅れ、保育所・幼稚園・学校での生活、心身の障害など18歳未満の児童に関する相談に対応。平成17年4月より児童虐待に関する相談や通告にも対応。

## 7. こどもセンター

### (1) 目 的

0歳児から小学校就学前の子ども及びその保護者を対象に子育て支援の充実を図り、関係機関、団体との連携を進め、地域子育て支援拠点としての活動を行う。育児中の保護者と子どもに交流の場を提供し、様々な遊びの広場等を実施する。

(2) 所在地 寝屋川市八坂町28番13号

(3) 敷地面積 722.6㎡

(4) 建築面積 890.3㎡

(5) 開 設 平成13年11月28日

(6) 構 造 鉄筋コンクリート造 3階建て

### (7) 事業内容

- ① 子育てに関する相談、情報の収集、提供
- ② 保護者と子どもが遊び、保護者同士の交流ができる場所の提供
- ③ 保護者向けの講座、講演会の開催
- ④ 関係機関、団体との相互連携の促進
- ⑤ 育児サークル等の活動の育成、支援
- ⑥ ファミリー・サポート・センター事業の実施

(8) 延利用人員（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

利用人員 61,222人

ファミリー・サポート・センター登録会員 950人

## 8. その他の地域子育て支援拠点

上記のこどもセンターの他、以下の地域子育て支援拠点で、子育て中の親子の交流の場の提供、子育てに関する相談、子育て情報の提供、講習等を行う。

名 称	所 在 地	開設年月
寝屋川めぐみ保育園子育て支援センター	緑町13番20号	平成6年1月開設
たんぼぼ保育所子育て支援センター	打上南町2番1号	平成11年6月開設
あやめ保育園子育て支援センター	萱島南町12番3号	平成20年4月開設
つどいの広場「ゆう」	三井が丘三丁目7番3号	平成20年10月開設
つどいの広場「そら」	高柳六丁目13番5号	平成20年10月開設
大阪聖母保育園子育て支援センター	東香里園町9番6号	平成24年4月開設
きんもくせい保育園子育て支援センター	木屋町6番3号	平成24年5月開設
つどいの広場「きしゃぼっぱ」	萱島信和町13番1-103号	平成25年10月開設
つどいの広場「はる」	葛原新町14番1-103号	平成25年10月開設
池田すみれこども園子育て支援センター	池田一丁目20番15号	平成26年10月開設
つどいの広場「こころ」	木田町18番1-101号	平成26年10月開設

# 都 市 計 画

## 1. 用途地域等の指定状況

(平成 28 年 3 月 30 日現在)

区 域	用途地域の名称	建ぺい率	容積率	面積 (ha)		%	
市 街 化 区 域	第一種低層住居専用地域	5/10	10/10	約 139	約 145	約 6.7	
		6/10	15/10	約 5.9			
	第一種中高層住居専用地域	6/10	15/10	約 40	約 382	約 17.7	
			20/10	約 342			
	第二種中高層住居専用地域	6/10	20/10	約 355		約 16.4	
	第一種住居地域	6/10	20/10	約 416		約 19.2	
	第二種住居地域	6/10	20/10	約 171		約 7.9	
	準住居地域	6/10	20/10	約 19		約 0.9	
	近隣商業地域		8/10	20/10	約 36	約 116	約 5.4
				30/10	約 71		
				40/10	約 2.4		
			6/10	20/10	約 6.9		
	商業地域	8/10	40/10	約 15	約 17	約 0.8	
			60/10	約 2.1			
準工業地域	6/10	20/10	約 524		約 24.2		
工業地域	6/10	20/10	約 18		約 0.8		
(小 計)				約 2,162		100.0	
市街化調整区域		6/10	20/10	約 308		/	
合 計				約 2,470		/	

地域・地区名		面積 (ha)
防火地域		約 24
準防火地域		約 2,138
高度地区	第 1 種	約 145
	第 2 種	約 737
高度利用地区		約 6.0

## 2. 地区計画の指定状況

(平成28年6月1日現在)

地区名	面積 (ha)	地区名	面積 (ha)
香里三井が丘地区	約 2.8	三井南町地区	約 2.7
八幡台地区	約 5.2	寝屋南町地区	約 22.9
太秦ハイツ地区	約 4.6	梅が丘二丁目地区	約 5.6
高宮あさひ丘地区	約 13.0	宇谷地区	約 30.6
成田東町地区	約 24.2	幸町地区	約 0.8
仁和寺松下住宅地区	約 3.8	河北西町地区	約 4.0
萱島東地区	約 49.0	新家地区	約 6.9
成田西町香風台地区	約 4.0	寝屋川駅前線沿道地区	約 4.3
太秦第2ハイツ地区	約 7.6	打上新町地区	約 3.5
香里北之町・香里西之町地区	約 3.3	小路地区	約 12.5
成田東が丘地区	約 4.4	讃良東町北地区	約 5.6
高倉二丁目地区	約 1.0	香里地区	約 133.0
打上地区	約 8.0	池田・大利地区	約 66.0
合計 26 地区			約 429.3

## 3. 都市計画道路の計画決定状況

(平成27年12月7日現在)

種類	本数 (本)	延長 (m)
自動車専用道路	1	4,970
幹線街路	25	45,170
区画街路	6	3,930
特殊街路	2	330
合計	34	54,400

## 4. 都市計画公園等の計画決定状況

(平成25年11月26日現在)

公園・緑地・墓園の種別		箇所	面積 (ha)
公園	街区公園	17	4.37
	近隣公園	21	41.30
	地区公園	1	4.50
	広域公園	1	54.40
緑地		3	58.10
墓園		1	10.60
合計		44	173.27

## 5. 市街地開発事業

### (1) 市街地再開発事業

#### ① 寝屋川市駅前第一種市街地再開発事業

事業名 寝屋川市駅前第一種市街地再開発事業（アドバンスねやがわ）  
施行者 寝屋川市  
施行面積 約 2.1ha  
都市計画決定 昭和 49 年 2 月 25 日  
施行期間 昭和 47 年度～昭和 61 年度

#### ② 香里園駅東地区第一種市街地再開発事業

事業名 香里園駅東地区第一種市街地再開発事業  
施行者 香里園駅東地区市街地再開発組合  
施行面積 約 2.6ha（寝屋川市域 約 2.3ha、枚方市域 約 0.3ha）  
都市計画決定 平成 17 年 8 月 9 日  
施行期間 平成 18 年度～平成 26 年度

#### ③ 寝屋川市駅東地区第二種市街地再開発事業

事業名 寝屋川市駅東地区第二種市街地再開発事業  
施行者 寝屋川市駅東地区再開発株式会社  
施行面積 約 1.5ha  
都市計画決定 平成 18 年 2 月 21 日  
施行期間 平成 19 年度～平成 24 年度

### (2) 土地区画整理事業

#### ① 打上特定土地区画整理事業

事業名 打上特定土地区画整理事業  
施行者 寝屋川市打上土地区画整理組合  
施行面積 約 7.8ha  
都市計画決定 平成 8 年 3 月 1 日  
施行期間 平成 8 年度～平成 13 年度

#### ② 寝屋南土地区画整理事業

事業名 寝屋南土地区画整理事業  
施行者 寝屋川市寝屋南土地区画整理組合  
施行面積 約 22.7ha  
都市計画決定 平成 19 年 2 月 6 日  
施行期間 平成 19 年度～平成 23 年度

#### ③ 小路土地区画整理事業

事業名 小路土地区画整理事業  
施行者 寝屋川市小路土地区画整理組合  
施行面積 約 10.6ha  
都市計画決定 平成 26 年 9 月 8 日  
施行期間 平成 26 年度～平成 30 年度

# 開 発 指 導

## 1. 開発に関する指導要綱

### (1) 目 的

平成 21 年 7 月 1 日から「開発事業に関する指導要綱」を施行し、開発事業を行おうとする者を一定の基準をもって指導し、地域の特性をいかしつつ、良好な街づくりとその周辺地域との整合性を図りつつ公共公益施設の整備を行い、もって秩序ある計画的な街づくりの実現を図ることを目的とする。

### (2) 適用範囲

本市域内において、開発事業を行う開発事業者に対して適用し、開発区域の実測面積 300 平方メートルを区分として、開発事業協議、若しくは小規模開発事業協議を行う。

## 2. 開発許可等の申請件数

区分 年度	開発許可申請		一般開発事業等の申請		小規模開発事業の申請		道路位置指定の申請		宅地造成等規制法の申請	
	申請	許可	申請	協議済	申請	協議済	申請	指定	申請	許可
平成 27 年度	39	39	81	56	367	362	2	1	5	5
平成 26 年度	40	40	63	44	325	323	4	3	3	3
平成 25 年度	41	41	85	81	397	382	1	1	3	3

## 3. 開発審査会

都市計画法に基づく開発許可等の処分についての審査請求に対する裁決、その他同法によりその権限に属された開発許可等について議決するための地方公共団体の機関である。

(取扱件数)

区 分	年 度		
	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
法 34-14 (市街化調整区域の開発許可)	0	0	0
令 36-1-3-ホ (市街化調整区域の建築許可)	0	0	0
法 50-1 (審査請求)	0	0	0
上記以外	1	0	1
合 計	1	0	1

#### 4. 寝屋川市景観条例

平成14年に景観法が制定されたことを受け、地域性をいかした良好な景観の形成を推進するため、平成22年4月に寝屋川市景観条例を制定し、同年9月に景観計画を施行した。

届出対象行為基準により提出される届出の受理、景観形成基準による審査、指導、助言等により良好な景観の形成を図るため規制誘導を行う。

(取扱件数)

区 分	年 度		
	平成27年度	平成26年度	平成25年度
法第16条第1項第1号により届出が必要な行為（建築物の建築行為等）	6	5	10
法第16条第1項第2号により届出が必要な行為（工作物の築造行為等）	0	1	0
法第16条第1項第3号により届出が必要な行為（開発行為及び準ずる行為）	22	19	22
法第16条第1項第4号により届出が必要な行為（その他条例で定める行為）	0	0	0
法第16条第5項により通知が必要な行為	0	1	0

# 建築指導

## 1. 建築確認

建築主が建築物を建築しようとする場合は、建築基準法の定めにより当該工事に着手する前に、その計画が当該建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受けなければならない。

(取扱件数)

(ただし、計画変更申請は除く。)

区分		年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
交	確 認 件 数		11	14	15
	建 築 設 備 工 作 物		3 5	0 2	1 4
付	適 合 通 知		8	10	28
	建 築 設 備 工 作 物		0 0	1 0	18 0
件	許 可 等 件 数		11	13	17
	検 査 済 証 交 付 件 数		13	10	17
数	法 第 1 8 条 に よ る 検 査 済 証 交 付 件 数		7	32	25

## 2. 建築審査会

建築基準法に規定する建築の許可申請等に伴う同意及び審査請求に対する裁決についての議決を行うと共に、特定行政庁の諮問に応じてこの法律の施行に関する重要事項を調査審議させるため特定行政庁に設置された機関である。

(取扱件数)

区分	年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
48 条ただし書 (用途地域内の建築制限)		0	0	0
56 条の 2 (日影規制)		1	5	2
59 条の 2 (総合設計)		0	0	0
94 条 (審査請求)		0	0	0
55 条 (絶対高さ)		0	1	0
43 条 (敷地等と道路との関係)		4	7	7
上記以外		0	0	8
合 計		5	13	17

### 3. 違反建築

違反建築の対応策としては、違反建築物の早期発見に努めるとともに早期法的措置及び早期是正指導を行うことが効果的であり、建築パトロールを実施し一層の監視体制の強化を図ると共に関係機関（水道、電気、ガス）の協力を得ながら、違反建築物に対する是正指導を行う。

(違反建築物に対する是正措置)

区 分 \ 年 度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
違 反 建 築 物 件 数	7	9	10
法第 9 条により命令をした建築物件数	0	0	0
行政指導した建築物件数	7	9	10
法第 9 条第 2 項により通知書を出した数	0	1	0
法第 9 条第 1 項により命令を出した数	0	0	0
法第 9 条第 7 項により命令を出した数	0	0	0
法第 9 条第 10 項により命令を出した数	0	0	0
是 正 勸 告	0	2	1
是 正 さ れ た 建 築 物 件 数	7	3	7
法第 9 条第 12 項による手続をとった件数	0	0	0
戒 告	0	0	0
代執行令書の受付	0	0	0
代執行の実施	0	0	0
告 発 件 数	0	0	0

### 4. 耐震診断・耐震改修

市内の木造・非木造住宅・民間特定建築物（共同住宅・病院等）の耐震診断・設計・改修費用の一部を補助し、建築物の耐震診断・改修の推進を図り、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命・身体及び財産を守る。（除却補助制度は、平成 27 年度より開始）

(取扱戸数)

区 分 \ 年 度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
耐震診断（木造住宅）	92	124	64
〃（非木造住宅）	16	0	0
〃（特定建築物）	1	4	3
耐震設計	17	11	12
耐震改修	36	22	16
除却	10	-	-

## 5. 長期優良住宅

長期に良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅（長期優良住宅）の普及を促進し、良好な住宅ストックを将来世代に承継することを目的とし、認定基準の審査、助言、指導し認定事務を行う。

(取扱件数)

区 分 \ 年 度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
当初計画認定申請	76	78	115
変更計画認定申請	21	26	31
その他	1	2	1

## 6. 建設リサイクル法

再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする建設リサイクル法による、届出及び通知の事務処理を行う。

(取扱件数)

区 分 \ 年 度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
建設リサイクル法届出件数	306	277	297
建設リサイクル法通知件数	55	74	59

# 密集住宅地区整備

## 1. 密集住宅地区整備事業

### (1) 事業の概要

市内には、高度経済成長期に建設された文化住宅、木造アパートなどが駅周辺の道路、公園等の都市基盤施設が未整備な萱島東地区、池田・大利地区、香里地区の3地区に密集しており、建物の老朽化とともに空家の増加、住環境悪化が著しくなっている。

これらの地区の住環境を改善し、防災性の向上を図っていくため、国の制度などを活用しながら、市の実情にあわせた「過密住宅地区整備要綱」を昭和59年4月に制定し（平成22年2月1日 密集住宅地区整備要綱に改正）、これに基づいて地区内の整備計画の作成と生活道路の整備、公園等の整備、木造賃貸住宅の良好な建て替え及び除却の促進などを進めている。

### (2) 密集住宅地区整備

#### ① 整備計画区域

密集住宅地区のうち、地区住民代表による「まちづくり協議会」などを通じ、住民意向を踏まえた地区整備計画の策定を行った地区について、大臣の承認を得て指定した地区。

地区名		区域	面積	大臣承認日
寝屋川地区	萱島東地区	萱島桜園町他7町の区域	48.7ha	昭和59年4月17日
	池田・大利地区	東大利町他14町の区域	66.0ha	昭和60年2月14日
	香里地区	香里北之町他9町の区域	133.0ha	昭和61年3月19日
	その他地区	音羽町他14町の区域	8.7ha	平成19年3月29日

#### ② 老朽木造集合住宅の除却工事費等を補助

整備計画区域内で、老朽化が進み大規模地震時には倒壊や大火が発生する危険性がある文化住宅や木造アパートなどを対象に住宅の除却工事費と入居者移転費を補助する「密集住宅地区老朽木造賃貸住宅除却費等補助金交付要綱」を平成23年7月7日制定した。

平成27年4月1日に、要綱の一部を改正し補助対象物件に長屋を加え、「密集住宅地区老朽木造集合住宅除却費等補助金交付要綱」を制定した。

#### 【老朽木造集合住宅除却費等補助実績】

年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
棟数	21	17	23

③ 木造賃貸住宅の良好な建て替えを支援

整備計画区域内で、複数の木造賃貸住宅の地家主が共同で建て替えを行うなど市の定めた基準を満たす良好な建て替えをする場合には、事業費の一部を助成する。また、建て替えに伴い移転する居住者については、希望により府営住宅など公的住宅への入居のあっせんも行う。

④ 主要生活道路等の整備

整備計画区域では、整備計画に基づいて主要生活道路6.7m（有効幅員6m）を沿道の建築行為等に伴い順次整備するとともに、住宅の共同建て替えなどにあわせて公園の整備を進める。また、主要生活道路のうち特に狭隘で通行車両に支障のある区間については、重点区間として積極的に整備を行った。現在、消防活動困難区域の効率的な解消を図るため、優先整備道路について老朽木造建築物の除却工事費を補助し、積極的な整備を行っている。

年度 区分	平成27年度	平成26年度	平成25年度
用地取得件数	6	5	9
用地取得面積(m <sup>2</sup> )	88	101	93

【優先整備道路老朽木造建築物除却費補助実績】

年 度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
棟 数	0	1	1

(3) 木造賃貸住宅密集地区の整備

① 東大和地区の整備

(昭和61年3月1日：事業計画大臣承認、平成2年10月22日：一部承認変更)

老朽化した木造賃貸住宅が、特に密集して住環境の悪化の著しい東大和地区(区域面積 約0.71ha)について、旧住宅・都市整備公団(現、独立行政法人都市再生機構)、地家主等による面的な建て替えとあわせて、市において生活道路、公園等を整備し、平成12年度に完了した。

(公共施設整備内容)

老朽住宅除却等	28棟	下 水 道 整 備	176m
道路整備面積	1,291m <sup>2</sup>	公園整備面積(アベリア公園)	500m <sup>2</sup>

(建て替え事業)

- ・住宅・都市公団と民間家主による共同建て替え 平成元年完成(全30戸)
- ・民間建て替えによる共同建て替え 2件 平成6年～7年完成(全45戸)
- ・民間建て替えによる協調建て替え 2件 平成7年～12年完成(全31戸)

② 松屋町地区の整備 (平成8年3月29日：事業計画大臣承認)

老朽化した木造賃貸住宅が密集した松屋町地区(区域面積 約0.6ha)について、良好な建て替えを推進し、市において生活道路・公園等を整備し平成15年度に公共施設の整備を完了した。

(公共施設整備内容)

老朽住宅除却等	11棟	地区内水路改修	101m
道路整備面積	203㎡	公園整備面積(ゆうゆう広場)	356㎡

(建て替え事業)

- ・民間建て替えによる協調建て替え 5件 平成6年～11年完成(全54戸)

③ 長栄寺町地区の整備 (平成12年3月30日：事業計画大臣承認)

老朽化した木造賃貸住宅が密集した長栄寺町地区(区域面積 約0.73ha)について、良好な建て替えの推進と市において公園等整備等を行った。

(公共施設整備内容)

老朽住宅除却等	3棟	公園整備面積(長栄寺ふれあい広場)	251㎡
---------	----	-------------------	------

④ 萱島東地区の整備

(平成8年7月1日：事業計画大臣承認、平成11年9月17日：変更承認)

萱島東地区の整備を促進するため、住宅密集地区の面的整備を重点的に推進する「特定整備地区」(約10.2ha)と大規模低利用地等の活用及び道路、公園など都市基盤施設整備を図る「(旧)拠点的开发地区」(約5.2ha)とリンケージさせた事業を進めた。

なお、平成16年度には、都市再生緊急整備地域の指定を受け、萱島桜園町において、平成18年度から大阪府住宅供給公社の施行による防災街区整備事業を実施し、防災機能を備えた建築物と公共施設の整備を図った。

(公共施設整備内容)

老朽住宅除却等	60棟	道路整備面積	3,227㎡
公園用地取得面積		1,049㎡	

(建て替え事業)

- ・民間建て替えによる共同建て替え 5件 平成9年～16年完成(全139戸)
- ・民間建て替えによる協調建て替え 4件 平成10年～21年完成(全26戸)

(旧拠点的开发地区の公共施設整備内容)

公園整備面積(いちじく公園)	525㎡
親水公園整備(からくる親水公園)	4,718㎡
緑道整備	1,128㎡

(公園の整備)

萱島あやめ公園整備(平成21年度)		2,038㎡
主な施設	複合遊具、健康遊具、耐震性貯水槽	
萱島さくら公園整備(平成25年度)		524㎡
主な施設	健康遊具、耐震性貯水槽	

## 公的賃貸住宅

### 1. 市営住宅

団地名	所在地	戸数	内 訳		建設年度
			木造	耐火造	
高 柳	高柳二丁目	10	10	—	昭和32年度
下 木 田	下木田町	18	—	18	昭和39・43年度
明 和	明和二丁目・打上南町	468	—	468	昭和40年～48年度
借上打上団地	梅が丘一丁目	※6	—	6	昭和49年度
借上寝屋川団地	明德一、二丁目	※5	—	5	昭和47年度

※借上打上団地及び借上寝屋川団地は、大阪府住宅供給公社及び独立行政法人 都市再生機構の住宅を借上げている。

### 2. 府営住宅

団地名	所在地	戸数	内 訳		建設年度
			木造	耐火造	
寝屋川香里	美井町	66	—	66	建替昭和58～60年度
寝屋川成田東	成田東町	96	—	96	建替昭和58・61年度
寝屋川大利	大利町	80	—	80	建替昭和58年度
寝屋川春日	葛原新町 春日町	271	—	271	建替昭和63・平成4・6年度 ○都市居住更新事業
寝屋川高柳	高柳二丁目	194	—	194	建替平成1・4・5年度
寝屋川池田	池田西町	308	—	308	建替昭和63・平成4・5・8年度 ○都市居住更新事業
寝屋川御幸西	御幸西町	465	—	465	建替平成4・5・9・12・14年度
寝屋川三井	三井が丘三丁目	510	—	510	昭和45年度
寝屋川秦	三井が丘二丁目	785	—	785	昭和45年度
寝屋川打上	梅が丘一丁目	484	—	484	昭和48年度
寝屋川点野	点野六丁目	518	—	518	昭和48～49年度
寝屋川仁和寺	仁和寺本町六丁目	358	—	358	昭和48・50年度
寝屋川中木田	中木田町	121	—	121	昭和48年度
寝屋川寝屋	寝屋新町	200	—	200	昭和52～53年度
寝屋川河北	河北西町	302	—	302	昭和52年度
寝屋川萱島東	萱島東三丁目	84	—	84	平成8・12年度

### 3. 大阪府住宅供給公社

団地名	所在地	戸数	内 訳		建設年度
			木造	耐火造	
香里三井	三井が丘一、五丁目	938	—	938	昭和42～45年度
打上	梅が丘一丁目	380	—	380	昭和49年度
香里三井	三井が丘五丁目	47	—	47	昭和63年度
いらか	萱島東三丁目	49	—	49	平成7～8年度
萱島南町	萱島南町	83	—	83	平成11～12年度
OPH 寝屋川豊野	豊野町	56	—	56	建替平成17～18年度

### 4. 独立行政法人 都市再生機構

団地名	所在地	戸数	内 訳		建設年度
			木造	耐火造	
寝屋川	明德一、二丁目	1,560	—	1,560	昭和47年度
シティコート 寝屋川	東大和町	25	—	25	昭和63年度

# 道 路

## 1. 市 道

(毎年4月1日現在)

内 訳	歴 年	平成27年		平成26年		平成25年	
		延 長	面 積	延 長	面 積	延 長	面 積
総延長 (道路敷)		m 311,027	m <sup>2</sup> 1,981,098	m 309,091	m <sup>2</sup> 1,963,773	m 306,597	m <sup>2</sup> 1,948,069
実延長	道路	299,519	1,883,568	297,525	1,865,891	295,038	1,850,237
	橋	263橋 2,135	14,324	263橋 2,134	14,309	261橋 2,127	14,267
	小計	301,654	1,897,892	299,659	1,880,200	297,165	1,864,504
	重用	6,242	59,679	6,241	59,651	6,241	59,642
	未供用	3,131	23,527	3,191	23,922	3,191	23,922
舗装	幅5.5 以上	50,177 16.63 (%)	518,700 29.39 (%)	50,062 16.71 (%)	511,868 29.25 (%)	49,938 16.80 (%)	510,889 29.44 (%)
	幅5.5 未満	249,728 82.79 (%)	1,243,060 70.37 (%)	247,848 82.71 (%)	1,233,235 70.48 (%)	245,478 82.61 (%)	1,219,373 70.28 (%)
	小計	299,905 99.42 (%)	1,761,759 99.73 (%)	297,910 99.42 (%)	1,745,103 99.73 (%)	295,416 99.41 (%)	1,730,262 99.72 (%)
	未舗装	1,749 0.58 (%)	4,812 0.27 (%)	1,749 0.58 (%)	4,812 0.27 (%)	1,749 0.59 (%)	4,812 0.28 (%)

## 2. 道路掘削占用件数

占用物件	年 度	平成27年度		平成26年度		平成25年度	
		許可件数	構成比	許可件数	構成比	許可件数	構成比
水 道 管		155	14.4	147	13.1	137	12.5
一般地下埋設物		237	22.0	244	21.8	261	23.8
ガ ス 管		350	32.5	355	31.6	332	30.3
一般地下占用物件		—	—	—	—	—	—
電 気		191	17.7	241	21.5	225	20.6
下 水 道		114	10.5	92	8.2	106	9.7
電 話		31	2.9	43	3.8	34	3.1
計		1078	100	1122	100	1095	100

※一般地上占用物件を含む。

### 3. 寝屋川市道路線認定基準（内規）

#### (1) 目 的

この基準は、寝屋川市の急激な発展と交通量の増大に伴い、新たに市道の路線認定を行う場合における必要な基準を定め、適正な市道路線網の整備の増進を図ることを目的とする。

#### (2) 基 準

市道に認定する道路は、法令、その他特別の定めのあるものを除き一般交通の用に供している道路及び自転車専用道路等の指定ができ、かつ系統的な道路で次の各号の一に該当するものとする。

ア 路線の起点及び終点がそれぞれ公道に接している道路または、起点もしくは終点のどちらかが公道に接し、他の一方がこれに準ずる道路に連絡していること。

イ 公共施設の相互間に連絡または、公共施設が公道に連絡する道路であること。

ウ その他、公共の見地から市長に相当と認める道路であること。

#### (3) 要 件

前の規定により認定しようとする道路は、原則として次の各号に掲げる要件を具備していなければならない。

ア 原則として道路幅員4m以上で道路構造令、寝屋川市開発に関する指導要綱及び関係法令に適合した舗装道であること。

イ 土地区画整理法、都市計画法及び寝屋川市開発に関する指導要綱により開発行為の完了検査済証が発行された道路。

ウ 本市において用地買収し、築造する道路。

エ 国有地であり市長が無償譲与を受けようとする道路。

オ 住宅団地を形成し、当該団地内の道路幅が4m以上で、ゆき止まりでなく当該道路が、排水設備、その他道路の付帯物が整備され道路敷の無償寄付された道路で市長が認証した道路。

カ その他、市長が必要と認めた道路。

#### (4) 施行期日

この基準は、昭和55年10月1日から施行する。

### 4. 寝屋川市私道舗装規則（抜粋）

#### (1) 目 的

寝屋川市の区域内に所在する私道を寝屋川市が舗装及び舗装修繕を行うことにより、私道の整備を促進し、もって、寝屋川市民の生活環境の向上及び寝屋川市における交通の安全を確保することを目的とする。

#### (2) 定 義

① 公道 道路法第3条に規定する道路をいう。

② 私道 公道以外の一般の交通の用に供する道（国又は地方公共団体の所管に属するものを除く。）をいう。

③ 準公道 私道のうち、公道から公道に接続する有効幅員が4メートル以上の道であって、交通量等を勘案して公道に準ずるものとして市長が認定したものをいう。

④ 舗装 アスファルト等で路面を築造することをいう。

⑤ 舗装修繕 舗装した路面を修繕することをいう。

⑥ 受益者 私道の敷地の所有権その他の権利を有する者及び当該私道の敷地に隣接する土地の所有権その他の権利を有し、当該私道により利益を受ける者をいう。

### (3) 舗装の対象

次の要件に掲げるすべてに該当するものとする。

- ① 築造後3年以上を経過し、現に、一般の用に供していること。
- ② 両端に排水設備が整備されていること。
- ③ 舗装工事を行うに当たって、路面に不適當な物件が存しないこと。
- ④ 舗装後3年以内に、下水道工事、上水道工事等を行う予定がないこと。

### (4) 補助金の額

- ① 有効幅員が4メートル以上のもの 5分の4
- ② 有効幅員は4メートル未満（次号に掲げるものを除く） 4分の3
- ③ 公道から公道に接続するもので  
有効幅員が4メートル未満のもの（準公道を除く） 5分の4

## 5. 私道舗装実績

区 分 \ 年 度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
件 数	2	1	5
延 長 (m)	62.0	39.0	243.0
面 積 (㎡)	277.8	146.0	957.4
補 助 額 (千円)	1,462.7	673.9	3,853.9

## 6. 道路明示

区 分 \ 年 度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
市道等明示	296 件	265 件	284 件

## 7. 都市計画道路事業

### (1) 都市計画道路香里駅前線外1路線

#### ・事業概要

※国道170号から京阪香里園駅西側駅前交通広場までの道路築造を行った。

道路延長 491.8m 幅員 18m

駅前交通広場 約 5,500 ㎡

#### ・事業認可

昭和48年10月17日から平成16年3月31日

#### ・事業完了

平成16年3月31日

(2) 都市計画道路萱島堀溝線

・事業概要

※府道八尾枚方線から第二京阪道路までをアクセス道路として築造を行った。

道路延長 180m 幅員 18m

・事業認可

平成 15 年 10 月 17 日から平成 22 年 3 月 31 日

・事業完了

平成 22 年 3 月 31 日 (同年 3 月 20 日供用開始)

(3) 都市計画道路寝屋川駅前線

・事業概要

※京阪寝屋川市駅へのアクセス性など周辺地域の交通環境の改善を図ると共に防災性の向上により周辺地域の一層の活性化を促進する目的で、景観に配慮した道路として整備を行った。

道路延長 350m 幅員 25m (市道本町幸線から大阪外環状線まで)

・事業認可

平成 21 年 6 月 25 日から平成 28 年 3 月 31 日

・進捗状況

平成 27 年 4 月 1 日 供用開始

(4) 都市計画道路対馬江大利線

・事業概要

※周辺地域の交通環境の改善を図ると共に防災性の向上により周辺地域の一層の活性化を促進する目的で、景観に配慮した道路として府道八尾茨木線から市道寝屋川左岸線までの延長約 1,630mを大阪府と協力して整備する。

市施工予定道路延長 850m 幅員 20m (府道木屋門真線から市道寝屋川左岸線まで)

・事業認可

平成 28 年 2 月 25 日から平成 33 年 3 月 31 日

・進捗状況

平成 27 年度から用地買収、家屋補償に着手

(5) 都市計画道路東寝屋川駅前線

・事業概要

※JR東寝屋川駅への交通アクセスの改善を図ると共に、児童生徒の通学の安全を確保し、周辺地域の一層の活性化を促進する目的で、景観に配慮した道路として総延長 790mのうち、未整備区間である太秦元町打上元町 1 号線から府道枚方富田林泉佐野線までの延長約 420mを、打上高塚町土地区画整理組合が実施する土地区画整理事業と協力して整備する。

市施工予定道路延長 133m 幅員 16m (第一工区 23m、第二工区 110m)

・事業認可

平成 28 年 7 月 8 日から平成 32 年 3 月 31 日

・進捗状況

平成 28 年度から用地買収、家屋補償に着手

## 公園緑地

### 1. 都市計画公園・開設 (31 公園・1 緑道)

(平成28年4月1日)

公園名	種別	計画決定面積 (ha)	開設面積 (ha)
紅ヶ丘公園	街区	0.25	—
松屋町公園	〃	0.25	—
秦公園	近隣	1.60	—
太秦1号公園	〃	2.30	—
仁和寺公園	〃	1.60	—
点野公園	〃	1.20	—
打上公園	〃	2.70	—
河北公園	〃	1.40	—
小計	/	11.30	/
大和公園	街区	0.31	0.18
池田1号公園	〃	0.97	0.96
中木田公園	〃	0.11	0.13
熱田公園	〃	0.71	0.75
成田西公園	〃	0.18	0.16
昭栄町公園	〃	0.13	0.15
太間公園	〃	0.20	0.22
まつのき公園	〃	0.17	0.17
あじさい公園	〃	0.05	0.06
さつき公園	〃	0.11	0.10
香里北さざんか公園	〃	0.10	0.10
湯屋が谷さくら公園	〃	0.13	0.13
池田けやき公園	〃	0.10	0.10
幸町公園	〃	0.40	0.40
みどりの丘さくら公園	〃	0.20	0.20
成田公園	近隣	1.60	1.44
田井西公園	〃	2.10	1.70
国松公園	〃	3.30	0.83
初本町公園	〃	2.90	0.92
高柳栄町公園	〃	1.90	0.27
池田2号公園	〃	1.10	0.19
木屋元町公園	〃	1.10	0.54
香里西公園	〃	1.10	0.64
寝屋公園	〃	1.40	0.12
太秦2号公園	〃	2.20	1.14

堀 溝 公 園	〃	2.40	0.06
上 神 田 公 園	〃	2.30	0.16
黒 原 旭 町 公 園	〃	2.60	0.37
小 路 明 和 公 園	〃	3.20	2.13
萱 島 東 公 園	〃	1.30	0.32
南 寝 屋 川 公 園	地 区	4.50	4.76
友 呂 岐 緑 地	緑 道	4.50	3.82
小 計		43.37	23.22
合 計		54.67	23.22

## 2. その他の都市公園 (34 公園)

(平成 28 年 4 月 1 日)

公 園 名	開設面積 (ha)	公 園 名	開設面積 (ha)
1 号 三 井 公 園	0.40	か ら く る 親 水 公 園	0.39
2 号 三 井 公 園	1.06	御 幸 公 園	0.12
3 号 三 井 公 園	0.11	打 上 J O Y 公 園	0.22
み は ら し 公 園	0.12	太 秦 高 塚 古 墳 公 園	0.20
清 水 町 第 1 公 園	0.07	い ち じ く 公 園	0.05
成 美 町 公 園	0.08	黒 原 新 町 第 1 公 園	0.09
成 田 東 が 丘 第 1 公 園	0.09	黒 原 新 町 第 2 公 園	0.11
成 田 東 が 丘 第 4 公 園	0.08	萱 島 あ や め 公 園	0.20
池 田 北 町 第 2 公 園	0.12	寝 屋 川 第 2 トンネル北緑地	0.33
池 田 せ せ ら ぎ 公 園	0.15	寝 屋 川 第 2 トンネル南緑地	0.60
神 田 中 央 公 園	0.12	こ み ち 公 園	0.09
葛 原 新 町 公 園	0.05	た ち 川 く す の き 公 園	0.57
春 日 ど ん ぐ り 公 園	0.12	寝 屋 ふ る さ と 公 園	0.71
打 上 川 治 水 緑 地	11.88	さ く ら 回 廊 緑 地	0.48
高 柳 つ ば き 公 園	0.12	寝 屋 は な み ず き 緑 地	0.49
東 大 利 ア ベ リ ア 公 園	0.05	河 北 西 町 第 1 公 園	0.21
梅 が 丘 う ぐ い す 公 園	0.24	萱 島 さ く ら 公 園	0.05
		合 計	19.77

## 3. 暫定使用公園 (5 公園)

(平成 28 年 4 月 1 日)

公 園 名	種 別	暫 定 使 用 面 積 (ha)
打 上 公 園	近 隣	1.50
萱 島 東 公 園	〃	0.16
桜 木 町 第 2 公 園	街 区	0.08
平 池 町 第 2 公 園	〃	0.09
大 利 元 町 公 園	〃	0.09
合 計		1.92

#### 4. 公園整備計画

本市の都市計画決定をしている公園緑地は、39公園1緑地（国・府営公園・墓地を除く）で計画面積は54.67haであり、その内、開設（一部開設を含む）している公園・緑地は31公園1緑地、面積は23.22haであり、計画決定に対する開設率は約42%である。

また、その他の都市公園として34公園、面積19.77haを開設しており、計画決定している公園・緑地をあわせた開設率は約79%である。

なお、暫定的に広場として開放し、使用している公園は、5公園、面積1.92haである。

#### 5. 緑道整備計画

地域住民に憩いと潤いを与えるため、下水道整備済の水路跡地等を活用するなど、植栽をほどこし散策路として整備を図っている。

昭和59年度より、整備した緑道は、黒原城内緑道、平池八坂緑道、若草緑道、木屋緑道、田井緑道、萱島本町・南町緑道、池の瀬緑道、萱島東緑道、木田出雲緑道、上神田二丁目緑道、歩行路等で、総延長3,070mである。

緑化推進を図り、地域の環境改善を促進するなど「緑豊かなまちづくり」を図っている。

#### 6. 緑化推進事業

昭和48年3月「緑化推進都市宣言」の趣旨をふまえ自然の潤いと花と緑のやすらぎのあるまちづくりを市民と一体になって推進するため、花と緑の緑化基金の設置を始め、公園・広場等での「健康花壇づくり」、各コミュニティセンター等での「緑化教室の開催」「緑化相談」、地域への「緑化樹配布」などを実施している。

また、寝屋川市エコ・フェスタを打上川治水緑地において開催することにより、花と緑に対する緑化意識の高揚と普及を図るとともに、「道路等公共用地の緑地を充実させる公園・緑地等植栽サポーター事業を市民自らの提案により実施し、市民との協働・協創を推進」している。

民有地緑化を推進するための生垣設置及び駐車場緑化助成事業や、貴重なまちの緑を守るため、神社の境内地にある樹木で樹容が美観上すぐれた47本について、保存樹として指定し、管理費の一部を助成している。

#### 7. ちびっこ老人憩いの広場

幼児に適切な遊び場を提供し、その健全な育成を図るとともに、高齢者の憩いの場に資するために、市内に282か所、6.81haのちびっこ老人憩いの広場を設置している。

#### 8. テニスコート（指定管理者 公益社団法人寝屋川市シルバー人材センター）

<南寝屋川公園>

##### (1) 概要

所在地	寝屋川市讃良東町6番1号
敷地面積	3,021 m <sup>2</sup>
開設年月日	昭和50年6月1日
開設期間	4月1日～9月30日 午前9時～午後7時 10月1日～3月31日 午前9時～午後5時
設備	コート4面、男女シャワー室、ロッカー、クラブハウス

(2) 利用料金 1面1時間 500円

## (3) 利用状況

区分 \ 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
利用団体件数	3,630 件	3,511 件	3,729 件

## &lt;田井西公園&gt;

## (1) 概要

所在地	寝屋川市田井西町 298-1		
敷地面積	2,000 m <sup>2</sup>		
開設年月日	平成 6 年 4 月 25 日		
開設期間	4 月 1 日～9 月 30 日	午前 9 時～午後 7 時	
	10 月 1 日～3 月 31 日	午前 9 時～午後 5 時	
設備	コート 2 面、シャワー室、ロッカー		

(2) 利用料金 1 面 1 時間 500 円

## (3) 利用状況

区分 \ 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
利用団体件数	1,801 件	1,837 件	1,550 件

## 9. 市民グラウンド (指定管理者 公益社団法人寝屋川市シルバー人材センター)

## (1) 概要

所在地	寝屋川市讃良東町 6 番 1 号		
面積	12,120 m <sup>2</sup>		
開設年月日	昭和 50 年 6 月 1 日		
開設期間	① 3 月 1 日～5 月 31 日	午前 8 時～午後 9 時	
		(ただし、日祝日は、午前 9 時～午後 9 時)	
	② 6 月 1 日～8 月 31 日	午前 7 時～午後 9 時	
		(ただし、日祝日は、午前 9 時～午後 9 時)	
	③ 9 月 1 日～11 月 30 日	午前 8 時～午後 9 時	
		(ただし、日祝日は、午前 9 時～午後 9 時)	
	④ 12 月 1 日～2 月末日	午前 9 時～午後 9 時	
設備	2 面		

(2) 利用料金 1 面 1 時間 600 円

(3) 夜間照明実費額 1 面 1 時間 5,000 円

## (4) 利用状況

区分 \ 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
利用団体件数	1,293 件	1,285 件	1,361 件

# 交通安全対策

本市では、昭和 37 年の交通安全都市宣言を基調に交通安全に関する正しい知識を養うための安全教育・安全運動と交通安全施設の整備、交通秩序の維持を始めとする交通環境の改善を柱に、人間優先の安全なまちづくりに努めている。

## 1. 交通事故の推移

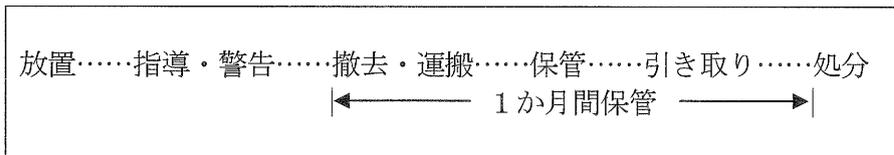
区 分 \ 暦 年	平成 27 年	平成 26 年	平成 25 年
人身事故件数	860 件	1,034 件	1,082 件
死 者 数	7 人	5 人	4 人
傷 者 数	1,048 人	1,245 人	1,313 人

## 2. 交通安全対策主要施策

交通安全施設整備	自転車歩行者専用道整備、防護柵設置、道路反射鏡設置、道路照明灯設置、スクールゾーン等整備
放置自転車対策	駅周辺自転車駐車場整備、自転車等の放置の防止に関する条例による自転車等の適正利用の啓発・指導及び放置自転車等の撤去・処分
交通安全運動の推進	交通安全街頭指導、新入学児童安全教室、保育所・幼稚園・小学校等の交通安全教育、高齢者に対する交通安全教育、迷惑駐車追放合同パトロール、小学生等を対象とした自転車安全利用講習会の開催

## 3. 放置自転車対策

### (1) 撤去保管手続（放置禁止区域）



また、放置禁止区域以外及び公営自転車駐車場内に放置された自転車等についても、注意書を取り付け、必要な場合は撤去・保管する。

なお、撤去後、自転車等の防犯登録、記名等を調査のうえ、判明したものについては、所有者に対して引き取り通知書（返還ハガキ）を送付する。

## (2) 撤去状況 (市内4駅周辺)

(単位:台)

区 分		年 度		
		平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
寝屋川市駅	自転車	2,505	2,679	2,613
	バイク	15	8	7
香里園駅	自転車	904	1,238	1,207
	バイク	8	4	2
萱島駅	自転車	407	459	603
	バイク	0	0	5
東寝屋川駅	自転車	124	138	120
	バイク	6	1	2
合 計	自転車	3,940	4,514	4,543
	バイク	29	13	16

## 4. 自転車駐車場整備状況 (公営)

公営自転車駐車場一覧表 (平成28年7月1日現在)

駅名	自転車駐車場名	規模 (㎡)	収容可能台数	設置年月	運営主体	利用料金 (円)
萱島駅 6箇所	駅前第一	806	573	S60. 4	(公財) 自転車駐 車場整備 センター	1ヶ月定期 自 2,100 一時 自 100
	駅前第二	609	392	S60. 4		1ヶ月定期 原 3,000 自 2,100
	駅前第三	180	123	S60. 4		定期 自 2,100
	駅前第四	160	117	H 2. 10		定期 自 1,800 1,300 1,000 一時 自 100
	駅前第五	953	600	H 6. 9		定期 自 1,800
	駅前第六	204	164	H11. 10		定期 自 1,800
	(小計)	2,912	1,969			
寝屋川市駅 6箇所	駅西	159	160	S63. 4	アドバン スねやが わ管理(株)	1ヶ月定期 自 1,500 3ヶ月定期 自 4,200
	駅前第一	770	1,067	S61. 9		1ヶ月定期 自 2,000 3ヶ月定期 自 5,700 一時 自 150
	駅前第二	983	839	S58. 4		屋内 1ヶ月定期 自 2,500 3ヶ月定期 自 7,200 屋外 1ヶ月定期 自 2,000 3ヶ月定期 自 5,700 一時 自 150

寝屋川市駅 6箇所	駅前第三	1階 569 2階 526 計 1,095	1,022	H 2. 8	アドバンス ねやが わ管理(株)	屋内 1ヶ月 自 2,100 3ヶ月 自 6,000 一時 自 100 屋外 1ヶ月 自 1,600 原 2,700 バイク 4,000 3ヶ月 自 4,500 原 7,500 バイク 11,100 一時 自 100 原 200 バイク 300
	駅前第四	178	163	H 7. 5		1ヶ月 自 2,500 3ヶ月 自 7,200
	駅前第六	1階 505 2階 298 計 803	520	H 7. 7		1階 1ヶ月 自 1,300 原 2,500 3ヶ月 自 3,600 原 6,900 2階 1ヶ月 自 1,100 3ヶ月 自 3,000 一時 自 100 屋外 1ヶ月 自 1,100 原 2,200 バイク 4,000 3ヶ月 自 3,000 原 6,000 バイク 11,100 一時 原 200 バイク 300
	(小計)	3,988	3,771			
香里園駅	駅前第三	1～3階 1,132 計 3,396	2,618	H11. 9	(公財) 自転車駐 車場整備 センター	1階 1ヶ月 自 2,300 原 3,300 3ヶ月 自 6,900 原 9,900 一時 自 150 原 200 2階 1ヶ月 自 2,000 3ヶ月 自 6,000 3階 3ヶ月 自 1,500 3ヶ月 自 4,500
東寝屋川駅	駅前	1～3階 305 計 915	508	H 3. 5	(公財) 自転車駐 車場整備 センター	1階 1ヶ月 原 3,000 一時 原 200 2階 1ヶ月 自 2,100 原 3,000 一時 自 100 屋上 1ヶ月 自 1,000
総合計		11,211	8,866	—	—	—

※寝屋川市駅前第5自転車駐車場については、平成28年3月31日をもって廃止。

## 5. 自転車の駅

### (1) 概要

所在地	寝屋川市太秦高塚町7番1号
構造	木造1階建て
敷地面積	2,963 m <sup>2</sup>
開設	平成26年4月6日
開所時間	午前9時から午後5時
休所日	年末年始
施設内容	交流室、研修室、休憩所、サイクルトラック等を含む広場

### (2) 使用料金

交流室・研修室	午前（午前9時から正午まで）	400円
	午後（午後1時から午後5時まで）	550円
変り種自転車	1回につき	100円
普通自転車	1回につき	50円

※ 休憩所は無料とし、変り種自転車及び普通自転車の使用料金は、1回30分の使用料とする。

### (3) 利用状況

区分	年度		
	平成27年度	平成26年度	平成25年度
利用者数	8,922人	7,749人	—

## 6. 交通安全施設

(平成27年度)

歩道	自転車歩行者専用道	防護柵	街路灯基	反射鏡基	路側帯及び中央線	カーブゾーン	S字ブロック	交差点マーク	交差点改良	横断歩道	信号機基
m	m	m	基	基	m	箇所	m	箇所	箇所	箇所	基
19,549.3	16,585.0	27,450.8	2,005	2,177	99,998.3	454	7,915.0	1,246	21	546	227

# 公共下水道

## 1. 公共下水道事業の経過

公共下水道は、快適な生活環境づくり、公共用水域の水質保全のための基幹的施設である。

本市の公共下水道は、昭和44年より事業に着手し、以降年次的に計画を立て整備推進を図ってきた。また、経営・財務状況の明確化や資産管理の一層の適正化等を目的として、平成25年度から下水道事業に地方公営企業法を適用したところである。

行政区域面積2,470haのうち、下水道計画面積2,384haについて事業認可を取得し、継続的に事業の推進に努めている。

平成27年度末における整備区域面積は2,084.96ha、人口普及率では99.7%である。

## 2. 計 画

(平成28年4月1日現在)

全 市 域	面 積		2,470ha
	世 帯 数		108,952世帯
	人 口		238,546人
公 共 下 水 道 計 画	計 画 決 定	面 積	2,384 ha
	整 備 済 区 域	人 口	196,600人
		面 積	2,084.96 ha
		人 口	237,878人

## 3. 水洗便所改造資金融資あっせん制度及び助成金制度 (平成28年4月1日現在)

### (1) 融資内容

- ① 融資金額 7万円～40万円
- ② 返済方法 36か月元利均等償還
- ③ 融資利率 1.00% (1%をこえる部分を利子補給)

### (2) 助成金 改造工事1件につき 1万円 (大便器が2か所以上の場合、1万4千円)

(融資金額及び助成金運用状況)

年度	区分	融資件数	融資金額	助 成 金	
				件 数	金 額
平成27年度		0件	0円	0件	0円
平成26年度		1件	260,000円	7件	284,000円
平成25年度		2件	720,000円	4件	148,000円

(水洗化の推移)

年度	区分	処理区域内 (水洗化可能) 総戸数 (A)	水洗化実施 総 戸 数 (B)	処理区域内 水洗化率 (B)/(A)	単 年 度 水 洗 化 数
平成27年度		85,009戸	83,321戸	98.0%	298戸
平成26年度		84,834戸	83,023戸	97.9%	438戸
平成25年度		84,513戸	82,585戸	97.7%	526戸

※戸数についてはメーター個数

#### 4. 受益者負担金

(1) 賦課対象者 公共下水道整備区域内土地所有者又は権利者

(2) 負担区と単位負担金額

(平成28年4月1日現在)

負担区名	単位負担金額	負担区名	単位負担金額
平池負担区	1㎡当り 155 円	明德負担区	1㎡当り 460 円
木田負担区	〃 146	寝屋川第一負担区	〃 460
萱島負担区	〃 190	寝屋川北負担区	〃 460
本町負担区	〃 357	堀溝負担区	〃 460
中央負担区	〃 410	池田西負担区	〃 460
黒原負担区	〃 437	河北第三負担区	〃 460
郡・境橋負担区	〃 445	小路・古瀬川負担区	〃 153
楠根負担区	〃 458	古瀬川第二負担区	〃 350
下木田負担区	〃 462	寝屋負担区	〃 460
幸負担区	〃 300	打上負担区	〃 460
仁和寺負担区	〃 463	寝屋川第五負担区	〃 460
新家負担区	〃 462	打上治水緑地第五負担区	〃 460
南水苑負担区	〃 463	太秦第五負担区	〃 460
成田負担区	〃 447	明德第五負担区	〃 460
神田・清水負担区	〃 460	寝屋第五負担区	〃 460
秦・太秦負担区	〃 435	打上第五負担区	〃 460
国松負担区	〃 364	小路古瀬川第五負担区	〃 460
河北第一負担区	〃 460	古瀬川第五負担区	〃 460
河北第二負担区	〃 460	楠根第五負担区	〃 460
高柳負担区	〃 460	新家第五負担区	〃 460
高宮負担区	〃 460	堀溝第五負担区	〃 460
成田第二負担区	〃 447	河北第五負担区	〃 460
寝屋川西負担区	〃 460	河北治水緑地第五負担区	〃 460
香里第一・第二負担区	〃 445		

5. 下水道使用料（1か月分）

（平成28年4月1日現在）

区分 汚水の種別	基本料金		超過料金	
	汚水量(m <sup>3</sup> )	料金(円)	汚水量 (m <sup>3</sup> )	1 m <sup>3</sup> 当たり (円)
一般汚水	8まで	652	9 ~ 20	128
			21 ~ 30	157
			31 ~ 50	194
			51 ~ 100	216
			101 ~ 200	247
			201 ~ 300	268
			301 ~ 500	284
			501 ~ 1000	290
		1001 以上	296	
浴場汚水	1 m <sup>3</sup> につき			29

※上記の基本料金と超過料金の合計額に消費税等相当額が加算される。

（1円未満の端数は切捨てる。）

6. 下水道事業会計決算

（単位：千円）

区分	平成27年度	平成26年度	平成25年度
収益的収入額	5,707,813	5,838,328	5,851,719
収益的支出額	5,587,731	5,668,815	5,710,990
資本的収入額	3,015,867	2,260,674	2,226,784
資本的支出額	5,117,906	4,291,458	4,295,511

（注）収益的収支は税抜、資本的収支は税込み。

7. 河川の一覧

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

区 分	河川名	区 域		市内 延長 (m)	
		自	至		
淀川水系 一級河川	淀 川	左	大阪府・京都府界	大阪湾	3,650
		右	〃		
寝屋川水 系一級河 川	寝屋川	左	寝屋川市池の瀬町4番3号先	旧淀川への合流点	8,770
		右	寝屋川市池の瀬町5番2号先	〃	
	南前川	左	寝屋川市境橋町28番2号先	寝屋川への合流点	1,334
		右	寝屋川市境橋町27番5号先	〃	
	打上川	左	寝屋川市打上元町1番21号先	〃	2,800
		右	寝屋川市大谷町1番22号先	〃	
	たち川	左	寝屋川市大谷町16番28号先	〃	1,326
		右	寝屋川市大谷町17番11号先	〃	
	讃良川	左	四條畷市岡山四丁目5番8号先	〃	2,365
		右	寝屋川市高倉一丁目10番50号先	〃	
	岡部川	左	四條畷市大字中野39番地先	讃良川への合流点	474
		右	四條畷市岡山東一丁目1番16号先	〃	
	清滝川	左	四條畷市清滝中町2番35号先	寝屋川への合流点	400
		右	四條畷市清滝中町4番58号先	〃	
	江蟬川	左	四條畷市雁屋北町1番1号先	〃	410
		右	四條畷市江瀬美町26番10号先	〃	
	古 川	左	寝屋川市御幸西町25番41号先	〃	480
		右	守口市大久保五丁目27番8号先	〃	
	寝屋川 導水路	左	寝屋川市太間町18番1号	〃	1,743
		右	〃	〃	

## 寝屋川北部流域下水道

### <計画概要>

区分	流域名	寝 屋 川 北 部 流 域	
区 域 面 積		6,731 ha	
処 理 人 口		610,080 人	
施 設 の 内 容	幹 線 延 長	93,690 m	
	ポ ン プ 場	9か所 菊水 太平 桑才 萱島 茨田 氷野 枚方中継 寝屋川中継 深野北	
	処 理 場	2か所 鴻池水みらいセンター・なわて水みらいセンター	
事 業 主 体		大阪府	
関 係 市		大阪市 守口市 門真市 寝屋川市 枚方市 東大阪市 大東市 四條畷市 交野市	
主 要 河 川		寝屋川・古川・岡部川・西三荘水路	

### \* 参考

	流域全体	鴻池水みらいセンター	なわて水みらいセンター
計画処理能力	325,750 m <sup>3</sup> /日	186,000 m <sup>3</sup> /日	139,750 m <sup>3</sup> /日
現況処理能力	369,000 m <sup>3</sup> /日	331,000 m <sup>3</sup> /日	38,000 m <sup>3</sup> /日

# 水 道

## 1. 沿 革

寝屋川市の水道事業は、市制が施行される以前の昭和 24 年に始まり、市域の拡大や急激な人口の増加に対応して、6 期（昭和 26 年度～平成 11 年度）にわたる拡張事業を施行した結果、現在では、給水人口約 27 万人、1 日最大給水量 129,000 m<sup>3</sup>の能力を有するに至った。

また、水道水の安定給水に向けて 6 期（昭和 51 年度～平成 17 年度）にわたる施設等整備事業を行うとともに、常に事業の効率化を図り、業務の民間委託などによる人件費の削減や施設の有効活用を行うなど、これまで健全な事業運営に努めてきた。

平成 18 年 3 月には、水道事業の長期的な方向性を示す「寝屋川市水道ビジョン」（平成 18 年度～平成 37 年度）を策定し、現在は、「寝屋川市水道ビジョン第 3 期実施計画」における目標達成に向けた各事業の推進を図るとともに、安全で良質な水道水の安定供給に努めている。

また、平成 25 年度から水道事業と下水道事業の組織を統合し、新たに上下水道局が発足した。組織統合に伴い、水道と下水道に共通している類似業務について、経営コストの削減等上下水道の連携強化による市民サービスの一層の向上に努めていく。

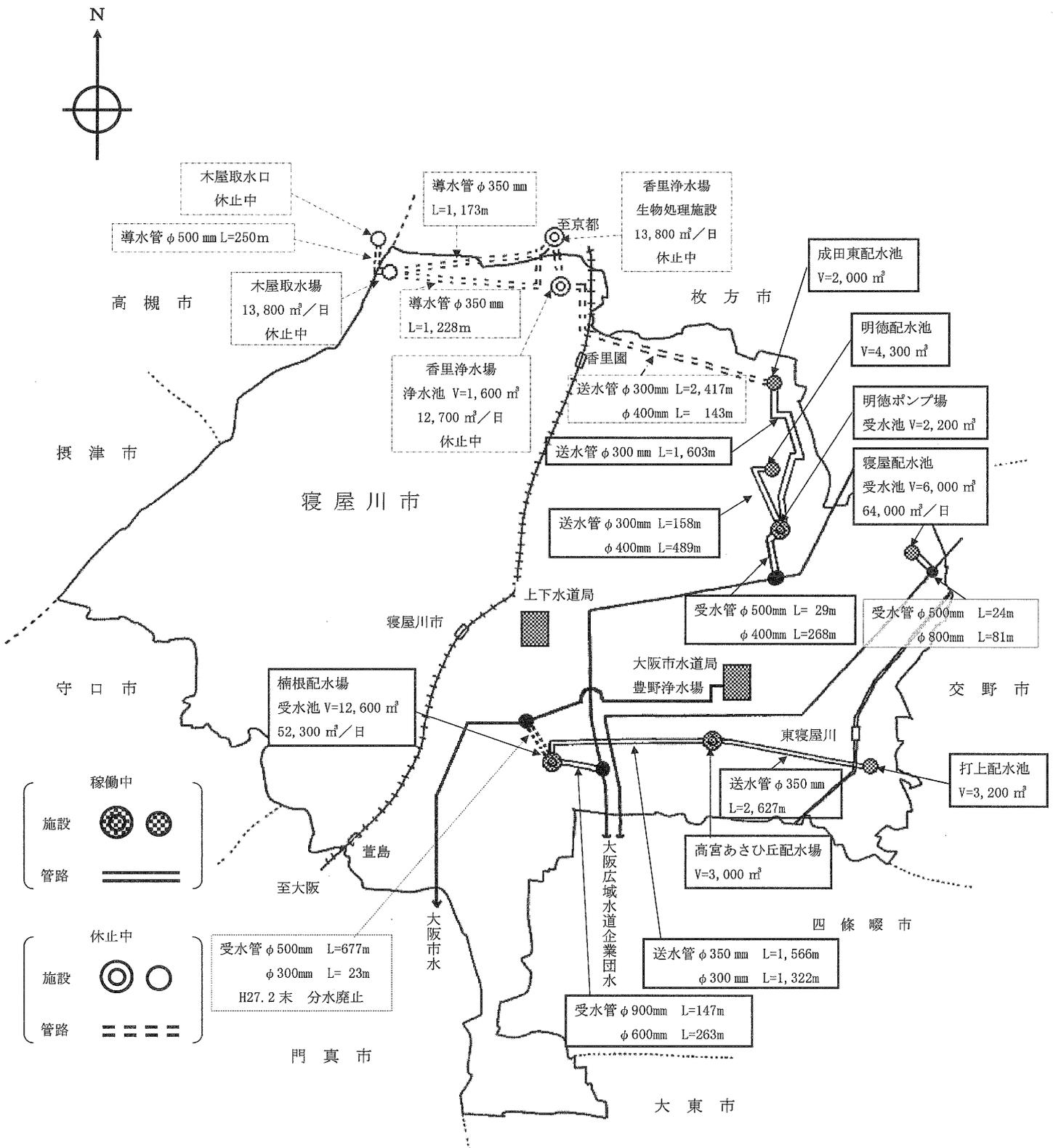
## 2. 水道事業会計決算

(単位：千円)

区 分 \ 年 度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
収 益 的 収 入 額	3,888,130	3,996,469	4,111,303
収 益 的 支 出 額	3,872,925	3,636,531	3,900,093
資 本 的 収 入 額	928,986	1,101,558	1,316,793
資 本 的 支 出 額	1,526,138	1,834,070	1,910,909

(注) 収益的収支は税抜、資本的収支は税込み。

### 3. 施設位置図



#### 4. 給配水の状況

区 分	年 度		
	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
行政区域内人口 (人)	238,546	240,060	241,003
給水人口 (人)	238,546	240,060	241,003
普及率 (%)	100.0	100.0	100.0
給水戸数 (戸)	107,607	108,578	108,077
年間配水量 (m <sup>3</sup> )	24,738,242	25,078,516	25,551,723
1日最大配水量 (m <sup>3</sup> )	75,394	76,641	77,969
1人1日最大配水量 (ℓ)	316	319	324
1日平均配水量 (m <sup>3</sup> )	67,591	68,708	70,005
1人1日平均配水量 (ℓ)	283	286	290
配水管総延長 (m)	602,752	601,033	599,965
送水管総延長 (m)	10,632	12,018	12,018
導水管総延長 (m)	4,361	3,815	3,815
消火栓数 (基)	2,724	2,721	2,719

#### 5. 配水量の内訳

区 分	年 度			
	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度	
自己水	配水量 (m <sup>3</sup> )	35,374	4,748,354	4,862,238
	比率 (%)	0.1	19.0	19.0
大阪広域水道企業団水	配水量 (m <sup>3</sup> )	24,702,868	18,767,337	17,670,454
	比率 (%)	99.9	74.8	69.2
	受水単価 (円)	81.0	81.0	78.75
大 阪 市 水	配水量 (m <sup>3</sup> )	0	1,562,825	3,019,031
	比率 (%)	0	6.2	11.8
	受水単価 (円)	0	75.6	73.5
合 計 (m <sup>3</sup> )	24,738,242	25,078,516	25,551,723	

(注) 単価は税込み。

## 6. 給配水量

### (1) 年間配水量及び有収率

区 分		年 度		
		平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
年間総配水量 (m <sup>3</sup> )		24,738,242	25,078,516	25,551,723
年間有効 水 量	有収水量 (m <sup>3</sup> )	23,840,800	24,120,807	24,659,652
	無収水量 (m <sup>3</sup> )	139,424	45,764	38,888
	計	23,980,224	24,166,571	24,698,540
無効水量 (m <sup>3</sup> )		758,018	911,945	853,183
有収率 (%)		96.4	96.2	96.5

### (2) 月別配水量

月	平成 27 年度 配水量 (m <sup>3</sup> )	一日最大配水量 (m <sup>3</sup> )	一日平均配水量 (m <sup>3</sup> )	平成 26 年度 配水量 (m <sup>3</sup> )
4	2,023,373	72,034	67,446	2,061,848
5	2,105,727	70,942	67,927	2,144,005
6	2,046,035	71,402	68,201	2,105,106
7	2,144,001	74,382	69,161	2,210,060
8	2,112,533	72,440	68,146	2,146,218
9	2,023,507	70,234	67,450	2,094,103
10	2,108,851	69,905	68,027	2,148,147
11	2,013,504	69,818	67,117	2,070,588
12	2,112,222	75,394	68,136	2,146,767
1	2,074,754	72,860	66,928	2,075,864
2	1,929,782	68,929	66,544	1,877,941
3	2,043,953	68,234	65,934	1,997,869
計	24,738,242	75,394	67,591	25,078,516

## 7. 用途別給水量及び料金収入

### (1) 用途別給水量

区分 \ 年度	平成27年度		平成26年度		平成25年度	
	水量(m <sup>3</sup> )	比率(%)	水量(m <sup>3</sup> )	比率(%)	水量(m <sup>3</sup> )	比率(%)
一般用	22,548,901	94.6	22,833,825	94.7	23,326,232	94.6
公衆浴場用	99,495	0.4	106,937	0.4	113,986	0.5
特定施設用	1,139,759	4.8	1,128,427	4.7	1,151,085	4.6
臨時用	26,538	0.1	25,425	0.1	39,435	0.2
家事共用	26,107	0.1	26,193	0.1	28,914	0.1
計	23,840,800	100	24,120,807	100.0	24,659,652	100.0

### (2) 用途別料金収入

(単位：円)

区分 \ 年度	平成27年度		平成26年度		平成25年度	
	金額	比率(%)	金額	比率(%)	金額	比率(%)
一般用	3,518,524,980	90.1	3,567,500,941	90.2	3,573,955,382	90.2
公衆浴場用	8,275,752	0.2	8,729,645	0.2	9,183,594	0.2
特定施設用	358,726,383	9.2	356,450,134	8.9	353,743,152	8.9
臨時用	15,009,759	0.4	14,360,531	0.6	21,519,907	0.6
家事共用	5,489,471	0.1	5,405,233	0.1	5,880,170	0.1
計	3,906,026,345	100	3,952,446,484	100.0	3,964,282,205	100.0

(注) 金額は税込み。

## 8. 加入金

(平成28年4月1日現在)

メーターの口径	加入金
20ミリメートル以下	180,953円
25ミリメートル	304,762円
40 〃	952,381円
50 〃	1,619,048円
75 〃	4,380,953円
100 〃	9,047,620円
150 〃	24,761,905円
200ミリメートル以上	管理者がその都度定める額

※上記の表の額に消費税等相当額が加算される。(1円未満の端数は切捨てる。)

## 9. 水道料金

1か月分

(平成28年4月1日現在)

区分 用途	基本料金		超過料金	
	水量(m <sup>3</sup> )	料金 (円)	水量(m <sup>3</sup> )	1 m <sup>3</sup> あたり (円)
一般用	10まで	964	11 ~ 20	140
			21 ~ 30	183
			31 ~ 50	202
			51 ~ 100	258
			101 ~ 200	272
			201 ~ 300	299
			301 ~ 500	347
			501 ~ 1,000	356
			1,001以上	369
特定 施設用	50まで	7,500	51 ~ 300	253
			301以上	343
公衆 浴場用	400まで	26,229	401 ~ 1,000	80
			1,001 ~ 3,000	94
			3,001 ~ 5,000	167
			5,001 ~ 10,000	202
			10,000 ~ 15,000	251
			15,001以上	302
臨時用	1まで	472	2以上	515
家事 共用	10まで	1,132	11 ~ 200	189
			201 ~ 400	239
			401以上	282

※上記の基本料金と超過料金の合計額に消費税等相当額が加算される。

(1円未満の端数は切捨てる。)

# 学 校 教 育

## 1. 学校数

(平成28年5月1日現在)

区 分	府 立	公立大学法人	市 立	私 立	合 計
大 学				2	2
短 期 大 学				1	1
高等専門学校		1			1
高 等 学 校	3			2	5
支 援 学 校	1				1
中 学 校			12	2	14
小 学 校			24	1	25
幼 稚 園			5	8	13

※支援学校（小学部・中学部・高等部）

## 2. 児童・生徒数等の推移

(各年5月1日現在)

区 分 年 度	小 学 校（市立）			中 学 校（市立）			幼 稚 園（市立）		
	校数	児童数	教員数	校数	生徒数	教員数	園数	園児数	教員数
平成28年度	24	11,448	660	12	5,879	393	5	276	28
平成27年度	24	11,641	622	12	6,171	402	5	314	30
平成26年度	24	11,838	650	12	6,346	409	5	376	31

## 3. 教育費児童生徒1人当たりの市負担経費

(当初予算額)

区 分 年 度	小 学 校		中 学 校		幼 稚 園 ※	
	予 算 額	1人当たり	予 算 額	1人当たり	予 算 額	1人当たり
	千円	円	千円	円	千円	円
平成28年度	1,906,396	166,526	1,092,365	185,807	535,087	204,544
平成27年度	2,012,244	172,858	1,060,639	171,874	568,452	215,895
平成26年度	1,583,760	133,786	923,858	145,581	609,177	204,559

※私立幼稚園児等への補助金を含む。

#### 4. 中学校卒業者の進路

(各年5月1日現在)

区 分	卒業生数	進学した者	進学も就職もした者	職業訓練校その他
平成27年度	2,159人	2,122人(98.29%)	0人(0%)	37人(1.71%)
平成26年度	2,178人	2,145人(98.48%)	1人(0.05%)	32人(1.47%)
平成25年度	2,149人	2,090人(97.25%)	1人(0.05%)	58人(2.70%)

#### 5. 高等学校進学状況（全日制）

(平成28年5月1日現在)

区 分	入 学 者						計	
	普通科	総合学科	商業科	農業科	工業科	その他		
大 阪 府	公 立	1,036	53	24	2	152	135	1,402
	国 立	0	0	0	0	0	0	0
	私 立	415	0	1	0	23	10	449
他 府 県		57	0	0	1	1	1	60
計		1,508	53	25	3	176	146	1,911

6. 学校施設一覧（平成28年5月1日現在）

(1) 小学校

（単位：人、㎡）

区分 学校名	開設年月日	児童数	学級	教室数		教員	学校敷地	運動場	校舎面積	屋内運動場	
				普通	特別					構	面積
東小	M 6. 1. 25	572	21	24	7	32	14,654	5,485	5,004	R	890
西小	M36. 4. 14	395	15	21	8	22	12,120	4,151	4,568	R	900
南小	M 5. 6. 15	423	16	23	9	24	15,017	6,606	4,936	S	823
北小	M 7. 10. 1	699	26	26	5	36	13,933	3,581	4,943	S	835
第五小	S27. 4. 1	1,163	39	41	9	52	24,772	5,845	6,758	S	823
成美小	S35. 4. 1	384	16	21	6	23	12,446	4,590	3,879	R	718
明和小	T10. 10. 1	286	15	23	10	26	27,655	12,730	6,282	S	825
池田小	S41. 4. 1	564	23	30	10	36	14,422	5,196	6,254	S	823
中央小	S42. 4. 1	497	19	24	9	25	16,171	6,296	5,537	R	869
啓明小	S42. 4. 1	411	18	32	9	27	17,177	7,176	5,992	S	823
三井小	S44. 4. 1	450	16	29	8	22	18,418	5,261	6,094	S	823
木屋小	S44. 4. 1	560	22	27	7	31	15,561	5,864	5,065	S	823
木田小	S44. 4. 1	423	16	25	10	23	16,913	6,964	5,733	S	823
神田小	S44. 4. 1	497	23	25	8	31	15,868	6,662	4,663	S	823
堀溝小	S45. 4. 1	285	14	19	7	22	16,406	7,699	4,136	S	823
田井小	S45. 4. 1	496	19	30	10	27	18,758	7,981	5,942	S	823
桜小	S46. 4. 1	425	17	25	11	26	17,458	7,648	5,174	S	823
点野小	S48. 4. 1	530	20	28	13	30	17,456	5,762	6,479	S	825
和光小	S48. 4. 1	788	31	32	9	43	16,739	7,471	5,991	S	823
国松緑丘小	S50. 4. 1	372	16	23	7	22	17,960	5,812	4,771	S	823
楠根小	S51. 4. 1	219	11	18	9	16	17,959	6,945	3,914	S	822
梅が丘小	S52. 4. 1	277	13	24	10	18	20,074	5,683	5,003	S	822
宇谷小	S56. 4. 1	387	15	21	7	22	22,201	8,145	3,849	S	825
石津小	S57. 4. 1	345	17	16	6	24	14,527	7,473	3,339	R	837
合計		11,448	458	607	204	660	414,665	157,026	124,306		19,867

※学校敷地は運動場を含む。  
 ※R…鉄筋コンクリート造  
 ※S…鉄骨造

## (2) 中学校

(単位:㎡)

区分 学校名	開設年月日	生徒数	学級	教室数		教員 数	学校敷地	運動場	校舎面積	屋内運動場	
				普通	特別					構	面積
一 中	S22. 4. 21	550	18	25	15	34	19,792	7,931	6,565	R	947
二 中	S28. 4. 1	607	20	21	17	41	15,105	5,700	5,895	R	1,167
三 中	S36. 4. 1	570	19	25	17	36	18,810	8,554	5,957	R	943
四 中	S22. 4. 21	308	12	25	16	28	24,987	11,755	6,285	R	1,533
五 中	S44. 4. 1	591	19	25	14	36	18,679	10,588	5,814	R	917
六 中	S46. 4. 1	689	21	29	18	40	20,933	8,058	6,810	R	927
七 中	S47. 4. 1	346	12	20	14	26	16,813	7,610	5,544	S	1,013
八 中	S52. 4. 1	510	17	25	17	34	21,244	12,760	6,303	R	929
九 中	S53. 4. 1	499	17	25	15	34	23,463	11,407	5,750	R	930
十 中	S54. 4. 1	403	13	25	15	27	17,304	6,751	5,495	R	928
友呂岐中	S58. 4. 1	440	14	18	14	30	16,529	8,201	5,087	R	989
中木田中	S59. 4. 1	366	13	21	18	27	18,974	8,683	6,244	S	993
合 計		5,879	195	279	190	393	232,633	107,998	71,749		12,216

※学校敷地は運動場を含む。

※R…鉄筋コンクリート造

※S…鉄骨造

## (3) 幼稚園

(単位:㎡)

区分 園名	開設年月日	学級数			園児数			教室数		教員数	敷地 面積	園舎 面積
		4歳	5歳	計	4歳	5歳	計	保育	遊戯			
北 幼	S31. 4. 1	2	3	5	60	71	131	6	1	8	2,356	995
中央 幼	S43. 4. 1	1	1	2	25	22	47	5	1	5	2,072	644
南 幼	S44. 4. 1	1	1	2	11	15	26	7	1	5	2,337	673
神田 幼	S45. 4. 1	1	1	2	10	12	22	6	1	5	1,854	709
啓明 幼	S51. 4. 1	1	1	2	28	22	50	5	1	5	1,505	948
合 計		6	7	13	134	142	276	29	5	28	10,124	3,969

## 7. 学校給食

### (1) 小学校実施状況

(平成28年5月1日現在)

区分 年度	学校数		児童数	給食費		年間 実施回数	調理員数
				月額	1食あたり		
28年度	小学校	24	11,448人	3,700円	217.65円	187回	55(26)人
27年度	小学校	24	11,641人	3,700円	218.82円	186回	56(24)人
26年度	小学校	24	11,838人	3,700円	216.49円	188回	67(32)人

※24校中12校で学校給食調理業務の民間委託を実施 ( ) はアルバイト職員

### (2) 中学校実施状況

(平成28年5月1日現在)

区分 年度	学校数		生徒数	給食費		年間 実施回数
				月額	1食あたり	
28年度	中学校	12	5,879人	4,300円	278円	170回
27年度	中学校	12	6,171人	4,300円	278円	170回
26年度	中学校	12	6,346人	4,300円	278円	170回

※全中学校で民間調理場を活用した給食調理業務を実施

## 8. 学校保健

### (1) 健康診断 (平成27年度)

(児童・生徒)

項目		実施者(人)		
		小学校	中学校	計
結核予防対策	直接撮影	21	12	33
心臓病対策(心電図)		1,927	1,977	3,904
腎臓病対策(尿検査)		11,792	6,275	18,067
寄生虫卵対策		11,603	—	11,603

(教職員)

項目	概要
定期健康診断	視力、聴力、胸部エックス線、血圧、尿検査、血液検査等
その他	頸肩腕検診(支援学級担当教員) B型肝炎予防接種等(養護教諭)・ストレス検査

## 9. 就学奨励

### (1) 義務教育就学援助費

#### (目 的)

経済的理由によって就学困難な児童及び生徒の保護者に対し、必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施に資する。

#### (認定基準)

保護者及び世帯員の前年の総所得額が、認定基準額以下の者を認定する。

#### (認定人員)

年度 学 校	平成 28 年度 (10 月末見込)		平成 27 年度		平成 26 年度	
	人員(人)	認定率(%)	人員(人)	人員(人)	認定率(%)	人員(人)
小学校	2,549	22.3	2,624	22.5	2,812	23.8
中学校	1,506	25.6	1,621	26.3	1,687	26.6
合 計	4,055	23.4	4,245	23.8	4,499	24.7

### (2) 特別支援教育就学奨励費

#### (目 的)

小学校及び中学校の特別支援学級への就学の特殊事情を考慮し、その就学に係る保護者等の経済的負担を軽減し、特別支援教育の振興を図る。

#### (認定基準)

保護者及び世帯員の前年の総所得額が、認定基準額以下の者を認定する。

#### (認定人員)

年度 学校	平成 28 年度 (10 月末見込)		平成 27 年度		平成 26 年度	
	人員(人)	認定率(%)	人員(人)	認定率(%)	人員(人)	認定率(%)
小学校	245	53.3	227	54.8	197	52.4
中学校	81	47.9	94	55.6	84	51.5
合 計	326	51.9	321	55.1	281	52.1

(3) 私立幼稚園就園奨励費補助金

対象になる世帯と補助金の額（平成 28 年度）

（単位：円）

対象になる世帯		対象になる園児	就園奨励費補助金	保護者補助金 （4・5歳児のみ）	
平成 28 年 度 に 納 入 す る 市 民 税 ※	生活保護等受給世帯		1人目	308,000	
			2人目	308,000	
			3人目以降	308,000	
	市民税非課税世帯 市民税所得割額非課 税世帯【参考】夫婦・ 子2人世帯の場合： 年収約250万円以下	母子・父子世帯	1人目	308,000	
		障害者世帯	2人目	308,000	
		生活困窮世帯	3人目以降	308,000	
		一般世帯	1人目	272,000	
			2人目	290,000	
			3人目以降	308,000	
	市民税所得割課税額 77,100円以下の世帯 【参考】夫婦・子2 人世帯の場合：年収 約360万円以下	母子・父子世帯	1人目	217,000	15,000
		障害者世帯	2人目	308,000	
		生活困窮世帯	3人目以降	308,000	
		一般世帯	1人目	115,200	
			2人目	211,000	15,000
			3人目	308,000	
市民税所得割課税額211,200円以下の 世帯【参考】夫婦・子2人世帯の場合： 年収約680万円以下	1人目	62,200	20,000		
	2人目	185,000	20,000		
	3人目以降	308,000			
市民税所得割課税額が211,200円を超 える世帯	1人目			30,000	
	2人目	154,000		30,000	
	3人目以降	308,000			

※年額。また、住宅借入金等特別税額控除等の適用前の額とする。

※私立幼稚園の就園奨励費補助金は、今年度の幼稚園への納付金額（入園料・保育料のみ）を補助限度額とする。

※市民税所得割課税額が211,200円以下、以上の世帯については、同一世帯中の小学校3年生までの就学年齢と同一の兄弟を上から数えたとき、園児が何人目であるかで対象になる園児を数える。

(認定状況)

(途中入退園は月割額)

	平成 27 年度			平成 26 年度		
	補助限度額(円)	人員 (人)	決算額 (円)	補助限度額(円)	人員 (人)	決算額 (円)
私立 幼稚園	308,000	3	671,000	308,000	4	996,000
	308,000	1	268,000	308,000	0	0
	308,000	0	0	308,000	0	0
	小計	4	939,100	小計	4	996,000
	272,000	126	30,433,400	199,200	162	30,757,000
	290,000	101	24,808,400	253,000	101	23,215,400
	308,000	11	2,732,000	308,000	10	2,428,000
	小計	238	57,973,800	小計	273	56,400,400
	115,200	188	21,083,300	115,200	187	21,273,400
	211,000	96	19,858,900	211,000	130	26,934,500
	308,000	6	1,394,000	308,000	11	2,662,000
	小計	290	42,336,200	小計	328	50,869,900
	62,200	834	50,661,300	62,200	933	57,478,300
	185,000	490	88,826,300	185,000	500	91,075,800
308,000	43	11,165,000	308,000	44	10,908,400	
小計	1,367	150,652,600	小計	1,477	159,462,500	
154,000	182	27,116,800	154,000	164	25,025,000	
308,000	25	6,895,300	308,000	18	4,363,800	
小計	207	34,012,100	小計	182	29,388,800	
合計	2,106	285,913,800	合計	2,264	297,117,600	
認定 こども 園※	元池田 幼稚園児	—	—	最高 120,000	9	430,000
	上記 以外	—	—	最高 308,000	11	1,561,500
	合計				20	1,991,500
公立 幼稚園	—	—	—	最高 120,000	167	9,120,000

※認定こども園短時間利用児に対する補助は、平成 26 年度のみ。

(4) 私立幼稚園保護者補助金

(目 的)

公私立幼稚園の入園料・保育料の格差是正を図るため、私立幼稚園に通園する園児（4・5歳児）の保護者に補助を行い保護者の経済的負担を軽減する。

(対 象)

私立幼稚園に在園する学齢前2年以内の幼児で、当該年度に保護者と共に本市内に居住する者。

(補助額)

就園奨励費補助金対象区分に応じて、園児1人につき15,000円、若しくは20,000円、また対象外者は30,000円を交付する。(途中入退園は月額割)

(認定状況)

区 分 \ 年 度	平成28年度(見込)	平成27年度	平成26年度
人 員(人)	1,463	1,371	1,508
決算額(円)	31,950,000	29,123,600	30,887,900

※平成26年度のみ認定こども園短時間利用児(元池田幼稚園児以外)を含む。

# 人 権 教 育

本市では、平成12年3月に「人権教育のための国連10年」寝屋川市行動計画の策定を終え、平成19年12月に「人権尊重のまちづくり条例」を制定し、市民一人ひとりの人権が尊重され、希望に満ちて暮らすことのできるまちづくりをめざしている。

本教育委員会としても、教育活動全体を通じて、子ども一人ひとりが心身ともに成長過程にあることを十分留意した上で、主体的な思考力、判断力、行動力を養うとともに、人間関係を築く能力やコミュニケーションの技能、他人の立場に立って考えられるような想像力を培うなど、豊かな人間性・社会性を育み、人権感覚を身につけることができるよう、人権教育を積極的に推進している。さらに、人権教育の推進に当たっては、互いに違いを認め合い、命を大切にすする心や自尊感情を育むための総合的な取組を全ての教育活動を通じて行うとともに、男女平等、障害者、在日外国人等の様々な人権問題の解決に向け、指導の工夫・改善を行いながら、計画的・総合的に推進する。指導者が人権尊重の理念について十分認識し、一人ひとりが自らの大切さが認められていることを実感できるような環境のもと、個性を尊重し、多様性を認め合い、共生する心を育てるなど、これまでの取組の成果を踏まえるとともに、今後は、国際的な視野に立って、異なる文化、習慣、価値観などを認め合い、自ら積極的に考え、主体的に判断し、行動する力の育成をめざしている。

## 【研修関係】

- ・校長・教頭・園長研修会
- ・人権教育研修講座
- ・新任教員研修会
- ・幼稚園教員研修会
- ・小中学校・生徒指導研修会
- ・女性問題講座
- ・青少年指導員学習会
- ・各単位PTA研修会
- ・成人教育講座

## 【啓発関係】

- ・人権啓発冊子「にじの橋（人権作品集）」の作成・配付
- ・視聴覚教材及び機材の充実
- ・各校園に研修用図書等の配付
- ・人権に関する作品展示の実施
- ・人権啓発推進の研修会

## 【団体育成事業】

- ・研究団体の研究推進助成

## 【進路保障関係】

- ・各種奨励金の支給事務、奨学金制度に係る情報提供等

# 教育研修センター

教育研修センターは、市立幼・小・中学校園の教職員の研修、教育に関する調査・研究、教育相談、自主研究活動及び福利厚生場の提供等を行い、本市教育の振興と教職員の資質向上を目的とする施設である。

## 1. 施設概要

- (1) 所在地 寝屋川市池田新町3番23号
- (2) 電話 代表 (838) 0144
- (3) 構造 鉄骨造2階建
- (4) 敷地面積 1934 m<sup>2</sup>
- (5) 建築面積 延 1664 m<sup>2</sup>
- (6) 施設内容
  - <旧館> 1階 相談室、教育相談員室、大研修室、印刷室、事務室、カリキュラムセンター（教育情報コーナー兼資料室）
  - 2階 情報教育室（ICT研修室）、第一研究室、第二研究室、教育心理研究室、学校教育関係資料室
  - <新館> 1階 科学実習室及び準備室（登校支援教室）、和室、管理室兼談話室、教育相談室
  - 2階 多目的室、第一会議室、第二会議室、教科書センター
- (7) 開館時間 午前9時～午後9時
- (8) 休館日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日  
年末年始（12月29日～翌年1月3日まで）

## 2. 事業概要

- (1) 教職員の研修
  - キャリア開発研修講座  
初任者研修、2～9年経験者研修、10年経験者研修、常勤講師研修
  - 教育課題別研修講座  
人権教育研修、支援教育研修、生徒指導研修、学校安全研修、情報教育研修、学校組織マネジメント研修
  - 専門性研修講座  
学校カウンセリング研修、学校事務職員研修、小・中学校授業づくり研修（全教科・領域）、小学校教科担者研修、ICT活用研修、道徳教育推進教師研修、少人数教育推進人材研修、学力向上支援人材研修、研究主任連絡会
  - 国内短期留学
  - 大阪府教育センターにおける教員研修の受講事務
  - 寝屋川教育フォーラム
  - 英語村
- (2) 教育に関する調査・研究活動
  - 教育研究員による調査・研究
    - ・学校教育に関する専門的、技術的事項の研究
    - ・市立幼・小・中学校園教員の中から委嘱した研究員による調査・研究

- ・「研究紀要」(教育研究冊子)の発刊、研究発表会
- 教育研修センター共同研究校の設置
- 学習到達度調査の実施

(3) 教育支援センター事業

- 教育相談(さわやかライン)  
子どもの学習・行動・性格などの悩みの相談の実施

電話相談は、月曜日～金曜日の午前9時～午後5時 電話番号 838-7830 なやみゼロ

(平成27年度の教育相談)

主 訴	件数	対 象	件数
身体・性格・行動に関するもの	9	幼 児	3
不登校に関するもの	58	小学生	37
学業・進路に関するもの	9	中学生	49
友人関係に関するもの	10	高校生	10
発達に関するもの	5	その他	16
学校との関係に関するもの	4	計	115
養育者と子の関係に関するもの	2		
保護者間の関係に関するもの	0		
その他	18		
計	115		

- 登校支援教室  
不登校の児童生徒への支援活動として、登校支援教室を運営
- 学生相談員の派遣  
家庭で生活することが多く、家族以外の人との交流が少ない児童生徒に対して学生相談員を家庭に派遣
- 子ども専用フリーダイヤル電話相談  
子どもたちが気軽に直接電話相談ができるよう電話相談案内カードを小学校3年生以上の児童生徒に配布し、子ども専用フリーダイヤルの相談窓口を開設
- 教育相談連続講座  
不登校など子どもの教育について悩んでいる保護者・市民を対象に、講演会やグループカウンセリングなどの講座を開設

(4) 教職員の自主研究活動及び福利厚生への提供

# 社 会 教 育

## 〈社会教育の重点目標〉

- (1) 青少年の健全育成を推進する
- (2) 生涯学習を充実する
- (3) 文化の振興を図る
- (4) スポーツ活動を推進する

## 青少年の健全育成を推進する

### 《地域教育コミュニティの基盤整備》

#### 1. 地域教育

- (1) 市内12中学校区に設立された地域教育協議会（すこやかネット）の自主的な企画・運営を推進するため、次の施策に取り組む。
  - ① 各地域教育協議会（すこやかネット）活動の支援と情報交換
  - ② 研修会や交流会の情報提供及び参加促進
  - ③ 学校支援地域本部事業を活用し、学校支援ボランティア活動を推進

#### 〈平成27年度 各地域教育協議会の主な活動〉

各地域教育協議会（すこやかネット）では、地域の子どもから大人までが参加するフェスティバル（舞台発表、展示発表、模擬店など）を始め、あいさつ運動、講演会、パトロール、地域一斉清掃などの事業を実施するとともに、年に3回程度、広報誌を発行した。また、府の補助事業である「学校支援地域本部事業」において、地域住民が学校支援ボランティア活動に参加し、地域の教育力の向上をめざした。

地域教育協議会（12中学校区）	延べ参加者数	38,300人
学校支援地域本部事業 ボランティア	延べ参加者数	113,503人

- (2) 子どもの安全見守り隊  
全24小学校区で子どもの安全見守り隊を結成し、子どもの安全確保の取組を実施  
登録者数 4,937人
- (3) 地域パトロールカー事業  
全24小学校に配置された地域パトロールカーを活用して、各校区の子どもの安全見守り隊や運転ボランティアによる巡回パトロールを行い、子どもの安全確保を図る。
- (4) 「こども110番の家」の旗  
地域の家庭や店舗・企業が「こども110番の家」の旗などを掲げ、子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになった時に子どもの安全確保を図る。  
協力件数 3,297件

## 《青少年リーダーの組織化》

### 1. 子どもの居場所づくり（放課後子供教室）への支援

全24小学校等を活用して、子どもたちの居場所を整備し、地域の大人の教育力を結集して、子どもたちの放課後や週末における学習や文化・スポーツなど様々な体験活動や地域住民との交流活動を支援する。

放課後子ども教室の開催状況

年間実施総回数 1,936回

子どもの参加延べ人数 60,803人

大人・スタッフ等の参加延べ人数 11,468人 合計 72,271人

### 2. 放課後校庭開放事業

放課後の小学校の校庭を在校生に開放し、子どもに安全・安心な遊び場を提供すると共に、児童の基礎体力向上や異年齢交流の機会とし、青少年の健全育成を図る。

年間実施総回数 1,845回

子どもの参加延べ人数 65,393人

### 3. CAP（子どもへの暴力防止）プログラム

市立全24小学校3年生 60クラスで実施

### 4. 青少年の健全育成を推進する事業

#### (1) 中学生の主張事業

発表会参加者数 255人、場所 中央公民館講堂（作品応募数 2,043作品）

#### (2) 青少年育成促進事業

12中学校区において、青少年指導員による体験活動やキャンプなどを実施し、地域コミュニティの向上及び青少年の健全育成を図る。

参加者数 5,993人

#### (3) 青少年育成啓発事業（オアシス運動啓発活動）

うちわ 2,500本等を配布

各中学校区、公共施設、中学生の主張等の会場にて啓発活動を実施

### 5. 青少年リーダー育成事業

#### (1) 寝屋川リーダーズ

(平成27年度)

名 称	対 象	開催数	延受講者数
寝屋川リーダーズ小学生クラブ	小学校4～6年生	12回	401人
寝屋川リーダーズ中高生クラブ	中学生以上18歳未満	16回	135人
寝屋川リーダーズユースクラブ	18歳以上30歳程度	9回	111人
ユースリーダー実習実績		182回	372人

(2) 青年交流事業

青年祭

「人の輪・青少年のネットワークづくり」をめざし、青年が舞台でのダンス、楽器演奏といったパフォーマンスや、写真や絵画等の作品を披露し、交流することを目的としている。

参加63団体 375人、当日参加者 1,444人、場所 市立中央公民館講堂他

(3) 青少年の居場所（スマイル、ハピネス）

中学生以上（おおむね30歳まで）の青少年が自由に集い交流できる場として開設し、コーディネーターとスタッフで利用者に対応している（活動室、自習室等を完備）。

スマイル開室日数 150日 利用者数 8,646人

※ハピネスは平成28年8月1日開設

《留守家庭児童会の運営》

1. 留守家庭児童会

(1) 運営目的

留守家庭児童会は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に、学校の放課後及び長期休業日等に適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図ることを目的としている。

(2) 事業概要

昭和45年度に3校（池田小・中央小・啓明小）において開設

全24小学校において留守家庭児童会を運営

① 対象児童

寝屋川市に住所を有する、放課後及び学校の休業日に健全な育成を必要とする小学校に就学している児童で、②入会基準を満たす児童

② 入会基準

ア 保護者が労働等で1か月に15日以上、年間を通じて児童の健全な育成を必要としていること

イ 入会児童を保護者、又は保護者にかわる人が必ず送迎できること

③ 開所時間

・学校課業日 放課後から午後7時まで

・学校休業日 午前9時から午後7時まで

④ 休会日

・土曜日、日曜日、祝日（ただし、行事等により開所する場合あり）

・年未年始（12月29日から1月3日）

(3) 留守家庭児童会 入会児童数

（平成28年5月1日現在）

留守家庭児童会名	定員 (定数)	クラブ数	指導員数 (任期付短時間勤務職員)	児童数	開設年月日
中央小留守家庭児童会	150	4	5	127	S45. 9. 1
池田小留守家庭児童会	135	2	6	125	〃

啓明小留守家庭児童会	55	1	2	47	〃
北小留守家庭児童会	135	2	6	122	S46. 4. 1
木田小留守家庭児童会	75	1	4	64	S47. 4. 1
神田小留守家庭児童会	80	2	4	75	S47. 9. 1
木屋小留守家庭児童会	90	2	4	90	S48. 4. 1
西小留守家庭児童会	60	1	2	58	〃
三井小留守家庭児童会	75	1	3	72	〃
桜小留守家庭児童会	70	1	3	66	S49. 4. 1
田井小留守家庭児童会	80	1	3	73	〃
成美小留守家庭児童会	100	1	4	94	〃
南小留守家庭児童会	100	1	4	94	S51. 4. 1
国松緑丘小留守家庭児童会	80	1	3	76	S54. 7. 1
楠根小留守家庭児童会	55	1	2	52	S55. 4. 1
東小留守家庭児童会	140	2	6	133	S56. 4. 1
和光小留守家庭児童会	110	2	4	100	S57. 4. 1
堀溝小留守家庭児童会	75	1	3	68	S58. 4. 1
点野小留守家庭児童会	100	1	4	91	S59. 4. 1
梅が丘小留守家庭児童会	75	1	3	63	S60. 4. 1
宇谷小留守家庭児童会	75	1	3	65	S62. 4. 1
第五小留守家庭児童会	220	2	9	210	H 5. 7. 1
明和小留守家庭児童会	75	1	3	66	H11. 4. 1
石津小留守家庭児童会	60	1	2	56	H13. 9. 1
計	2,270	34	92	2,087	

## 《青少年健全育成団体との協働》

### 1. 青少年指導員会

団体の説明については、268ページ参照。

## 生涯学習を充実する

### 《学習活動の充実》

#### 1. 社会教育委員会議

昭和32年4月に設置。社会教育について、教育委員会の諮問機関として研究・調査等会議を開催し、寝屋川市の社会教育行政全般について意見を聴取している。

委員数 15人（学校教育・社会教育関係者、家庭教育活動者、学識経験者）

#### 2. 各種事業

##### (1) まちのせんせい活用事業（平成27年度実績）

まちのせんせい養成講習会 1回実施（4講座）

まちのせんせい延登録者 128人

まちのせんせい派遣（依頼件数）122件（延派遣者数）80人

##### (2) 成人教育講座

講座の開設

（平成27年度）

名 称	回 数	対 象	延受講者数
成人教育講座	14	市内在住、在職、在学の成人	766人

##### (3) 成人式

目 的 明日の寝屋川市を担う新成人の前途を祝福し、社会人としての自覚と市民意識の高揚のため開催する。

日 時 平成28年1月11日（月・祝）

会 場 市民体育館

参加者 男 762人、女 800人、計 1,562人

（対象者 男 1,156人、女 1,173人、計 2,329人）

##### (4) 日本語よみかき学級

学習日時 毎水曜日 昼・夜 各44回

受講者数（登録者数）73人（延べ受講者数）607人

内 容 日常生活における日本語のよみかきを必要とする市民に対し、習得の機会を提供するために開設している。

### 3. 中央公民館

地域住民の多様な学習に対する欲求の中から公民館が学習の場、憩いの場としての機能を発揮することにより豊かな情操と知性を涵養し、生活文化の向上を期するとともに、住民相互の結びつきを深めて地域における連帯意識の高揚と人間関係の深化を図る。

#### (1) 概要

所在地	寝屋川市池田西町28番22号（総合センター内 公民館部分2～4階）
構造	鉄筋コンクリート一部鉄骨造4階建
延床面積	3,290.65 m <sup>2</sup> （共用部分642.46 m <sup>2</sup> 含む）
開設日	昭和52年11月3日
指定管理者	株式会社 ビケンテクノ（平成22年4月1日から指定管理者制度を導入）
指定期間	平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間
開館時間	午前9時～午後10時
休館日	12月29日から翌年1月3日まで
施設内容	講堂、応接室、作法室、軽スポーツ室、第1幼児室、第2幼児室、事務室、講義室、和室、第1研修室、第2研修室、音楽室、工芸室、視聴覚室、展示ホール、展示用壁面、陶芸窯

#### (2) 貸し館施設内容

室名	面積 (m <sup>2</sup> )	定員 (人)	室名	面積 (m <sup>2</sup> )	定員 (人)
講堂	515.21	430	第1研修室	108.00	63
軽スポーツ室	129.05	40	第2研修室	170.52	108
第1幼児室	89.90	24	音楽室	102.48	40
第2幼児室	42.05	20	工芸室	121.20	42
講義室	57.60	20	視聴覚室	140.89	36
和室	75.52	30			

#### (3) 利用状況

区分	年度		
	平成27年度	平成26年度	平成25年度
公民館まつり	7,279人	7,725人	4,974人
市民大学	1,011人	1,696人	1,590人
ハングル講座	2,323人	3,074人	3,207人
ファミリー映画会	452人	1,286人	1,719人
その他主催講座・教室等	5,142人	9,242人	7,651人
貸し館等	207,777人	195,645人	201,704人
合計	223,984人	218,668人	220,845人

#### 4. 教育センター

児童・青少年の教養を高め、その健全な育成を図るとともに、社会教育団体等の活動の場所及び市民の自主学習・自主活動の場所を提供する。

##### (1) 概要

所在地	寝屋川市高倉一丁目4番1号
構造	鉄筋コンクリート造3階建 一部鉄筋コンクリート造及び鉄骨造平屋建
延床面積	3,422.40 m <sup>2</sup>
開設日	昭和51年7月1日 ※ただし、体育室は昭和54年2月28日開設
指定管理者	特定非営利活動法人 和（平成21年4月1日から指定管理者制度を導入）
指定期間	平成26年4月1日から平成28年3月31日までの2年間
開館時間	午前9時～午後9時（日曜日・祝日は、午後5時30分まで）
休館日	第3日曜日、12月29日から翌年1月3日まで
施設内容	事務室、ホール、遊戯室、自習室兼図書室、創作室、絵本室、プレイルーム、フレンドリールーム、学習室、音楽室、パソコン室、ミニホール、会議室、和室、茶室、クラフトルーム、体育室、柔道室、料理室、集会室

##### (2) 利用状況

区 分 \ 年 度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
子どもデイサービス事業	46,235人	42,139人	38,165人
生涯学習事業			
日常講座	9,228人	11,231人	12,355人
特別講座	148人	263人	367人
イベント事業	3,899人	4,646人	5,224人
貸し館	22,989人	22,729人	26,287人
合 計	82,499人	81,008人	82,398人

※平成28年3月31日に教育センターを廃止し、旧いきいき文化センター及び教育センターの事業を集約し、平成28年4月1日から学び館を開設する。

#### 5. 学び館

児童から高齢者に至るまでの世代間の交流を推進し、人と人とのふれあいを図るとともに、社会教育関係団体の活動の場所及び市民の自主学習、自主活動の場所を提供する。

##### (1) 概要

所在地	寝屋川市明和一丁目13番23号
構造	鉄筋コンクリート造3階建て地下1階
延床面積	1,377.40 m <sup>2</sup> （2階、3階）
開設日	平成28年4月1日
指定管理者	特定非営利活動法人 笑顔（平成28年4月1日から指定管理者制度を導入）
指定期間	平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間
開館時間	午前9時～午後9時（日曜日・祝日は、午後5時30分まで）
休館日	第3日曜日、12月29日から翌年の1月3日まで
施設内容	事務室、自習室、図書室、講習室、音楽室、学習室、和室、茶室、料理室、多目的室

## 6. エスポアール

児童から高齢者に至るまでの世代間の交流を推進し、人と人とのふれあいを通じて地域における交流を深めるとともに、社会教育関係団体や市民の自主学習、自主活動の場所を提供する。

### (1) 概要

所在地	寝屋川市錦町21番3号
構造	鉄筋コンクリート造2階建
延床面積	3,833.62 m <sup>2</sup> (1階 2,056.58 m <sup>2</sup> 2階 1,777.04 m <sup>2</sup> )
開設日	平成5年12月1日
指定管理者	特定非営利活動法人 和 (平成21年4月1日から指定管理者制度を導入)
指定期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間
開館時間	午前9時～午後9時(日曜日・祝日は、午後5時30分まで)
休館日	第3日曜日、12月29日から翌年の1月3日まで
施設内容	第1学習室、第2学習室、軽スポーツ室、静養室、図書室、ふれあいの部屋、多目的ホール、第1講義室、第2講義室、集会室、和室1、和室2、図工室、音楽室(1)、音楽室(2)、料理室、会議室1、会議室2、LL室、パソコン室、ギャラリー、さくらホール、事務室、印刷室

### (2) 貸し館施設内容

室名	面積(m <sup>2</sup> )	定員(人)	室名	面積(m <sup>2</sup> )	定員(人)
第1学習室	96	50	和室1	73	30
第2学習室	48	30	和室2	48	20
軽スポーツ室	110	60	図工室	61	25
静養室	65	20	音楽室(1)	60	20
ふれあいの部屋	98	50	音楽室(2)	76	30
多目的ホール	175	156	料理室	67	30
第1講義室	67	60	会議室1	45	30
第2講義室	70	60	会議室2	45	30

### (3) 利用状況

区分	年度		
	平成27年度	平成26年度	平成25年度
青少年成人事業	6,795人	8,526人	8,496人
児童健全育成事業	104,279人	103,013人	117,941人
親子ふれあい事業	3,196人	4,443人	6,026人
世代間交流事業	11,169人	11,625人	10,337人
子育て支援事業	2,235人	3,136人	3,638人
貸し館等	105,322人	102,422人	105,494人
合計	232,996人	233,165人	251,932人

※世代間交流事業にフェットエスポアールも含む。

## 《図書館の充実》

### 1. 図書館

図書館は、市民の学習に役立つ資料や情報を提供する施設であり、芸術や文学を鑑賞し、地域文化の創造にかかわる場である。

いつでも、どこでも、だれでもが、必要とする知識や情報をどこまでも追求することができ、それによって自ら課題を解決できる場所として利用できるような図書館をめざしている。

そのため、全ての市民が利用しやすい「役立つ図書館」となるよう館外貸出、団体貸出、移動図書館、点字・録音図書の貸出、調査、相談、予約サービス、相互貸借のほか、講座・講演会、読書の普及活動などの各種行事を行っている。また、学校図書館との連携や子どもの読書環境の整備などにも積極的に取り組んでいく。

歴史関連事業としては、これまでに調査・収集した歴史資料を適切に保存し、市域の歴史に関する史料の調査・収集を継続して行うとともに、得られた歴史情報を提供していくことにより、郷土資料の充実・活用を図る。

#### (1) 中央図書館

##### ① 概要

所在地 寝屋川市池田西町28番22号（総合センター内4階）

構造 鉄筋コンクリート一部鉄骨造4階建

延床面積 2,528.40 m<sup>2</sup>

開設日 昭和52年11月3日

開館時間 午前9時～午後7時

（ただし、土・日曜日・祝日は、午前9時～午後5時）

休館日 毎月第1金曜日（国民の祝日と重なるときは、第2金曜日）、  
年末年始、特別整理期間

##### ② 主な施設

室名	面積(m <sup>2</sup> )	室名	面積(m <sup>2</sup> )
学習室	253.28	電算機械室	65.34
資料室	21.76	事務室兼作業室	171.34
おはなし室兼会議室	43.82	児童コーナー	200.00
参考資料室	127.62	閲覧室	834.34
倉庫	44.02	書庫	333.56
AVコーナー	106.59	その他	173.21
研修室	153.52	計	2,528.40

(2) 東図書館

① 概要

所在地 寝屋川市秦町41番1号 (市民会館内3階)  
構造 鉄筋コンクリート造4階建  
延床面積 543.76 m<sup>2</sup>  
開設日 昭和45年5月3日  
開館時間 午前9時30分～午後6時30分  
(ただし、土・日曜日・祝日は、午前9時30分～午後5時)  
休館日 毎月第2月曜日、年末年始、特別整理期間

(3) 寝屋川市駅前図書館 (Carrel - キャレル)

① 概要

所在地 寝屋川市早子町23番2 (アドバンスねやがわ二号館3階)  
構造 鉄筋コンクリート造3階建  
延床面積 1,226.08 m<sup>2</sup>  
開設日 平成25年4月1日  
開館時間 午前10時～午後9時  
休館日 毎月第3木曜日、年末年始、特別整理期間

② 施設

ア 駅前図書館

一般閲覧室・児童コーナー・インターネットコーナーなど 蔵書約5万冊

イ 市民ギャラリー

第1展示室 (54.8m<sup>2</sup>) ・第2展示室 (76.1m<sup>2</sup>) ・控室など

(4) 中央図書館分室

分室名	開館	開館時間
西北	水曜日	水曜 午後1時～午後4時30分
	土・日曜日・祝日の水曜日	土・日曜日・祝日の水曜日 午前10時～午後4時 (12時～13時休室)
南	〃	〃
東北	〃	〃
西南	〃	〃

(5) 移動図書館

車両台数1台、駐車場数31か所

## (6) 蔵書数

(平成28年3月31日現在)

種 類	蔵書数	備 考
一 般 書	323,154冊	AV・点字書含む
児 童 書	195,094冊	—
合 計	518,248冊	—

新 聞	中央図書館 12 種	東図書館 13 種	駅前図書館 12 種
雑 誌	中央図書館 137 種	東図書館 82 種	駅前図書館 106 種

## (7) 登録者数

(平成28年3月31日現在)

個人登録	団体登録			その他	
	地域文庫	学校園所	その他	点字・録音図書	協力館
127,031	1	45	51	(46)	34

【備考】 ( ) は個人登録のうち数

## (8) 貸出状況

(単位：冊)

区 分	中央図書館	東図書館	駅前図書館	分 室	移動図書館	合 計
平成27年度	525,031	51,342	428,232	154,554	14,566	1,173,725
平成26年度	463,339	216,860	353,886	150,474	14,828	1,199,387
平成25年度	506,277	220,534	324,961	154,574	14,899	1,221,245

## (9) 歴史情報の収集・保管・提供事業

市域の歴史に関する史料を調査・収集・保存し、得られた歴史情報を様々な形で市民に情報提供・公開する。

- ・市域の歴史に関する史料を調査し、収集する。
- ・収集した史料を適正に維持保存する。
- ・史料を分析研究し、様々な形の歴史情報にする。
- ・市域に関する史料を閲覧公開する。
- ・市域に関する歴史情報を市民に提供する。
- ・寝屋川市史等の販売、アフターケアを行う。

## 《家庭教育の支援》

### 1. 家庭教育推進事業

(1) ねやがわ子どもフォーラム2016

日 時 平成28年2月13日(土)

参加者数 837人、場所 市立中央公民館講堂 他

平成27年度から実行委員会において「元気子どもフォーラム」を名称変更。

(2) 家庭教育サポートチーム

学校教育経験者等12人でサポートチームを構成。中学校区15小学校に一人ずつ(計12人)派遣。子育てに不安や悩みを抱える家庭に対し、訪問・相談活動を実施し、家庭教育を支援する。

訪問回数 2,768回、相談件数 3,328件、児童対応 4,754回

(3) 家庭教育学級

実施回数 27回、延受講者数 1,097人、場所 コミュニティセンター、12中学校区小学校等

## 《関係機関・団体との協働》

### 1. 社会教育関係団体

(平成27年度)

団体名	会員数	内 容	主 な 事 業
寝屋川市立校園PTA協議会	約27,000人 41単位PTA	成人教育、生活指導、広報活動の3専門委員会を設置し、PTA活動を専門的に研究、討議を行い、子どもの健全育成をめざして、連携をとりながら意欲的な活動を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単位PTA相互の情報交換</li> <li>・会員相互の研修会</li> <li>・バレーボール親善交流会</li> <li>・ドッジボール親善交流会</li> <li>・市PTA大会(成人教育講座)</li> <li>・生活指導研修会</li> <li>・北河内・大阪府PTAとの連携</li> </ul>
寝屋川市文化連盟	約700人	華道、川柳、茶道、陶芸、書法、俳画、映像、写真、謡曲、邦楽、きもの着付、日本舞踊、アートフラワー、民舞連合会の計14団体からなり、市民文化の向上に寄与している。	文化連盟や各加盟団体の例会、機関紙「たちばな」の発行を始めとする幅広い活動を進めている。友好都市との文化交流や市民文化祭への積極的な参加。
寝屋川市音楽連盟	約450人	市民コーラス・合奏15団体で構成。音楽文化の向上、市民の自主活動の促進に寄与している。	寝屋川音楽祭への積極的な参加や加盟団体のコンサートの後援。
寝屋川市音楽団	20人	ジャズ演奏を通じて地域の音楽文化の振興に寄与している。	市内外でのコンサート活動や市民たそがれコンサートに出演。
寝屋川市青少年指導員会	120人	啓発活動や地域での体験交流活動、パトロール活動など、様々な活動を通して青少年の健全育成を図っている。	「中学生の主張」発表会や青少年育成促進事業、オアシス運動推進活動などの青少年育成市民啓発事業。

## 文化の振興を図る

### 《文化・芸術活動の促進》

#### 1. 文化振興条例と文化振興会議

文化の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、心豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現をめざすため、平成22年4月1日に文化振興条例を施行した。

また、条例に基づき文化振興会議を設置し、寝屋川市の文化振興に関する重要事項について意見を聴取している。

委員数 7人（学識経験者、関係団体の代表者、市民）

#### 2. 文化事業

(平成27年度)

事業名	実施月日	内 容	参加人数等
市民たそがれコンサート (市内2駅前)	5月23日 9月19日	市内駅前では寝屋川市音楽団によるジャズコンサートを開催し、市民が身近に音楽に触れる機会を提供する。	観客者数 555人
寝屋川ミュージックデー (アルカスホール)	7月18日、19日	市内の中学校・高校・高専・大学の吹奏楽部が一堂に会し、音楽活動を通じた交流と演奏技術の向上を図る。	参加者数 2,191人
第65回市民文化祭 (総合センター)	11月1日～3日	11月3日の文化の日を中心に、市民の文化活動の発展・鑑賞の場を提供し、自主的な文化芸術活動の促進を図る。 市民作品展（含 すさみ町作品展、あゆみ展）、市民音楽祭、市民芸能祭、市民演芸祭、市民茶会、市民映像作品発表会等	入場者数 9,876人
アルカス ピアノコンクール (アルカスホール)	10月24～25日、 10月31日～11月1日 (予選) 12月5日 ～6日(本選) 3月20日(ウィナーズコンサート)	アルカスホールのスタインウェイピアノ及び音響設備を活用した全国規模ピアノコンクールを開催し、音楽文化の振興を図る。	参加者数 667人
ミュージカル 「寝屋のはちかづき」 (アルカスホール)	2月3日～5日・7日	鉢かづき姫をテーマにした本格的なミュージカルを開催し、子どもの鑑賞機会の充実や地域に根ざした文化の振興を図る。	入場者数 2,388人

## 《文化の鑑賞などの機会の充実》

### 1. 地域交流センター（アルカスホール）

市民の文化活動及び交流の場の提供を行うとともに、市民のふれあいを通じたにぎわいを創出する場として平成23年4月1日に開館した。

#### (1) 概要

所在地	寝屋川市早子町12番21号
構造	鉄筋コンクリート造地下1階地上4階
敷地面積	1,747.23㎡
延床面積	3,360.28㎡
建築面積	1,103.24㎡
開設日	平成23年4月1日（平成23年3月1日購入）
指定管理者	株式会社 アステム（平成23年4月1日から指定管理者制度を導入）
指定期間	平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間
開館時間	午前9時～午後10時
休館日	12月29日から翌年1月3日まで
施設内容	
① メインホール	客席数359席 メインホール1階席 224席・車椅子スペース4席 メインホール2階席 124席・親子室7席
② 屋内その他	楽屋1・楽屋2・会議室1・会議室2・スタジオ・ギャラリー・フリースペース
③ 自転車駐車場	自転車68台・原動機付自転車10台

#### (2) 利用状況（室別利用者数）

【単位：人】

	平成27年度			平成26年度			平成25年度		
	平日	土日祝	計	平日	土日祝	計	平日	土日祝	計
メインホール	16,789	28,125	44,914	14,867	24,404	39,271	9,724	22,203	31,927
ギャラリー等 その他施設	16,034	23,943	39,977	16,876	18,971	35,847	14,808	16,481	31,289
合計	32,823	52,068	84,891	31,743	43,375	75,118	24,532	38,684	63,216

## 2. 池の里市民交流センター

市民の文化・スポーツ活動等の振興を図り、市民への社会教育活動の場を提供する。

### (1) 概要

所在地	寝屋川市池田西町24番5号
構造	鉄筋コンクリート造4階建（旧校舎棟） 鉄筋コンクリート造3階建（旧体育館棟）
敷地面積	10,000㎡
延床面積	4,584㎡
グラウンド面積	5,211㎡（サブグラウンド 964㎡を含む）
開設日	平成18年9月20日
開館時間	午前9時～午後9時 （ただし、文化財資料施設・自然資料施設は午後5時30分まで）
休館日	第4月曜日 （ただし、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日である場合は、その翌日） 12月29日から翌年1月3日まで

### 施設内容

- ① 体育施設（アリーナ・グラウンド・サブグラウンド・集会室）
- ② 文化財資料施設（考古資料展示室・遺物整理作業室兼体験学習室等）
- ③ 自然資料施設（自然資料展示室・自然体験学習室）
- ④ 多目的室（5室）

### (2) 利用状況

#### ① 多目的室（室別利用者数）

【単位：人】

年度 \ 室名	多目的室1	多目的室2	多目的室3	多目的室4	多目的室5	合計
平成27年度	5,148	5,401	5,546	9,675	5,553	31,323
平成26年度	5,127	6,726	6,001	10,297	5,588	33,739
平成25年度	4,509	3,801	5,837	10,940	5,729	30,816

#### 多目的室（分野別利用者数）

【単位：人】

年度 \ 分野	舞踊	美術	工芸	音楽	教養	スポーツ	合計
平成27年度	7,502	1,469	2,745	2,693	10,067	6,847	31,323
平成26年度	7,259	1,525	3,073	2,337	13,989	5,556	33,739
平成25年度	5,931	1,509	3,798	2,020	12,387	5,171	30,816

② 体育施設（区分別利用者数） 【単位：人】

年 度 \ 区 分	団体利用	個人利用	合計
平成27年度	62,983	550	63,533
平成26年度	63,308	262	63,570
平成25年度	57,496	338	57,834

③ 自然資料施設（体験学習室利用者数） 【単位：人】

年 度 \ 区 分	子 ど も	大 人	合 計
平成27年度	3,906	2,679	6,585
平成26年度	4,487	2,465	6,952
平成25年度	4,467	1,945	6,412

《文化財の収集・保存及び公開・活用》

1. 文化財

(1) 文化財保護審議会

寝屋川市文化財保護条例に基づき、市内の文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査、審議する。

委員数5人（学識経験者）

(2) 指定及び登録文化財

（平成28年3月31日現在）

種 別	名 称	所 在 地	指定年月日
国指定史跡	石宝殿古墳	打上元町1875番地の1	S48. 5. 10
〃	高宮廃寺跡	高宮二丁目15番1号	S55. 5. 13
国登録有形文化財	聖母女学院校舎	美井町18番10号	H 9. 5. 29
府指定史跡	寝屋川古墳	寝屋川公園2370番地	H 5. 11. 24
府指定天然記念物	神田天満宮のくすのき	上神田二丁目2番2号	S47. 3. 31
〃	春日神社のしいの社叢	国松町20番4号	S56. 6. 1
市指定史跡	太秦高塚古墳	太秦高塚町358番地他	H 9. 11. 3
〃	伝・秦河勝の墓	川勝町2番	〃
市指定有形文化財 ・彫刻	秋玄寺十三仏板碑	高宮二丁目8番18号	〃
〃	大念寺十三仏板碑（小）	堀溝二丁目9番4号	〃

種 別	名 称	所 在 地	指定年月日
〃	大念寺十三仏板碑 (大)	〃	〃
市指定有形文化財 ・考古資料	蔵骨器	長栄寺町6番4号	〃
市指定有形文化財 ・工芸品	正法寺梵鐘	寝屋一丁目10番1号	H10. 11. 3
〃	大念寺梵鐘	堀溝二丁目9番4号	〃
〃	正立寺梵鐘	黒原城内町16番17号	〃
市指定有形文化財 ・建造物	喜多家墓所 五輪塔 (地輪)	池田二丁目7番31号	〃
市指定有形文化財 ・考古資料	讚良川遺跡出土 土製耳飾り (耳栓)	打上宮前町3番1号 市立埋蔵文化財資料館	H11. 11. 3
〃	高宮八丁遺跡出土勾玉	〃	〃
市指定有形文化財 ・考古資料	長保寺遺跡出土古代船	市立埋蔵文化財資料館 及び市立池の里市民交流 センター考古資料展示室	H11. 11. 3
〃	高宮遺跡出土 墨書銘曲物桶	市立埋蔵文化財資料館	〃
市指定有形文化財 ・彫刻	明光寺十三仏板碑	打上元町31番6号	H12. 11. 3
市指定有形文化財 ・考古資料	明光寺雷神石	〃	〃
〃	高宮八丁遺跡出土櫛	市立埋蔵文化財資料館	〃
〃	高宮八丁遺跡出土貯蔵穴	〃	〃
〃	長保寺遺跡出土子持勾玉	〃	〃
〃	太秦古墳群出土鹿の埴輪	〃	〃
市指定有形文化財 ・彫刻	木造聖観音坐像	下神田町17番5号 法安寺	H15. 11. 3
市指定有形文化財 ・絵画	絹本着色方便法身尊像	太間町11番16号 西正寺	〃
〃	八相涅槃図	下神田町17番5号 法安寺	H16. 11. 3
市指定無形民俗文化財	三井のお弓行事	三井地区	H19. 11. 3
市指定有形文化財 ・建造物	菅原神社本殿	池田中町31番13号	H23. 11. 3

## 2. 寝屋川市立埋蔵文化財資料館

寝屋川市に關係する埋蔵文化財等の資料を収集、保管し、展示して市民の利用に供し、もって市民文化の向上を図る。

### (1) 概要

所在地	寝屋川市打上宮前町3番1号(寝屋川東ファミリータウン中1番館1階)
建物	鉄筋コンクリート造、陸屋根、地上14階、地下1階建の1階部分
面積	158.83㎡
開設日	昭和56年5月1日
開館時間	午前9時～午後5時30分
休館日	第4月曜日 (ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日である場合は、その翌日) 12月29日～1月3日まで、及び特別展示等準備期間(年間7日以内で、教育委員会が定める日)は、休館とする。
施設内容	展示室、学習室、作業室、収蔵庫、事務室

### (2) 入館者数

年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
入館者数	2,811人	2,730人	3,124人

## 3. 太秦高塚古墳公園

平成13年度に、5世紀後半築造の太秦高塚古墳(市指定史跡)を整備し、古墳公園として広く市民に公開し、憩いと学習の場を提供している。

### 《地域文化資源の活用》

#### 1. ネットワークサイン・ルート環境整備

市内に点在する史跡や文化財、公園、緑地等のネットワークルートに設置されている説明・誘導サインの修繕を計画的に行う。

#### 2. 新寝屋川八景の周知・活用

新寝屋川八景のパンフレットの活用や絵はがきの配布により、市民へ周知し郷土愛を深め、「ふるさと寝屋川」の継承に努める。

## スポーツ活動を推進する

市民一人ひとりが日常生活の中で、生涯にわたりスポーツに親しむことは、健康の保持増進と体力の向上に役立つだけでなく、明るく豊かで生きがいある生活を営む上で極めて重要であり、適切な体育・スポーツ活動を継続的に実施できるよう施策を推進する。

### 《スポーツ指導者の養成・活用》

#### 1. スポーツ指導者の育成と活用

各種研修会等を実施し、指導者の育成と資質の向上を図り、活動の場づくりに努める。

##### (1) 各種研修会・講習会

事業名	内容	27年度	26年度	25年度
スポーツ振興連盟 種目別講習会	競技種目別講習会	1,186人	1,164人	1,091人
スポーツインストラクター養成講習会	本市独自のスポーツ指導に関する資格認定講習	27人	20人	23人

##### (2) スポーツ推進委員の委嘱とスポーツ推進委員会の活動の促進

スポーツ基本法に基づき、市民スポーツの推進役として34人のスポーツ推進委員を委嘱している。

委嘱を受けた委員は、委員会を組織し、各種事業の推進を図っている。

##### (3) スポーツリーダーズバンクの設置

スポーツインストラクター養成講習会を修了し、スポーツリーダーズバンクに登録した者が、本市のスポーツリーダーとして、地域・職場・学校からのスポーツ指導者の要請に応じて、専門的な指導を行っている。また、平成16年度より各種スポーツ教室を開講し、市民スポーツの振興に力を注いでいる。

平成28年3月31日現在の登録総数：268人 平成27年度延派遣人数：263人

#### 2. 社会体育団体

特定非営利活動法人 寝屋川市スポーツ振興連盟

25団体が加盟し、市民体育大会の運営及び種目別春季・秋季大会、寝屋川市長杯、教育委員長杯、各協会・連盟会長杯等の競技スポーツ大会の開催、種目別審判講習会・技術講習会・教室等を実施している。

☆ 陸上競技協会、ソフトテニス協会、テニス協会、卓球協会、野外活動協会、剣道協会、柔道連盟、軟式野球連盟、空手道連盟、民踊協会、ラグビーフットボール協会、バレーボール連盟、ソフトボール協会、バドミントン協会、ゲートボール協会、インドアカ協会、グラウンド・ゴルフ協会、少林寺拳法連盟、サッカー協会、レスリング協会、バウンドテニス協会、バスケットボール協会、スポーツ少年団、ソフトバレーボール連盟、池の里クラブ

★ 平成27年度 9,090人登録

## 《施設の整備・充実》

### 1. 市民体育館

市民の体育及びスポーツの振興を図るとともに、青少年の健全育成並びに市民の体位向上に資するために設置し、市民スポーツの拠点として市民の利用に供している。

#### (1) 概要

所在地 寝屋川市下木田町16番16号  
構造 鉄筋コンクリート一部鉄骨造、地下1階地上3階、塔屋  
敷地面積 8,415.60 m<sup>2</sup> 延床面積 7239.78m<sup>2</sup>  
開設日 昭和49年10月10日（リニューアルオープン 平成8年4月1日）  
指定管理者 特定非営利活動法人 寝屋川市スポーツ振興連盟  
(平成20年4月1日から指定管理者制度を導入)  
指定期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間  
開館時間 午前9時～午後9時  
休館日 毎月第3火曜日  
(ただし、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日)  
12月29日から翌年1月3日まで

#### 使用種別と申込方法

団体使用 10人以上の者で構成される団体を対象に、2か月前の1日～14日の間に申込みをし、15日に抽選（以後は、空き状況に応じて随時受付）  
個人使用 個人を対象に、使用当日に先着順で受付

#### (2) 利用状況

年度 区分	団体利用	個人利用	合計
平成27年度	113,045人	51,750人	164,795人
平成26年度	118,303人	49,280人	167,583人
平成25年度	52,765人	19,642人	72,407人

(平成25年度 8月15日～3月31日 耐震補強等工事のため全館使用中止)

(平成27年度 12月4日～12月28日 受変電設備改修工事等のため全館使用中止)

#### (3) オープス・スポーツ施設情報システム

登録総件数 3,456件（平成28年3月31日現在）

## 2. 野外活動センター

野外活動を始め、その他社会教育に係る学習の場を提供し、生涯学習の振興のため市民の利用に供している。

### (1) 概要

所在地	四條畷市大字下田原2237
総面積	19,929 m <sup>2</sup>
開設日	昭和47年7月
指定管理者	特定非営利活動法人 ナック (NAC) (平成17年4月1日から指定管理者制度を導入)
指定期間	平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間
収容人員	宿泊・日帰り 250人
休所日	毎月(7月及び8月を除く)第3火曜日(ただし、その日が国民の祝日に当たるときは、その翌日) 年末年始(12月28日～翌年1月4日)
申込方法	宿泊利用の場合は、利用日の2か月前の1日～14日の間に申込みをし、15日に抽選(以降は、空き状況に応じて随時受付、宿泊に係る使用は10日前まで)
施設内容	管理棟、ロジ(8人用5棟、20人用1棟、30人用1棟、40人用2棟、80人用1棟)、工作室、天体ドーム、自然学習室、野鳥観察小屋、屋外ステージ、キャンプファイヤー場、アスレチック、散策道、炊事場、シャワー室、トイレ

### (2) 利用状況

年度	区分	団体		ファミリー		合計
		日帰り	宿泊	日帰り	宿泊	
平成27年度	利用者数	12,856人	6,675人	2,869人	1,893人	24,293人
	利用団体数	519件	267件	471件	259件	1,516件
平成26年度	利用者数	12,090人	6,857人	2,261人	981人	22,189人
	利用団体数	498件	269件	387件	177件	1,331件
平成25年度	利用者数	11,524人	7,004人	1,970人	1,185人	21,683人
	利用団体数	448件	261件	337件	201件	1,247件

### (3) 野外活動センター予約案内システム

登録総件数 9,159件(平成28年3月31日現在)

## 3. 淀川河川グラウンド

野球・ソフトボールグラウンド 4面

少年野球場 1面

多目的広場(ラグビー場) 1面

## 《スポーツ・レクリエーション活動の充実》

### 1. 大会及び行事

名 称	実施月	平成27年度	平成26年度	平成25年度
市民体育大会	4月～1月	6,747人	6,442人	6,904人
北河内地区総合体育大会	5月～7月	411人	388人	408人
大阪府総合体育大会	8月～10月	144人	91人	61人
三島・北河内地区対抗柔道大会	11月	3人	6人	5人
北河内地区駅伝競走大会	2月	26人	31人	20人
大阪府市町村対抗駅伝競走大会	2月	23人	29人	20人
市民ウォーキング	9月・3月	443人	379人	249人
エンジョイフェスタ in ねやがわ	10月	28,742人	28,302人	雨天中止
寝屋川ハーフマラソン	2月	5,898人	5,569人	5,179人

(平成27年度「寝屋川 元気 夢まつり」から「エンジョイフェスタ in ねやがわ」に名称変更)

### 2. スポーツ教室

市民の健康の保持増進のため、寝屋川市教育委員会、市民体育館指定管理者、スポーツ振興連盟傘下団体及び総合型地域スポーツクラブ池の里クラブ等が主催し、2歳から高齢者を対象とした各種スポーツ教室を通年で開催している。

## 《学校体育施設などの開放》

### 1. 一般開放スポーツ施設

- ① 小・中学校体育施設開放  
36小・中学校体育館、運動場
- ② 中学校夜間照明  
第一・第三・第五・第八・中木田中学校
- ③ 府立高校等学校開放  
高等学校及び府立大学工業高等専門学校のグラウンド4校、テニスコート2校
- ④ パナソニックスポーツセンター  
体育館、テニスコート、柔道場、剣道場、卓球場、グラウンド

## 官公署と施設一覧表

名 称	所 在 地	電 話
<b>寝屋川市役所</b>	本町1番1号	(824) 1181
西北コミュニティセンター	松屋町20番30号	(833) 0120
南コミュニティセンター	下木田町16番50号	(821) 0301
東北コミュニティセンター	成田町3番3号	(832) 3791
西コミュニティセンター	葛原二丁目7番1号	(838) 1524
西南コミュニティセンター	上神田一丁目30番1号	(838) 2322
東コミュニティセンター	高宮新町32番2号	(820) 2281
男女共同参画推進センター	東大和町2番14号(産業振興センター5階)	(800) 5789
ふれあいプラザ香里	香里南之町19番17号	(835) 3335
市民活動センター	秦町41番1号(市民会館4階)	(812) 1116
消費生活センター	桜木町5番30号	(828) 0428(事務) (828) 0397(相談)
市民会館	秦町41番1号	(823) 1221
ねやがわシティ・ステーション	早子町16番11-101号 (京阪寝屋川市駅南口1階)	(801) 1071
香里園シティ・ステーション	香里南之町16番15号(JAビル香里1階)	(832) 4131
萱島シティ・ステーション	萱島本町19番1号 (京阪萱島駅東改札口前)	(823) 6962
堀溝サービス窓口	堀溝三丁目10番20号	(811) 5571
西シティ・ステーション	池田西町28番22号(総合センター1階)	(838) 0324
東シティ・ステーション	打上宮前町3番1号 (寝屋川東ファミリータウン中1番館1階)	(822) 3380
産業振興センター(にぎわい創造館)	東大和町2番14号	(828) 0751
クリーンセンター	寝屋南一丁目2番1号	(824) 0911 (820) 7400(収集)
緑風園	讃良東町7番1号	(823) 7758
中央高齢者福祉センター	成田町3番6号	(832) 0050
東高齢者福祉センター	明和一丁目1番30号	(822) 3961
太秦高齢者福祉センター	太秦元町14番22号	(822) 0350
西高齢者福祉センター	池田西町28番22号(保健福祉センター内)	(838) 1441
東障害福祉センター	明和一丁目13番23号	(823) 8525
あかつき・ひばり・第2ひばり園	大谷町6番1号	(823) 6287
すばる・北斗福祉作業所	大谷町7番1号	(824) 4664
大谷の里	大谷町7番1号	(820) 6106
こどもセンター	八坂町28番13号	(839) 8815
南寝屋川公園管理事務所	讃良東町6番1号	(824) 6262
市民テニスコート・市民グラウンド	//	//
公園墓地管理事務所(墓地・納骨堂)	池の瀬町5番2号	(823) 5699
寝屋川斎場	//	(831) 2131
自転車の駅	太秦高塚町7番1号	(824) 2250

名 称	所 在 地	電 話
上下水道局	本町15番1号	(824)1181
教育委員会	本町1番1号	(824)1181
教育研修センター	池田新町3番23号	(838)0144
埋蔵文化財資料館	打上宮前町3番1号	(822)3381
エスポアール	錦町21番3号	(828)4141
市民体育館	下木田町16番16号	(824)5858
野外活動センター	四條畷市大字下田原2237	(0743)78-1910
中央図書館	池田西町28番22号(総合センター内)	(838)0141
東図書館	秦町41番1号(市民会館内)	(823)0661
寝屋川市駅前図書館(キャレル)	早子町23番2号	(811)5544
駅前図書館	(アドバンスねやがわ二号館内)	
市民ギャラリー		
中央公民館	池田西町28番22号(総合センター内)	(838)0189
池の里市民交流センター	池田西町24番5号	(838)0188
体育施設		(839)7004
自然資料施設		(839)6882
青少年の居場所(スマイル)		(838)0195
(ハピネス)	八坂町28番13号	(827)4531
地域交流センター(アルカスホール)	早子町12番21号	(821)1240
学び館	明和一丁目13番23号	(822)3311
総合センター	池田西町28番22号	(824)1181
福祉事務所	〃	(824)1181
シルバー人材センター	〃	(838)1177
社会福祉協議会	〃	(838)0400
保健福祉センター	池田西町28番22号	(838)1631
保健福祉公社	〃	(838)0421
保健福祉センター診療所	〃	(828)3931
北河内夜間救急センター	枚方市禁野本町二丁目13番13号	(840)7555
保育所		
市立 さくら保育所	対馬江西町15番16号	(829)0540
たんぽぽ保育所	打上南町2番1号	(823)2433
さつき保育所	三井が丘四丁目10番1号	(823)7141
さざんか保育所	寿町15番6号	(834)1555
コスモス保育所	長栄寺町22番13号	(828)9111
あざみ保育所	下木田町16番53号	(823)1367
私立 寝屋川東保育園	秦町34番11号	(821)0533
豊野保育園	豊野町2番36号	(821)2150
常盤学園保育所	小路南町16番13号	(824)5055
太陽保育園	高柳四丁目6番23号	(827)1291
本町保育園	本町13番3号	(823)1212
国松保育園	国松町39番3号	(821)6123
寝屋川めぐみ保育園	緑町13番20号	(833)0020
寝屋川なかよし保育園	長栄寺町6番18号	(829)0948
明德保育園	明德二丁目11番18号	(822)0841
仁和寺保育園	仁和寺本町六丁目7番2号	(827)8060

名 称	所 在 地	電 話
池田保育園	池田本町4番10号	(827)3456
桜木保育園	桜木町6番11号	(829)5921
きんもくせい保育園	木屋町6番3号	(833)1717
アカシヤ保育園	石津南町13番10号	(827)2324
ゆりかご保育園	点野四丁目1番32号	(827)5555
こまどり保育園	仁和寺本町三丁目12番20号	(838)1515
第3きんもくせい保育園	河北西町18番1号	(822)0707
神田保育園	上神田一丁目26番27号	(838)0234
エルミン保育園	黒原橘町14番23号	(838)0415
打上保育園	梅が丘一丁目5番35号	(821)1129
寝屋保育園	寝屋一丁目19番10号	(822)0045
石津保育園	石津東町20番20号	(829)0800
第2アカシヤ保育園	打上宮前町6番26号	(825)1922
第2寝屋川なかよし保育園	長栄寺町6番18号	(829)0948
こっこ保育園	中木田町13番5号	(820)3939
あやめ保育園	萱島南町12番3号	(822)1318
ひまわり保育園	松屋町12番10号	(831)4764
かえで保育園	中神田町2番2号	(829)8218
たちばな保育園	木田町2番8号	(821)0126
なでしこ保育園	美井元町28番3号	(832)3777
しらゆり保育園	堀溝北町25番1号	(822)3935
すずらん保育園	高柳五丁目28番1号	(827)5544
大阪聖母保育園	東香里園町9番6号	(802)5610
もくれん保育園	錦町21番6号	(827)1330
ひなぎく保育園	木田元宮一丁目13番12号	(824)3886
<b>認定こども園</b>		
池田すみれこども園	池田一丁目20番15号	(828)5733
<b>認可外保育施設</b>		
みつばち保育園	香里新町22番3号 カミネツ 208	(802)0155
くるみ保育園	早子町13番10号 よしみビル2階	(811)0101
みつばち保育園 寝屋川園	八坂町20番13号	(826)8869
<b>病児保育所</b>		
つくし	川勝町9番1号	(823)1621
みなみ	長栄寺町6番38号	(828)4150
<b>幼稚園</b>		
市立 北幼稚園	寿町57番3号	(831)4875
中央幼稚園	初町19番1号	(822)7270
南幼稚園	下木田町6番1号	(822)7425
神田幼稚園	東神田町35番6号	(829)2010
啓明幼稚園	高柳六丁目18番1号	(828)9789
私立 香里幼稚園	東香里園町31番3号	(832)5241
成田幼稚園	成田町10番8号	(833)2028
寝屋川幼稚園	大和町32番33号	(829)4152
恵愛幼稚園	田井町24番5号	(831)1308

名 称	所 在 地	電 話
太秦幼稚園	高宮あさひ丘2番2号	(822)2280
旭学園第二幼稚園	黒原旭町5番5号	(826)2485
三井中央幼稚園	三井が丘二丁目5番3号	(823)6300
やまなみ幼稚園	梅が丘一丁目5番1号	(821)0864
<b>小学校</b>		
市立 東小学校	太秦元町2番1号	(825)9001
西小学校	高柳三丁目1番27号	(838)9757
南小学校	下木田町16番15号	(825)9007
北小学校	寿町57番29号	(835)9291
第五小学校	成田西町2番3号	(835)9294
成美小学校	錦町23番45号	(838)9760
明和小学校	打上高塚町4番1号	(825)9004
池田小学校	池田二丁目1番7号	(838)9751
中央小学校	初町1番25号	(825)9002
啓明小学校	高柳六丁目3番1号	(838)9761
三井小学校	三井が丘三丁目7番3号	(835)9297
木屋小学校	豊里町19番22号	(835)9311
木田小学校	木田元宮一丁目17番1号	(825)9010
神田小学校	東神田町27番1号	(838)9754
堀溝小学校	堀溝三丁目10番8号	(825)9008
田井小学校	田井西町9番1号	(838)9292
桜小学校	池田新町3番23号	(838)9752
点野小学校	点野五丁目26番1号	(838)9758
和光小学校	黒原橘町30番1号	(838)9755
国松緑丘小学校	国松町47番1号	(825)9295
楠根小学校	楠根南町21番1号	(825)9011
梅が丘小学校	梅が丘二丁目10番1号	(825)9005
宇谷小学校	宇谷町8番1号	(825)9298
石津小学校	石津元町8番1号	(838)9312
私立 大阪聖母学院小学校	美井町18番10号	(831)8451
<b>中学校</b>		
市立 第一中学校	高宮新町32番1号	(825)9000
第二中学校	池田西町27番7号	(838)9750
第三中学校	田井町17番3号	(835)9290
第四中学校	打上新町4番1号	(825)9003
第五中学校	上神田二丁目8番1号	(838)9753
第六中学校	成田町3番6号	(835)9293
第七中学校	讃良東町1番1号	(825)9006
第八中学校	点野五丁目28番1号	(838)9756
第九中学校	高柳四丁目16番16号	(838)9759
第十中学校	成田南町20番7号	(835)9296
友呂岐中学校	日新町2番25号	(835)9310
中木田中学校	中木田町7番1号	(825)9009

名 称	所 在 地	電 話
私立 大阪聖母女学院中学校	美井町18番10号	(831)1381
同志社香里中学校	三井南町15番1号	(831)0285
<b>高等学校</b>		
府立 寝屋川高等学校	本町15番64号	(821)0546
北かわち阜が丘高等学校	寝屋北町1番1号	(822)2241
西寝屋川高等学校	葛原二丁目19番1号	(828)6700
私立 同志社香里高等学校	三井南町15番1号	(831)0285
大阪聖母女学院高等学校	美井町18番10号	(831)1381
<b>高等専門学校</b>		
府立 府立大学工業高等専門学校	幸町26番12号	(821)6401
<b>大学</b>		
私立 大阪電気通信大学	初町18番8号	(824)1131
摂南大学	池田中町17番8号	(839)9102
<b>支援学校</b>		
府立 寝屋川支援学校	寝屋川公園2100番地	(824)1024
アドバンスねやがわ管理株式会社	早子町23番2-217号	(823)3751
北河内4市リサイクル施設組合	寝屋南一丁目7番1号	(823)2038
寝屋川警察署	豊野町26番26号	(823)1234
枚方寝屋川消防組合・消防本部	枚方市新町一丁目7番11号	(852)9903
寝屋川消防署	池田二丁目11番73号	(852)9966
西出張所	春日町20番22号	(852)9860
南出張所	下木田町16番17号	(852)9866
明和出張所	打上宮前町2番3号	(852)9869
秦出張所	秦町2番5号	(852)9875
三井出張所	三井南町25番2号	(852)9872
神田出張所	東神田町22番6号	(852)9863
国土交通省近畿地方整備局	桜木町20番5号	(828)7025
淀川河川事務所寝屋川浄化揚水機場		
近畿運輸局大阪運輸支局	高宮栄町12番1号	(821)9176
淀川河川公園太間サービスセンター	太間町7番31号	(838)0888
大阪府枚方土木事務所太間排水機場	太間町18番1号	(829)7557
大阪府枚方土木事務所門真工区	堀溝一丁目1番15号	(820)0851
大阪府東部流域下水道事務所萱島工区	東神田町37番1号	(839)5975
大阪府中央子ども家庭センター	八坂町28番5号	(828)0161
大阪府寝屋川保健所	八坂町28番3号	(829)7771
大阪府水生生物センター	木屋元町10番4号	(833)2770
大阪府北部家畜保健衛生所	木田町14番5号	(826)0332
大阪府寝屋川公園管理事務所	寝屋川公園1707番地	(824)8800
大阪市水道局豊野浄水場	太秦高塚町1番1号	(823)2321
寝屋川郵便局	初町4番5号	(820)2609

---

---

平成28年12月

## ねやがわ市政概要

編集・発行 寝屋川市議会事務局  
寝屋川市本町1番1号  
TEL 072 (824) 1181  
FAX 072 (822) 0910  
印刷コスト一部1,296円

印刷 田中耕印刷株式会社

---

---